

風水害等対策編

第1章 総則

第1節 計画作成の目的

1 目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、住民の生命、身体及び財産の安全と保護を図るため、伯耆町における災害の防止及び被害の軽減並びに災害復旧のための諸施策に関する基本的事項を総合的に定め、もって防災活動の効果的な実施を図ることを目的とする。

2 計画の構成

この計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき伯耆町防災会議が作成する「伯耆町地域防災計画」の「風水害等対策編」である。

伯耆町地域防災計画は、本編のほか、「震災対策編」、「大規模事故対策編」、「資料編」からなる。

3 計画の基本方針

この計画は、町をはじめとする防災関係機関の責任を明確にするとともに、総合的、計画的な災害対策の整備並びに推進を図るものであり、計画の樹立及び推進にあたっては、下記の諸点を基本とする。

- (1) 自主防災体制の確立
- (2) 町、県、防災関係機関及び住民それぞれの役割と連携
- (3) 防災関係機関相互の協力体制の推進
- (4) 災害対策事業の推進
- (5) 関係法令の遵守

4 計画の修正

この計画は、災害対策基本法第42条第1項の規定に基づき、毎年検討を加え、必要があるときはこれを修正する。

5 その他の法令に基づく計画との関係

この計画は、災害対策基本法第42条第1項に規定のとおり、防災業務計画又は鳥取県地域防災計画に抵触するものであってはならない。なお、強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靭化基本法（平成25年法律第95号）第13条に基づく「鳥取県西部町村国土強靭化地域計画」は、本計画の指針の一つである。

6 計画の周知徹底

町及び防災関係機関は、平素から訓練、研修、広報その他の方法により、この計画の習熟並びに周知徹底に努めなければならない。

- (1) 防災教育及び訓練の実施

町及び防災関係機関はもとより、一般企業・団体等においても災害を未然に防止するとともに、その被害の軽減のため、地域住民等の参加を得て、防災に関する教育及び訓練を実施するものとする。

- (2) 防災広報の徹底

町及び防災関係機関は、地域住民の防災に対する知識の普及・意識啓発のため、あらゆる機会

をとらえ、広報媒体を利用した広報の徹底を図るものとする。

7 住民の責務

町民が「自助」「共助」の考え方に基づき、災害による被害を少しでも軽減し、又はなくすために様々な取組を実施する。

鳥取県防災及び危機管理に関する基本条例（平成23年鳥取県条例第43号）により、防災及び危機管理は、次に掲げる事項を基本として、町民、事業者、町、県及び国の機関がそれぞれの役割を果たすとともに、相互に連携して行うものとされており、町民もその役割を果すことが求められている。

- 自助(自己の生命、身体及び財産を自ら守ることをいう。以下同じ。)、共助(住民が互いに助け合ってその生命、身体及び財産を守ることをいう。以下同じ。)及び公助(市町村、県又は国が住民の生命、身体及び財産を守ることをいう。以下同じ。)の取組を総合的に推進すること。
- 災害時支え愛活動(災害又は危機が発生した場合に、住民による支え愛避難所の運営その他の人と人とのきずなの強さを生かして地域で自主的に行われる共助の取組をいう。以下同じ。)については、本県の地域の特性を生かしたものとして積極的に取り組むこと。
- 高齢者、障がい者、外国人等多様な者の特性に配慮した取組を推進すること。
- 災害及び危機の発生は避けられないことを前提として、それによる人の生命、身体及び財産に対する被害を少しでも軽減し、又はなくすという目標を達成するために、状況に応じて予防対策、応急措置、復旧対策等の様々な取組を積み重ねていくこと。
- 災害及び危機の発生の頻度及び発生した場合における被害の程度の予測に基づく災害及び危機の危険性に関する情報を交換し、及び共有すること。

(1) 住民の責務

災害対策基本法により、町民は、食品、飲料水その他の生活必需物資の備蓄その他の自ら災害に備えるための手段を講ずるとともに、防災訓練その他の自発的な防災活動への参加、過去の災害から得られた教訓の伝承その他の取組により防災に寄与するよう努めなければならない。

また、鳥取県防災及び危機管理に関する基本条例により、町民は、災害及び危機に備えて、情報の収集、食料等の備蓄その他の自助の取組及び自主防災組織の活動への参加その他の共助の取組を推進すること、及び、災害又は危機が発生した場合は、被害の発生又は拡大を回避し、互いに協力して助け合うとともに、被害を受けた生活の再建及び地域社会の再生に努めるものとされている。

具体的には、災害を未然に防止し、災害による被害を最小限に食い止めるため、次のような行動を期待する。

ア 日頃の備え

(ア) 気象、災害等の基礎知識を身につけておく。

- a 本町の自然条件等について正しく理解し、風水害や地震災害等の発生の危険性などの基礎知識を習得する。
- b 気象注意報や気象警報等の発令時に適切な行動が取れるよう、発令内容の意味を理解する。

(イ) 家族でする防災

- a 家の中で危険なところを確認しておく。（家屋の耐震診断・改修や、負傷の防止や避難路の確保の観点からの家具固定等の転倒防止対策やブロック塀等の転倒防止対策安全対策

もしておく。)

- b 防災マップ等から周辺地域の危険なところを把握する。（浸水、土砂災害、搖れやすさ、液状化危険度、孤立危険度など。）
- c 避難場所や安全な避難ルートを確認しておく。
- d 災害が起こったときの連絡方法や集合場所を確かめておく。
- e 災害用伝言ダイヤル等の使用方法を習得する。（体験利用等を通じて、定期的に確認する。）
- f 家族一人ひとりの役割を話し合っておく。
- g 3日分の食料、飲料水、携帯トイレ、トイレットペーパー等の備蓄、非常持ち出し品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備、飼い主によるペットの同行避難や避難所での飼養についての準備等をしておく。なお、万が一、災害時にペットが逃亡し、行方がわからなくなってしまった場合に備え、ペットへのマイクロチップ挿入や所有者名等を記した首輪等を装着することにより、ペットが保護された際にその所有者が確認できるようにすることが望ましい。
- h 備蓄に当たっては、各自のニーズに配慮する。（特に子どもや女性、高齢者などの視点に配慮する。）

(ウ) 地域でする防災

- a 自主防災組織を結成し、及び参加する。
- b 消防団に参加する。
- c 防災訓練や研修会に参加する。
- d 救命救急講習等に参加し、応急手当についての基礎知識を習得する。
- e 町と連携して地域の避難行動要支援者の把握に努め、災害時の避難支援体制を構築する。

イ 災害が起りそうなとき

(ア) 家族でする防災

- a 町、県やテレビ、ラジオ等からの情報に注意する。特に、夜間等に災害が発生するおそれがあるような場合には携帯電話や防災ラジオ等を就寝時も身近に置く等、確実に避難勧告等の情報を入手できるようにしておく。
- b 災害に備えて、家の中での準備や家の外の安全対策をする。
- c 危険な場所に近づかない。
- d 危険が迫ってきたら、町長の発出する避難勧告等による避難、又は自ら自主的に避難する。
- e 定められた場所に安全に避難する。（切迫しているときは、緊急的な避難行動をとる。）
- f 避難は、なるべく自家用車は使わず原則徒歩で行う。

(イ) 地域でする防災

- a 情報の収集・伝達、住民の避難誘導をする。（特に避難行動要支援者に配慮する。）
- b 異常があれば、すぐに関係機関に通報する。

ウ 災害が起ったとき

- (ア) 初期消火や負傷者等の救出・救援を行う。（ただし、自分の身を守ることを最優先する。）
- (イ) 家屋に被害が生じた場合は、安全が確認できるまで立ち入らない。（被災建築物の応急危

険度判定。)

(ウ) 避難所運営に積極的に参加するなど、適切な行動に努める。

エ 住民及び事業者による地区の防災活動の推進

(ア) 住民及び事業者

町内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築等自発的な防災活動の推進に努めるものとする。この場合、必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として町防災会議に提案するなど、町と連携して防災活動を行うこととする。

(イ) 町

町地域防災計画に地区防災計画を位置付けるよう町内の一定の地区的住民及び当該地区に事業所を有する事業者から提案を受け、必要があると認めるときは、町地域防災計画に地区防災計画を定めるものとする。

第2節 町及び防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

伯耆町、県、警察本部、消防局、自衛隊等防災関係機関は、それぞれの所掌事務又は業務を通じて鳥取県の地域に係る防災に寄与するものとする。

災害対策基本法第40条第2項に規定する各機関が防災に関して処理すべき事務又は業務の大綱は、次のとおりとする。

1 町

- (1) 町防災会議に関する事務
- (2) 防災に関する組織の整備
- (3) 防災に関する訓練及び防災思想の普及
- (4) 防災に関する物資及び資機材の備蓄及び整備
- (5) 防災に関する施設及び設備の整備
- (6) 災害情報の収集及び伝達並びに被害調査
- (7) 水防、消防その他の防災活動の実施及び他市町村に対する応援措置
- (8) 被災者の救難、救助その他の保護
- (9) 被災者の医療、助産の実施
- (10) 避難の勧告又は指示
- (11) 災害時の文教対策
- (12) 清掃、防疫その他の保健衛生対策
- (13) 施設及び設備の応急復旧
- (14) 緊急輸送の確保
- (15) 災害復旧の実施
- (16) 町内の関係団体、防災上重要な施設の管理者等が実施する災害応急対策等の指導、援助及び調整

2 消防（西部広域行政管理組合消防局、米子消防署伯耆出張所）

- (1) 消防に関する組織の整備
- (2) 消防に関する訓練及び防災思想の普及
- (3) 消防に関する物資及び資機材の備蓄及び整備
- (4) 消防に関する施設の整備
- (5) 消防その他の防災活動の実施及び他市町村に対する応援措置
- (6) 被災者の救難、救助その他の保護
- (7) 管内の関係団体、防災上重要な施設の管理者等が実施する災害応急対策等の指導、援助及び調整

3 県・警察本部

- (1) 鳥取県防災会議に関する事務
- (2) 防災に関する組織の整備
- (3) 防災に関する訓練及び防災思想の普及
- (4) 防災に関する施設及び設備の整備
- (5) 防災に関する物資及び資機材の備蓄及び整備
- (6) 災害情報等の収集及び伝達並びに被害調査
- (7) 水防その他の応急措置
- (8) 被災者の救助及び救護措置
- (9) 災害時の文教対策
- (10) 清掃、防疫その他の保健衛生対策
- (11) 施設及び設備の応急復旧
- (12) 交通規制及び災害警備
- (13) 緊急輸送の確保
- (14) 災害復旧の実施
- (15) 町が処理する防災に関する事務又は業務の実施についての指導、援助及び調整

4 指定地方行政機関

- (1) 中国四国農政局
 - ア 農地防災事業及び地すべり防止対策事業による農地、農業用施設等の防護
 - イ 農地防災施設又は農業水利施設の維持管理の指導
 - ウ 農作物等に対する被害防止のための営農技術指導
 - エ 営農資材及び生鮮食料品等の供給指導、病害虫の防除、家畜の衛生管理等の災害応急対策
 - オ 農地、農業用施設、地すべり防止施設及び農業共同利用施設についての災害復旧事業
 - カ 被害農林漁業者が必要とする天災融資法に基づく災害資金、株式会社日本政策金融公庫資金等の融資
 - キ 災害時における主要食料の供給対策
- (2) 中国地方整備局
 - ア 直轄土木施設の計画、整備、災害予防、応急復旧及び災害復旧
 - イ 地方公共団体等からの要請に基づく応急復旧用資機材、災害対策用機械等の提供
 - ウ 国土交通省所掌事務に関わる地方公共団体等への勧告、助言
 - エ 災害に関する情報の収集及び伝達

- オ 洪水予報及び水防警報の発表及び伝達
- カ 災害時における交通確保
- キ 緊急災害対策派遣隊（T E C – F O R C E）の被災地方公共団体への派遣

(3) 大阪管区気象台（鳥取地方気象台）

- ア 気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表
- イ 気象、地象(地震にあっては、発生した断層運動による地震動に限る)及び水象の予報及び警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説
- ウ 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備
- エ 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言
- オ 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発

(4) 第八管区海上保安本部（美保航空基地）

- ア 情報の伝達・周知
- イ 治安の維持

(5) 陸上自衛隊（第8普通科連隊）

- ア 防災関係資料の基礎調査
- イ 災害派遣計画の作成
- ウ 防災に関する訓練の実施
- エ 人命又は財産の保護のために緊急に行う必要のある応急救援又は応急復旧
- オ 災害救助のため防衛省の管理に属する物品の無償貸付及び譲与

5 指定公共機関

(1) 日本郵便株式会社（鳥取支店）

- ア 災害時における郵便業務
- イ 災害時における為替貯金、簡易保険等の非常取扱い及び災害つなぎ資金の融資

(2) 日本赤十字社（鳥取県支部）

- ア 被災者の医療、助産その他の救護活動の実施
- イ 災害時の応援救護班及び一般ボランティアとの連絡調整
- ウ 義援金品の募集及び配分
- エ 血液搬送
- オ 無線奉仕団による情報収集及び関係機関との連絡
- カ 救援物資の配布
- キ 赤十字奉仕団のボランティア活動の調整

(3) 日本放送協会（N H K 鳥取放送局）

- ア 気象予警報、災害情報等の報道
- イ 災害時における災害状況の収集及び報道

(4) 西日本高速道路株式会社（中国支社）

災害時の高速自動車国道における輸送路の確保

(5) 西日本旅客鉄道株式会社（J R 西日本米子支社）

- ア 鉄道施設の災害予防
- イ 災害時における救助物資及び人員の緊急輸送

ウ 鉄道施設の応急対策及び災害復旧

(6) 西日本電信電話株式会社（N T T 西日本鳥取支店）、株式会社N T T ドコモ中国支社（鳥取支店）

ア 通信施設、設備の災害予防及び非常時の通信確保等

イ 通信施設、設備の応急対策及び災害復旧

(7) 中国電力ネットワーク株式会社（米子ネットワークセンター）

ア 電力施設の災害予防

イ 災害時における電力の供給対策

ウ 電力施設の応急対策及び災害復旧

6 指定地方公共機関

(1) 日ノ丸自動車株式会社（米子支店）

災害時における自動車による人員の緊急輸送

(2) 株式会社新日本海新聞社、株式会社山陰中央新報社

ア 災害時における災害状況の収集及び報道

イ 災害時における住民への情報の周知

(3) 日本海テレビジョン放送株式会社、株式会社山陰放送、山陰中央テレビジョン放送株式会社、株式会社エフエム山陰、株式会社中海テレビ放送

ア 気象予警報、災害情報等の報道

イ 災害時における災害状況の収集及び報道

(4) 一般社団法人鳥取県トラック協会

災害時における貨物自動車による救助物資及び避難者の輸送

(5) 公益社団法人鳥取県医師会

災害時における医療救護の実施

(6) 一般社団法人鳥取県L Pガス協会

L Pガス施設の災害予防及び災害時におけるL Pガスの供給対策

7 公共的団体

(1) 商工会（伯耆町商工会）

ア 町が行う商工業関係被害調査、応急対策に対する協力

イ 災害時における物価安定についての協力

ウ 救助物資、復旧資材の確保についての協力、あっせん

(2) 農業協同組合（J A鳥取西部町内各支所）

ア 町が行う農林関係被害調査、応急対策に対する協力

イ 農林産物の災害応急対策に対する指導

ウ 被災農家に対する資金の融通又はそのあっせん

エ 農林生産資材等の確保、あっせん

(3) 公益社団法人鳥取県西部医師会

災害時における医療救護の実施

(4) 社会福祉法人伯耆町社会福祉協議会

ア 災害時のボランティア活動に関する連絡調整

イ 行政及び福祉関係機関との連携

第3節 伯耆町の概況と災害の記録

1 自然的条件

(1) 位置及び地勢

本町は鳥取県の西部にあり、県庁所在地の鳥取市から約100km、県西部の中心都市である米子市から約8kmの距離にあり、大山隠岐国立公園の中心である大山の西麓に位置している。町の東側は大山町及び江府町、西側は南部町、南側は日野町、北側は米子市及び大山町にそれぞれ接し、面積は139.44km²である。

町内を県下三大河川の一つである日野川が南北に流れ、その流域に平坦部を形成している。東部から北東部にかけては、大山山麓の形成する榎水高原から水無原に連なる高原地帯となだらかな丘陵地が広がり、南東部は渓谷状をなしており、南部から南西部にかけては中国山地の連山に囲まれた山間地を形成している。

(2) 位置及び地勢

本町の気象は、日本海型に属する。さらに、小気候区の立場から分類すると平野部は山陰型気候区で、山間部は中国山地気候区になる。気象現象では、梅雨期、台風期のほか冬期も降水量が多くなるという特徴がある。年平均気温は平野部で12～14度、山間部で10～12度である。また、年間降水量は平野部で1,800mm、山間部では2,000mmを超える。年最深積雪は平野部で40～50cm、山間部で80～100cm、大山周辺の標高の高いところは150cmを超える。

2 社会的条件

(1) 人口・世帯

国勢調査によると、本町の人口は、平成27年10月1日現在、合計11,118人で、減少傾向が続いている。

また、年齢階層別の構成は、15歳未満の年少人口割合が11.5%、15～64歳の生産年齢人口割合が53.2%、65歳以上の老人人口割合が36.3%である。なお、老人人口割合は、県平均(29.7%)、全国平均(26.6%)を大きく上回り、高齢化の進展がうかがえる。

世帯数は、平成27年10月1日現在、3,604世帯となっており、1世帯あたりの人員は2.96人と核家族化が進んでいる。(資料：国勢調査)

(2) 道路・交通

道路は、日野川に沿って国道181号が走っているほか、主要地方道名和岸本線、淀江岸本線、日野溝口線、倉吉江府溝口線、岸本江府線等が相互に連絡し、主要な幹線道路となっている。これらに町道のほか、中国自動車道に直結する中国横断自動車道米子岡山線が通過しており、溝口インターチェンジ及び大山高原スマートインターチェンジがある。

公共交通は、民間バス会社によるバス路線や、大阪、京都などの主要都市を結ぶ高速バス路線があるほか、町内すべての集落を通る町営デマンドバスを運行している。

また、米子市と岡山市を結ぶJR伯備線が町内を南北に通っており、岸本駅と伯耆溝口駅がある。

(3) 産業

本町の15歳以上就業人口は、平成27年国勢調査によると合計5,825人、産業別の構成は、第一次産業16.3%、第二次産業19.9%、第三次産業62.1%と第三次産業が最も高い割合となっている。

本町の岸本地域の主要な産業は農業であるが、経営規模が零細であるうえ、隣接する米子市へ

の通勤が容易であることから兼業農家が増加している。また、ゴルフ場、ペンション村、町立写真美術館、総合スポーツ公園などのリゾート施設に恵まれていることから、観光事業と地場産業の連携をとりながら、都市と農村の交流による地域産業の振興を図っている。

また、溝口地域では、基幹産業である農林業と観光・リゾート産業との連携を中心に、自然環境やまちづくりと調和した産業づくりに取り組んでおり、農業においては、農林業や畜産、酪農が盛んに行われ、また、誘致企業や地場企業のほか、工業団地への新たな企業立地によって、地域の雇用の場が確保されている。観光面でも自然環境を活用したスキー場・観光リフトがある拠水高原など観光資源に恵まれている。

3 過去の災害記録

本町における過去の災害記録は、次のとおりである。

年月日	種類	災害の状況
昭和9年9月21日	水害（室戸台風）	〔旧溝口町〕 室戸台風のため、県下全域に豪雨があり、県下各地で大きな被害が発生した。日野川及びその支川の大増水により、家屋、橋りょう、田、畑、道路、水路、堤防の流失が各所で発生した。 家屋流失1棟、橋りょう流失9箇所、堤防護岸流失22箇所
昭和9年12月	雪害	〔旧溝口町〕 添谷分校の全校舎が倒壊した。
昭和12年4月12日	火災	谷川部落で火災が発生、折からの強風にあおられ、またたく間に燃え広がり、大火災になり21世帯が焼失した。
昭和19年9月10日 24日	水害	〔旧溝口町〕 暴風雨があり、日野川流域が増水し、大損害を被る。
昭和26年10月11日 ～ 17日	水害	〔旧溝口町〕 11日から17日まで悪天候が続き、14日に風速25mの暴風雨があり、県下各地で甚大な被害が発生した。
昭和31年4月16日	火災	〔旧岸本町〕 丸山地内山火事あり、約57町歩を焼いた。風強く、湿度52%にて、密生した熊笹に火勢を増し飛火により広範囲に拡大し、約10時間燃え続けた。損害額約100万円
昭和32年7月4日	水害	〔旧岸本町〕 台風の来襲による豪雨あり、県営幡郷発電所浸水のためガソリンポンプ4台をもって排水した。
昭和34年8月9日	風水害（台風6号）	〔旧岸本町〕 台風6号により、道路損壊、田畠の冠水、流失等被害多し。午後5時頃から暴風特に雨量が多くなり、岸本町役場に水害対策本部を設け、警戒に当たった。
昭和34年9月26日	水害（伊勢湾台風）	〔旧溝口町〕 特に多量の雨を伴った台風であったため、洪水による被害が多く、県下では家屋の浸水、田畠の冠水、橋りょう、堤防の流出が発生した。
昭和36年8月21日	火災	〔旧岸本町〕 丸山、民家から火災発生、炎天下続きで空気が乾燥していたこと、また水利が非常に悪く大火になった。 全焼13棟、半焼2棟、延べ343坪、罹災者5世帯25人、損害見積り額約469万円

年月日	種類	災害の状況
昭和38年 1月	雪害	〔旧岸本町〕 小林、藍野集落が孤立、交通不便となり、除雪等が行われた。 日赤支部より救援活動が行われた。 積雪量 岸本 1月16日 100cm 〃 1月24日
昭和38年 2月	雪害	〔旧溝口町〕 溝口中学校の体育館が倒壊したほか、旧日光小学校体育館も半壊した。
昭和40年 5月 13日	火災	〔旧岸本町〕 丸山、厩舎から出火し、水利が悪く約50分後にやっと利用できる状態だったため大火になった。 罹災者 全焼13棟、半焼 1 棟 損害額 約3,228万円
昭和40年 7月 21日	水害	〔旧岸本町〕 梅雨前線の影響のため集中豪雨により、道路損壊、田畠の冠水、流失等被害多し。
昭和44年 4月 11日	火災	〔旧溝口町〕 莊、石畑で火災が発生し、乾燥、強風等に伴い、10世帯49棟を焼失する大火となった。
昭和44年 5月 4日 ～ 5月 5日	火災	〔旧岸本町〕 丸山集落上、国有林、私有林約54町歩を焼いた。異常乾燥注意報及び火災警報発令下の中に、たばこの不始末による原因で大火になった。 損害額 約485万円
昭和45年 8月 21日	風水害（台風10号）	〔旧岸本町〕 暴風雨により、道路損壊、田畠の冠水、流失等被害多し。 死者 1名、家屋一部損壊 3 棟、家屋床上浸水 5 棟、家屋床下浸水 313 棟、損害見積り額 約 1 億2,400万円
昭和51年 9月 10日	風水害（台風17号）	〔旧岸本町〕 暴風雨により、道路損壊、田畠の冠水、流失等被害多し。 死者 1名、家屋半壊 4 棟、家屋一部損壊 41 棟、家屋床上浸水 118 棟、家屋床下浸水 128 棟、損害見積り額 約 15 億1,000万円
昭和54年10月 19日	風水害（台風20号）	〔旧岸本町〕 暴風雨により、道路損壊、田畠の冠水、流失等被害多し。 家屋全壊 1 棟、家屋一部損壊 11 棟、家屋床上浸水 9 棟、家屋床下浸水 131 棟、損害見積り額 約 14 億2,100万円
平成 3 年 9 月 27 日 ～ 9 月 28 日	風水害（台風19号）	〔旧岸本町〕 平成 3 年 9 月 27 日から、28日の未明にかけて、鳥取県を通過した大型で非常に強い台風であった。人災こそなかったものの、家屋全壊 1 棟、家屋一部損壊 276 棟等の被害を受けた。また、稻の倒伏やビニールハウスの倒壊等の農業関係の被害も大きかった。 被害総額 7,000 万円
平成 3 年 10 月 14 日	降雹	〔旧岸本町〕 夕方、突然にピンポン玉大の雹が、日野川沿いを中止に降った。 また、白ねぎ等の農作物は多大な被害を受けた。

年月日	種類	災害の状況
		家屋一部損壊30棟、被害総額1,000万円
平成11年9月21日 ～ 9月25日	風水害（台風18号）	[旧岸本町] 暴風雨により、人的被害（軽傷）1件、住宅等の一部損壊6件、公共施設等の一部損壊などの被害を受けたほか、農業用施設もハウスの倒壊等（被害総額228万円）の被害が出た。
平成12年10月6日	鳥取県西部地震	旧岸本町、旧溝口町ともに震度6弱の地震を観測し、大きな被害を受けた。 [旧岸本町] 重軽症者0人、半壊世帯10棟、一部損壊1,097棟、罹災世帯10世帯 [旧溝口町] 重傷者1人、軽傷者3人、全壊48棟、半壊204棟、一部損壊755棟、罹災世帯242世帯
平成17年9月6日 ～ 9月7日	風水害（台風14号）	暴風雨により、住宅一部損壊等7件、町道法面損壊1件、農道法面崩壊2件、山地法面崩壊1件などの大きな被害を受けた。
平成18年1月	雪害	平成17年末からの大雪により、住宅の一部損壊7件、農業施設等被害8件、公共施設被害7件など大きな被害を受け、雪害対策本部を設置した。
平成18年7月15日 ～ 7月19日	水害	梅雨前線による集中豪雨により、住宅敷地への浸水等一般災害6件、公共施設災害1件（河川公園の浸水）、町道法面崩壊等8件、農業用施設等被害72件など大きな被害を受けた。
平成18年9月17日 ～ 9月18日	風水害（台風13号）	暴風雨により、町道への倒木等のほか、ビニールハウスの倒壊など農業用施設等についても被害が出た。
平成23年1月	雪害	平成22年末からの大雪により、住宅等の一部損壊30件、農業施設等被害66件（被害総額4,773万円）、公用施設等被害18件（被害総額675万円）など大きな被害を受け、雪害対策本部を設置した。
平成23年9月2日 ～ 9月4日	風水害（台風12号）	暴風雨により住宅では、半壊、一部損壊、床下浸水がそれぞれ1件、公共施設被害4件、町道等被害15件、水道施設被害4件、農地・農業施設被害51件などの被害を受けた。また、住民の避難関係では自主避難者45名のほか、避難勧告を19世帯におこなった。
平成25年7月15日	風水害（大雨）	県の中西部を中心に非常に激しい雨となり、県内では観測史上最大の1時間当たり降雨量を観測した箇所も見られた。 被害状況：床下浸水 27棟
平成25年8月5日	水害（大雨）	暴風雨により、町道への倒木のほか、ビニールハウスの破損など農業用施設等についても被害が出た。
平成28年10月21日	地震（鳥取県中部地震）	地震により、住宅では10件の一部損壊、非住家では3件の一部損壊などの被害を受けた。また、落石による町道の陥没被害なども出た。
平成30年7月5日	水害（大雨）	豪雨により、田の畦畔崩3件、農道法面崩落3件、林道法面崩落1件、町道路肩崩落8件などの被害が出た。

年月日	種類	災害の状況
平成30年9月29日	風水害（台風24号）	暴風雨により、田の畦畔崩落8件、頭首工の破損4件、林道への土砂流出2件、町道路肩崩落8件、河川護岸流出2件などの被害が出た。

第4節 防災ビジョン

1 「自助」・「共助」・「公助」による取組みの強化

町行政において実効性のある防災対策を推進するとともに、行政、防災関係機関のみならず、地域住民、自主防災組織、企業、地域団体等のさまざまな主体の役割分担を明確にしつつ、お互いが連携し災害に強いコミュニティづくりが求められている。

「公助」による応急活動だけでは、災害発生時に町民の「いのち」を確実に守ることは困難であることから、「公助」のみならず、町民、企業、団体などの様々な主体による「自助」・「共助」の取組みを強化していく。

2 企業、団体等の力の取込み

指定地方公共機関や企業との防災協定の締結促進により、自動実行的な防災活動が展開されるよう誘導し、それが地域の防災力の強化につながるように努めることが必要になっている。

企業や産業団体については業務継続計画（B C P）の樹立により、早期事業再開を進める備えを普及していくとともに、復旧時における雇用の安定等広く地域に役立つ取組みを促進する必要がある。

また、町の応急初動対応、ライフライン復旧、がれき処理等の協力体制の強化を進めるとともに、平常時からの協議により災害時の応急対策等の手順を明確化していく。

3 自主防災組織活動の充実・育成支援

災害から自分や家族の命を守るためにには、さまざまな災害発生に備え、平常時から十分な対策を講じておく必要があるが、ひとたび大災害が発生すると、被害の拡大を防ぐには、個人や家族の力だけでは限界があり、危険や困難を伴う場合もある。

特に災害発生初期には、公的な支援が届くのにも時間がかかるため、このような場合には、毎日顔を合わせている隣近所の人たちが互いに協力し合いながら、防災活動を組織的に取り組むことが大切である。

災害発生時はもちろん、平常時も、地域住民が一緒になって防災活動に取組むため、自主防災組織活動の充実に努めるとともに、引き続き育成支援を図る。

また、町民向けの広報などにより、平常時からの防災対策（行動）の大切さを広く啓発していく。

4 被害最小化に向けた防災体制の充実

迅速な初動体制を確保するため、実践的・機動的な「職員初動マニュアル」の整備をはじめ、被害最小化に向けた町防災体制の充実を図る。

また、ハザードマップの活用による洪水や土砂災害等の浸水区域・危険区域の認知手法を取り入れながら、地域住民による防災行動をより一層支援していく。

さらに、ライフラインや医療体制の確保などの防災基盤の充実、広域による合同防災訓練の実施、県・他市町村間の相互応援協力体制の整備のほか、災害に関する情報の迅速な収集及び伝達に向けて、県をはじめとする関係機関との間で情報受伝達体制の高度化を進める。

大規模災害に対しては、これまでの対策のほか、県・広域自治体との連携を含めた帰宅困難者対策、被災した他県・市町村、被災者への支援として、救援物資や人的支援要請への対応に向けた取り組みを進めていく。

5 避難行動要支援者対策の推進

要配慮者のうち、特に避難支援を必要とする避難行動要支援者のうち、一人暮らし高齢者や障がい者等の避難支援を円滑に行うため、避難行動要支援者の状況等を登載した避難行動要支援者台帳を整備・活用するとともに、地域での支援体制の強化を図る。また、町では妊産婦・乳幼児等の避難行動要支援者の把握に努め、必要な対策の推進を図る。

第2章 災害予防計画

第1節 水害予防計画

1 目的

この計画は、各種の災害のなかでも特に毎年のようにくり返され、人的・物的にも多くの損害を生じている水害及び土砂災害について、これを未然に防止するため本町の特殊事情を良く把握し、各種の水害対策に万全を期することを目的とする。

2 水源地帯の造成による水害予防

(1) 流域別森林面積

本町の69%は森林によって占められており、降雨による洪水調節に大きな役割を果たしているが、さらに森林の面積、蓄積量、成長量等森林資源の動向を的確に把握し、資源の保続、培養を行うことにより水害予防を推進するものとする。

(2) 保安林の整備

本町では、保安林未指定の山地災害の危険度の高い森林については、土砂災害崩壊防止保安林及び土砂流出防備保安林の指定を要請し、森林の保全と水源のかん養を図る。

3 河川関係事業

(1) 水害予防事業の実施

本町の地形は総体的に山地で平野が少なく近年、山間地、丘陵地帯の開発が進み、限られた平坦地にも公共施設、事業所等の建設が行われるようになった。また、林業の担い手の減少・高齢化及び松くい虫被害による森林の荒廃、宅地等の開発によりかつての土地保水力が弱まり、降雨時には多量の水が流出し、土砂崩れ、がけ崩れの発生する可能性が強まった。

このため河川の水害防止、山地の自然災害防止を図るため、河川改良の促進、砂防、治山、治水、造林事業の積極的な導入により、各種災害の防止を図るものとする。

また、町は平素から地元区長、消防団員並びに自衛消防団をもって、巡回体制の充実を図るものとし、次の事業の推進に努めるものとする。

ア 山腹崩壊並びに土砂流出防止を図るための治山事業

イ 道路及び橋りょう、堤防等の維持補修

ウ ため池、樋門その他水害予防施設の新設及び維持補修

エ 土石流並びに急傾斜地崩壊に係る事業

(2) 河川等の現況

本町の河川の状況は、別表のとおりであるが、これらの河川は地勢急しづらため、急流の中小河川が多く、ひとたび豪雨ともなれば、土石をまじえた濁流が一挙に流下し、氾濫し、災害激化の原因となっている。

このため、治水を目的とする河川改修事業は隨時行われている。

(3) 水害危険地域

水害による住民への直接的被害は、堤防の決壊若しくは崩壊による浸水又は排水機能の低下によるいっ水などによるものである。

これに対処するため、河川改修事業等の整備に努めているが、地形的条件により、災害を出す

地域が本町にも見られる。

本町における重要水防区域は、資料編のとおりである。

また、本町では、水防法第15条第1項に基づき日野川区域が浸水想定区域に指定されており、この区域の避難所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項については、次のほか、第3章第3節「情報収集伝達計画」、第5節「災害広報・広聴計画」、第7節「避難計画」、第8節「救出計画」に定めるところによるものとする。

ア 関係住民への周知

国及び県が作成した重要水防箇所図や浸水想定区域図等の印刷物の配布その他の適切な方法により情報を提供するとともに、住民が洪水ハザードマップの情報を隨時入手できるようにするため、当該情報を町ホームページに掲載する。

イ 洪水予報又は特別警戒水位到達情報の伝達

町長は円滑な避難を図るため、洪水予報又は特別警戒水位情報を迅速かつ確実に次の内の適切な方法により関係住民に対し伝達するものとする。

(ア) 伝達手段

a ラジオ、テレビ放送の利用

日本放送協会その他民間放送局に対して関係住民に伝達すべき事項を提示し、放送等協力を依頼する。

なお、この場合事情の許す限り県（危機管理局）を経由して行うものとする。

b インターネット、電子メールの利用

関係住民に対して、インターネット及び電子メールを利用し、情報の即時伝達、周知を行う。

c C A T Vの利用

d 町防災行政無線の利用

e 広報車の利用

町、黒坂警察署、消防機関等の広報車により巡回を行う。

f 伝達員により戸別訪問

関係世帯に対して完全に周知徹底を図るため、必要により消防団員等をして戸別訪問により伝達するものとする。

g 警鐘、サイレン等

その他警鐘、サイレン等をならして伝達、周知を行う。

(イ) 伝達事項

a 区域の範囲

b 想定される水深

c 避難場所

d 避難場所に至る避難路

ウ 避難場所の設定

避難所は、町指定避難所のうち、浸水想定区域外の施設に設定する。ただし、避難の時間的余裕がない場合には、避難所までの距離が遠くなり、徒歩での避難が困難となる場合も考えら

れるため、浸水区域内に指定緊急避難場所を設定し、氾濫流の到達時間が短い区域の住民には早い段階で指定緊急避難場所に避難させ、破堤が生じたら浸水区域外の指定避難所に再度避難させる段階的避難や、緊急的な措置として浸水想定区域内の堅牢建物の非浸水階層や高台へ避難させること等も検討しておく。

エ 特に防災上の配慮を要する者が利用する施設

日野川浸水想定区域内に所在する、主として要配慮が利用する施設で当該施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものは次のとおりである。

施設名	所在地	想定される水深
岸本中学校	伯耆町吉長90番地1	0.5～1.0m未満
岸本小学校	伯耆町吉長78番地2	1.0～3.0未満
ふたば保育所	伯耆町吉長63番地1	〃
岸本公民館	伯耆町吉長49番地	〃
溝口小学校	伯耆町溝口309番地	3.0～5.0未満
溝口保育所	伯耆町溝口348番地	〃
溝口福祉センター	伯耆町溝口281番地2	〃
岸本放課後児童クラブ	伯耆町吉長65番地4	1.0～3.0未満
溝口放課後児童クラブ	伯耆町溝口307番地	3.0～5.0未満

また、上記施設利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難が図られるよう洪水予報等を次のとおり伝達するものとする。

(ア) 溝口福祉センター（溝口）

[電話] 総務課 → 伯耆町社会福祉協議会
[町防災行政無線] 総務課 → 伯耆町社会福祉協議会

(イ) 岸本中学校（吉長）、岸本小学校（吉長）、溝口小学校（溝口）

[電子メール] 総務課 → 町教育委員会、学校
[電話] 総務課 → 町教育委員会 → 学校
[町防災行政無線] 総務課 → 学校

(ウ) ふたば保育所（吉長）、溝口保育所（溝口）

[電子メール] 総務課 → 福祉課、保育所
[電話] 総務課 → 福祉課 → 保育所
[町防災行政無線] 総務課 → 保育所

(エ) 岸本公民館（吉長）

[電子メール] 総務課 → 町教育委員会、公民館
[電話] 総務課 → 町教育委員会 → 公民館
[町防災行政無線] 総務課 → 公民館

(オ) 岸本放課後児童クラブ、溝口放課後児童クラブ

[電子メール] 総務課 → 福祉課
[電話] 総務課 → 福祉課 → 放課後児童クラブ
[町防災行政無線] 総務課 → 放課後児童クラブ

(4) 水防用資機材の備蓄

ア 水防用資機材

増水時水防に使用するため、水防用資機材を水防倉庫に常時備蓄し、有事の際にはこれら資材を持って効果的に水防活動にあたるものとする。

イ 器具資材の確保と補充

- (ア) 倉庫内の備蓄資材は定期的に調査し、緊急の際十分に役立つよう整備しておく。
- (イ) 災害時、資材の不足を生じた場合に備え、水防区域内の資材業者等との協定提携を進め る。

資料編　・水防用資機材備蓄状況	P. 359
-----------------	--------

(5) 水防訓練

第18節 防災訓練計画 参照。

(6) 水防連絡会

国土交通省、鳥取県及び西部地区（米子市、境港市、西伯郡、日野郡）からなる水防連絡会に参加し、水防に関する連絡・調整の円滑化を図り、水防活動を迅速・的確に実施する。

(7) 近隣水防管理団体との協定締結

西部地区の水防管理団体と水防活動の協力についての協定締結を推進する。

4 流木による被害の防止

豪雨の際に洪水・土石流等により流下する流木類が護岸・堰堤・橋りょう等の施設の破損を助長し、災害の激化を招くおそれがある。特に間伐されたまま山地に放置されている木材や風倒木のうち洪水により流出のおそれがあるものについては、極力林地外への搬出を推進するなど山元対策を実施するものとする。

5 農地防災事業

自然災害による農地及び農業用施設の被害を未然に防止するとともに、農業用施設の劣化・老朽化により人命・財産に被害を及ぼす災害が発生しないよう対策を行うものとする。

(1) ため池の整備等

洪水等からの安全を確保するため、早急に整備を要する農業用ため池の改修事業を緊急度の高いものから順次行うものとする。また、町は平素からため池パトロール等の施設点検を行い、地域住民と連携して地域の防災力向上を推進するものとする。特に、災害の発生が予想される場合には、ため池の状況及びため池に関して行う措置について、危険防止のために必要となる情報伝達が的確に把握できるよう、ため池管理者から町、住民等への情報伝達及び注意喚起を行う連絡体制をあらかじめ定めておくものとする。

なお、本町における防災重点ため池は資料編のとおりである。

資料編　・町内防災重点ため池	P. 359
----------------	--------

(2) 農業用水路等の整備

洪水等による災害を未然に防止するため、構造が不適当又は不十分な農業用水路等の整備補強を進めるものとする。

主な河川の概要

別表

水系	河川名	区間				延長 (m)	
		上流域			下流域		
		岸別	大字	字	番地先		
日野川	別所川	左岸 右岸	大原	上条ガケ 条新田	142 126	日野川への合流点	5,700
"	清山川	左岸 右岸	吉定	木戸田 石田	1 89	"	1,300
"	大江川	左岸 右岸	大内	穴滝 松ヶ滝	1033 956	"	7,500
"	野上川	左岸 右岸	福岡	下夕長崎 五万騎	2646の1 2647	"	11,000
"	藤屋川	左岸 右岸	焼杉	須鎌谷 小仏谷	53 5の1	野上川への合流点	2,200
"	須鎌川	左岸 右岸	福居	釜谷	1618 1620	藤屋川への合流点	1,510
"	間地川	左岸 右岸	二部	田代尻	2073 2075	野上川への合流点	1,600
"	白水川	左岸 右岸	柄原 大滝	精進河原 奥堀田	24 30	日野川への合流点	6,400
"	日野川	左岸 右岸	宮原	土手ノ内 宮ノ上ミ	28の7 226の8	海に至る	17,000
佐陀川	野本川	左岸 右岸	岸本	ガケノ下タ上 砂田	101の1 148の1	佐陀川への合流点	3,800

第2節 風害予防計画

1 目的

この計画は、風による人的被害及び公共施設、農耕地、農作物の災害を予防することを目的とする。

2 台風・竜巻等に関する知識の普及啓発

台風・竜巻等による風害を最小限にとどめるため、以下について普及啓発を図る。

(1) 気象情報の確認

気象庁が発表する警報や注意報、気象情報などの防災気象情報については、平時から、テレビ・ラジオ等により確認することを心掛ける。

(2) 身を守るための知識

台風から身を守るためには、正確な気象情報を収集し、早めに安全な場所に避難すること。また、避難する時間が少ない竜巻等から身を守るためには、頑丈な建物内に移動するなど、安全確保に努める。

3 公共施設における風害防止対策

(1) 学校及び保育所や医療機関など、応急対策上重要な施設の安全性に配慮する。

(2) 家屋やその他の建築物倒壊等を防止するための緊急措置は、それぞれの施設管理者が行うものとし、町は状況に応じて施設管理者に対して、看板やアンテナ等を固定するなどして強風による落下物防止対策等の徹底を図る。

4 農作物等の風害防止対策

台風による農林産物の風害防止のため、農林施設の管理者や農作物等の生産者に対して、風害防止のための管理方法の周知徹底を図る。

5 通信施設風害防止対策

強風あるいは大雪時における通信確保のため、次の対策を行う。

- (1) 強風及び冰雪により切断のおそれのある老朽通信線路の取りかえ及び補強を行う。
- (2) 通信線路周辺の樹木の伐採を行い、接触事故を防ぐ。
- (3) その他必要な点検、整備を定期的に行う。

第3節 雪害予防計画

1 目的

この計画は、積雪による交通路の途絶、通信線の切断、なだれ等による家屋、人家の被災、さらには孤立集落の発生など予想される雪害を未然に防止し、迅速的確な除雪作業を図ることを目的とする。

2 除雪対策

(1) 実施責任者

町管理の施設についての除雪は、町長が行う。実施に当たっては、県及び地区住民等とよく協議し、協力を得て行うものとする。

(2) 除雪計画

本町内の国道及び主要な県道については、国、県、市町村その他関係機関で構成する鳥取県除雪対策協議会の計画に基づき除雪が行われるが、町道、農免農道の一部については、町が定める除雪計画に基づき、除雪及び凍結防止を実施し、一般交通の確保に努める。

ア 除雪の基準

除雪は、積雪が15cm以上になった場合、又は役場からの依頼があった場合に実施する。

イ 町道、農免農道の除雪優先基準

(ア) 通勤、物資輸送路の確保（定期バス）

(イ) 学校、役場等の公共施設に通ずる路線の区間及び集落と主要道路間の確保

(ウ) 通学路の確保

(エ) その他緊急に必要とする路線

ウ 除雪路線

町内全域の町道、農免道路の一部及び林道の一部とする。また、除雪路線は除雪計画により定めるものとする。

エ 除雪要領

除雪優先町道、農免農道については、毎年路線を指定して除雪機械所有業者等に除雪委託するとともに、除雪に要する人員は、地区住民の協力により実施するものとする。豪雪等により組織的に多人数を必要とする場合は、第3章第28節「民間団体、ボランティアの活用計画」により、その協力を得るほか、労務者の雇い上げを行う場合については、第3章第12節「労働力供給計画」により実施するものとする。

3 地域の雪害対策

- (1) 「支え愛マップづくり」等による地域の助け合い、支え合いの関係づくり等の推進に努める。
- (2) 必要に応じ、雪下ろしの助成制度を設ける等、個人住宅の雪下ろしが安全に行われる体制の整備に努める。

また、町及び県は、除雪ボランティア支援体制の整備に努めるとともに、町社会福祉協議会、県社会福祉協議会と連携して地域における共助の充実強化に努める。

- (3) 地域の自発的な除雪活動等の雪害対策を支援するため、排雪場の確保や、地域の実情に応じて小型除雪機の貸与や購入補助などの支援を行うよう努める。

町管理の施設についての除雪は、町長が行う。実施に当たっては、県及び地区住民等とよく協議し、協力を得て行うものとする。

4 観光客対策

観光客の交通確保を図るため、町観光協会、商工会、事業者等との応援協力体制の整備を推進する。

5 雪害防止事業（治山事業）

冬期間積雪による雪崩を防止し、交通の途絶、道路の欠壊、家屋の倒壊等の災害の未然防止を図るため県は、植栽工を中心とした雪崩防止林造成事業を行っている。

平成9年度調査（林野庁関係）では、本町（旧溝口町地区）において国有林及び民有林の計1箇所が指定されている。

6 雪崩対策事業

県では雪崩による災害から人命を守るため、集落の保護を対象として昭和61年より雪崩対策事業を行っている。

本町において計18箇所の危険箇所が指定されており、資料編のとおりである。

7 雪崩危険箇所等の把握及び周知

- (1) あらかじめ関係機関と協議し、地形の特性、降積雪の状況、雪質の変化、過去の雪害事例等を勘案して、雪崩危険箇所等の把握に努め、関係機関をはじめ周辺住民、観光施設（スキー場等）の利用者、町外からの入山者等（本節において以下「住民等」という。）への周知に努める。
- (2) また、状況に応じて、雪崩危険箇所等を中心に警戒巡回を行うよう努める。

8 雪崩に関する普及啓発

町及び県は、雪崩の特徴等（表層雪崩は厳冬期に、全層雪崩は春先に発生しやすいこと。雪崩は滑落速度が速く、発生に気づいてから逃げることが難しいこと等）について、住民等に対して、広く普及啓発を行うよう努める。

9 住民等への広報

各道路管理者は、県民及び県内を走行するドライバーに対し、降雪期前からの冬用タイヤの早期装着の促進、積雪時又は凍結時のタイヤチェーンの装着（駆動輪がダブルタイヤの場合はダブルチエーンの装着の徹底、冬期の道路情報（とつとり雪みちナビ等）の活用を促す。その際、各管理者が相互に連携するとともに、他の道路管理者や報道機関、県トラック協会等の関係機関にも協力を求めるよう努める。

10 孤立集落対策

積雪、雪崩、地震等により交通が途絶した地域、特に山間へき地の集落等においては、食料、医薬品の不足あるいは急病患者の発生等による社会的不安又は農作物の搬出不能による経済的不安等が予想される。本町では、焼杉集落が県の示す孤立予想集落に指定されており、災害等により集落が孤立する事態が生じた場合には、孤立集落との連絡を確保し、これらの不安を除き、速やかに民生の安定に努めるものとする。

なお、孤立集落対策の詳細については、本章第5節「孤立予想集落対策」に定めるところによるものとする。

- (1) 雪崩、冠・積雪等により災害が起こり得る条件がそろった場合は、災害が起こると予想される箇所の巡視を特に強化する。雪崩、冠・積雪等により災害が予想される区域については、県に柵及びコンクリート擁壁等の築造を要請するものとする。
- (2) 救援、救出については消防団等により行うものとするが、食料が極度に不足した場合、急病患者が発生した場合等緊急を要するときは、知事又は関係機関の協力を要請し、集中的な除雪を行い、又は雪上車、航空機等により救急措置をとるものとする。

11 屋根の雪下ろし等による事故防止の啓発

屋根雪等による人身事故防止について住民に対する啓発に努めるものとする。

- (1) こまめな雪下ろしの励行
- (2) 雪庇や屋根からの落雪埋没による事故防止
- (3) 雪下ろし中の転落による事故防止
- (4) 非常時における出入り口の確保
- (5) 火気の取締りの強化

第4節 土砂災害防止計画

1 目的

この計画は、地下水などが起因して土地が流動する地すべりや集中豪雨による山くずれ、がけ崩れ等の災害を未然に防止し、民生の安定を図ることを目的とする。

事業の推進にあたっては、地元、町、県等の行政機関を通してあたる。また、災害発生のおそれのある箇所においては、町職員、地元区長、自衛消防団、消防団員等で警戒巡回体制をつくり万全の措置をとる。

2 地すべり危険箇所

地すべりは、一般的に特別な地質状態の地域に発生する土地の一部が移動する現象で、最初は緩慢な動きに始まって、最後は山くずれと同じような崩壊をするもので、主な原因が地下水に起因しているのが特徴である。

町内における地すべり危険箇所は、資料編のとおりであるが、災害を助長しないよう地形、地質調査、表面移動量調査等広範囲にわたって調査が必要である。

危険箇所においては、今後、地すべり対策事業等を実施して、災害の未然防止を図るものとする。

資料編　・地すべり危険箇所	P. 343
---------------	--------

3 土石流危険渓流、急傾斜地崩壊危険箇所

町内の現況は、資料編のとおりである。

土石流の発生するおそれがある渓流や、崩壊するおそれがある急傾斜地については、住民に周知を図る等の措置を講じているところである。

今後は、さらに警戒避難体制の整備を図るとともに、危険度の高いものについてはそれぞれ砂防事業、急傾斜地崩壊対策事業等を実施して、土石流、急傾斜地の崩壊等による災害の未然防止を図るものとする。

(1) 土砂災害警戒区域の指定

県は、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第6条第1項の規定に基づき、急傾斜地の崩落、土石流又は地すべり等が発生した場合に住民の生命又は身体に危害が生ずると認められ土砂災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき区域を「土砂災害特別警戒区域」「土砂災害警戒区域」に指定している。町は、当該区域の住民に対して、必要な警戒避難体制に関する事項を定めるものとする。また、今後指定された地域については、指定後早いうちに町地域防災計画に反映させる。

資料編　・土砂災害警戒区域指定箇所一覧	P. 350
---------------------	--------

(2) 警戒避難体制の整備

町は、警戒避難体制の整備及び住民の自主的避難を促すため、次の措置の整備を図る。

なお、土砂災害に関する情報の収集及び伝達、予報又は警報の発令及び伝達、避難、救助に関する事項については、第3章第3節「情報収集伝達計画」、第5節「災害広報・広聴計画」、第7節「避難計画」、第8節「救出計画」に定めるところによるものとする。

ア 関係住民への周知

土砂災害ハザードマップを印刷物の配布その他の適切な方法により提供するとともに、住民

が土砂災害ハザードマップの情報を随時入手できるようにするため、当該情報を町ホームページに掲載する。また、県から通知される土砂災害緊急情報を町ホームページ及びCATVにより住民に周知する。

イ 気象予警報の伝達

町は、関係機関から伝達を受けた場合には、町防災行政無線、CATV、町ホームページへの発表、自治会長等への電話連絡、電子メール、広報車等により関係住民に速やかに伝達する。

ウ 警戒避難基準の設定

町は、町内に設置された雨量観測所の雨量に基づき県ホームページで発表される土砂災害警戒判定情報を参考に、避難の勧告、指示を決定する。なお、次に掲げる予兆現象が見られた場合には、住民が自発的に警戒避難を行うよう、周知に努める。また、住民が予兆現象を発見した場合は、町に通知するよう併せて周知する。

がけ崩れ	<ul style="list-style-type: none"> がけからの水が濁ったり、がけから水が湧き出る。 がけに割れ目ができたり、がけから小石が落ちてきたり、がけから音がする。
土石流	<ul style="list-style-type: none"> 雨が降り続いているのに、川の水かさが減る。 山鳴り（山がうなるような音）がする。 川が濁ったり、流木が混じってくる。 火薬のようなにおいがする。
地すべり	<ul style="list-style-type: none"> 地面にひび割れができたり、一部に陥没や隆起ができる。 井戸や沢の水が濁ったり、崖や斜面から水が吹き出す。

エ 特に防災上の配慮を要する者が利用する施設

土砂災害警戒区域内に所在する、主として要配慮者が利用する施設は次のとおりである。

施設名	所在地	発生原因となる自然現象の種類及び箇所番号
二部保育所	伯耆町二部543番地1	土石流 I-1-3-39-27
溝口中学校	伯耆町長山481番地	急傾斜地の崩壊 I-1050 ----- 土石流 I-1-3-39-6
二部公民館	伯耆町二部1562番地1	土石流 I-1-3-39-27
二部小学校	伯耆町二部1617番地	土石流 I-1-3-39-28
なごみ（グループホーム）	伯耆町長山171番地	急傾斜地の崩壊 I-1529

また、上記施設利用者の円滑な警戒避難が行われるよう土砂災害に関する情報等を次のとおり伝達するものとする。

(ア) 二部保育所（二部）

[電子メール] 総務課 → 福祉課、保育所

- [電 話] 総務課 → 福祉課 → 保育所
[防災行政無線] 総務課 → 保育所
- (イ) 溝口中学校（長山）
[電子メール] 総務課 → 町教育委員会、学校
[電 話] 総務課 → 町教育委員会 → 学校
[町防災行政無線] 総務課 → 中学校
- (ウ) 二部公民館（二部）
[電子メール] 総務課 → 町教育委員会、公民館
[電 話] 総務課 → 町教育委員会 → 公民館
[町防災行政無線] 総務課 → 公民館
- (エ) 二部小学校
[電子メール] 総務課 → 町教育委員会、学校
[電 話] 総務課 → 町教育委員会 → 学校
[町防災行政無線] 総務課 → 小学校
- (オ) なごみ（グループホーム）（長山）
[電 話] 総務課 → なごみ
[町防災行政無線] 総務課 → なごみ

4 山地災害危険地区

町内の現況は、資料編のとおりである。

現在、保安林に指定され、保全対策を図っている箇所もあるが、山地災害危険地区を地域住民に周知させるとともに、荒廃地等の整備を促進する。

資料編・山腹崩壊危険地区（民有林）

P. 343

第5節 孤立予想集落対策

1 目的

この計画は、水害、地震等による土砂崩落等や積雪等により孤立が予想される集落について、その対策を図ることを目的とする。

2 孤立防止対策

水害、地震等による土砂崩落等や、積雪、雪崩等により交通が途絶した地域、特に山間へき地の集落等においては、食料、医薬品の不足あるいは急病患者の搬送等について著しい支障が生じることが予想される。

本町では、焼杉集落が県の示す孤立予想集落に指定されており、孤立が生じた場合には、孤立集落との連絡を確保し、住民の不安を除くよう努めるものとする。

（1）物理的な孤立の防止

ア 積雪、雪崩防止

積雪、雪崩についての対策については、本章第3節「雪害予防計画」による。

イ 孤立予想集落の特定

陸路の寸断により物理的に孤立した場合、空路による人員・物資の搬送が有効となる。

町は、孤立が予想される集落をあらかじめ特定しておくとともに、当該集落付近のヘリコプター離着陸場を定めておくものとする。

なお、ヘリコプター離着陸場は資料編のとおりである。

(2) 情報の孤立防止

物理的な孤立をもたらす土砂崩落等が発生した場合、電話線等の切断により、情報の孤立が併発するおそれがある。

この場合、情報の入手（孤立集落への情報提供）及び発信（孤立集落からの救援要請）の双方が不可能となるおそれがあるため、町は、孤立が予想される集落内において、非常時に外部との通信が確保できるよう、災害に強い情報通信設備（衛星携帯電話、移動系防災行政無線等）を配備しておくよう努めるものとする。

また、町は、平時から機器の維持管理を自ら行う、又は地域住民に行わせるとともに、地域住民に対して機器の使用方法の周知を図ることとする。

(3) 孤立災害発生時の応急対策

物理的な孤立をもたらす土砂崩落等が発生した場合における復旧が完了するまでの間の救援方法等の応急対策について、あらかじめ定めておくものとする。

第6節 農業災害予防計画

1 目的

この計画は、農作物の防災基盤を確立するため、水害、干害等の災害に対する防災指導について定めることを目的とする。

2 農業防災体制

気象長期予報又は警報等に基づき、農作物に著しい被害を及ぼすおそれがあるときは、鳥取県農業気象協議会、農林局、農業改良普及所等県関係機関及び各農業関係機関、団体と協議し、又は協力を得て、農作物等の防災に関する耕種畜産等技術対策の樹立と普及徹底に努める。

3 農作物の災害防災対策

災害防止の技術指導

農作物の防災技術については、その都度県農業気象協議会及び県の指示あるいは独自の判断によりその対策を樹立するが、災害多発地帯については、平素から農家に対し災害予防に関する指導の徹底を図るものとする。

4 病害虫防除対策

災害について、病害虫の発生が予想される場合は、次の施策を講ずるものとする。

(1) 実態の早期把握

町及び農業団体等の防除関係者は、町内の農作物の災害及び病害虫の発生状況等を早期に把握するとともに、県（病害虫防除所）に報告するものとする。

(2) 防除の指示及び実施

県等の協議により緊急防除班を編成し、短期（3日間程度）防除を実施するものとする。

5 防除器具の確保

- (1) 町及び鳥取西部農業協同組合町内各支所等は、町内の防除機具を整備、把握し、必要に応じて緊急防除の実施にあたり、集中的に防除機具の使用ができるよう努める。
- (2) 農作物等に災害が発生又は発生するおそれのある場合で、応急措置が必要と認められるときは、県に応急対策機材や資材のあっせん依頼する。

第7節 防災体制の整備計画

1 目的

この計画は、あらかじめ防災関係機関の防災体制に関する整備を行い、災害予防対策及び災害応急対策活動の円滑な実施を図ることを目的とする。

2 町の体制

(1) 平常時・災害時の防災組織

ア 町防災会議

災害対策基本法第16条及び伯耆町防災会議条例（平成17年条例第12号）に基づき設置され、平時においては、町地域防災計画の修正及び同計画に定める諸施策の推進等を行うとともに、災害時においては、災害復旧に関し、防災関係機関間の連絡調整等を実施する。

イ 町災害対策本部

災害対策基本法第23条及び伯耆町災害対策本部条例（平成17年条例第13号）に基づき町内に大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき、町長が必要と認めた場合に設置する。

詳細は、第3章第1節「組織計画」に定めるところによるものとする。

(2) 防災組織の体制強化

ア 組織体制の強化

町は、防災分野での活動を統括し、防災を担当する部署として総務課総務室を置いており、休日、夜間等の勤務時間外においても迅速かつ的確な初動体制がとれるよう体制整備に努めるものとする。

また、迅速、的確な災害対応を確保するため、次の専任の職員を配置するよう努めるものとする。

- ・降雨状況、土砂災害危険度等の災害情報を分析する専任の職員
- ・状況に即した最適な対応方針案を検討立案する専任の職員

イ マニュアル等の整備

町は、防災体制が円滑かつ有効に機能するよう、各種のマニュアルを整備し、防災訓練等を踏まえて隨時見直しを行うものとする。

また、完成したマニュアルは広く関係者に周知徹底するものとする。

3 防災関係機関相互の連携体制

(1) 関係機関の連携体制

災害時に防災関係機関相互が円滑に連携した対策を実施するため、平素から防災関係機関情報交換会や実務者会議等を通じて交流を図るとともに、相互の連携体制を整備し、防災に関する情報共有を図るものとする。

(2) 関係機関の長等の連絡体制

災害時に迅速な連絡調整や協議が可能となるよう、町、県、消防署、消防団、警察等の間でホットラインを確保する等、各防災関係機関相互で、平時から各機関の長又は幹部同士の連絡ルートを確立しておくように努める。

(3) 応援協定の充実化

町が有する防災力だけでは対応しがたい応急対策を円滑に実施し、災害応急対策を迅速かつ的確に実施するため、災害時に備えて行政機関や企業、職種団体等とあらかじめ応援協定等を締結することにより、人的・物的な支援体制を構築し、民間事業者のノウハウや能力等を活用する。

ア 町が締結する応援協定等

町において締結している防災に関する主な協定等及び締結先は資料編のとおり。

イ 応援協定の維持管理及び注意事項

(ア) 応援協定等の維持管理

- a 締結した応援協定については、主管課において応援内容、物資の調達能力、要請方法、連絡先等を定期的に確認するものとする。
- b 災害発生を想定した支援要請訓練を定期的に実施し、災害時の連絡ルート及び活動体制を確認するなど、協定の実効性の確保に努めるとともに、災害発生時に事業活動を継続することができるよう、事業継続の取組みを推進するものとする。
- c 協定の締結にあたっては主管課を定め、関係各課と隨時必要な調整を図り情報共有するとともに、業務の分担をあらかじめ明確にしておくものとする。
- d 応援協定に基づく物資輸送等に当たり、必要性が見込まれる場合には、あらかじめ緊急通行車両の事前登録を行うよう調整を図るものとする。

(イ) 応援協定等の注意事項

- a 応援協定等の締結は、原則として主管課及び総務課が行うものとする。
- b 災害発生時に必要となる物資等が、現在の備蓄物資や応援協定に基づく流通備蓄で充足するかを隨時検討し、必要に応じて協定等の拡充を行うものとする。
- c 協定等拡充の必要性については、応援要請から実際に応援が行われるまでに要する時間や、物資の供給能力等を協定の相手先ごとに勘案し、判断するものとする。
- d 地理的な条件等を勘案し、災害に即応できる地元企業・業種団体等、多様なケースに対応できる体制を整備するものとする。
- e 物資・食料品の調達先については、発災後なるべく早い段階で、できるだけ地元企業との応援協定に基づいて調達を行う等、地元経済の復旧・復興にも配慮するよう努めるものとする。

4 町の防災拠点等の確保及び整備

(1) 災害対策本部を設置する施設の整備

災害対策本部は、「町役場本庁舎2階応接室」に設置する。ただし、庁舎が被害により使用不能となった場合は、「溝口分庁舎」又は「岸本B & G海洋センター」に設置する。

活動拠点となる各施設について、対災害性（耐震化・浸水対策・停電対策など）を確保し、災害情報を入手した場合の職員等に周知するシステムの整備、職員対応マニュアルを作成する。

(2) 地域防災拠点の整備

町が地区単位等に定めている地域防災拠点（災害時に地域の防災活動の拠点となる施設や場所の

こと。防災活動に必要な資機材等の保管等のほか、平常時には防災講習・訓練や地域住民の憩いの場として活用される。)について、次の施設を順次整備するものとし、利用計画を策定する。

地区名	施設名
八郷地区	岸本B & G海洋センター（大原）
大幡地区	岸本小学校（吉長）
幡郷地区	こしき保育所（大殿）
二部地区	町民二部体育館（二部）
溝口地区	町民溝口体育館（長山）
日光地区	日光公民館（栃原）

(3) 物資配送拠点の整備

物資の円滑な集積及び配送を行うため、町役場本庁舎及び溝口分庁舎を物資配送の拠点として必要な施設の整備を順次行う。

5 業務継続の取組みの推進

(1) 業務継続の基本方針

町は、災害から住民の生命、身体、財産を保護する責務を有することから、災害発生時は応急対策業務に万全を尽くすものとする。また、優先度の高い通常業務についても、住民生活や経済活動への支障を最小限に止めるため、継続・早期再開を行うものとする。これらの非常時優先業務の実施に必要となる人員や資機材等の資源を確保するとともに、非常時優先業務以外の通常業務については、積極的に休止するか、又は非常時優先業務の継続の支障とならない範囲で業務を実施する。

(2) 業務継続計画の策定

ア 町は、優先的に継続すべき通常業務の継続体制を定める業務継続計画の策定に取組むものとする。

イ 業務継続計画策定後は、発動時に計画どおり実施できるよう、全職員への周知を徹底し、意識の向上に努めるとともに、定期的に訓練等を実施し、見直しを行うことにより、実効性を高めるものとする。

6 伯耆町職員初動マニュアルの修正

伯耆町職員初動マニュアルについて、防災訓練を通して問題点等を洗い出し、隨時修正を行うものとする。

7 平時から職員が講じておくべき対策

(1) 災害時における役割の把握

町職員は、伯耆町職員初動マニュアルにおける各自の役割を把握し、災害時における各自の行動に必要な対策を平時から講じておくものとする。

(2) 家庭等で被災しないための対策

町職員は、それぞれが非常時優先業務を行うべき重要な責務を担っていることを理解し、災害時においても必要に応じて確実に登庁できる体制を整えるため、災害時に職員やその家族が被災しないよう次のような対策をあらかじめ講じておくものとする。

ア 住宅の耐震化

イ 家具等の転倒防止対策

ウ 家庭内での備蓄（非常用食料、飲料水、非常用持ち出し袋、携帯トイレなど）

エ その他、鳥取県防災危機管理局ホームページの「日頃の備え」に記載する取組み

(3) 災害発生時の家族等との連絡方法の確認

町職員は、災害発生時に業務に専念できるよう、災害用伝言ダイヤル等の災害時の家族との安否確認の方法を平時から把握確認しておくものとする。

(4) 登庁経路の危険度の把握

町職員は、登庁経路における危険度（土砂崩れ、ブロック塀倒壊、液状化など）を把握し、災害時の通行経路や登庁手段等を検討しておくものとする。

8 職員派遣要請等の整備

(1) 県及び他市町村等への職員派遣又は応援要請体制の整備

町が有する防災力だけでは対応しがたい応急対策を円滑に実施し、災害応急対策を迅速かつ的確に実施するため、災害時に備えて県及び他市町村等への職員派遣又は応援要請体制を構築する。

(2) 他市町村、県からの派遣職員の受け入れ体制の整備

災害時において、他市町村、県からの派遣職員を円滑に受け入れ、災害応急対策を実施するため、防災訓練等を通じ、受け入れ体制の整備・検討を行うものとする。

(3) 災害時の他市町村への職員派遣体制の整備

ア 災害復旧に必要な技術等を有する職員の把握

町は、大規模かつ重大な災害が発生した場合に県又は被災市町村からの職員派遣要請に対応するため、災害応急対策又は災害復旧に必要な技術、知識、経験を有する職員等をあらかじめ把握しておく。

イ 資機材の整備

町は、被災市町村への派遣に際して必要となる衣服、作業資機材の整備に努めるものとする。

ウ 通信機器の整備

町は、被災市町村に派遣する職員が使用する通信手段として、衛星携帯電話及び情報収集端末等の通信機器を整備すると共に、使用方法について訓練等を通じて周知徹底するものとする。

9 防災分野における新技術の活用

町は、科学技術基本計画（平成28年1月22日閣議決定）において推進することとされている「Society 5.0」の趣旨を踏まえ、防災分野においてもICTを活用する等、必要に応じて新技術を取り入れ、国、県と一体となって防災対策の充実強化を図るよう努める。

対策の検討や実施に当たっては、国や県とも必要な連携を行うとともに、分野に応じた専門性を有する事業者や研究機関等とも必要に応じて提携する等、様々な主体が専門性を活かして最大限の成果を発揮できるよう配慮するよう努める。

なお、新技術の活用により、今後進展が想定される防災上の課題としては、例として次のものが想定される。

(1) 住民へ分かりやすいハザード情報の提供

(2) スマートフォン等を活用した防災情報の発信

(3) 被災者、傷病者等の迅速な救命救助

(4) 避難所等への支援物資の調達調整

(5) 衛星データ等を活用した被災状況の分析及び早期把握

(6) 災害に強いインフラを構築する技術の向上

第8節 消防計画

1 目的

この計画は、火災予防思想の普及徹底を図るとともに消防施設及び人員を活用して、住民の生命、身体及び財産を火災から保護するとともに、水火災又は地震等の災害を防除し、これらの災害による被害の軽減を図ることを目的とする。

2 組織

(1) 米子消防署伯耆出張所

常備消防として、昭和51年に2市12町村で構成される西部広域行政管理組合消防局が設置された。本町においては米子消防署伯耆出張所が設置されており、令和2年4月1日現在の消防吏員16人により、消防、救急業務を行っている。

(2) 伯耆町消防団

常備消防体制が確立された今日においても、町の消防団は、初期消火、残火処理等に活躍しているほか、林野火災、風水害、地震等の大規模災害時には多数の警防要員を必要とすることからも活躍が期待されており、その役割は大きい。しかし、近年消防団員数は減少傾向にあり、また、その年齢構成も高齢化の傾向をみせている。また、就業構造の変化による昼間における消防力の低下、社会認識の稀薄化による士気の低下が問題となってきた。

そこで、消防団を地域防災の中核として位置づけ、組織を整備、増強していくとともに、その活性化を図っていく。

本町における消防団の組織は、資料編のとおりである。

資料編　・町消防団の現状	P. 355
--------------	--------

(3) 自衛消防団

昭和22年に発足し、消防団の活動等を補佐している。

自衛消防団の組織状況は、資料編のとおりである。

資料編　・自衛消防団一覧	P. 355
--------------	--------

3 消防団出動計画

(1) 出動の基準

ア 平常出動

非常出動に至らない段階で、その災害の態様により消防団長の指示する方法によって消防活動を行う場合

イ 非常出動

災害の規模の拡大にともない、強力なる対策を実施するため、団員全員によって消防活動を行う場合

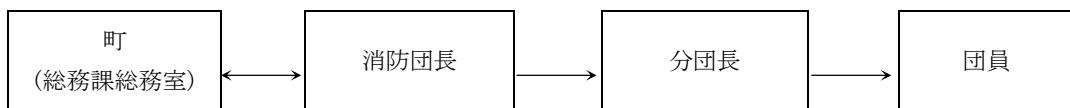
(2) 招集方法

団員は、団長の招集によって出動し、職務に従事するものとする。ただし、招集を受けない場合であっても、水火災その他の災害の発生を知ったときは、あらかじめ指示する所に従い、直ちに出動し、職務に従事しなければならない。

招集の連絡にあたっては、電話、携帯電話、電子メール、防災行政無線放送の利用、C A T V、

サイレン、警鐘等迅速な方法をもって行う。

連絡系統は、次によるものを原則とする。



4 消防団活動計画

(1) 出火防止及び初期消火

発災と同時に居住地付近の住民に対し、出火防止を広報するとともに、出火した場合は住民を督励して初期消火の徹底を図る。

(2) 米子消防署伯耆出張所との相互協力

消防活動は、被害を最小限にとどめるため、火災その他の防御の基本として、米子消防署伯耆出張所及び消防団は一体となって活動するものとする。

(3) 救助及び救急措置

要救助者の救助及び救出の措置と負傷者に対しては、止血その他の応急処置を行い、病院、医院又は安全な場所へ搬送を行う。

(4) 避難方向の指示

避難の指示、勧告がなされた場合は、これを住民に伝達するとともに、関係機関と連絡をとりながら火勢の状況等正しい情報に基づき、住民に安全な方向を指示する。

5 消防組織及び施設の整備充実対策

(1) 消防施設

ア 点検

火災発生の際直ちに出動し、行動できるよう「消防訓練礼式」により次の点検を行うものとする。

(ア) 通常点検

(イ) 特別点検

(ウ) 現場点検

なお、上記点検のほか、消防用機械器具の異常の有無を早期に察知し、火災活動に万全を期するため、軽易な点検を隨時行うものとする。

イ 消防施設の現況及び整備計画

町は、消防庁から示された「消防団を中心とした地域防災力の充実強化に関する法律、消防力の整備指針」等に基づき、消防ポンプ自動車、防火水槽及び救助資機材等の消防施設について整備を行っているところであるが、引き続きこれら施設の整備に努めるものとする。

なお、町の消防施設の現状については資料編のとおりである。

(2) 消防組織

近年、地域防災力の中核的存在である消防団員が過疎化、高齢化、被雇用者団員の増加等により減少傾向にあることから、町は、消防団員定数の確保とともに消防団の充実強化と活性化を図るため、次に掲げる取り組みを積極的に推進するものとする。

ア 消防団の人員確保

(ア) 女性消防団員の加入促進

(イ) 公務員、農協職員及び郵便局職員等への加入促進

(ウ) 民間企業の従業員等が勤務地の消防団に加入できる仕組みづくり

イ 消防団員の活動環境の整備

(ア) 地域住民、被雇用者、女性が参加しやすく活動しやすい活動環境づくり

a 地域の実態にあった消防団組織・制度の多様化

b 被雇用者団員の活動環境の整備

(イ) 地域住民・事業所の消防団活動への理解と協力の推進

a 防災体制に関する協議の場の設定

b 効果的な広報の展開

c 地域の各防災組織との連携強化

6 火災警報の伝達

(1) 火災警報の伝達

鳥取県西部広域行政管理組合管理者が発令した火災警報は、次の系統図により、一般住民及び関係機関等に周知するものとする。



(2) 火災警報の発令

火災警報は、次表の各号のいずれかに該当し、鳥取県西部広域行政管理組合管理者が必要と認めたときに発令する。

種類	発令基準
火災警報	1 実効湿度60%以下、最小湿度40%以下で最大風速毎秒7mを超える見込みのとき。 2 平均風速毎秒10m以上で、1時間以上連続して吹く見込みのとき。降雨、降雪中は通報しないこともある。

7 火災予防の徹底

火災警報が発令された場合あるいは通常の場合においても、火災の発生及び被害の拡大を防止するため、特に必要と認める場合には、町及び消防団はその管轄区域内の次の事項について、火災予防の徹底を行うものとする。

(1) 防火教育・広報の推進

火災予防運動週間等を通じ、広報紙、町ホームページ、CATV等の広報媒体を活用し、防火教育・広報活動を行い、住民の防火思想の普及と防火意識の高揚を図ることとする。

(2) 火気使用制限

火災警報が発令された場合においては、下記事項において速やかに一般住民に周知するものと

する。

- ア 山林、原野等において火入れをしないこと。
- イ 煙火を消費しないこと。
- ウ 屋外において火遊び又はたき火をしないこと。
- エ 屋外においては引火性又は爆発性の物品その他の可燃物の付近では喫煙しないこと。
- オ 残火（たばこの吸いがらを含む。）、取灰又は火粉を始末すること。
- カ 屋内において裸火を使用するときは、窓、出入口等を閉じて行うこと。

8 林野火災予防対策

（1）広域的、総合的消防防災体制の確立

- ア 町、米子消防署伯耆出張所等防災関係機関は、相互に連携を密にし、林野火災の発生防止及び火災による損害を軽減して森林資源の確保と県土の保全を図ることとする。
- イ 町は、林野火災に対処するため消防団員を確保するとともに、消防防災ヘリコプターを活用し、林野火災に対処することとする。

（2）出火防止対策

町、消防団及び米子消防署伯耆出張所は、林野火災の出火原因の大部分が失火であることに鑑み、失火防止に関する啓発広報の促進、火災多発危険期における巡回及び監視の徹底を図るものとする。

9 消防相互応援協定等による応援要請

町長は、災害の状況により町の消防力が不足すると判断したときは、鳥取県西部広域消防協定の締結市町村への応援要請を行う。

なお、緊急非常の場合は、「鳥取県下広域消防相互応援協定」により締結市町村へ応援要請を行う。

10 緊急消防援助隊に係る体制の整備

町は西部広域行政管理組合消防局と連携し、緊急消防援助隊の派遣・受入について「鳥取県緊急消防援助隊受援計画」の定めるところにより、応援及び受援体制を整えるものとする。

第9節 建造物災害予防計画

1 目的

この計画は、風水害、地震、火災等による建築物等の災害を防御するため、防災建築物等の建設を促進し、もって被害の軽減を図ることを目的とする。

2 建築物の現況

本町の場合、木造建築物が多く、鉄骨、鉄筋コンクリート、ブロック等による耐震耐火構造の建築物はわずかに過ぎない。

3 公共用建築物の災害予防対策

- （1）公共用建築物の従業者及び一般住民に対する危険防止のため、各種設備の安全点検を、また、町の公共建築物にあっては消防法（昭和23年法律第186号）第17条の規定に基づく消防用設備等の設置を促進するものとする。
- （2）公共用施設の改築にあたっては、鉄筋コンクリート造、鉄骨構造等の堅ろうなものとし、耐震、

耐火化を促進するものとする。

4 既存木造建築物に関する対策

風水害、地震等による災害を防止し、被害を最小限度に止めるため、既存木造建築物について次の事項の普及周知に努めるものとする。なお、火災予防計画については、本章第8節「消防計画」を参照すること。

(1) 建具類の完全固定

- (2) 壁に筋交いを設け、土台、はり、けた、柱等をボルト類の金物等によって補強する。
- (3) 軽量の屋根にあっては、角材等で飛散を防御する。
- (4) すでに老朽した建物にあっては、丸太、角材等で補強する。
- (5) 石塀、ブロック塀の倒壊防止措置を行う。

5 文教施設の災害予防対策

避難所、給水所等応急対策の拠点ともなる文教施設は、各種施設の安全点検及び適切な配備のほか、不燃化の推進、耐震性の確保を図る。また、災害が発生した場合における対応やその準備について、各施設ごとに計画を策定しておく。

6 社会福祉施設等災害予防対策

老人人口の増加などに伴い、要配慮者への対策が重要性を増しているところであり、施設についての災害時における対応やその準備について計画を策定しておく。また、施設の新設又は老朽施設の増改築にあたっては、耐震、耐火構造に改めるとともに、消防用設備等の設置を促進するものとする。

7 鳥取県建築物防災・復旧業務マニュアル

建築物の防災対策については、県が作成した「鳥取県建築物防災・復旧業務マニュアル」に基づき事前に体制を整備するとともに、応急対策等を実施するものとする。

8 応急仮設住宅の確保体制の整備

(1) 民間賃貸住宅等の活用

町は、応急仮設住宅を供与する際には、応急仮設住宅の建設だけではなく、民間賃貸住宅等を借り上げて対応することも可能であるため、民間空き家の利用計画をあらかじめ定める。

(2) 建設資機材及び建設業者の把握

ア 町は、被災住宅の応急修理に要する資機材の調達方法及び建設業者を事前に把握しておくものとする。

イ 町は、応急仮設住宅の建設に要する資機材の調達方法及び建設業者を事前に把握しておくものとする。

第10節 文化財災害予防計画

1 目的

この計画は、文化財を各種災害から保護することを目的とする。

2 文化財の現況

町内の所在する文化財の現況は、別表のとおりである。

3 保護管理責任者

指定文化財の保護管理は、国指定、県指定とともにその所有者又は管理責任者等の責任において行うものとする。

4 保護管理の指導等

- (1) 国の指定及び県の指定のものについては、必要に応じ文化庁又は県教育委員会から保護、管理等に必要な命令、勧告、指示、指導、助言が行われるが、町においても絶えず文化財の保護措置について留意し、所有者、管理責任者等と協議し、消防訓練の実施等により災害予防体制を整えるとともに破損、腐朽等により早急な修理を要する場合にあっては、その手続、方法等について適切な指導を行う。
- (2) 伯耆町文化財保護条例（平成17年条例第103号）の規定に基づき、町指定有形文化財の管理又は修理につき多額の経費を要し、所有者がその負担に堪えない場合等の事情がある場合には、町は予算の範囲内で補助金を交付する。

5 災害予防対策

(1) 対象物

防災上留意している文化財の種別は、建造物、史跡、巨石、美術品考古資料等である。

(2) 施設整備対策

ア 建造物関係については、破損、腐朽箇所の修理を行い、自動火災警報設備、避雷針、貯水槽等消防用設備の整備及び消防ポンプ自動車の進入路等の整備を図る。

イ 美術品については、完全な収蔵庫の建設による収蔵保管が根本的な対策と考えられるので、適宜指導を行う。

ウ 必要に応じて、水損の少ない消火設備の整備を図るとともに、耐震化の措置を図る。

(3) 火災予防体制の指導

本章第8節「消防計画」に定めるところによるものとする。

6 その他の留意点

災害等によって埋没・水没した有形文化財等については、その歴史的な価値等に応じて可能な限り修復等を行い保存する必要があるので、安易に破棄することがないよう平時から周知を図るものとする。

また、これらの有形文化財等が浸水等による損失を防止するために、平時における適切な保管方法や、緊急的な移設の方法等について対策を講じておくよう、併せて周知を図るものとする。

別表

指定文化財一覧

指定区分	件名	場所	指定年月日
国指定	石製鷦尾	伯耆町大殿	昭和34年12月18日
県指定	福岡神社神事	伯耆町福岡	昭和61年4月18日
町指定	吉定1号墳	伯耆町吉定	昭和53年3月30日
〃	岸本7号墳	伯耆町岸本	昭和50年3月15日
〃	大寺廃寺塔の心礎	伯耆町大殿	昭和51年3月16日
〃	坂中廃寺塔の心礎	伯耆町坂長	昭和51年3月16日
〃	佐野川用水御普請皆出来	伯耆町金廻	昭和51年3月16日
〃	岩立神社巨樹群	伯耆町岩立	平成元年9月30日
〃	剣十字架石堂	伯耆町谷川	昭和52年4月23日

〃	はまなんご	伯耆町大内	平成元年9月30日
〃	見出神社跡	伯耆町大内	平成元年9月30日
〃	藤屋炉床	伯耆町福居	昭和53年9月2日
〃	雲州松平候本陣跡	伯耆町二部	昭和52年7月20日

第11節 指定緊急避難場所・指定避難所等整備計画

1 目的

この計画は、風水害に伴う建物の損壊・浸水及び出火・延焼等の被害が生じたとき、住民を避難所に収容する事態が予想されるため、安全かつ迅速な避難誘導が行えるよう、避難所等の整備等を推進することを目的とする。

2 避難所等の整備

(1) 避難所等の指定

町は各地区ごとに地域の実態に即した指定緊急避難場所・指定避難所及び避難路等の指定を行うものとし、指定した施設については、定期的に安全点検を実施し、平素から整備を推進するものとする。

また、避難所等の指定にあたっては、災害対策基本法49条の4及び49条の7の定めるところにより、施設管理者等の同意を得て、県への通知及び公示するものとする。

資料編　・指定緊急避難所一覧、指定避難所一覧

P. 333-336

●指定緊急避難場所と指定避難所の定義

名称	定義
指定避難所	災害に対して安全な小学校などを対象とし、地域の防災活動の拠点となり、被災者の当面の生活空間として活用する施設
地震指定緊急避難場所	地震が発生し、または発生するおそれがある場合にその危険から逃れ、身の安全を確保できる場所
風水害指定緊急避難場所	洪水や土砂災害が発生し、または発生するおそれがある場合にその危険から逃れるための避難場所として活用する施設

(2) 避難所等選定上の留意事項

避難所等の指定にあたっては、次の事項に留意する。

ア 災害に対する安全性

周囲から火災が迫ってきた場合でも、避難所内で人体の安全を確保するため、ある程度以上の広さの空地を有すること。また、土砂災害や浸水などの危険性がないこと。

イ 洪水に対する安全性

河川の流域にあっては、ある程度標高が高い地域であること。

ウ 土砂災害に対する安全性

ある程度土砂災害危険箇所から離れた場所であること、又は、対策工事が完了している場所

であること。

エ 公共性

避難所は、いつでも容易に避難所として活用できることと、付近住民により認知させていることが必要であるので、公的施設等を活用すること。

オ 生活必需品等の供給能力

避難所には長時間滞在することが予測されるので、食料・飲料水・医薬品等最低限の生活必需品の供給が容易にできる場所とすること。

カ アスベストに対する安全性

アスベストは地震等の影響により飛散する可能性があるため、アスベストが使用されていない施設であること（既に指定された避難施設についても、アスベストの使用の有無を確認するとともに、使用が確認された場合の処置工法が「除去」によらない施設については、指定の見直しを検討するものとする。）。

（3）福祉避難所の整備

岸本保健福祉センター、岸本老人福祉センター、岸本デイサービスセンター、溝口福祉センターを福祉避難所として利用するにあたり、次の事項についてあらかじめ準備をしておく。

ア 福祉避難所の運営体制

イ 受け入れのための施設等整備

（4）避難所以外の施設の活用

避難所として指定されていない公共施設や、協力が得られる民間施設等も積極的に活用し、災害の態様に応じて十分な避難所が確保できるよう整備するものとする。

（5）避難所の設備及び物資等の配備又は準備

ア 町は、避難場所における避難の実施に必要な施設・設備の整備（連携備蓄を含む）に努める（換気、照明等の設備、給水施設、仮設トイレ、マット、簡易ベッド、非常用電源、衛星携帯電話等通信機器、テレビ、ラジオ等）とともに、空調、洋式トイレ、男女別のトイレ、男女別の更衣室、授乳室など高齢者、障がい者、乳幼児、妊娠婦等の要配慮者や女性の視点に配慮した避難の実施に必要な施設・設備の整備に努める。また、避難場所として指定した学校等の建築物において、備蓄のためのスペースや通信設備の整備等を進めるものとする。

イ 避難生活に必要な物資等は、なるべく避難所や、その近傍に地域完結型の備蓄施設を確保の上、備蓄することに努める（食料、飲料水、常備薬、毛布、携帯トイレ、炊出し用具、紙おむつ、生理用品等）。

なお、浸水の可能性がある場所に堅牢な避難所を設置している場合は、なるべく施設の上階に保管する。

（6）避難路の確保・指定

町は、避難活動に当たって困難な事態が予想されるので、避難路を指定し、必要な施設等の整備に努めるものとする。

ア 避難路は、水路沿いやがけ地付近などを極力避けて選定するものとする。

イ 避難路については、複数の道路を選定するなど、周辺地域の状況を勘案して行う。

ウ 災害時における混乱を防止し避難を容易にするため、黒坂警察署は関係道路について、駐車禁止等の交通規制を実施する。

（7）一時的な施設の借り上げ等の準備

町は、多数の住民避難により避難所が不足する場合及び避難が長期化した際の要配慮者等の避難先として活用する場合を考慮し、民間賃貸住宅の借り上げや、公的宿泊施設、旅館、ホテル等の事業者とあらかじめ協定を締結することによる一時的な施設の借上げ等多様な避難所の確保に努める。

(8) 避難予定場所となる施設管理者との事前協議

ア 町は、避難予定場所として指定した施設の管理者と使用方法、連絡体制について事前に協議し、災害対策が円滑に行われるようにしておくものとする。

イ 指定避難所としている学校施設について、あらかじめ避難所として指定する施設の範囲等について校長と協議、確認しておくものとする。

なお、学校施設は夜間は施錠されているため、非常時の避難所開設に必要な事項（鍵の管理、緊急時の連絡先等）についても、あらかじめ該当校と調整を図っておく。

3 避難所等に関する広報

町は、的確な避難行動をとることができるようにするため、次の事項につき、平素から防災マップ・ハザードマップ等の活用や訓練、また、広報ほうき、町ホームページ、CATV等の広報媒体の利用により、住民に対する周知徹底に努めるものとする。

(1) 避難所の所在等

ア 避難所等の名称及び所在位置

イ 避難所等への経路（避難路）

(2) 避難方法

ア 避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告又は避難指示（緊急）を発出する基準及びその伝達方法

イ 避難収容後の心得（避難所の運営管理のために必要な知識等）

4 運営体制の整備

(1) 避難所運営マニュアル等の策定

町は、避難所運営を円滑に実施するため、「鳥取県避難所機能・運営基準」や「鳥取県避難所運営マニュアル作成指針」を参考として、次の事項に留意した避難所運営マニュアル等をあらかじめ策定するものとする。

ア 指定避難所の施設規模に応じた受入規模、レイアウトの決定

イ 避難所の開設手順（夜間・休日等の対応を含む）

ウ 配置する職員の目安

エ 避難者等の協力を含めた運営体制（住民の積極的な避難所運営への参加）

オ プライバシーの確保

カ 要配慮者への配慮（良好な生活環境の確保）

キ エコノミークラス症候群対策、感染症対策

ク 老若男女のニーズの違いを踏まえた配慮

ケ 女性や乳幼児を同伴している子育て家庭等のニーズを踏まえた対応

コ 女性の悩み、暴力被害者支援等の窓口の周知等

サ 指定避難所での備蓄整備（水、食糧、毛布、電球など）

シ 備蓄物資及び支援物資の配分計画

ス 短期避難対応から長期避難対応への切り替えの手順

- セ 各種団体（NPOやNGO等）や災害ボランティア等との連携できる体制の構築
 - ソ 受け入れ条件の厳しい要配慮者やペット同伴者等など個別の事情に対応できる機能特化型の拠点避難所や高機能型の拠点避難所の設置
 - タ ペットと同行して避難できる環境の検討
- (2) 指定避難所の運営組織の調整及び決定
- ア 指定避難所開設時の避難者等の協力を得て運営する際の運営組織としては、自治会又は自主防災組織等が想定される。なお、男女の役割を固定的に考えることなく、運営組織役員への女性の参画に努めるものとする。また日本語の意思疎通ができる外国人を運営要員として加えるなど多様な主体で運営組織を構築することに努める。
 - イ 町は、あらかじめ、指定避難所開設時の運営組織及び町との役割分担を調整し、定めておくものとする。
 - ウ 町は、住民による避難所の自主運営ができる体制を推進するため、県と連携し、避難所運営リーダー（地域住民）の育成に努める。その際は、積極的な女子リーダーの育成を図るものとする。
 - エ 町及び県は、LGBT等、多様な性のあり方について理解するとともに、尊重するよう努め、避難所運営について配慮するよう努める。
- (3) 運営訓練の実施
- 町は、地域住民や指定避難所運営協力者等と連携した運営訓練等を実施するものとする。

第12節 物資・資機材等整備計画

1 目的

この計画は、災害に際して必要な物資・資機材の現状把握や緊急使用方法について定めておき、円滑な応急対策の実施に資することを目的とする。

町及び防災関係機関は、それぞれ防災物資・資機材の整備に努め、地域別・種類別に所有者、数量、能力等を把握しておき、災害時にいつでも有効に活用できるよう準備しておくものとする。

2 防災資機材等の整備

- (1) 町は、災害時の応急活動用資機材の整備充実を図るとともに、災害時には県、防災関係機関等と相互に連携して資機材の補完体制を整えるものとする。
 - (2) 町は、伯耆町消防団に必要な応急活動用資機材の整備充実を図る。
 - (3) 町は、水防上必要な資機材の整備充実を図るものとする。
なお、町の備蓄状況は、資料編掲載のとおりである。
- (4) 町及び米子消防署伯耆出張所は、水害時の人命救助、物資の輸送に必要なボートの整備充実に努める。

資料編　・水防用資機材備蓄状況

P. 359

3 備蓄体制の整備

- (1) 町の備蓄

町の備蓄の状況ならびに整備計画については、「伯耆町備蓄計画」、「避難所における非常用電源及び照明整備計画」及び「連携備蓄現況一覧」（資料編参照）による。

資料編	・伯耆町備蓄計画	P. 341
	・避難所における非常用電源及び照明整備計画	P. 342
	・連携備蓄現況一覧	P. 339

(2) 災害時の応援

- ア 災害時に備えて、町及び県は相互に連携して物資を補完する。
- イ 被災市町村を応援する場合は、原則として県が調整して決定するため、町は県から指示を受けた場合には、速やかに被災市町村へ物資を輸送する。

(3) 連携備蓄の状態保持

- ア 定期的に点検を行い、良好な状態の保持に努める。
- イ 消費期限、耐久期限のある品目は、期限到来前に更新する。

(4) 備蓄倉庫の整備

町は、町備蓄倉庫に防災資機材等の備蓄を行っているが、備蓄倉庫自体が被災した場合、また、避難所開設時における物資の配布効率等を考慮のうえ、適当な施設を確保して分散備蓄に努めるものとする。

4 調達体制の整備

(1) 資機材

- ア 町は、消防団、西部広域行政管理組合、県、中国地方整備局等の所有する資機材（排水ポンプ、投光器、ボート、通信機械等）の能力及び数量を把握しておき、必要に応じ応援を得られるような体制を整備するものとする。
- イ 町は、緊急時における建設機械等の調達について、県及び県内市町村等と「災害時の相互応援に関する協定書」を締結しているが、このほかにも町内建設業者等とあらかじめ調達順位、調達手段及び費用負担等について協定を定める等協議しておくものとする。

(2) 食料、生活関連物資

町は、緊急時における食料、生活関連物資の調達について、県及び県内市町村等と「災害時の相互応援に関する協定書」を締結しているが、このほかにも町内販売業者等とあらかじめ調達順位、調達手段及び費用負担等について協定を定める等協議しておくものとする。

資料編 災害時の相互応援に関する協定書

P. 379

第13節 医療（助産）救護体制の整備計画

1 目的

この計画は、災害のため医療機関が混乱し、被災地の住民が医療（助産）の途を失うことが十分予想されることから、町、県、その他関係医療機関が医療（助産）救護活動を迅速に実施し、人命の安全を確保し、被害の軽減を図るようあらかじめ医療（助産）救護体制を整備することを目的とする。

2 医療（助産）救護体制の確立

町、県、その他関係機関は、災害に備え、次のとおり医療（助産）救護活動体制を確立するものとする。

(1) 町

- ア 町内医療機関の非常用電源の確保につとめるとともに、負傷者の搬送体制を整備する。
- イ 救護所の指定及び整備をするとともに、住民への周知を図る。
- ウ 医療機関の被害、患者の収容状況等に関する情報収集体制を整備する。
- エ 自主防災組織の活用方法を検討する。

(2) 県

「鳥取県災害医療活動指針」に基づき、体制を整備する。

(3) 日本赤十字社鳥取県支部

日赤鳥取県支部は、赤十字病院の医療救護班の編成体制及び後方医療機関としての整備充実を図る。

また、日赤鳥取県支部は、こころのケア指導者の養成など、こころのケア対策の充実を図る。

(4) 病院（災害拠点病院）

災害時の医療活動の拠点施設及びこれを支援する医療機関として県は次のとおり地域災害拠点病院及び基幹災害拠点病院を指定している。「地域災害拠点病院」は、所在する二次医療圏内の被災地の医療確保、被災地への医療支援等を行い、「基幹災害医療センター」は被災地への医療支援等を行うとともに、「地域災害拠点病院」の後方支援病院として災害時における県下の中心的役割を担う。

本町域における災害拠点病院は、次のとおりである。

区分	指定病院	所在地	電話番号
地域災害拠点病院 (県内3箇所)	鳥取大学医学部附属病院	米子市西町36—1	(0859) 33-1111
基幹災害拠点病院 (県内1箇所)	鳥取県立中央病院	鳥取市江津730	(0857) 26-2271

資料編・病院一覧

P. 331

(5) 鳥取県西部医師会

- ア 鳥取県西部医師会は、救護班の編成体制について整備する。
- イ 医療機関の被害、患者の収容状況について整備する。

(6) 鳥取県西部歯科医師会

鳥取県歯科医師会は、救護班の編成体制について整備する。

3 医薬品等の備蓄体制

災害のため、医薬品等が不足することが予測されることから、町は必要な医薬品等の備蓄、円滑な供給体制を確立する。

4 D M A T（災害派遣医療）の要請

町は、鳥取D M A T運営要綱に基づき、D M A Tの要請方法について習熟に努める。

第14節 防災通信体制整備計画

1 目的

災害の予防及び応急対策を実施するうえで必要な情報の収集伝達を円滑に行うため、情報通信シ

システムの整備を推進することを目的とする。

2 防災通信施設の整備

町においては、効率的な防災通信設備体制の整備に努めるとともに、適宜訓練を実施して、応急対策に万全を期するものとする。

- (1) 停電対策、浸水対策の充実（非常用電源の確保等）
- (2) 庁舎等が被災した場合に情報の孤立化を防止するため、県・各関係機関との災害に強い通信手段の確保（衛星携帯電話等）

3 町防災行政無線システムの整備

町は、町本部内並びに消防団との通信や災害現場等との通信を確保するため、町防災行政無線を整備している。

通信施設の正常な機能維持を確保するため、定期的に保守点検を実施するとともに、通信機能の確認及び通信運用を図るため、通信訓練を実施して、非常災害発生に備えるものとする。

また、町内29箇所に屋外拡声子局を設置しているが、定期的に保守点検を行い、故障したものについては、修理、交換等の適切な措置を講じる。

資料編　・伯耆町防災行政無線一覧

P. 361

4 災害時優先電話の周知及び活用

災害時には、一般加入電話の通話が輻輳し、使用が困難になる状況が予想される。このような状況でも災害時優先電話は比較的通話が可能となるので、町は災害発生時に町内公共施設、関係機関との災害情報や被害状況を収集するため、あらかじめ町役場、学校、公民館等の電話を災害時優先電話として登録している。

町は、平素から次の措置を行い、職員及び関係者に周知を図るものとする。

資料編　・災害時優先電話指定状況一覧

P. 362

5 携帯電話の活用

携帯電話によるメールは、比較的支障なく使用できるといわれている。災害時に携帯メールを活用するため、平素から次の措置をとり、体制を整えておくものとする。

- (1) 町職員や消防団、自治会長等のメールアドレスをあらかじめ把握しておく。
- (2) 町災害対策本部から必要な相手に一斉にメールを発信できるよう、システムの整備を図っておく。

6 通信訓練等の実施

通信輻輳時及び途絶時を想定した通信統制（災害時優先回線モードへの切り替え）や重要通信の確保及び非常通信を取り入れた実践的な通信訓練を防災訓練に取り入れ、定期的に実施する。

7 他の関係機関の通信施設の利用

災害時において自己の管理する通信設備が使用できない状態になったとき、又は緊急を要するため特に必要があるときは、災害対策基本法第57条の定めに基づき、警察、消防、鉄道事業等の有線通信設備又は無線設備をあらかじめ協議で定めた手続きより利用して通信することができるので、平常時から最寄りの専用通信設備を有している機関と利用の手続き、通信の内容等について具体的に協議しておくものとする。

第15節 広域防災拠点の整備計画

1 目的

災害時に迅速かつ的確な災害応急的活動を行うため、防災拠点を整備し、災害応急活動体制の確立を図る。

2 広域防災拠点の整備

災害発生時に情報の収集・伝達、物資の備蓄、応援部隊の集結、救援物資の集積・配分、医療等の災害応急活動を行う前線拠点として、広域拠点の整備を図る。

3 広域防災拠点の整備

(1) 災害対策本部の設置

災害対策の中核拠点として、町役場に災害対策本部を設置する。なお、当該施設が被災等の理由により使用できない場合には、町役場溝口分庁舎又は、岸本B&G海洋センターを代替施設として使用する。

(2) 物資の備蓄用の拠点の整備

防災物資・資機材は町防災倉庫に備蓄しているが、避難所指定施設、各地区単位等での分散備蓄を図っていくものとする。

(3) 受援用の拠点の整備

応援部隊（緊急消防援助隊、自衛隊等）が町内で活動するための拠点や他市町村等からの応援物資の集積・配分するための拠点として、町役場本庁舎、溝口分庁舎、備蓄倉庫周辺を順次整備する。

4 拠点施設等の浸水対策

災害応急活動を行う拠点施設は、水災害でも対応できるよう、あらかじめ次の浸水対策に努めるものとする。

(1) 拠点施設（町役場本庁舎、溝口分庁舎、備蓄倉庫等）、公用車の浸水予防対策

(2) 浸水等により拠点施設が使用不能となった場合の対策（代替施設の確保等）

第16節 緊急輸送計画

1 目的

この計画は、災害応急対策に必要な物資、資機材、要員等の緊急輸送体制をあらかじめ整備し、広域的な輸送を迅速かつ的確に実施することを目的とする。

2 緊急輸送路等の指定

県は、陸、海、空のあらゆる交通手段を活用した緊急輸送路のネットワーク化を図るため、防災幹線道路ネットワークを指定している。

(1) 緊急輸送路

県は、県庁、広域拠点、町災害対策本部、物資受入港及び隣接県等の主要路線と接続する路線を防災幹線道路ネットワークに指定しており、本町域における指定路線は次のとおりである。

区分	指定路線	区域
第1次ルート	中国横断自動車道岡山米子線	米子市境から江府町境まで
	国道181号線	米子市境から江府町境まで
第2次ルート	県道溝口伯太線	国道181号分岐点から南部町境まで
第3次ルート	県道倉吉江府溝口線	国道181号分岐点から大山町境まで
	県道西伯根雨線	南部町境から日野町境まで

(注) 防災幹線道路ネットワークの設定の考え方

- ・第1次ルート：県庁及び県内外の地方中心都市を連絡し、それらと重要港湾、空港を結ぶ道路
- ・第2次ルート：第1次ルートと市町村役場及び主要な防災拠点を連絡する道路（災害医療拠点、災害時のヘリコプター離着陸場、港湾、物流拠点（物資の集配施設）、各市町村を結ぶルート）
- ・第3次ルート：第1次、第2次ルートの代替機能を有する道路

(2) ヘリコプター離着陸場

空路を用いた輸送拠点としては、鳥取空港、米子空港の利用が考えられるが、円滑な輸送体制推進のため、ヘリコプター離着陸場を指定しており、本町のヘリコプター離着陸場指定施設は資料編のとおりである。

資料編　・ヘリコプター離着陸可能場所一覧

P. 365

(3) 町緊急輸送路等の指定

地域内の緊急輸送を確保するため、町においても緊急輸送路及びヘリコプター離着陸場の指定を行い、関係機関への周知を図るものとする。

3 緊急輸送道路等の整備

(1) 交通施設の整備・耐震化

県緊急輸送道路について、災害の発生による施設の破損を防ぐため、道路、交通安全施設などの整備、耐震化を県に要請するとともに、町緊急輸送道路についての整備、耐震化に努める。

(2) 代替経路の確保

町は、県等の関係機関と連携し、「鳥取県地震防災調査研究報告書」（平成17年3月）における幹線道路の寸断の可能性の指摘などを踏まえ、主要幹線道路寸断時の代替経路の確保に努める。

4 輸送体制の推進

(1) 輸送に係る情報収集、連絡調整体制の整備

町は、災害時、緊急輸送道路・交通施設の被災の有無及び程度、使用の可否、応急復旧の可否などの情報収集、提供及び応急復旧を実施することができるよう、平素から体制を整備するものとする。

(2) 輸送体制の確保

町は、災害時における輸送体制の確保のため、町内運送業者等とあらかじめ協議を図り、応援協定を締結する等、平時から連携を図るものとする。

(3) 輸送の支援体制

輸送拠点となる物資の集積場において物資在庫管理等を効率的に行うため、荷下ろし・荷さばき等の人員を確保するよう物流関係の業種団体等に対して協力を要請できる体制の確保に努めるものとする。

第17節 広域応援体制整備計画

1 目的

この計画は、町、県、消防、警察、自衛隊等の防災関係機関間における広域的な連携体制について整備し、災害応急対策の的確かつ円滑な実施を図ることを目的とする。

2 広域応援体制の整備に向けての留意事項

(1) 応援協定の締結による体制づくり

町及び関係機関は、災害時の応援要請又は相互応援に関する協定を締結するとともに、協定の具体化に向け、実施要領（マニュアル）等の整備及び周知を図り、応援の円滑な実施に努める。

なお、町が締結している応援協定は、資料編のとおりである。

資料編　・協定

P. 379～476

(2) 県外市町村との相互応援協定の締結推進

被災地外からの人的・物的応援が有効であることから、できるだけ多くの県外市町村との災害時応援協定の締結に努める。特に、大規模災害等で相互応援協定を結んだ地方公共団体との同時被災を避けるため、遠方の地方公共団体との協定締結に努めるものとする。

なお、協定を締結した場合は、下記に留意する。

ア 発災時に受援側の窓口が早期に立ち上げができる体制整備

イ 平素から実践的な訓練の実施（相互に物資輸送の方法・ルートの確認等）

(3) 訓練や会合等を通じた防災情報の共有化

災害時における円滑な連携を期すため、町は協定締結機関等と平時から防災訓練や「防災関係機関情報交換会」をはじめとする各種会合等を通じて、情報共有化や災害時の協力体制・手順の確認に努める。

(4) 応援体制の準備

町は応援要請があった場合に速やかな応援を実施できるよう、応援計画に基づく派遣職員の編成、携行資機材、使用車両、応援の手順等について事前に準備しておくものとする。

(5) 受援体制の整備

町は、災害の規模や被災地ニーズに応じて円滑に他の市町村、県、関係機関等から応援を受けることができるよう、受援計画に基づく応援・受援に関する連絡・要請手順、応援機関の活動拠点等について事前に準備しておくものとする。

第18節 防災訓練計画

1 目的

この計画は、防災訓練を実施することにより、町及び防災関係機関の平時からの組織体制の機能確認、相互協力の円滑化、評価・実行性の検証を行うとともに、住民の防災に関する意識の高揚と知識の向上を図ることを目的とする。

2 基本方針（防災訓練を実施する場合の指針）

（1）実践的、効果的な訓練の推進・評価

ア 準備段階

- (ア) シナリオ（状況設定、被害想定、応急対策事項）をより実践的に作成
- (イ) 防災関係機関、住民の役割を確認
- (ウ) 問題点等の抽出発見に努め、防災体制の実効性の検証を実施
- (エ) 想定される事態の発生頻度や被害規模等に配慮して効率的に訓練を実施

イ 訓練方法

実動訓練、図上訓練等、実際の判断・行動を伴う方式で実施

ウ 訓練終了後

- (ア) 問題点の取りまとめ（シナリオ作成途上で判明したもの、参加者からの意見聴取等）
- (イ) 訓練の客観的な分析・評価（参加者からの意見聴取等による効果測定）
- (ウ) 課題等の明確化
- (エ) 訓練の在り方、マニュアル等の見直しにより実効性のある防災体制を維持、整備

（2）広域的な訓練の推進

ア 消防、警察、自衛隊等と緊密に連携し、広域的なネットワークを活用した訓練の実施

イ 相互に締結した協定等に基づく応援訓練の推進

（3）広報の充実・住民参加型訓練の工夫・充実

住民が積極的に参加できるよう訓練内容を工夫・充実する。

ア 各種広報手段を活用し、防災訓練の広報の充実

イ 住民に対する防災に関する知識習得、意識啓発の機会となるよう工夫

（4）計画的訓練の推進

次の計画的訓練の実施により、組織的な体制作り並びに防災担当者の災害対応能力の向上を図る。

ア 各種図上訓練等による計画的な訓練の実施

イ 日ごろからの自己研鑽・自己啓発

ウ 防災担当者不在時のバックアップ体制整備（各業務ごとに担当者不在を想定）

3 訓練の種別

実施する訓練には、実動訓練及び図上訓練がある。

実動訓練にあっては総合防災訓練、水防訓練、消防訓練、避難救助訓練、情報伝達訓練、非常通信連絡訓練、非常招集訓練、救急訓練、その他防災に関する訓練とする。

また、図上訓練にあっては、災害警戒本部・災害対策本部（現地災害対策本部）運営訓練、災害図上訓練、その他の訓練とする。

4 訓練計画

訓練の計画樹立にあたっては、国、県、隣接市町その他関係機関と共同又は町単独で実施するが、いずれの場合についても、これらの関係機関と緊密な連携をとるとともに、実施にあたっては災害の想定、実施場所、日時、実施種目、参加機関等の「防災訓練実施要領」を策定して実施するものとする。

各種計画の要旨は、次のとおりである。

(1) 総合防災訓練

災害発生時の初動体制を直接に担う町が関係防災機関、住民、事業所等との連携、協力を得て、地域の防災体制が十分その機能を發揮することができるよう、総合防災訓練を実施するものとする。

なお、町は鳥取県総合防災訓練（防災フェスタ）へ参加しているが、その訓練内容等については、震災対策編第2章第20節「地震防災訓練計画」に定めるところによる。

ア 地域の実情に応じた訓練

(ア) 過去の災害履歴等を踏まえ、特に訓練の必要性が高い災害を想定

(イ) 地域の実情に即して訓練を実施

イ 住民が防災を考える機会の提供

(ア) 地域住民の意見、提案等が反映されるよう努める（計画作成、結果分析、評価）。

(イ) 訓練内容、住民参加、広報の方法や形態について工夫（住民が災害発生時の行動の在り方について考える機会となる。）

ウ 地域住民等の連帯による自主的な防災訓練の普及推進（地域防災力の向上）

(ア) 幅広い層の住民が参加する訓練の普及に努める。

(イ) 地域の防災拠点（学校等）における訓練実施の推進

(ウ) 事業所、ボランティア等が実施する訓練に住民や他の関係機関が参画

エ 防災知識の普及・災害に強いまちづくりの推進

(ア) 地域の自然的・社会的条件に関する正しい知識の普及（過去の災害の教訓を伝承）

(イ) 家屋の耐震構造の強化等について積極的に周知

オ ボランティア団体等との連携

訓練への参加を求め、可能な連携に努める。

カ 集中豪雨時等における情報伝達及び避難行動要支援者の避難訓練

(ア) 集中豪雨発生時等の情報収集、避難準備・高齢者等避難開始・避難勧告・指示の発出及び住民に対する情報伝達

(イ) 高齢者等の避難行動要支援者への情報伝達、避難支援、救出

キ 実施要領の策定

実施にあたり、災害の想定、実施場所、日時、実施種目等を示した「総合防災訓練実施要領」を策定

(2) 災害警戒本部、災害対策本部運営訓練

町は、災害発生時における本部の設置、職員の動員配備、本部会議の招集、情報収集、分析等本部の運営を適切に行うため、災害警戒本部、災害対策本部運営訓練を実施する。

(3) 水防訓練

住民の防災知識の高揚と出水時における警戒、予防等水防体制の万全を期するため、各関係機

関及び住民の協力を得て年1回実施するものとする。

また、県主催で年1回実施される水防訓練についても積極的に参加、協力するものとする。

(4) 消防訓練

火災予防及び消防戦術上における消防機関の活動を円滑にするため、次の内容からなる消防訓練を実施するものとし、自衛消防についても隨時消防訓練を行うよう指導し、必要に応じて町の消防機関も協力するものとする。

なお、訓練は消防機関とその他の消防団体が行うものとに区分する。

ア 消防機関が行うもの

- (ア) ポンプ操作法
- (イ) 放水訓練
- (ウ) 礼式規律訓練
- (エ) 消防戦術
- (オ) 警備救助活動

イ その他の消防団体が行うもの

- (ア) 通報訓練
- (イ) ポンプ操作法
- (ウ) 消火訓練
- (エ) 避難訓練

(5) 避難救助訓練

災害時における避難その他救助の円滑な遂行を図るため、水防、消防等の防火訓練その他の災害防護活動とあわせ、又は単独で、避難救助訓練を実施するものとする。図上訓練の実施に当たっては、避難場所、避難経路の確認、誘導方法等の訓練を実施するものとする。

なお、学校、病院、社会福祉施設、工場、事業場、旅館等にあっては、収容者等の人命保護のため特に避難についての施設を整備し、各事業所等で作成する消防計画に基づき訓練を実施する。

訓練にあたっては、必要に応じ警察、消防等関係機関の協力を得て行うものとする。

(6) 情報伝達訓練

町及びその他防災関係機関は、災害発生時に各種の情報が迅速かつ確実に伝達されるように、各設備及び機器等の習熟を図り、災害時を想定して情報の伝達訓練を行うものとする。訓練を実施する時期は、町及びその他防災関係機関が調整を図って行うものとする。

(7) 非常通信訓練

県、町及びその他防災関係機関は、災害発生による有線通信の途絶、電力線の故障等の場合を想定し、非常通報を迅速、確実に伝送することに習熟するため、非常通信協議会において非常通信訓練を年1回以上実施する。訓練時期は、台風、雪害等の発生が予想される前に実施するものとするが、中央、地方協議会において実施される非常通信訓練との調整を図って実施するものとする。

(8) 非常招集訓練

災害対策活動の従事者が、有事に際し短時間に召集し、災害対策に対処できるようその体制を整えることを目的にして行うものとし、町消防団と西部広域行政管理組合米子消防署は、毎年1回実施している。

なお、訓練計画策定にあたっては、次の点に留意するものとする。

ア 平素における非常招集措置の整備

- (ア) 招集対象者の住所、居所及び連絡方法等
- (イ) 招集の基準区分
- (ウ) 招集命令伝達、示達要領
- (エ) 非常招集の命令簿、非常招集記録簿
- (オ) 非常招集の業務分担、配置要領
- (カ) 待機命令の基準
- (キ) その他非常招集のために必要とする事務処理

イ 非常招集命令の伝達・示達

災害の緊急性から、最も早く到着する方法を講すべきものであり、加入電話、無線放送、略電報及び口頭による伝達も迅速正確を期すること。

ウ 集合の方法

第一義的には、迅速に行うべきものであるが、訓練においては、交通渋滞、公共交通機関の停止、通常の通路が崩壊等により交通不可能などの被害を想定して実施すること。

エ 点検

訓練後は実施効果の検討を行い、訓練の改善、是非の資料として次の事項を確認点検とともに、これらを中心とした訓練記録を記載しておくものとする。

- (ア) 伝達方法、内容の確認点検
- (イ) 発受時間及び集合所要時間の確認点検
- (ウ) 集合人員の確認点検
- (エ) その他必要事項の確認点検

オ 訓練後の措置

訓練後は実施効果の検討を行い、非常招集の的確な実施のため改善是正を行うよう努め、訓練記録を記載しておくものとする。

(9) 救急医療訓練

救急医療訓練が広域的に実施される場合は、積極的に参加するものとする。

(10) 災害図上訓練（D I G）

町は、地域（自主防災組織、消防団、町内会、自治会等）、職域（学校、病院、事業所等）に対して、防災意識の高揚及び地域防災力向上のために、災害発生時を想定して対応・対策等を考える災害図上訓練を推進し実施するものとする。

(11) 避難所運営訓練

町は、災害時の指定避難所の円滑な開設、運営を図るため、関係機関や地域住民等の協力を得て避難所運営訓練を実施するものとする。

(12) 訓練後の評価

町及びその他防災関係機関は、各訓練の実施結果について評価を行い、課題等を明らかにし、今後の防災体制の改善に反映させるものとする。

5 訓練実施

訓練の実施にあたっては、次の基準を目安に計画的に行うものとする。

- (1) 総合防災訓練 年1回
- (2) 水防訓練 年1回

- | | |
|------------------|-------|
| (3) 消防訓練 | 年2回 |
| (4) 避難救助訓練 | 年2回 |
| (5) 非常招集訓練 | 年1回 |
| (6) その他の消防に関する訓練 | 必要な都度 |

第19節 避難対策の強化

1 目的

この計画は、町が適切な時期に避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）（以下「避難勧告等」という。）を発出するための計画をあらかじめ定め、住民を適切に避難させる体制を整備することを目的とする。

2 町等の避難の計画の整備

町及び防災上重要な施設の管理者は、災害時において安全かつ迅速な避難を行うことができるよう、次の事項に留意し、あらかじめ避難の計画を定めておくものとする。

(1) 町

- ア　過去の災害の発生状況
- イ　災害の発生危険箇所
- ウ　避難勧告等を行う基準及び伝達方法
- エ　避難勧告等に係る権限の代行順位
- オ　避難所等の名称、所在地、収容人員
- カ　避難所等への経路（避難路）及び誘導方法
- キ　避難行動要支援者に配慮した避難支援体制

(2) 特定の施設の管理者

学校、病院、事業所等の多数の者が出入りし、勤務し、又は居住している施設の設置者又は管理者は、施設内にいる者の避難を迅速・確実かつ安全に行うため、あらかじめ具体的な避難計画を定め、町長、消防機関、警察機関等と緊密な連絡をとり、関係者への周知徹底を図るとともに、訓練等を実施することにより避難の万全を期するものとする。

3 避難勧告等の基準の策定

(1) 避難勧告等の判断・伝達マニュアルの策定

町は、「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン」に基づき、的確に避難勧告等を行うために、下記の事項について記載したマニュアルを早急に整備するものとする。

なお、マニュアル策定にあたっては、例えば事態の切迫した状況下では計画された避難場所等に避難することが必ずしも適切ではなく、自宅や近隣建物の2階等に緊急的に避難する等の災害の特性と住民に求められる避難行動に関して留意するとともに、住民への充分な周知を行うものとする。

ア　対象とする災害及び警戒すべき区間・箇所

水害、土砂災害について、浸水想定区域、土砂災害危険箇所、過去の災害実績等を基に、住民の避難を要する災害について、災害の種類、災害の原因となる自然現象の特性、災害の原因となる現象が発生し、警戒を要する区間・箇所（破堤、越水等により影響を受けることが予想される区間・箇所等）等を特定すること。

なお、自然現象の特性、警戒を要する区間等の特定あたっては、次の事項に留意して行うものとする。

水害（外水氾濫、内水氾濫）	土砂災害
<ul style="list-style-type: none"> 上流に降った雨が町に到達するまでの時間や災害発生の危険の高まる降雨量等、対象とする河川の特性を十分把握すること。 上流の河川で氾濫した水が居住地側（堤内地側）から流下してくる場合等、被害の広域性にも留意すること。 堤防の弱部や周囲に比べて低い箇所、橋りょうの形状（水位上昇時に流水を阻害することとなりうる橋りょう等）、外水氾濫の原因となりうる施設の状況を把握すること。 	<ul style="list-style-type: none"> 地形や地質から、土石流、がけ崩れ等の発生しやすい箇所を把握するとともに、過去の実績からどの程度の雨量になれば土石流等の発生の危険があるかを把握すること。 過去に発生した土砂災害の種類とそのときの雨量状況、被害状況を整理する際は、その周辺地域の状況も把握すること。 災害発生の危険性の違いを把握するため、砂防堰堤や急傾斜地崩壊防止施設、地すべり防止施設等の土砂災害防止施設や治山施設の整備状況も把握すること。

資料編	<ul style="list-style-type: none"> 重要水防箇所一覧 地すべり危険箇所 山腹崩壊危険地区（民有林） 急傾斜地崩壊危険箇所一覧 	P. 357 P. 343 P. 343 P. 345
-----	---	--------------------------------------

イ 避難すべき区域

前記アで定める区間及び箇所から、人的被害の発生するおそれのある地区を避難勧告等の想定対象区域とする。

避難勧告等の想定対象地区の特定においては、次の事項に留意して行うものとする。

水害	土砂災害
<ul style="list-style-type: none"> 河川管理者等から氾濫水の到達時間や流速に関する情報が提供されている場合もあることから、以下のような区域の特定あたっては、それらの情報や過去の災害実績なども参考にすること。なお、これらの区域における避難勧告等の種別と発令のタイミングに注意すること。 軒下まで水没する区域、浸水時の水位上昇速度が極めて速い区域 浸水深や流速により、浸水時の歩行が難しい区域 氾濫水の勢い（流体力）によって家屋の損壊・流失、住民等の生命又は身体への被害が生ずるおそれがある区域 	<p>避難すべき区域の特定あたっては、土砂災害警戒区域（又は危険区域）を原則としつつ、同一の避難行動をとるべき地区単位（避難単位）をあらかじめ設定すること。その際、河川等の浸水予想区域、他の土砂災害警戒区域、避難路等の被害による孤立が懸念される箇所、自主防災組織や町内会等、避難施設の状況等を勘案して設定すること。</p>

ウ 避難勧告等の発令の判断基準・考え方

避難勧告等の用語の意味合いについては、次表の「三類型の避難勧告等一覧」のとおりであるが、対象とする自然災害ごとに、どのような状態になれば住民が避難行動を開始する必要がある

あるかについて、町が収集した情報、関係機関から提供される情報等に基づき避難勧告等発令の判断基準（具体的な考え方）を整理する。

なお、判断基準（具体的な考え方）の策定にあたっては、次の事項に留意すること。

(ア) 判断基準（具体的な考え方）については、できるだけ具体化を図りつつも、自然現象を対象とするため、想定以上又は想定外の事態も発生しうるので、総合的な判断を行うものとすること。

(イ) 住民が避難するためには、避難勧告等を町長から住民に周知・伝達する時間、住民が避難の準備をする時間及び避難場所等へ移動する時間が必要であり、防災行政無線等の整備状況や避難所等の位置等から必要な時間を把握すること。

エ 避難勧告等の伝達方法

(ア) 避難勧告等の伝達内容

伝達内容については、次の項目や状況に応じたその他の項目から、住民が短時間に認識できる情報量を考慮して定め、伝達例文やひな形を整理しておく。

伝達内容例

- ・発令日時
- ・発令者
- ・対象地域及び対象者
- ・避難すべき理由
- ・危険の度合い（河川や堤防等の状況や、発災時期、予想される被災状況等についての説明）
- ・避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）の別
- ・避難の時期（避難行動の開始時期と完了させるべき時期）
- ・避難場所
- ・避難の経路（あるいは通行できない経路）
- ・住民のとるべき行動や注意事項
- ・担当者、連絡先

(イ) 避難勧告等の伝達手段・伝達先

伝達手段については、避難勧告等の種類ごとに以下の手段や地域特性に応じたその他の手段を含めた複数の手段を組み合わせて、伝達先と合わせて具体的に定めておくこと。

- a 町防災行政無線を利用して伝達
- b 広報車、消防車両により伝達
- c 消防団に対して対象地域の住民への伝達を依頼
- d 自主防災会長、町内会長等を通じた地域コミュニティ間での声かけ
- e 町ホームページへの掲載
- f 電子メールによる伝達
- g C A T Vによる放送
- h テレビ、ラジオ等への放送機関への依頼

(2) 避難勧告等についての事前周知

住民に対して避難準備を呼びかけ、避難行動要支援者の避難行動を求める避難準備・高齢者等避難開始を制度的に位置付けるとともに、避難勧告等の意味合いについて町ホームページ、広報

紙、CATV等各種の広報媒体により、十分な周知を図るものとする。また、一人ひとりの居住地等にどの災害のリスクがあり、どのようなときに、どのような避難行動をとるべきかについて、日頃から周知徹底を図る取組を行うものとする。また、避難勧告等は、住民の避難開始から完了までのリードタイムも考慮して危険性が切迫する前に発出されるため、このことについても住民の理解促進を図るものとする。

三類型の避難勧告等一覧

情報の種類	発令時の状況	住民に求める行動
避難準備・高齢者等 避難開始	避難行動要支援者、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が高まった状況	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者など避難に時間を要する要配慮者とその支援者は立退き避難 ・他の人は立退き避難の準備、以後の防災気象情報、水位情報等により自発的に避難開始
避難勧告	通常の避難行動ができる者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が明らかに高まった状況	<ul style="list-style-type: none"> ・指定緊急避難場所へ速やかに立退き避難 ・指定緊急避難場所への立退き避難はかえって命に危険を及ぼしかねないと自ら判断する場合には、「近隣の安全な場所」への避難や、少しでも命が助かる可能性の高い避難行動として、「屋内安全確保」
避難指示（緊急）	<ul style="list-style-type: none"> ・前兆現象の発生や、現在の切迫した状況から、人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況 ・堤防の隣接地等、地域の特性等から人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況 ・人的被害の発生した状況 	<ul style="list-style-type: none"> ・指定緊急避難場所へ緊急に避難 ・避難勧告等の発令後で避難中の住民は、確実な避難行動を直ちに完了 ・指定緊急避難場所への立退き避難はかえって命に危険を及ぼしかねないと自ら判断する場合には、「近隣の安全な場所」への避難や、少しでも命が助かる可能性の高い避難行動として「屋内安全確保」

※自然現象のため、不測の事態等も想定されることから避難行動は、計画された避難場所等に避難することが必ずしも適切ではなく、事態の切迫した状況等に応じて、自宅や隣接建物の2階等に避難することもある。

4 児童・生徒等の集団避難体制の整備

（1）各学校への連絡網の整備

町教育委員会は、教育長の各学校への通報・連絡が迅速かつ確実に行われるよう、あらかじめ連絡網を準備しておくものとする。

（2）各学校の避難計画

校長は、概ね次の事項を計画しておくものとする。

- ア 災害の種別、程度、場所に応じた避難指示（緊急）等の伝達方法
- イ 避難場所の選定
- ウ 誘導責任者、通報連絡責任者、救護責任者、搬出責任者、整備責任者等
- エ 災害種別に応じた児童・生徒の携行品

（3）校舎における確認事項

校長は、校舎については、特に非常口を確認し、いつでも使用できるよう整備しておくものとする。

(4) 保護者への引渡しルールの策定

町教育委員会は、学校等が保護者との間で、災害発生時における児童生徒等の保護者への引渡しに関するルールを策定しておく。

(5) 児童、生徒への連絡網の整備

ア 校長は、児童、生徒が家庭にある場合における連絡網を整備するよう努めるものとする。

イ 校長は、登下校中に災害が発生した場合の、児童、生徒の状況把握方法についてあらかじめ整備しておくものとする。

(6) 避難訓練等の実施

校長は、災害の種別に応じた避難訓練を毎年2回以上実施するとともに、応急処置の方法、連絡体制につき平時から全教職員へ理解を深めておくものとする。

(7) 保育所における避難体制の整備

町は、保育所における避難体制及び保護者への連絡体制等について、学校に準じて整備を行う。

5 広域一時滞在

町は県と連携して、避難所が不足する時、水害時の川や浸水地域を超えた避難を回避する時及び大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう次の役割を担うものとする。

(1) 町の役割

ア 町は、避難所を指定する際に併せて広域一時滞在の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの被災住民を受け入れができる拠点型避難所をあらかじめ決定しておくよう努める。

イ 町は、指定避難所が広域一時滞在の用に供する拠点型避難所にもなりうことについて、あらかじめ施設管理者の同意を得るよう努める。

ウ 町は、大規模広域災害時等に円滑な広域一時滞在が可能となるよう、県その他関係機関と連携し、他の市町村との相互応援協定の締結や、運送事業者との被災住民の運送に関する協定の締結に取り組むなど、関係機関との連携の強化に努めるほか、発災時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努める。

6 避難所運営体制の整備

(1) 避難所機能・運営基準等の策定

町は、避難所運営を円滑に実施するため、鳥取県防災対策研究会が策定した「鳥取県避難所機能・運営基準」を参考とする等して、次の事項に留意した避難所機能・運営基準等をあらかじめ策定するものとする。

ア 避難所の規模に応じた受入規模

イ 夜間・休日等における開設手順

ウ 配置職員規模

エ 避難者等の協力を含めた運営体制

オ プライバシーの確保

カ 要配慮書への配慮

キ いわゆるエコノミークラス症候群対策

ク 老若男女のニーズの違いを踏まえた配慮

- ヶ 女性や子育て家庭のニーズを踏まえた対応
- ｺ 女性の悩み、暴力被害者支援等の窓口の周知等
- ｻ 避難所での備蓄整備（水、食料、毛布、電球など）
- ｼ 備蓄物資及び支援物資の配分計画
- ｽ 感染症への対策

（2）避難所の運営組織の調整及び決定

- ア 避難所開設時の避難者等の協力を得て運営する際の運営組織としては、自治会又は自主防災組織等が想定される。
- イ 町は、あらかじめ、避難所開設時の運営組織との役割分担を調整し、定めておくものとする。

（3）避難所運営訓練の実施

地域住民や避難所運営協力者等と連携した避難所運営訓練等を実施するものとする。

第20節 要配慮者（避難）対策の強化

1 目的

この計画は、高齢者、障がい者、乳幼児や妊産婦等自力避難が困難な、避難行動に時間を要する避難行動要支援者に対し、災害時に迅速、的確な対応を図るための体制を整備することを目的とする。

2 対策の強化内容

（1）避難行動要支援者に対する支援体制の整備

ア 避難行動要支援者の定義

避難行動要支援者とは、災害時に特に配慮が必要となる高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦、外国人等の要配慮者のうち、必要な情報を迅速かつ的確に把握し、災害から自らを守るために安全な場所に避難するための行動を取るのに支援を要する人々をいう。

イ 避難行動要支援者の状況把握

（ア）町は、地域住民、自主防災組織、民生・児童委員、介護保険事業者、障がい福祉サービス事業者、ボランティア団体等の多様な主体の協力を得ながら避難行動要支援者に関する情報（避難行動要支援者、住居、情報伝達体制、必要な支援内容、支援員等）把握を平時から実施する。また、情報の把握方法を決定し、情報伝達体制の整備、避難誘導体制の整備、避難訓練の実施を図るものとする。

避難行動要支援者の状況把握方式例

区分	取組み例	課題等
同意方式	防災担当課又は福祉担当課、消防団、自主防災組織、福祉関係者等が住民一人ひとりと接する機会をとらえて避難行動要支援者本人に直接働きかけ、必要な情報を把握し、避難支援プランを整備する方式。	<ul style="list-style-type: none"> ・必要な支援内容等をきめ細かく把握できる。 ・効率よく迅速な情報収集が困難であり、対象者特定の検討が必要であり、昔ながらの人のつながりにより対象者の把握が可能な地域では取組むべきである。 ・福祉関係課等が福祉施策の一環と位置づけ、

		保有情報をもとに避難行動要支援者と接することも有効である。
手あげ方式	制度の創設を周知して、自ら要配慮者名簿等への登録を希望した者につき避難支援プランを整備する方式。	<ul style="list-style-type: none"> 必要な支援内容等をきめ細かく把握できる。 登録を必要としない者への対策が必要 共有情報による要配慮者の特定をせずに取組むと要配慮者となり得る者の全体像が把握できない。
関係機関共有方式	個人情報保護条例中の個人情報の目的外利用・提供に関する規定に基づいて福祉関係課と防災関係課とで情報共有し、分析の上、要配慮者を特定し、避難支援プランを整備する方式	<ul style="list-style-type: none"> 福祉関係課が緊急時連絡先、要支援内容等を把握している場合は有効だが、適用する条例の例外規定によっては情報共有できる者が限定される。 特定した要配慮者が必要とする支援内容等をきめ細かく把握するためには、最終的には本人からの確認・同意が必要である。

(イ) 避難行動要支援者の状況把握に当たっては、情報を防災・福祉部局等で共有した基本情報を元に、本人の同意を得て避難支援に必要な情報を収集することを基本とする。

(ウ) 併せて、早急な整備が不可能な場合や同意が得られない場合の対策として、必要に応じて、関係機関共有方式により情報を共有するものとする。この際、町の個人情報保護条例の実態に応じて、個人情報保護審査会の同意を得る等、情報共有及び利用に当たっての体制整備に努めるものとする。

(2) 避難行動要支援者名簿等の作成

ア 町は、自治会等と連携して、65歳以上ののみの高齢者世帯・昼間時高齢者のみになる世帯などを中心に、避難支援を要する世帯情報を収集し、避難行動要支援者名簿を整備する。また、平時から見守り活動などに役立てることで、日頃から顔の見える関係を構築し、避難時の活動がスムーズに行えるように準備しておくとともに、必要に応じ隨時、名簿の更新を行う。

イ 町は、非常時に備え妊産婦及び乳幼児などの情報を名簿化し、あらかじめ備える。

(3) 避難支援プランの策定

町は、内閣府（防災担当）の策定した「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」（平成25年8月）等を参考に具体的な避難支援プランを早急に整備するものとする。

ア 避難支援プラン・全体計画に規定する主な項目

項目	内容
範囲	対象者の基準
情報の収集・共有・提供に係る方針・取扱い	情報収集項目、情報収集方法、情報共有方法、要援護者情報の管理
個人情報の取扱方針	情報共有の範囲、守秘義務の確保
主な情報伝達体制・手段	避難行動要支援者者及び支援員への情報伝達、関係機関間の情報伝達
避難に係る基準（地区単位）	避難を判断する情報、具体的な数値基準、発令の範囲
支援員の設定方法	支援員の決定・周知、具体的な避難支援の実施計画
その他必要な事項	訓練、避難支援プランの周知、啓発や訓練の実施計画

イ 避難支援プラン・個別計画に規定する主な項目

項目	内容
----	----

基本情報	氏名、住所等
避難に必要な情報	障がいの程度等、避難に必要な手段、連絡先、家族・縁戚等支援可能な者の情報等
避難の基準	
支援員の有無	
情報伝達手段	電話番号、FAX、メールアドレス、その他緊急連絡手段等
必要な避難手段	
その他避難に必要な情報	

(3) 避難支援プラン策定にあたっての留意事項

- ア 町は、避難行動要支援者支援班を設置し、防災関係課、福祉関係課等が横断的に連携した避難支援業務に取り込む。
- イ 町は、消防団、自主防災組織等、また、平時から避難行動要支援者と接している町社会福祉協議会、民生委員、介護保険制度関係者、障がい者団体等の福祉関係者との連携を図り、既存のネットワークを活用する。
- ウ 町は、避難行動要支援者の個々の状態を踏まえ、障害の程度による情報機器の選定等、的確に情報が伝達できる具体的手法を定める。
- エ 町は、個人情報保護やプライバシーに配慮しつつ、避難行動要支援者を防災関係課、福祉関係課等と共有するとともに、さらに支援員と平時から共有しておくことが重要である。
- オ 災害時において、事前に収集した個人情報の目的外利用や第三者への提供が本人の利益になる場合には、情報を受ける側の守秘義務を確保することで、本人の同意なしにこれを行うことが可能であるので、積極的に取組むものとする。
- カ 町は、避難勧告、避難指示（緊急）のほか、避難準備・高齢者等避難開始を発出する判断基準をあらかじめ定め、当該情報の発出時に避難行動要支援者及び支援員が避難行動を開始するよう平時から周知を図る。
- キ 特に外国人に対しては、文化・習慣の違いから、多様な言語による情報伝達や避難誘導、避難所での支援体制が必要となることから、町は県と連携して国際交流員や通訳ボランティア等の広域的な派遣体制の整備に取組む。

(4) 支援に当たっての留意事項

支援に当たっては平等・公平性だけを重視するのではなく、介助者の有無や障がいの種類・程度等に応じて優先順位をつけて対応するものとする。

(5) 要配慮者利用施設における体制整備

ア 町は、平時から、社会福祉施設などの主として要配慮者が利用する施設（以下「要配慮者利用施設」という。）での災害時の受入・支援体制を整備するものとする。

（ア）災害時の応援協定の締結

（イ）福祉避難所としての指定

（ウ）災害時の連絡経路及び支援体制の確立

（エ）施設利用方法等を確認

（オ）あらかじめ施設利用対象者を把握（把握後は避難方法を定める）

イ 町は県及び施設管理者と連携して、要配慮者利用施設の防災設備・資機材の整備、施設職員の防災組織や緊急連絡体制の整備、防災教育・防災訓練の充実を図るものとする。

ウ 施設管理者は、町と連携して各施設の避難計画を作成するものとする。

(6) 福祉避難所の整備

町は要配慮者等、避難時に特別の配慮が必要となる方の避難所となる、福祉避難所の施設及び運用体制の整備を行う。

第21節 自主防災組織の整備計画

1 目的

地域住民の「自分たちのまちは自分たちで守る」という意識に基づき自主結成される防災組織は、災害発生時にその被害を防止し、軽減するため防災活動を行う組織である。とりわけ、災害発生直後の要救助者の救出、初期消火等を迅速に行うにあたっては、自主防災組織の活動が極めて重要である。

この計画は、地域の実情に応じて編成された自主防災組織や町内会などの防災活動を行う組織の整備充実や地域住民の防災意識の高揚を図るとともに、災害により発生することが予想される要救助者の救出及び初期消火等、効果的な防災活動が実施できる体制を整備することを目的とする。

2 自主防災組織の整備

(1) 地域住民等による自主防災組織等の整備・強化

ア 自衛消防団等を基盤として自主防災組織等の結成に努めるものとする。

イ 自主防災組織等の円滑な活動のため、日ごろの組織活性化に努めるものとする。

ウ 訓練、研修、その他あらゆる活動に積極的に参加し、防災知識及び技術の習得に努めるものとする。

エ 消防団、社会福祉協議会、事業所、学校、ボランティア団体等様々な地域の団体と連携することにより、自主防災組織等の活動が継続・発展するよう努めるものとする。

(2) 自主防災組織等に対する支援

ア 町及び米子消防署伯耆出張所は、地域の自主防災組織や職場自衛消防組織の育成強化を図り、消防団とこれらの組織との連携等を通じて地域コミュニティの防災体制の充実を図るとともに、その指導を行うものとする。

イ 町は、地域住民の自主性を尊重しつつ、防災に関する知識や情報を住民に積極的に提供し、地域の実情に即した組織の整備・強化に努めるとともに、指導的立場を担う者の育成・確保及び各種資機材の整備充実を図るものとする。

ウ 米子消防署伯耆出張所は、自主防災組織等が活動するにあたり、その実効性を高めるため、組織からの求めに応じて協力をを行うものとする。

資料編 ・自衛消防団一覧

P. 355

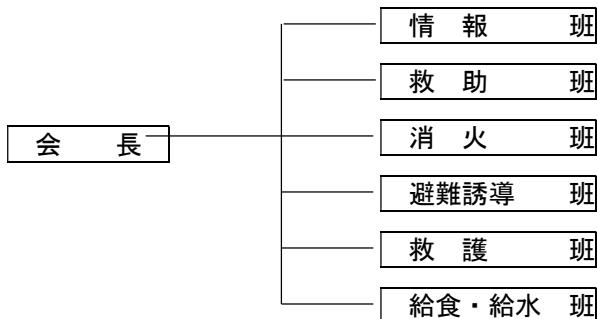
(3) 日本防災士会鳥取県支部との連携

町は、地域の自主防災組織の組織率の向上や活動の活性化を図るため、日本防災士会鳥取県支部と連携して地域防災力の向上に努めるものとする。

3 自主防災組織の編成

(1) 自主防災組織内の編成

一般的には次のようなものが考えられる。ただし、具体的な班編成の規模や方法等は、地域の実情に応じて定めるものとする。



(2) 組織の編成に当たっては、次の点に留意することが必要である。

- ア 活動班員については、特定の範囲の住民に偏らないよう配慮するとともに、地域内の専門家や経験者を各班に設置する等（例えば、消防経験者は救助班、消火班、アマチュア無線資格者は情報班、医師・看護師は救護班等）組織の活動に実効性を持たせるものとする。特に、設立後に継続して活動することが重要なので、消防防災経験者（消防職団員、警察官、自衛隊員、自治体の防災担当部局経験者等）、防災意識の高い者（防災士、防災ボランティア等）、コミュニティ活動を活発にしている者（町内会役員、民生委員、PTA役員、ボランティア活動者等）を活動の中心に据えることが望ましい。
- イ 昼間においては、自主防災組織の構成員が地域外に勤務していて活動要員が不足することが考えられるため、各種状況を想定した組織編成に努めるものとする。
- ウ 地域の防災や消防の活動に、女性の参画が進むよう配慮するとともに、既に女性消防クラブ等の組織がある場合には、それらの組織と積極的に協調しながら防災活動に取組むことに努めるものとする。

4 自主防災組織の活動内容

(1) 平常時の活動

- ア 防災に関する知識、技術の習得、向上、住民への防災意識の啓発
- イ 地域における危険箇所の把握及び広報（浸水予想区域、崖崩れ、土石流、地すべり等の危険箇所、空き家、危険物施設、延焼拡大危険地域等）
- ウ 地域における避難経路・避難体制や消防防災施設の把握及び広報
- エ 避難行動要支援者の把握と支援体制
- オ 地域における情報収集・伝達体制、要救助者の救出体制の確認
- カ 避難所・医療救護施設の確認
- キ 災害図上訓練や防災訓練（情報の伝達、要救助者の救出、避難行動要支援者の避難誘導、初期消火訓練を含む）の実施
- ク 防災関係機関、地域団体、隣接の自主防災組織等との連携体制の確立
- ケ 防災資機材の整備・点検、及び使用方法の確認

(2) 災害発生時の活動

- ア 情報の収集・伝達
- イ 地域住民の安否確認と避難誘導（特に避難行動要支援者に配慮）
- ウ 要救助者の救出

- エ 出火防止と初期消火
- オ 給食・給水

第22節 防災知識の普及啓発、防災意識の高揚及び災害教訓の伝承計画

1 目的

この計画は、町及びその他の防災関係機関等が、その職員及び住民に対し住民の防災意識の高揚及び災害の予防又は災害応急措置等防災知識・技術の普及を図り、災害教訓を伝承していくことで、より効果的な災害対策の実施を図ることを目的とする。

2 実施方針

(1) 実施責任者

町及び防災関係機関は、住民及び各々の組織の職員に対し、災害予防及び応急対策に万全を期するため、防災に関する知識の普及啓発、防災意識の高揚及び災害教訓の伝承を図るものとする。

(2) 実施方法

ア 防災関係職員に対する防災教育

町及び防災関係機関は、災害時の応急対策に万全を期するため、職員に研修会、講演会等により必要な防災教育を実施する。

また、災害発生時の初動体制についてのマニュアルを習熟し、職員が迅速かつ的確に行動できるよう努めるものとする。

イ 学校における防災教育

町は、児童・生徒を対象として、自らの身の安全を守る行動や地域の安全に役立つ行動についての学習、防災や自然災害等について知識・理解を深める学習等を実施するものとする。

ウ 防災研修会、防災講演会等の開催

町は県及び防災関係機関と連携して、防災研修会や防災講演会等を開催し、防災知識の普及啓発及び防災意識の高揚に努める。

エ 報道機関との連携

町及び県は、報道機関と連携し、地域のハザード情報などを加えた災害報道や防災情報を住民に伝わりやすく発信する手法等について研究等を行う。

また、山陰両県の県及び市町村、ラジオ局(エフエム山陰、山陰放送)等が参画している「災害防災情報発信協議会」では、行政、公共機関、ラジオ局が連携し、ラジオを活用した災害時の情報発信や啓発番組の製作等に取り組む。

オ 住民に対する防災知識の提供

町は、町ホームページ、広報ほうき、CATV等を活用して住民に対して効果的な広報等を行い、防災に関する知識の提供を行うとともに、防災意識の高揚を図るものとする。

カ 体験型施設等の活用

町は、災害体験型施設等を活用して住民等に自然災害(地震や台風など)の怖さ、備え方などを効果的に伝え、防災意識の高揚を図るものとする。

(ア) 県内の体験型施設等

a 県保有起震車(愛称グラットくん)

- (a) 震度1から震度7まで9つの震度階の揺れを再現可能
- (b) 関東大震災等の過去の大地震の再現に加え、近い将来発生すると言われている南海トラフ地震等を想定した揺れを再現可能

b 烏取県西部地震展示交流センター

鳥取県西部地震をはじめ災害に関する各種資料や写真等を展示するとともに、同地震の教訓を後世に伝承

c 近県の体験型施設等

- (a) 人と防災未来センター（兵庫県）
- (b) 宍粟防災センター（兵庫県）
- (c) 徳島県立防災センター（徳島県）など

キ 消防団及び自主防災組織との連携

町は、消防団及び自主防災組織が自ら開催する防災研修会・訓練等の機会をとらえて防災知識の普及啓発及び防災意識の高揚を図るとともに、消防団及び自主防災組織に防災研修会・訓練等の開催を積極的に働きかける。

ク 要配慮者に対する防災知識の普及啓発及び防災意識の高揚

町は、要配慮者に対する防災知識の普及啓発及び防災意識の高揚については、それぞれに適した方法により行うものとする。

- (ア) 視覚障がい者点字パンフレット、音声読み上げ機能に配慮したホームページ作成、音声教材等

- (イ) 外国人外国語版パンフレット等

ケ 男女共同参画の視点を入れた普及啓発

被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮した普及啓発に努めるものとする。

コ 災害教訓の伝承

町は、過去に起こった大災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料をアーカイブとして広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般の人々が閲覧できるよう公開に努めるものとする。

町は、災害教訓の伝承の重要性について啓発を行うとともに、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料の収集・保存・公開等により、住民が災害教訓を伝承する取組みを支援するものとする。

サ その他普及を要する事項

- (ア) 町地域防災計画の概要

- (イ) 災害予防措置

- a 震災予防の知識と心得
- b 火災予防の知識と心得
- c 台風襲来時の家屋の保全方法と器具、備品等の整備
- d 農作物の災害予防のための事前措置
- e その他必要事項

- (ウ) 災害応急措置

- a 町の防災体制の概要
- b 災害報告の調査及び報告の要領、連絡方法

- c 防疫の心得、医薬品の整備、消毒方法、清潔方法等の要領
 - d 災害時の心得
 - (a) 気象、警報等の種別と対策
 - (b) 避難先及び携帯品
 - (c) 被災世帯の心得
 - e その他必要事項
- (エ) 災害復旧措置
- a 被災農作物に対する復旧措置
 - b その他必要事項

3 実施の時期

普及の内容により、過去に大きな風水害等が発生した日や各種の防災週間・月間などの効果的な時期を選んで行うものとする。

また、内容に応じて年間を通して計画的に実施するものとする。

第23節 ボランティア受入計画

1 目的

この計画は、災害時のボランティア受入体制の整備を図ることを目的とする。

2 ボランティア受入体制の整備

- (1) 災害時のボランティア活動は、個々のボランティアの自主活動と主体的な参加を基本とするものであるが、活動内容が多岐にわたり膨大であること、並びにニーズが場所的・時間的推移等により変化することから、ボランティアコーディネーターとの連携強化に努める。
- (2) ニーズの把握に当たっては、老若男女の視点による意見が反映されるよう、情報の収集体制の整備に配慮する必要がある。
- (3) 町及び町社会福祉協議会は、災害ボランティアの受入体制や、災害ボランティアの中間支援組織（ボランティア団体やN P O等の活動支援、またこれらの活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、災害時においてボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を図るものとする。

また、プロボノ（職業上持っている知識・技能、資機材を活かして社会貢献するボランティア）についても、連携を図る。

- (4) 町及び県は、行政・社会福祉協議会・N P O・ボランティア等と連携し、災害時における防災ボランティア活動（受け入れや調整を行う体制、活動拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供等）について、意見交換を行う情報共有会議を整備するとともに、研修や訓練を通じて体制強化に努める。
- (5) 町及び県は、国と協力し、社会福祉協議会、N P O等関係機関との間で、被災家屋からの災害廃棄物、がれき、土砂の撤去等に係る連絡体制を構築し、災害ボランティア活動時の連携が円滑

に図られるよう努める。

(6) 町社会福祉協議会によるボランティア受入体制の整備

- ア 町内の災害ボランティアコーディネーターの養成
- イ 「災害救助ボランティア活動マニュアル」の作成
- ウ 町災害ボランティアセンターの立ち上げ方法等についての研修
- エ 「災害ボランティアバンク」による災害ボランティアの事前登録体制の整備
- オ 災害ボランティアの活動促進及び災害時の支援体制について関係機関で検討協議する場の設置

3 医療救護関係ボランティア

被災者の人命救助や負傷者の手当では、災害発生後、最も緊急に対応する必要があり、かつ専門的で重い責任が要求され、危険度も高いため、ボランティア活動の範囲は限定される。

災害時には、この分野での日赤の活躍が大きく、本町の体制においても日赤の活動を根幹とし、補完的な観点から町独自のボランティア体制整備を図ることとする。

(1) ボランティアの構成員

- ボランティアの構成員はおおむね次のとおりである。
- 県内外の医師、看護師、保健師、助産師等医療関係者

(2) 活動内容

医療救護関係ボランティアの活動内容は、おおむね次のとおりである。

- ア 救命措置
- イ 応急手当
- ウ 巡回診療
- エ 健康相談等の実施

(3) 活動体制の整備

町は、鳥取県西部医師会、西部総合事務所福祉保健局等からあらかじめ管内及び県内等からの派遣可能人員の把握に努め、災害発生時における医療不足の防止に努める。

4 生活支援ボランティア

災害時のボランティア活動は、個々のボランティアの自主活動と主体的な参加を基本とするものであるが、活動内容が多岐にわたり膨大であること並びにニーズが場所的・時間的推移等により変化することから、特定の分野においては、情報の収集体制の整備並びに活動を効率的に進めるうえでのコーディネーターや組織化が必要である。

(1) ボランティアの構成員

- ボランティアの構成員はおおむね次のとおりである。
- ア ボランティア活動団体、青年団体、女性会、土木建築関係団体、商工団体(伯耆町商工会等)、農林水産団体(鳥取県西部農業協同組合町内各支所等)等
- イ 民生児童委員(民生児童委員協議会)、自治会、町内会等
- ウ 防災ボランティアとして登録された個人、災害時に駆けつけたボランティア

(2) 活動内容

- ア 避難所設置以前
- 避難所設置、被災者の安否確認、被災者のニーズの把握等の支援を行う。
- イ 避難所設置以後

(ア) 避難所においては、水汲み、炊き出し、救援物資の仕分け、避難所の世話等の支援を行う。

(イ) 在宅者については、高齢者、障がい者等の安否確認等、食事・飲料水の提供、移送サービス、建物のビニールシート掛け、貴重品探しの手伝い、生活情報の提供等被災者の支援要請に応じて適宜実施する。

(3) 活動体制の整備

町は、町社会福祉協議会の災害ボランティアの活動マニュアル作成にあたり積極的に協力するとともに、災害時における町ボランティアセンターと町災害対策本部との連携体制について、平素より協議を図るものとする。

第24節 鉄道災害予防計画

1 目的

この計画は、鉄道事故の発生による災害を最小限に防止するための諸対策を推進することを目的とする。

2 鉄道事業者（JR西日本）の災害予防対策

鉄道事業者（JR西日本）は、関係機関の協力のもとに次の諸対策を行うものとし、鉄道事故を防止する観点から、現状の体制で安全性が十分に確保できているか常時点検を行い、必要に応じて隨時安全対策の強化を図るものとする。

(1) JR西日本

ア 鉄道施設の保守整備に努める。（線路斜面の落石の防止等）

イ 鉄道交通の安全に係る気象現象、予警報等の情報を適切に入手し、活用に努める。

ウ 迅速かつ的確な運行指令体制の整備や、乗務員に対する科学的な適性検査の定期的な実施等、鉄道の安全な運行の確保に努める。

エ 県、警察本部、消防局、防災関係機関等との情報連絡や情報共有体制の整備に努める。特に、軌道内における消防局の救助活動等の安全確保や、傷病者の搬送体制確保のため、消防局との緊密な連携・協力体制の確保に努める。

オ 鉄道車両の技術上の基準への適合性を維持する等、車両の安全性の確保に努める。

カ 踏切事故に関する知識を広く一般に普及し、踏切保安設備の整備等を計画的に推進する等、踏切道における交通の安全確保に努める。

キ 強風対策のため、警報機能を付加した風速計を適切な位置に設置し、風速に応じた適切な運行の確保に努める。

ク 過去の鉄道事故を踏まえた再発防止対策を実施し、安全性の向上に努める。

ケ 乗務員及び保安要員に対する教育訓練に努める。

コ 異常時における関係列車の停止手配の確実な実施ができる体制の整備に努める。

サ 担架、医薬品等の救急用資材の整備に努める。

シ 緊急時における車両内や駅構内の乗客等の避難誘導体制の整備に努める。

ス 列車事故の発生防止又は列車事故に係る被害の拡大防止に関する訓練を定期的に実施し、災

害対応能力の向上に努める。必要に応じ、県、警察、消防局、その他防災関係機関と合同で訓練を実施し、災害発生時の連携・協力体制の確保に努める。

セ 平成17年5月にJR西日本が取りまとめた「安全性向上計画」を遵守し、鉄道事故の発生防止や安全性向上に取組むものとし、具体的な行動計画の進ちょくを図るものとする。

3 除雪・雪害対策

(1) 除雪体制

ア 列車の円滑な運行を図るため、除雪機械の整備強化に努めるとともに、JR西日本米子支社が中心となり、各地区に除雪協力員を設け、これによる除雪体制を確立していする。

イ また、豪雪時には自衛隊、消防団の協力を得るなど、会社保有の除雪機械との共同作業により、除雪対策に万全を期する。

(2) 防雪設備事業

突発的災害の防止及び除雪事業の円滑化を図るため、主要区間に防雪林の造成、雪崩防止柵の設置等の事業を行うとともに、列車運行の円滑化を図るため、ポイントの電気融雪器の取り付け等の事業を長期計画に基づき行う。

4 落石・倒木対策

(1) 線路斜面の落石・倒木は脱線等の原因となるので、鉄道事業者（JR西日本）は落石・倒木危険箇所の把握及び整備に努め、落石・倒木による事故の防止に努めるものとする。

(2) また、町、西部広域行政管理組合米子消防署等の関係機関及び鉄道事業者（JR西日本）は、平素から落石・倒木の発見及び情報伝達の体制を整備しておくものとする。特に鉄道に平行する道路がある場合の道路管理者への連絡体制に留意する。

第25節 危険物等災害予防計画

1 目的

この計画は危険物、爆発物等による人命及び建造物等の災害を予防するため、施設の整備並びに危険物等の安全確保を図ることを目的とする。

2 危険物に係る災害予防

(1) 施設の現況

本町における危険物施設の現況は、資料編のとおりである。

なお、本計画において危険物とは、消防法別表の品名欄に掲げる物品で、同表に定める区分に応じ同表の性質欄に掲げる性状を有するものをいう。

資料編・危険物施設の現況

P. 356

(2) 危険物規制法令遵守の指導

西部広域行政管理組合米子消防署は、危険物施設に対し必要に応じて立入検査を実施し、危険物施設における安全確保のため、次について指導するものとし、危険物施設の所有者、管理者等は、当該事項を実施するよう努めなければならない。

ア 危険物製造所等の位置、構造及び設備に係る消防法第10条第4項の技術上の基準の適合・維持の遵守

イ 危険物保安監督者の選任の励行

- ウ 危険物取扱者等による貯蔵及び取扱の保安監督の励行
- エ 危険物取扱者等による施設点検の励行
- オ 消火、警報設備の維持及び点検
- カ 危険物運搬の安全確保
 - (ア) 危険物を車両で運搬する場合、危険物取扱者の同乗方を指導するものとする。
 - (イ) 危険物の容器、積載方法及び運搬方法の技術基準の遵守について指導するものとする。
 - (ウ) 消火設備の設置について指導するものとする。

キ 保安教育の実施

町は西部広域行政管理組合米子消防署と連携して次の保安教育を実施し、防火体制を推進する。

- (ア) 危険物施設の所有者、管理者等に危険物の貯蔵及び取扱いに従事する者の保安教育を実施するよう指導するものとする。
- (イ) 一定規模以上の製造所等にあっては、自衛消防組織の設置又は予防規程を定め、災害予防対策の万全を期するよう指導するものとする。

(3) 危険物の災害予防対策

西部広域行政管理組合米子消防署は、立入検査等の機会を利用して、危険物施設における災害に対する措置についても指導するものとする。また、危険物施設の所有者、管理者等は、災害対策に万全を期するよう努めなければならない。

危険物施設における災害に対する措置の主な指導事項は次のとおりである。

ア 施設の耐震化の推進

施設の設計を耐震構造にする等防災措置を講ずること。

危険物の貯蔵取扱い設備は、特に通常の建築物、工作物より一段と堅ろうな耐震構造とすること。

イ 地震防災教育・地震防災訓練の実施

ウ 自主保安体制の充実

一定規模以上の製造所等については、自衛消防隊を編成し、化学消防車を備え、自衛消防組織を確立するとともに、集団的に危険物施設のある区域にあっては、単一の組合組織に統一し、消防体制の万全を期すること。

エ 化学消火薬剤の備蓄

消火剤の備蓄を図り、集団的に危険物施設のある区域にあっては、前項の組合組織の一元的管理下に置き、老朽消火原液の更新がスムーズに行われるよう指導する。

オ 防災資機材の整備

第26節 住民の防災活動及び防災教育

1 目的

この計画は、住民が「自助」「共助」の考え方に基づき、災害による被害を少しでも軽減し、又はなくすために様々な取組みを実施することを目的とする。また、児童及び生徒等（この節において以下「児童等」という。）が、自然災害等の危機について正しく理解し、自らの判断のもとで防災・

減災に繋がる行動がとれるよう、学校における防災教育の取組みを積極的に推進することを目的とする。

2 防災及び危機管理の基本的な考え方

鳥取県防災及び危機管理に関する基本条例により、防災及び危機管理は、次に掲げる事項を基本として、住民、事業者、町、県及び国の機関がそれぞれの役割を果たすとともに、相互に連携して行うものとされており、住民もその役割を果すことが求められている。

なお、災害時支え愛活動（災害又は危機が発生した場合に、住民による支え愛避難所の運営その他の人と人とのきずなの強さを生かして地域で自主的に行われる共助の取組をいう。）については、町は円滑に行われるよう必要な支援に努めるものとする。

- (1) 自助（自己の生命、身体及び財産を自ら守ることをいう。）、共助（住民が互いに助け合ってその生命、身体及び財産を守ることをいう。）及び公助（町、県又は国が住民の生命、身体及び財産を守ることをいう。）の取組みを総合的に推進すること。
- (2) 災害及び危機の発生は避けられないことを前提として、それによる人の生命、身体及び財産に対する被害を少しでも軽減し、又はなくすという目標を達成するために、状況に応じて予防対策、応急措置、復旧対策等の様々な取組みを積み重ねていくこと。
- (3) 災害及び危機の発生の頻度及び発生した場合における被害の程度の予測に基づく災害及び危機の危険性に関する情報を交換し、及び共有すること。

3 住民の責務

災害対策基本法により、住民は、自ら災害に備えるための手段を講ずるとともに、自発的な防災活動に参加する等、防災に寄与するように努めなければならないこととされている。

また、鳥取県防災及び危機管理に関する基本条例において、県民は、災害及び危機に備えて、情報の収集、食料等の備蓄その他の自助の取組み及び自主防災組織の活動への参加その他の共助の取組みを推進すること、及び、災害又は危機が発生した場合は、被害の発生又は拡大を回避し、互いに協力して助け合うとともに、被害を受けた生活の再建及び地域社会の再生に努めるものとされている。

具体的には、災害を未然に防止し、災害による被害を最小限に食い止めるため、次のような行動を期待するものである。

- (1) 日頃の備え
 - ア 気象、災害等の基礎知識を身につけておく。
 - (ア) 本町を取り巻く自然条件等について正しく理解し、風水害や地震災害等の発生の危険性などの基礎知識を習得する。
 - (イ) 気象等の特別警報・気象警報・注意報及び土砂災害警戒情報並びに緊急地震速報の発表時に適切な行動が取れるよう、発表内容の意味を理解する。
 - イ 家族でする防災
 - (ア) 家の中で危険なところを確認しておく。（家屋の耐震診断・改修や、負傷の防止や避難路の確保の観点からの家具・ブロック塀等の転倒防止対策等固定などの安全対策もしておく。）
 - (イ) 防災マップ等から周辺地域の危険なところを把握する。（浸水、土砂災害、搖れやすさ、液状化危険度、孤立危険度など。）
 - (ウ) 避難場所や安全な避難ルートを確認しておく。

- (エ) 災害が起こったときの連絡方法や集合場所を確かめておく。
- (オ) 災害用伝言ダイヤル等の使用方法を習得する。（体験利用等を通じて、定期的に確認する。）
- (カ) 家族一人ひとりの役割を話し合っておく。
- (キ) 3日分の食料、飲料水、携帯トイレ、トイレットペーパー等の備蓄、非常持ち出し品（マスク、消毒液、救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備、飼い主によるペットの同行避難や避難所での飼養についての準備等をしておく。なお、万が一、災害時にペットが逃亡し、行方がわからなくなつた場合に備え、ペットへのマイクロチップ挿入や所有者名等を記した首輪等を装着することにより、ペットが保護された際にその所有者が確認できるようすることが望ましい。
- (ク) 備蓄に当たっては、各自のニーズに配慮する。（特に子どもや女性、高齢者などの視点に配慮する。）

ウ 地域でする防災

- (ア) 自主防災組織を結成し、及び参加する。
- (イ) 消防団に参加する。
- (ウ) 防災訓練や研修会に参加する。
- (エ) 救命救急講習等に参加し、応急手当についての基礎知識を習得する。
- (オ) 町と連携して地域の避難行動要支援者の把握に努め、災害時の避難支援体制を構築する。

エ その他

- (ア) 老朽空き家等の所有者は、当該空き家の除却を進めるものとする。なお、町は当該所有者が実施する空き家等の除却に対して、町が補助する経費の一部を支援するなどの必要な支援を実施するものとする。
- (イ) 開設当初の避難所は、必ずしも長期化を視野に入れたものではないため、生活の質を確保するためには、当面の間は自助対応も必要となることについて、理解する。

(2) 災害が起こりそうなとき

ア 家族でする防災

- (ア) 県、町、鳥取地方気象台やテレビ、ラジオ等からの情報に注意する。
- (イ) 災害に備えて、家の中での準備や家の外の安全対策をする。
- (ウ) 危険な場所に近づかない。
- (エ) 危険が迫ってきたら、町長の発出する避難勧告等による避難、又は自ら自主的に避難する。
- (オ) 定められた場所に安全に避難する。（切迫しているときは、緊急的な避難行動をとる。）
- (カ) 避難は、自家用車は使わず原則徒歩で行う。

イ 地域でする防災

- (ア) 情報の収集・伝達、住民の避難誘導をする。（特に避難行動要支援者に配慮する。）
- (イ) 異常があれば、すぐに町又は黒坂警察署等関係機関に通報する。

(3) 災害が起こったとき

- ア 初期消火や負傷者等の救出・救援を行う。（ただし、自分の身を守ることを最優先する。）
- イ 家屋に被害が生じた場合は、安全が確認できるまで立ち入らない。
- ウ 避難所運営に積極的に参加するなど、適切な行動に努める。

4 防災教育の実施

(1) ねらい・効果

防災教育は、児童等一人ひとりが次に掲げる能力を身に付け、「生きる力」をかん養し、能動的に防災に取組むことができる人材を育成するために行うものである。

ア 自然災害などの危機から自らの身を守るための行動ができる能力

イ 生命を尊重し、進んで周囲の人々や地域の安全に貢献する能力

ウ 自然災害発生のメカニズムをはじめ、それぞれが暮らす地域の自然環境、災害や防災について理解する能力

(2) 基本方向

ア 学校における児童等に対する防災教育の充実

児童等が防災対応能力を培うことを目的として、学校の教育活動全体を通じて、総合的、体系的に防災教育を推進する。更に、大地震を経験した鳥取県として、地震に関する体系的な防災教育の普及、身近な防災教育として、土砂災害、風水害に関する防災教育の普及も進めいく。

イ 防災対応能力を有する教職員の養成

学校における防災・危機管理を担い、児童等への防災教育に対して指導的役割を果たすことができる教職員を養成する。

ウ 家庭・地域社会との連携

学校における防災教育に家庭や地域社会の参加・協力を得ることと合わせ、家族や地域社会の一員であることの自覚を持った人材を育成するため、さまざまな場面を通じて家庭や地域社会との連携を図る。

(3) 推進方策

ア 児童等を対象とした施策

(ア) 児童等の発達段階に応じた形で、各教科、道徳、総合的な学習の時間、特別活動における教育内容に防災や危機管理の視点を取り入れ、学校における教育活動の全体を通じて防災教育を総合的かつ体系的に推進する。その際には、「鳥取型防災教育の手引き」及び「学校防災アドバイザー」の活用を推奨する。

(イ) 県土整備部が実施している土砂災害、風水害についての学習メニュー教材等を各小学校に普及させていく。

(ウ) 児童等が実践的な災害対応能力を身に付けられるよう、専門家の指導・助言を受けるなどして、学校の防災訓練の充実化を図る。

(エ) 学校の授業に、地域の災害史や危険箇所マップづくり、地域防災活動の実践者や被災者による講話などを取り入れることにより地域社会との連携を深める。また家族で災害発時の対応を話し合うことや地域の防災訓練へ参加することなどを促進する。

イ 教員を対象とした施策

(ア) 教員を対象とした防災研修会や、その他関係機関が実施する研修等の機会を活用し、防災教育の実施について具体的な手法を提示するとともに、災害発時の指示や誘導、初期消火、応急手当等が的確に行われるよう、専門的な知識・技能の習得及び向上を図る。

(イ) 防災教育に活用できる教材や資料を配布し、各学校の教育目標と児童等の発達段階に応じた、教職員による防災教育の実施を促進する。

第27節 帰宅困難者対策の強化

1 目的

この計画は、災害等により交通機能が停止した際に、通勤者、通学者等で自宅に帰ることができない人達の発生による混乱の防止を図ることを目的とする。

2 帰宅困難者対策の推進

町は、JR西日本岸本駅・伯耆溝口駅等で発生が予想される帰宅困難者に対して、必要な対策を推進するものとする。

(1) 帰宅困難者の定義

「通勤、通学、買い物等の目的で周辺地域から流入、滞在している者のうち、公共交通網が被災した場合に帰宅が困難になる者」を帰宅困難者と定義する。

(参考：帰宅困難者の設定例)

- ア 自宅までの帰宅距離が10km以下の人には、全員の徒歩帰宅が可能
- イ 自宅までの帰宅距離が10～20kmの人には、帰宅距離が1km増えるごとに10%ずつ帰宅者を遞減
- ウ 自宅までの帰宅距離が20km以上の人には、徒歩帰宅は困難
- エ 妊婦、幼児、身体障がい者等は、自宅までの帰宅距離が10km以下であっても徒歩帰宅は困難

(2) 帰宅困難者に対する基本的な対策

ア 帰宅困難者を発生させないための対策

町は、住民が帰宅困難者とならないよう、及び帰宅困難者となったときに混乱しないよう、以下の対策を講ずるものとする。

(ア) 災害発生時には「むやみに行動を開始しない」という基本原則を、住民に対して周知徹底する。

(イ) 住民に対して、日ごろから次のような取組みを行うよう啓発する。

- a 正確な情報収集をするためのラジオの携帯
- b 地図、懐中電灯の準備
- c 簡易食料（ビスケット、キャラメルなど）、飲料水、スニーカー等の準備
- d 家族との連絡手段・集合場所についての話し合い
- e 安否確認方法（災害用伝言ダイヤルなど）の確認
- f 歩いて帰る訓練の実施
- g 季節に応じた冷暖準備（雨具、防寒服、手袋など）

イ 事業所、学校等における対策の推進

事業所、学校等においては、従業員や生徒の一時保護施設の整備や非常用食料の備蓄などの対策を推進するとともに、帰宅困難者が発生した場合の安否確認体制や、JR西日本の駅等への職員派遣体制を整備するものとする。

(3) 帰宅困難者を支援する対策

ア 情報収集・提供の体制整備

町はJR西日本米子駅・日ノ丸自動車・溝口タクシーと協力し、帰宅困難者が発生すると予想される岸本駅、伯耆溝口駅における情報収集・提供体制を整備し、帰宅困難者が必要とする情報の迅速な収集・提供に努めるものとする。

イ 帰宅支援の協力体制の整備

町は、県が帰宅困難者支援協定を締結しているコンビニエンスストア及び外食事業者の協力店舗である「災害時帰宅支援ステーション」（以下「支援ステーション」という。）の位置を住民に周知する。また、町内の店舗業者と帰宅困難者に対する飲料水やトイレ、交通情報の提供などを行うための協定締結に努める。

ウ 妊産婦、乳幼児、障がい者等の収容体制の整備

町は、妊産婦、乳幼児、障がい者等の距離を問わず帰宅が困難な者の健康面等を考慮し、一時的受入可能施設、支援内容等の情報の優先的な提供体制の整備を推進するものとする。

第28節 捜索、遺体処理及び埋葬体制の整備

1 目的

この計画は、災害により死亡又は行方不明となった者の検索、遺体の処理及び埋葬を行うための体制を整備することを目的とする。

2 行方不明者の検索体制の整備

- (1) 災害のケース毎に検索体制は大きく異なると考えられるが、町は、災害時に速やかな検索が実施できるよう、あらかじめ事象に合わせた検索体制の構築について検討を行うものとする。
- (2) 町は、あらかじめ消防団、自主防災組織等との検索協力体制の構築に努める。

3 遺体の処理

(1) 検視体制の整備

ア 町は、県と連携し、あらかじめ納棺用の棺、遺体収容用の毛布、納棺時の供花、線香、ドライアイス等について調達体制の整備に努める。

イ 町及び県は、検案医師及び看護師について県外から応援要請を行うことを想定し、あらかじめ支援要請体制の整備に努める。

ウ 町は、死者が多数に及ぶことを想定して検視・遺体収容場所を指定し、検視活動の施設整備に努める。

4 応急的な埋葬体制の整備

町は、棺その他埋葬に必要な物品について、近隣業者と応急調達の協定締結に努める。

第29節 交通施設の災害予防

1 目的

この計画は、道路構造物の老朽化等による崩壊を防止するとともに、道路への土砂崩落や積雪等による影響を最小限とすることによって、交通手段及び移送手段を確保することを目的とする。

2 交通路線の確保

(1) 交通施設の災害予防

ア 道路及び橋りょうの整備による災害予防

道路、橋りょうの整備は、水害をはじめ各種災害における避難、救援等に対する輸送路の確保のため必要なものであり、これらの整備を図ることにより、災害対策の円滑な遂行に資するものである。

(ア) 防災幹線上の橋りょうについて耐震補強等の対策を優先的に講じるよう、道路管理者に要請していくものとする。

(イ) 道路上における路側、法面などの崩壊を未然に防止し、交通の確保を図るため、次のような道路災害防除事業を行うよう、道路管理者に要請していくものとする。

- a トンネル補修（クラック、漏水対策）
- b 路側法面崩壊防止（擁壁工、法面工）
- c 浪害防止（浪返し擁壁）
- d 地すべり対策（山腹段状切付工、くい打ち工、地下水排水工）

(ウ) 上記のほか、特に異常気象時において通行の危険が予想される箇所については、「異常気象時における道路事故防止要領」に定める異常気象時道路通行規制区間を指定し、交通の安全と円滑化を図るものとする。

また、道路施設等が地震や風水害等により被災し、迅速な災害応急対策実施のための妨げとなったり、道路の途絶に伴い孤立集落が発生することがないよう、必要な整備に努めるものとする。

イ その他の交通施設の整備による災害予防

鉄道について、各種災害における避難、救援等に係る輸送路の確保のため、これらの施設について耐震補強等の整備をJR西日本に要請するものとする。

3 除雪による交通路の確保

本町内の国道及び主要な県道については、国、県、市町村その他関係機関で構成する鳥取県除雪対策協議会の計画に基づき除雪が行われるが、町道、農免農道の一部については、伯耆町除雪計画に基づき、除雪及び凍結防止を実施し、一般交通の確保に努める。

第30節 交通規制体制等の整備

1 目的

この計画は、交通の混乱の防止、応急活動に必要な緊急通行の確保、危険箇所の通行による二次災害の防止を目的として、公衆用道路の通行の禁止、制限等について定めることを目的とする。

2 交通規制体制等の整備

(1) 広域的な交通規制に係る連携

町は、大規模災害発生時の広域的な道路状況、交通規制状況等の提供方法について、警察本部・黒坂警察署と平素から訓練を通じて連携を確立しておく。

(2) 状況に係る情報提供手段の周知

町は、災害時の交通規制等情報の提供方法（ホームページ掲載など）について、あらかじめ住民への周知に努めるものとする。

第31節 緊急通行体制の整備

1 目的

この計画は、応急活動に必要な緊急通行車両の確認体制の整備について定めることを目的とする。

2 緊急通行車両の事前届出制度の活用

町は、災害時の応急対策に必要となる車両について、必要に応じて「鳥取県緊急通行車両確認事務要領」に基づく事前届出をあらかじめ行い、災害発生時の事務手続を軽減するものとする。

資料編・町有車両一覧

P. 363

第32節 ヘリコプター活用体制の整備

1 目的

被災状況に関する情報収集、救助活動、負傷者の救急搬送等について各機関のヘリコプターを有效地に活用するための体制を整備することを目的とする。

2 ヘリコプター活用体制の整備

(1) ヘリコプター活用に係る連携

町は、大規模災害発生時のヘリコプターの活用方法について、各ヘリコプター管理者等と平素から訓練等を通じて連携を確立しておく。

(2) 県内を常時カバーする主なヘリコプター

鳥取県内を常時カバーしているヘリコプターは下記のとおりである。

航空隊名称	基地
鳥取県消防防災航空隊	鳥取空港
鳥取県警察航空隊	鳥取空港
第8管区海上保安本部美保航空基地（2機）	米子空港
鳥取県ドクターへリ	鳥取大学医学部付属病院

(3) ヘリコプター離着陸場所の整備

本町内のヘリコプター離着陸可能な場所は資料編に示す通りである。

資料編・ヘリコプター離着陸場所一覧

P. 365

(4) ヘリコプター離着陸活用資機材等の整備

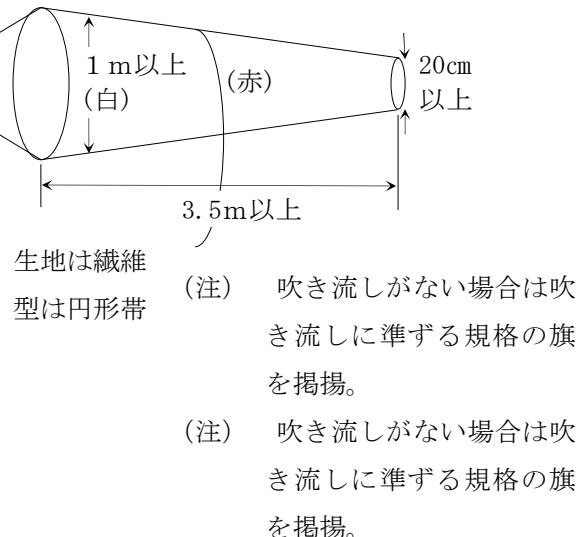
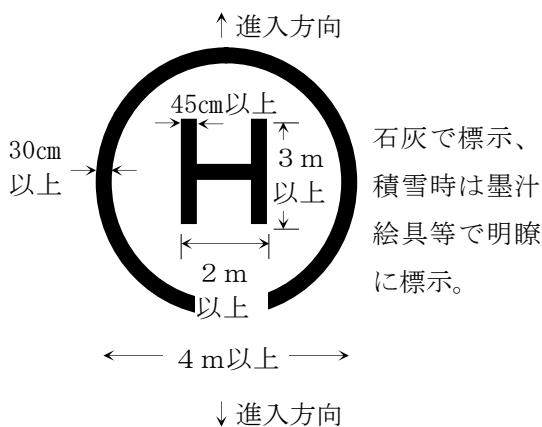
ヘリコプターによる災害対策活動を的確に実施するため、下記の資機材を整備する。

ア 公共施設の屋上及び避難施設の屋上又は屋根に表示する、対空表示（ヘリサイン）を整備する。

イ 着陸場所を示す記号を表示するための資機材等を整備する。

（ア）記号の基準

(イ) 吹き流しの基準



第33節 物資の備蓄及び調達体制の整備

1 目的

災害発生時に備え、食糧、生活物資等の備蓄を進める。

なお、必要となる物資については、震災対策編第1部第2章「被害想定」等を踏まえ、必要数量を平時から把握し、その調達体制を整えておくものとする。

2 備蓄の種類及び実施者

応急対策に必要な物資は、以下の種類ごとに町・県がそれぞれ備蓄を行う。

(1) 連携備蓄

ア 町と県で連携して実施（第3節を参照）

イ 町及び県は、要配慮者をはじめとするあらゆる人を避難所で受け入れられるよう備蓄の充実強化に努める。

(2) 流通備蓄

多量の確保が必要な物資等、広域的に調達することが適当な物資については、県が業者との協定等を締結することにより確保を図るほか、町においても個別に業者と協定を締結して早急の物資の確保を図る。

(3) 町の備蓄

町は、県との連携備蓄のほかに、町職員の個人備蓄を推進するとともに、住民が災害時に必要とする物資等について備蓄を行う。

資料編・連携備蓄現況一覧

P. 339

(4) 県の備蓄

県は、広域的に整備することが適当な物資について備蓄する。

ア 医療品等

- イ 災害救助基金による備蓄物資（毛布）
- ウ 水防活動用備蓄物資
- エ 流出油処理用備蓄物資

3 町と県との連携備蓄

(1) 連携備蓄の概要

- ア 「県及び市町村の備蓄に関する連携体制整備要領」（資料編参照）に基づき実施。
- イ 町と県との役割分担を明確にし、物資、資機材を連携して備蓄。
- ウ 町と県との分散備蓄により経費及びリスクを分散し、被災時に適切な物資供給を行う。
- エ 各種の応援協定による流通備蓄の調達や、他県等からの応援物資の供給が見込まれる時期までは、主として連携備蓄物資により被災者支援を実施。

(2) 町の備蓄

あらかじめ定めた品目につき、人口に応じた数量を備蓄する。

資料編・連携備蓄現況一覧

P. 339

(3) 県の備蓄

大型の資機材（仮設トイレ、ストーブ、発動発電機、投光器、プライベート用テント、ストーマ装具、オストメイト専用ポータブルトイレ等）を重点的に備蓄を行う。

(4) 災害時の応援

- ア 災害時には、町と県相互に連携して物資を補完する。
- イ 被災市町村に対する応援は、県と町が連携して行う。
- ウ 町から被災市町村への物資輸送体制については、効果的な輸送が行えるよう検討する必要がある。

(5) 連携備蓄の状態保持

- ア 定期的に点検を行い、良好な状態の保持に努める。
- イ 消費期限、耐久期限のある品目は、期限を考慮して計画的備蓄を図るとともに、期限到来前の有効活用及び更新を行う。
- ウ 各種の災害対応等により備蓄物資を消費した場合には、速やかに補填する。

4 町の調達体制の整備（食料、生活関連物資、トイレ対策）

(1) 食料

応急給食を支援するため、町内食料品販売業者と食料調達に関する協定の締結に努める。

(2) 生活関連物資

町内生活必需品販売業者と物資調達に関する協定の締結に努める。

(3) トイレ対策

- ア 防災資材販売業者等と、簡易トイレの調達に関する協定の締結に努める。
- イ 町内生活必需品販売業者等と、携帯トイレの調達に関する協定の締結に努める。

(4) 留意事項

- ア 町は、物資の種類ごとに、町内販売業者等と応援協定を締結し、調達体制の整備に努めるものとする。
- イ 物資の調達体制の整備に当たっては、物資の引受けスペース、一時集積所及びそれらに要する人員配置など、引受体制についても併せて検討する。

5 災害対策活動要員に係る食料備蓄の整備

町は、災害発生時の応急対策活動に従事する職員のローテーション等を考慮して、活動の維持に必要な食料及び水等を備蓄するものとする。

(1) 職員備蓄の推進

職員は、災害発生時の応急対策活動に従事することを前提とし、初動3日間を対象として、ローテーションを考慮し、2日分（6食）を目標として、自ら食料及び水等を職場に備蓄しておくものとする。

また職員は、家庭において、家族の3日分の食料及び水等の備蓄に努めるものとする。

(2) 公的備蓄

町は、活動要員の備蓄として、職員備蓄で不足する全職員の3分の1の1日分（2食）の食料及び水等を整備するものとする。

ローテーションを考慮した職員活動パターンの想定（参考）

ローテーション	1日目	2日目	3日目	備考
Aグループ	対応（職員備蓄）	対応（職員備蓄）	対応（公的備蓄）	
Bグループ	対応（職員備蓄）	対応（職員備蓄）	休み	
Cグループ	対応（職員備蓄）	休み	対応（職員備蓄）	各グループは全職員の3分の1ずつ

6 備蓄の推進に係る普及啓発

町は県と連携し、家庭及び事業所における備蓄の必要性及び推進について、住民及び企業に対し、町ホームページ、広報ほうき等の媒体を利用して、広く普及啓発に努めるものとする。

第34節 トイレ確保体制の整備

1 目的

この計画は、災害発時における被災者のトイレを確保するための体制の整備について定めることを目的とする。

2 町の調達体制の整備

- (1) 防災資材販売業者等と、簡易トイレの調達に関する協定の締結に努める。
- (2) 町内生活必需品販売業者等と、携帯トイレの調達に関する協定の締結に努める。

3 トイレ対策の留意点

次の点に留意してトイレ対策を講ずるものとする。

(1) 公共施設等の整備

学校、福祉施設、公園等の施設整備時は、災害時のトイレ応急対策について、総務課とあらかじめ協議すること。

(2) くみ取り体制等の整備

災害時にはし尿のくみ取り処理が相当量発生することが予想される。町は、県と協議の上、あらかじめくみ取りの体制について西部広域行政管理組合と調整をしておく。また、マンホールトイレの設置について検討を行う。

(3) トイレ利用者への配慮

災害用トイレ製品に際しては、運搬が容易、手入れが不要又は簡易、高齢者、障がい者等でも利用し易いことなどに十分配慮して整備すること。

(4) 住民への普及啓発

災害用トイレの使用方法等に関して、平時より訓練や広報などを通じて住民に広く普及啓発を図ることにより、災害時に円滑に使用出来るよう備えるものとする。

また、発災直後においては、住民個々によるトイレ対応が必要とされることから、あらかじめ簡易トイレ・携帯トイレの備蓄に努めるよう住民に対し普及啓発する。

第35節 障害物の除去体制の整備

1 目的

この計画は、山くずれ、河川の崩壊等によって、道路、住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等の障害物を除去することを目的とする。

なお、障害物の除去は、道路、河川等にあってはその本来の機能を発揮させるため、家屋等にあっては被災者の生活再建に資することを目的として行うものである。

2 障害物の除去体制の整備

(1) 県は一般社団法人鳥取県産業廃棄物協会他3団体と災害廃棄物の処理に関する協定を締結している。町は、県と協議の上、西部広域行政管理組合と連携して、町域内の清掃能力の把握に努めると共に、災害時の清掃体制、生活ごみの処理方法及び予定場所等についてあらかじめ定めておくものとする。

(2) 町は県西部総合事務所保健福祉局と連携し、防疫用薬品の調達計画をあらかじめ定めておくものとする。

(3) 町は、災害廃棄物の分別方法をあらかじめ定めておくものとする。特に、収集時に分別を行わない場合については、最終処分に至るまでの行程及び実施責任者について、西部広域行政管理組合と連携し、処理能力(人的及び施設)を踏まえた上で検討し、具体的に定めておくものとする。

(4) また、がれき等の災害廃棄物について、一時的に集積する場所及び最終処分の方法等をあらかじめ定めておくものとする。

第36節 民間との防災協力体制の整備

1 目的

この計画は、民間企業等の防災力の充実及び共助の推進を目的とする。

2 民間企業等との防災協力体制整備に向けての取組み

災害時における被害軽減や早期復旧に共助が欠かせないことから、民間企業等の防災力の充実を図るとともに、民間企業等と地域住民や自主防災組織、ボランティア、N P O及び行政が連携し、効率的、効果的な被害の軽減を図る。

(1) 防災協力メニューの明確化

町は県と連携して、地域の特性や想定される災害の規模・被害を考慮し、民間企業等の防災協力の具体的なメニューを検討・提示することにより、民間企業等の防災活動への参加を推進するものとする。

(2) 防災協力事業所登録制度の推進

町は県と連携して、他の自治体で取組まれている防災協力事業所登録制度等を参考に、登録制度の導入を推進するとともに、制度を導入した際は、町ホームページや広報ほうき等を活用し周知を図るものとする。

(3) 消防団協力事業所表示（及び認定）制度の推進

町、西部広域行政管理組合消防局、県は相互に連携し、消防団協力事業所表示制度及び消防団協力事業所認定制度を推進する。

(4) 防災協力協定の締結の推進

町は県と連携し、様々な業種の民間企業等との応援協定の締結を推進し、多様な応急対策を確保するとともに、地域の防災の問題意識を共有する関係の構築を推進するものとする。

(5) 民間企業等と町、県の連携強化

町及び県は、民間企業等との連携を強化するため、情報共有のための連絡会等の設置や交流の推進、災害時の積極的な情報共有などの取組みを推進するものとする。

(6) 効率・効果的な防災協力の推進

町は県と連携して、防災訓練などへの民間企業等の参加を推進し、平時から防災協力のための体制整備を推進するものとする。

(7) 民間企業等の防災力の向上

ア 民間企業等は、災害時における事業継続の取組みを進めるほか、建物の耐震化や住宅の耐震化の啓発、備蓄資機材の充実や防災訓練の実施、講習会等の防災教育を推進し、自らの防災力の向上に努めるものとする。

イ 町は県と連携して、民間企業等の防災力の向上を積極的に支援するものとする。

(8) 防災協力活動に対するインセンティブの付与

町は県と連携して、民間企業等の防災協力活動が十分に評価される機運の醸成に努めるとともに、防災協力を促進させる仕組みを推進するものとする。

第37節 災害時の事業継続体制の取組みの促進

1 目的

この計画がその役割を果すため、災害により被害を受けても重要業務を中断させず、あるいは、中断しても可能な限り短い期間で再開するよう、事業活動の中止が及ぼす影響をあらかじめ把握し、継続すべき重要業務や中止した際の復旧時間等の目標を設定し、「事業継続」の達成に向けた取組みを推進することを目的とする。

2 事業継続に向けての取組みの支援

(1) 町は県と連携して、事業継続計画の作成が競争力を高め、取引先の信頼を勝ち取り、社会的責任（CSR）を果たすことに繋がって、企業等の価値を向上させることから、事業継続計画を作成するうえで必要な知識を習得する機会の提供やアドバイスの実施、どのような災害リスクを選ぶかの判断材料となる被害予測の提供等、企業等の事業継続に向けた取組みを積極的に支援するものとする。

(2) 町及び県は、自らと企業等が相互にサプライチェーンで深く結びついていることを踏まえながら、契約等の締結に当たって相手方に事業継続計画の作成を求めるなど、事業継続の取組の普及

を図るものとする。

第38節 被災者支援体制の整備

1 目的

災害により被災した町民の支援体制の整備について定めることを目的とする。

2 被災者支援体制の整備

(1) 私人の間における紛争の防止及び調整体制の整備

ア 土地建物専門家等の要請・斡旋体制の整備

大規模災害発生後、災害復興時においては、共同住宅の再建、土地境界の移動等、土地・建物に係る私人間の又は自治体と私人間の紛争が多く発生することが想定される。

町は、これらの紛争について原則介入しないものとするが、弁護士、司法書士、土地家屋調査士、税理士、不動産鑑定士、建築士等の法律及び土地建物の専門家による調停及び支援が円滑に行われるよう、あらかじめ、これらの専門家等の団体への調整の要請及び斡旋等を行うことができる体制の整備に努めるものとする。

イ 地籍調査の推進

町は、災害発生時の境界の元の位置の確認による迅速な復旧及び紛争の軽減のため、地籍調査の実施を推進するものとする。

(ア) 地震、土砂崩れ、水害等で土地の形状が変化した場合における、元の土地の境界に関する正確な記録がないことによる復旧の遅れ等を防止する。

(イ) 地籍調査で、個々の土地境界の位置を地球上の座標値と結びつけ、成果を数値的に管理することにより、万一の災害の場合にも境界を正確に復元することを可能とする。

(2) 被災児童等の援護体制の整備

町は県西部総合事務所・西部教育事務所と連携して、メンタルケアや保育所の入所枠の拡大等、大規模災害により保護者を失った孤児の保護及び父子家庭・母子家庭になった児童世帯等の支援体制の整備に努める。

第39節 ため池・樋門の管理体制の強化

1 目的

この計画は、ため池や樋門の適切な管理により、洪水等の発生を未然に防ぎ、ため池や流域付近の住民の生命、身体、財産を保護することを目的とする。

2 実施主体

(1) ため池の管理

ため池の管理は、当該施設の所有者等が主体となって実施する。

なお、ため池の所有者等は町や地元集落、土地改良区、農事組合、水利組合等多様であり、必ずしも十分な管理体制が構築されているとは言えないため、町は県と連携して所有者等に対し、技術的な支援や意識啓発等を実施するものとする。

(2) 橋門の管理

橋門の管理は、当該施設の管理者が、直営又は管理委託を行い実施する。

いずれの場合にも操作担当者を定め、当該担当者が橋門の操作を実施する。

3 ため池の管理体制の強化

(1) ため池の状況把握

町は、町内の重要なため池について、現状把握に努めるものとする。

特に、下流に住家がある場合には、決壊時等の危険性の有無について十分把握に努め、あらかじめ必要な措置を講じておくものとする。

(2) ため池の管理体制の強化

ア 町は県が行うため池パトロール等の施設点検に協力し、地域住民等と連携して地域の防災力向上を推進するものとする。町は、点検結果をため池データベースに蓄積するものとする。

イ 町は、ため池管理者に対し、県が作成した「ため池点検マニュアル」を配付するとともに、日常及び緊急時のため池の管理点検等について定めておくよう指導するものとする。

ウ 町、県、ため池所有者等は、災害の発生が予測されるときにため池の状況及びため池に関して行う措置等について、危害防止のために必要となる情報伝達が的確にできるよう、ため池所有者等から町、県、関係機関、住民への情報伝達及び注意喚起を行う連絡体制をあらかじめ定めておくものとする。

エ 町は、防災重点ため池等のハザードマップを作成し、住民への周知とあわせて住民の避難体制の整備を進めるものとする。

(3) ため池の管理の特例

現状では実質的な管理者が存在しない場合や、管理体制が十分に機能していない場合等、適正な管理がなされていないため池については、町は県と連携し、管理体制を確保するものとする。

特に、下流に住家や道路、鉄道等がある場合には、決壊時の危険性が極めて高いため、暫定的に町が日常及び緊急時の管理を行う等、災害発生防止に努めるものとする。

(4) より正確な避難開始の判断基準の検討

時間雨量や水位計、監視カメラ等の監視機器データ等を活用し、より正確な避難開始の判断基準について検討していく。

第40節 ペット同行避難対策の強化

1 目的

この計画は、災害という非常時にあっても飼い主が自らの責任の下でペットを適切に飼養し続けられる環境が維持できるよう平時から体制整備や普及啓発を行い、災害時のペットの安全を確保するとともに、避難所等におけるペットをめぐるトラブルを最小化させることを目的とする。

2 総則

(1) ペット同行避難対策の必要性

近年、ペットは家族の一員であるという意識が一般的になりつつあることから、ペットと同行避難をすることは、動物愛護の観点のみならず、飼い主である被災者が安心して避難できるという点での心のケアの観点からも重要である。

(2) 基本方針

災害時においてもペットを適正に飼養管理する義務は飼い主にあることを前提とし、被災した飼い主がペットとともに支援を受けることを基本として、平時ににおける予防対策を定める。なお、対策の基本は「人とペットの災害対策ガイドライン」（環境省）等を参考とするものとする。

(3) 同行避難の意味合い

本節で言う「同行避難」とは、飼い主がペットを同行して避難所等へ避難行動をすることを指し、避難所で人と同室でペットを飼養管理することを意味するものではない。

3 飼い主への普及啓発等

町及び県は、平時から飼い主自身が災害時に必要となる備えをし、ペットを適正に飼養管理する必要があることについて、飼い主に対して広報や情報提供を通じて、以下の項目について周知や普及啓発に努める。

- (1) 飼い主が平時から災害への備えを行うことにより、自らの安全を確保することが、災害時にもペットを適切に飼養することにつながること。
- (2) 健康面やしつけを含めたペットの平常時からの適正な飼養が、災害時のペットの安全確保にもつながること。
- (3) 災害時にはペットを落ち着かせるとともに、逸走やケガなどに注意してペットとともに避難すること。
- (4) ペットと同行避難する必要が生じることを想定して、平常時から、災害に備えたペット用備蓄品の確保や避難ルートの確認等を行っておくこと。
- (5) 大勢の人が共同生活を送る避難所等において、ペットを原因としたトラブルが生じないよう、ペットと避難した際は、飼養していない避難者に配慮すること。

4 同行避難の受入体制の整備

町及び県は、災害時にも被災者がペットを適切に飼養管理できるように支援する体制整備に努める。

具体的には次のものが挙げられる。

- (1) 避難所での飼養環境の検討及び整備（施設管理者との事前協議等も含む）
- (2) 同行避難のうち、人と同室でペットを飼養管理ができる広域的な拠点避難所の整備を町と県が連携し、その具体化について検討を行う。

5 訓練等による検証及び体制強化

町及び県は、関係機関等とも連携し、災害時のペットの救護や支援が適切に行われるよう、定期的に住民参加型の訓練や研修等を通じて受入体制等の検証や体制強化を行うよう努める。

第41節 避難に係る感染症対策の強化

1 目的

この計画は、災害時の適切な避難を促すため、指定避難所等での感染症対策を強化することを目的とする。

2 避難所での感染症対策

新型コロナウイルス感染症流行時には、感染を恐れ、避難を躊躇することがないよう、以下の点について留意して避難所での感染症対策を徹底するものとする。

- (1) 体調不良者のための別室の活用
- (2) 避難者の健康状態の適宜確認（受付時、避難生活時）
- (3) 避難所内の十分な換気の実施
- (4) 避難者同士が十分な距離をとる

3 感染症対策用品の整備

町は、以下の感染症対策用品の整備に努めるものとする。

- (1) 非接触型体温計、消毒液、サージカルマスクなどの体調不良者対応用品
- (2) 段ボールベッド、プライベートテントなどの飛沫感染防止用品
- (3) 体温計、足踏み式ごみ箱などの衛生環境対策用品

4 避難所の確保

町は、新型コロナウイルス等感染症流行時には、避難者の受入が不足するおそれがあるため、可能な限り多くの避難所を確保するものとする。

5 住民への普及啓発等

県及び町は、住民に対して、避難時に係る感染症対策のための知識等の普及啓発等に努めるものとする。

(1) 避難する前

- ア 住民一人ひとりが、自身の健康状態を確認するとともに、既に体調不良の場合は町に事前相談すること
- イ 安全が確保されている近隣の親戚・知人宅への分散避難も検討すること
- ウ 可能な限り、必要な備蓄品は持参すること（食料・水、マスクなど）

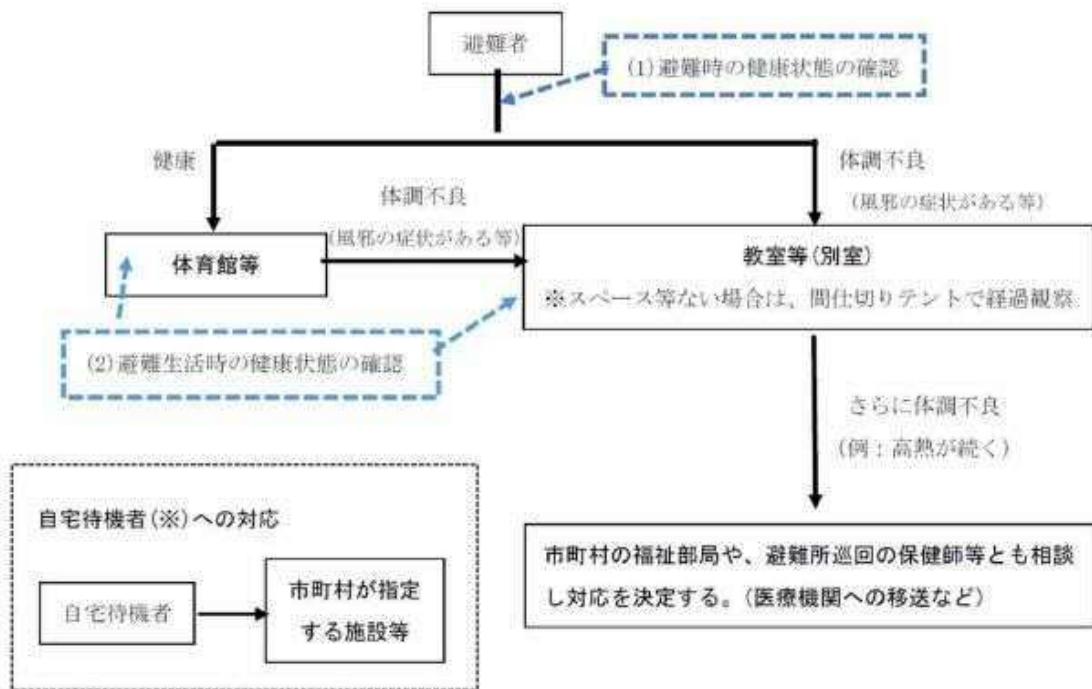
(2) 避難の受付時

住民一人ひとりが、自身の健康状態を申告すること

(3) 避難所での生活期間中

- ア 基本的な衛生対策を徹底すること（マスク着用、手洗い、咳エチケットなど）
- イ 避難者同士が十分な距離をとること（概ね 2 m）
- ウ 体調不良の場合は、避難所運営責任者等に報告すること

【避難者の健康確認等のフロー図】



※感染は確認されておらず（PCR 検査陰性）、症状もないが経過観察等のため自宅待機している者等

第3章 災害応急対策計画

第1節 組織計画

1 目的

この計画は、町及びその他防災機関が災害の発生に対し、速やかにその初動体制を確保し、また、総合的な災害応急対策を実施するための組織の編成、運用を目的とする。

2 伯耆町防災会議

伯耆町の地域における防災行政を総合的に運営するための組織として伯耆町防災会議が置かれている。

その組織及び所掌事務等は、次のとおりである。

(1) 組織

ア 会長（伯耆町長）

イ 委員

（ア）指定地方行政機関の職員のうちから、町長が任命する者 1人

（イ）鳥取県の知事の部内の職員のうちから、町長が任命する者 2人以内

（ウ）町を所轄する警察署長

（エ）町長が、その部内の職員のうちから指名する者 3人以内

（オ）教育長

（カ）消防団長

（キ）指定公共機関又は指定地方公共機関の役員又は職員のうちから町長が任命する者 1人

（ク）自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから町長が任命する者 2人以内

(2) 所掌事務

ア 地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。

イ 町長の諮問に応じて町の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。

ウ イに規定する重要事項に関し、町長に意見を述べること。

エ 水防法（昭和24年法律第193号）の規定に基づき、水防計画その他水防に関する重要な事項の調査及び審議を行うこと。

オ アからエに掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令により、その権限に属する事務

(3) 伯耆町防災会議委員等の状況

伯耆町防災会議を構成する委員及び関係機関の状況は資料編のとおりである。

資料編・伯耆町防災会議委員一覧

P. 326

(4) 伯耆町防災会議の運営

伯耆町防災会議条例（平成17年条例第12号）の定めるところによる。

資料編・伯耆町防災会議条例

P. 368

3 災害警戒本部

町長は、災害対策本部が設置されない段階で、風水害に対する警戒のため必要と認めるときは、災害警戒本部を設置する。

(1) 設置基準

災害警戒本部設置の基準は、本編第3章第2節「配備及び動員計画」による。

(2) 廃止基準

ア 当該災害に係る災害の予防及び応急対策がおおむね終了したとき。

イ 予想された災害に係る危険がなくなったと認めるとき。

ウ 被害が拡大し、災害対策本部体制に移行したとき。

(3) 設置及び廃止の公表

災害警戒本部の設置及び廃止を行った場合は、町職員に速やかに周知する。

4 災害対策本部

(1) 組織及び事務分掌

災害対策本部の構成要員、組織及び事務分掌は、別表1及び別表2のとおりである。

(2) 設置基準

災害対策本部設置の基準は、本編第3章第2節「配備及び動員計画」による。

(3) 廃止基準

ア 災害にかかる災害予防及び応急対策がおおむね終了したと認めるとき。

イ 予想される災害にかかる危険がなくなったと認めるとき。

なお、必要に応じて、災害警戒本部に切替え、必要な体制を維持する。

(4) 設置及び廃止の公表

災害対策本部を設置、廃止及び災害警戒本部への切替を行った場合は、速やかに次の関係機関に対して通知しなければならない。

公 表 先	方 法
町職員	庁内放送、電話、町防災行政無線（同報系、移動系）、口頭、電子メール
県危機管理局	電話、県防災行政無線
黒坂警察署	電話、連絡員
米子消防署伯耆出張所	電話、連絡員
防災会議構成機関	電話、連絡員
隣接市町	電話、県防災行政無線
消防団	電話、町防災行政無線（移動系）、電子メール
一般住民	電話、連絡員、町防災行政無線（同報系）メール配信システム（あんしんトリビューメール）、緊急速報（エリア）メール
報道機関	電話、FAX、口頭

(5) 設置場所

ア 災害対策本部は、「町役場本庁舎2階応接室」に設置する。ただし、庁舎が風水害等の被害により使用不能となった場合は、「溝口分庁舎」又は「岸本B&G海洋センター」等状況に応じて適切な公共施設に設置する。

イ 災害対策本部には、災害対策本部の所在を明確にするため「伯耆町災害対策本部」の看板を役場玄関に掲示する。

(6) 本部長の職務代理者

本部長が不在等における非常時の職務代理者は、次のとおりとする。

第1順位：副町長

第2順位：総務課長

第3順位：その場における課長級職員

第4順位：その場における最高責任者

(7) 災害対策本部の任務

災害対策本部は、災害対策の推進に関し、総合的かつ一元的体制を確立するとともに、町地域防災計画の定めるところにより、災害応急対策を実施するものとし、全ての本部員が災害に対する応急処置に全力を尽くすものとする。

災害対策本部の実施すべき主な事項は次のとおりである。

- ア 災害発生時の対応方針の決定及び関係機関との調整
- イ 災害に係る各種情報収集
- ウ 緊急輸送路確保のための連絡調整
- エ 関係機関への応援要請（要請手続等については、本編第3章第2節「配備及び動員計画」による）
- オ 県（現地対策本部）との連絡調整
- カ 生活物資等の調達、輸送に係る調整
- キ 円滑かつ迅速な災害応急対策のための各種連絡調整
- ク 住民の安心安全情報の提供

(8) 災害対策本部の所掌事務

ア 災害対策本部の所掌事務は、別表2のとおりとする。

イ 災害対策本部が設置されていないときであっても、各課（室）は、災害対策本部の所掌事務にしたがって災害対策を実施するものとする。

ウ なお、所管が不明確な事務や、部局横断的な対応が必要とされる事務については、総務課が総合調整を図り、その都度決定するものとする。

(9) 本部会議

ア 本部会議の構成

本部会議は、本部長、副本部長及び各部長（必要に応じ各課長級職員）をもって構成し、災害対策の基本的事項について協議するものとする。

本部会議の庶務は、事務局（総務課、企画課、会計課、議会事務局で構成）が担当するものとする。

イ 本部会議の開催

（ア）本部長は、災害対策本部の運営並びに災害対策の推進に関し、必要に応じて本部会議を招集するものとする。

（イ）本部員は、本部会議の開催が必要と認めるときは、その旨を総務部長に申し出るものとする。

（ウ）本部会議は「本庁舎2階応接室」を会議室とし、定期的又は必要に応じて開催するものとする。

（エ）本庁舎が使用不能の場合は、状況に応じて「溝口分庁舎」、「岸本B&G海洋センター」等の公共施設の会議室等で開催するものとする。

ウ 本部会議の協議事項

（ア）災害対策本部の配備体制に関すること。

- (イ) 災害情報及び被害状況の分析並びにこれに伴う対策活動の基本方針に関すること。
- (ウ) 県その他関係機関に対する応急措置の実施の要請及び応援の要求に関すること。
- (エ) その他災害対策に関する重要事項

エ 協議事項の実施

本部会議の決定事項については、当該対策を直接実施する部の部員のみならず他の全ての部員が緊密な連絡のもとでその実施を図るものとする。

オ 複合災害発生時の対応

複合災害(同時又は連續して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対策が困難になる事象)が発生した場合は、災害対策本部に指揮系統を一本化し、情報の収集・連絡・調整に努める。

5 現地災害対策本部

本部長は、災害対策基本法第23条第5項の規定に基づき、災害の規模その他の状況により災害応急対策を推進するため特に必要があると認めるとときは、現地災害対策本部を設置することができる。

(1) 組織

現地災害対策本部に現地本部長及び現地本部員その他の職員を置き、副本部長、本部員その他の職員のうちから本部長が指名するものをもってあてる。

(2) 設置場所

現地災害対策本部の設置場所は災害の規模その他の状況により本部長が定めるものとする。

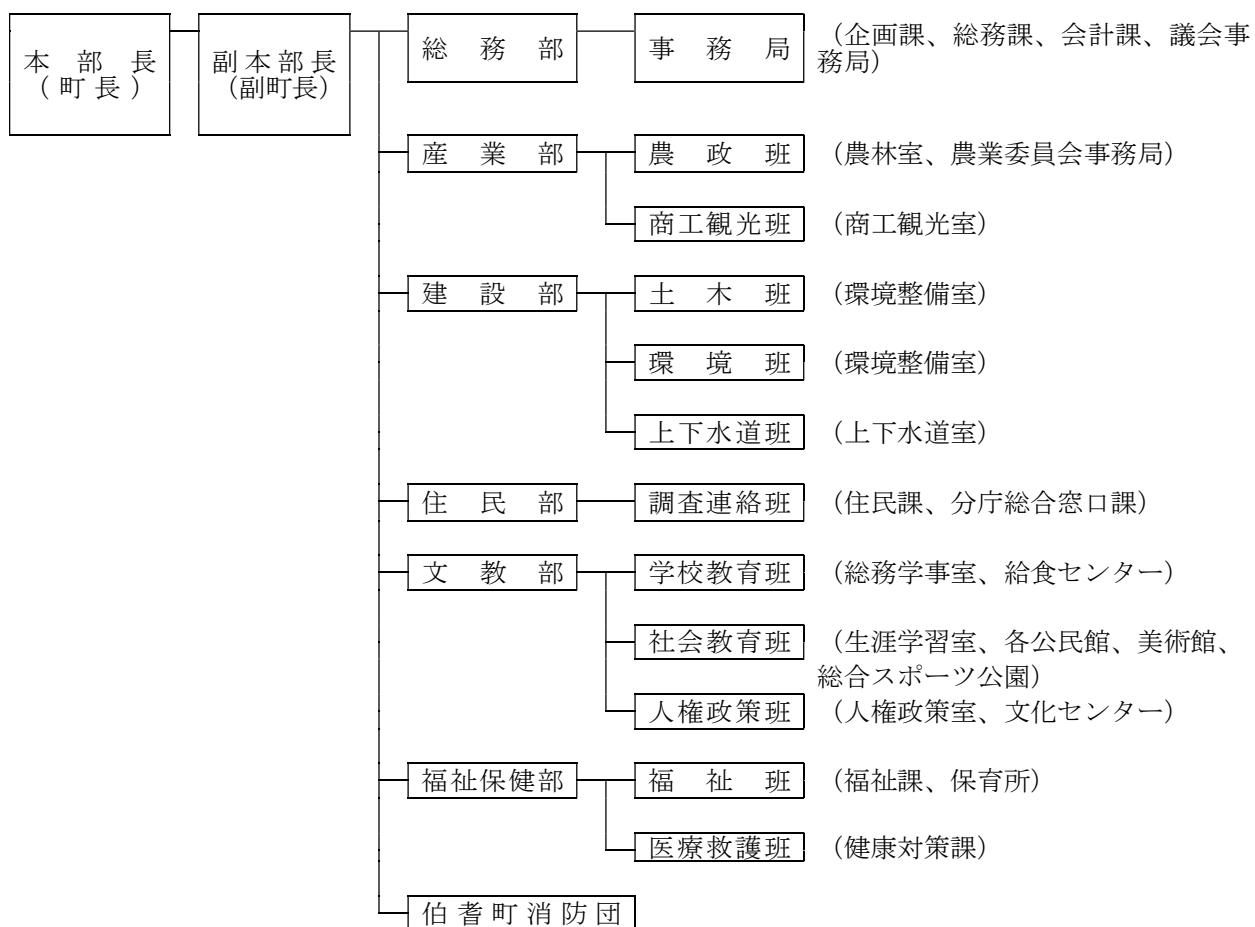
(3) 任務

現地災害対策本部は、災害地において災害対策本部の事務の一部を行うものとし、その内容については、災害対策本部の本部会議において決定するものとする。

現地災害対策本部長は、災害が大規模で現地災害対策本部が災害の状況を把握できないと認めるときは、被災地の状況を直接収集・分析し、災害対策本部へ報告するものとする。

別表 1

伯耆町災害対策本部組織図



別表2

伯耆町災害対策本部等所掌事務

部名 (部長、 副部長)	班名 〔班の構成〕	分　掌　事　務
総務部 (部長) 総務課長 (副部長) 企画課長 会計課長 議会事務局長	事務局 〔総務課〕 〔企画課〕 〔会計課〕	<p>1 防災会議に関すること。</p> <p>2 災害対策の総合計画に関すること。</p> <p>3 本部会議に関すること。</p> <p>4 本部の設置・廃止に関すること。</p> <p>5 本部の運営に関すること。</p> <p>6 本部事務局に関すること。</p> <p>7 本部員の動員に関すること。</p> <p>8 従事命令、協力命令の事務に関すること。</p> <p>9 各部からの災害情報の収集及び被害状況の取りまとめに関するこ と。</p> <p>10 町消防団との連絡調整に関すること。</p> <p>11 県、消防、警察、自衛隊、隣接市町等に対する応援出動（派遣）の 要請に関すること。</p> <p>12 派遣された自衛隊、県、他市町村職員、防災関係機関の受け入れ 準備に関すること。</p> <p>13 県その他防災関係機関に対する連絡及び被害状況等の報告、提供 に関すること。</p> <p>14 自主防災組織との連絡調整に関すること。</p> <p>15 安否確認、捜索、救助に関すること。</p> <p>16 水防活動の総括に関すること。</p> <p>17 気象、災害情報の収集、分析に関すること。</p> <p>18 住民への避難準備情報の発表、避難の勧告、指示に関するこ と。</p> <p>19 電話並びに町防災行政無線等の送受信に関するこ と。</p> <p>20 備蓄物資に関するこ と。</p> <p>21 災害情報、被害状況、災害対策活動等の広報の総括に関するこ と。</p> <p>22 災害記録写真等の撮影及び保存等に関するこ と。</p> <p>23 一般り災者の被害状況の取りまとめに関するこ と。</p> <p>24 町内の電気及び通信施設の状況把握に関するこ と。</p> <p>25 ホームページ、チラシ、C A T V等による災害情報、被害状況、 災害対策活動等の広報に関するこ と。</p> <p>26 C A T V施設の被害状況の調査並びに対策に関するこ と。</p> <p>27 報道機関に対する情報提供その他連絡に関するこ と。</p> <p>28 情報システムの管理に関するこ と。</p> <p>29 災害対策に必要な財政措置に関するこ と。</p> <p>30 役場庁舎の被害調査並びに必要な対策に関するこ と。</p> <p>31 公共交通機関との連絡調整に関するこ と。</p> <p>32 配車計画及び車両確保に関するこ と。</p> <p>33 緊急輸送に関するこ と。</p> <p>34 被災職員に対する給付その他の福利厚生に関するこ と。</p> <p>35 職員の給食に関するこ と。</p> <p>36 職員の医療救護及び公務災害に関するこ と。</p> <p>37 職員の人員調整に関するこ と。</p> <p>38 受援体制の確保、救援物資等の受付、保管、仕分け、配分に関するこ と。</p> <p>39 災害救助法による救助計画及びその実施に関するこ と。</p> <p>40 被災者生活再建支援法に関するこ と。</p> <p>41 本部長、副本部長の秘書に関するこ と。</p> <p>42 各部との連絡調整に関するこ と。</p>

部名 (部長、 副部長)	班名 〔班の構成〕	分　掌　事　務
		43 応急対策の特命事項に関すること。 44 災害対策実施の総括に関すること。 45 応急復旧計画の調整に関すること 46 災害対策全般の調整に関すること。 47 その他災害対策全般に関すること。 48 町有財産の保全及び被害調査の取りまとめに関すること。 49 災害に係る町費の出納に関すること。 50 損害補償に関すること。 51 災害時の物資調達に関すること。 52 災害に係る物品の購入契約に関すること。 53 義援金の収納に関すること。 54 義援品の受付及び配分に関すること。
	事務局 〔議会事務局〕	1 災害時の町議会の運営に関すること。 2 県、国等の災害地視察に関すること。 3 議会関係の連絡調整に関すること。 4 町議員の対応に関すること。
産業部 (部長) 産業課長 (副部長) 農業委員会事務局長	農政班 〔農林室〕 〔農業委員会事務局〕	1 農地、農作物及び農業用施設の被害調査、報告並びに必要な対策に関すること。 2 農業協同組合等との連携体制に関すること。 3 農作物被害に関すること。 4 農畜作物の防疫に関すること。 5 被災農家の災害融資に関すること。 6 被災地における農作物種苗及び生産資材等のあっせんに関すること。 7 農道の被害調査、報告並びに必要な対策に関すること。 8 山地災害危険箇所等の巡視、応急対策に関すること。 9 林産物、林道、林業用施設及び治山施設等の被害調査、報告並びに必要な対策に関すること。 10 林産物被害に関すること。 11 被災林業家の災害融資に関すること。 12 牧野、牧野施設及び家畜、家畜施設の被害調査、報告並びに必要な対策に関すること。 13 死亡獣畜の処理に関すること。 14 その他の応急農業対策及び他班に属さないこと。 15 必要に応じて各部の応援にあたること。
	商工観光班 〔商工観光室〕	1 観光施設の被害調査、報告並びに必要な対策に関すること。 2 災害時における観光施設利用者の避難、救助等安全対策に関すること。 3 商工業関係の被害調査、報告及び必要な対策に関すること。 4 被災商工業者に対する融資に関すること。 5 商工会等との連携体制に関すること。 6 その他応急商工対策に関すること。 7 必要に応じて各部の応援にあたること。

部名 (部長、 副部長)	班名 〔班の構成〕	分　掌　事　務
建設部 (部長) 地域整備課長	土木・環境班 〔環境整備室〕	<p>1 道路、河川、橋りょう等公共土木施設及び町有施設の被害調査、報告並びに必要な対策に関すること。</p> <p>2 河川、治山、砂防対策に関すること。</p> <p>3 危険箇所等の確認巡視及び必要な対策に関すること。</p> <p>4 道路交通不能箇所の調査、連絡及び交通規制に関すること。</p> <p>5 緊急時交通路の確保体制に関すること。</p> <p>6 緊急輸送路に関すること。</p> <p>7 道路情報に関すること。</p> <p>8 国・県道の緊急連絡体制に関すること。</p> <p>9 家屋の浸水被害の取りまとめに関すること。</p> <p>10 建設機械の調達に関すること。</p> <p>11 被災建物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定に関すること。</p> <p>12 住宅等建築物の被害調査、報告及び必要対策に関すること。</p> <p>13 応急仮設住宅等の建設に関すること。</p> <p>14 住宅の応急修理に関すること。</p> <p>15 建築資材の調達及びあっせんに関すること。</p> <p>16 障害物の除去に関すること。</p> <p>17 重機による救出活動に関すること。</p> <p>18 その他の応急土木対策及び他班に属さないこと。</p> <p>19 清掃施設の被害状況の調査、報告及び必要な対策に関すること。</p> <p>20 災害による廃棄物処理対策に関すること。</p> <p>21 生活ごみ、し尿処理に関すること。</p> <p>22 災害時の公害監視及び処理に関すること。</p> <p>23 有害物質等の安全確保体制に関すること。</p> <p>24 災害時の環境保全に関すること。</p> <p>25 災害時におけるペットの保護対策に関すること。</p> <p>26 必要に応じて、各部の応援にあたること。</p>
	上下水道班 〔上下水道室〕	<p>1 上水道施設の被害調査及び必要な対策に関すること。</p> <p>2 下水道施設の被害調査及び必要な対策に関すること。</p> <p>3 仮設トイレに関すること。</p> <p>4 応急給水に関すること。</p> <p>5 応急給水活動に関する広報に関すること。</p> <p>6 飲料水の確保及び供給に関すること。</p> <p>7 必要に応じて、各部の応援にあたること。</p>
住民部 (部長) 住民課長 (副部長) 分庁総合窓口 課長	調査連絡班 〔住民課〕 〔分庁総合窓口課〕	<p>1 被害家屋の調査及び報告に関すること。</p> <p>2 被災納税者の調査及び減免等の措置に関すること。</p> <p>3 溝口分庁舎の被害調査並びに必要な対策に関すること。</p> <p>4 り災台帳の整備、り災証明の発行に関すること。</p> <p>5 被災者相談窓口設置に関すること。</p> <p>6 住民要請への対応、応急対策に関すること。</p> <p>7 住民及び外国人の安否情報に関すること。</p> <p>8 災害時の埋葬等に関すること。</p> <p>9 必要に応じて、各部の応援にあたること。</p> <p>10 被災地籍の調査に関すること。</p>

部名 (部長、 副部長)	班名 〔班の構成〕	分　掌　事　務
文教部 (部長) 教育長	学校教育班 〔総務学事室〕 〔給食センター〕	<p>1 学校教育施設の被害状況の調査、報告及び必要な対策に関すること。</p> <p>2 児童、生徒の保護及び安全確認、避難に関するここと。</p> <p>3 教科書、学用品等の調達及び配分に関するここと。</p> <p>4 教職員の動員に関するここと。</p> <p>5 災害時における応急教育に関するここと。</p> <p>6 その他応急文教対策及び他班に属さないこと。</p> <p>7 学校給食施設、設備の被害調査、報告及び必要な対策に関するここと。</p> <p>8 災害時の学校給食に関するここと。</p> <p>9 避難所、避難場所の開設、運営の協力等に関するここと。</p> <p>10 避難所における炊き出しの協力等に関するここと。</p> <p>11 学校その他教育機関との連絡調整に関するここと。</p> <p>12 文教関係の義援金品の受理、配分に関するここと。</p> <p>13 文教対策計画に関するここと。</p> <p>14 必要に応じて各部の応援にあたること。</p>
	社会教育班 〔生涯学習室〕 〔各公民館〕 〔美術館〕 〔総合スポーツ公園〕 〔文化センター〕	<p>1 社会教育施設の被害状況の調査、報告及び必要な対策に関するここと。</p> <p>2 災害時の文化財の保護に関するここと。</p> <p>3 社会教育施設が地域住民の避難救助等に利用される場合の必要な措置に関するここと。</p> <p>4 各社会教育団体との連絡調整に関するここと。</p> <p>5 避難場所の開設及び運営、避難所の開設及び運営への協力。</p> <p>6 必要に応じて各部の応援にあたること。</p>
	人権政策班 〔人権政策室〕	<p>1 町営住宅等建築物の被害調査、報告及び必要対策に関するここと。</p> <p>2 住宅の斡旋に関するここと。</p> <p>3 応急仮設住宅の入居に関するここと。</p> <p>4 必要に応じて各部の応援にあたること。</p>
福祉保健部 (部長) 福祉課長 (副部長) 健康対策課長	福祉班 〔福祉課〕 〔各保育所〕	<p>1 社会福祉施設及び児童福祉施設の被害調査並びに必要な対策に関するここと。</p> <p>2 避難所の開設、運営及び避難者の誘導並びに炊き出し等による避難者の援護に関するここと。</p> <p>3 避難場所の開設及び運営に関するここと。</p> <p>4 被災者に対する生活保護に関するここと。</p> <p>5 被災地民生安定に関するここと。</p> <p>6 災害用食料及び生活必需品物資の確保及び配分に関するここと。</p> <p>7 災害弔慰金、災害見舞金の給付及び災害援護資金の貸付けに関するここと。</p> <p>8 入所児の避難、安全措置に関するここと。</p> <p>9 応急保育に関するここと。</p> <p>10 要配慮者への支援対策に関するここと。</p> <p>11 社会福祉施設等が地域住民の避難救助等に利用される場合の必要な措置に関するここと。</p> <p>12 社会福祉協議会、日赤奉仕団との連絡調整に関するここと。</p> <p>13 ボランティアに関するここと。</p> <p>14 必要に応じて各部の応援にあたること。</p>

部名 (部長、 副部長)	班名 〔班の構成〕	分　掌　事　務
	医療救護班 〔健康対策課〕	<p>1 保健衛生施設並びに医療機関の被害調査、報告及び必要な対策に関すること。</p> <p>2 受傷被災者の調査に関すること。</p> <p>3 医療救護所の設置、医療救護活動に関すること。</p> <p>4 災害時の病床確保、医療、助産、心のケアに関すること。</p> <p>5 被災者への栄養指導、健康管理に関すること。</p> <p>6 災害時の健康相談に関すること。</p> <p>7 医療機関、医師会等との連絡に関すること。</p> <p>8 災害時の遺体の処理に関すること。</p> <p>9 環境衛生、食品衛生の指導及び劇毒物の安全対策に関すること。</p> <p>10 防疫に関すること。</p> <p>11 医療品及び衛生資材の確保並びに配分に関すること。</p> <p>12 避難所における炊き出し等に関すること。</p> <p>13 その他応急衛生対策に関すること。</p> <p>14 必要に応じて各部の応援にあたること。</p>
伯耆町消防団 (部長) 消防団長	消防団本部 〔消防団員〕	<p>1 火災（水害）の災害予防、警戒、防御に関すること。</p> <p>2 消防活動に関すること。</p> <p>3 水防活動に関すること。</p> <p>4 行方不明者及び遺体の捜索に関すること。</p> <p>5 けが人等の救助に関すること。</p> <p>6 住民の避難誘導に関すること。</p> <p>7 町内巡回警戒に関すること。</p> <p>8 被害情報の収集及び町本部への報告に関すること。</p> <p>9 住民への広報に関すること。</p> <p>10 障害物除去作業の協力に関すること。</p> <p>11 防災訓練等への指導体制に関すること。</p> <p>12 危険物等の措置に関すること。</p> <p>13 応急資機材の点検確保に関すること。</p> <p>14 その他本部長が指示する災害応急対策に関すること。</p>

第2節 配備及び動員計画

1 目的

この計画は、災害時において災害を防御し、又はその拡大を防止するために防災に関する配備体制及び動員体制を確立し、災害応急対策を迅速かつ的確に実施することを目的とする。

2 配備計画

災害が発生し、又は発生するおそれのある場合において、防災活動を推進するため取るべき体制は、次の基準によるものとする。

風水害等一般災害の配備基準

種 別	配備の基準（時期）	配備の内容
第一（準備）体制	<ul style="list-style-type: none">1 次の気象注意報の1以上が発表され、町長が必要と認めたとき。<ul style="list-style-type: none">(1) 大雨注意報(2) 洪水注意報(3) 大雪注意報(4) 強風（風雪）注意報2 気象警報が発表され第二配備の指令がないとき。3 その他異常な自然現象又は人為的原因により災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で町長が必要と認めたとき。	<ul style="list-style-type: none">1 関係各課（室・局）においては、気象情報等についての収集連絡を行うとともに、その他必要な措置を講ずるものとする。2 関係各課（室・局）においては、第二配備に対する準備を行うものとする。
第二（警戒）体制	<ul style="list-style-type: none">1 気象警報が発表され、又は発表の前提に至るような場合で、相当の被害が発生することが見込まれ、町長が必要と認めたとき。2 土砂災害警戒情報が発表され、相当の被害が発生することが見込まれ、町長が必要と認めたとき。3 その他異常な自然現象又は人為的原因による災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で主管課長と関係課長との協議により必要と認めたとき。4 その他町長が必要と認めたとき。	<ul style="list-style-type: none">1 関係各課（室・局）においては、防災活動に従事するとともに、隨時本部会議を開き、情報連絡を行い対策を協議するものとする。2 関係各課（室・局）は、災害対策本部事務分担表による担当事務分担に従事するものとする。3 関係各課（室・局）においては、第三配備の準備を行うものとする。

第三（非常体制）配備体制	<p>町全域にわたって風水害その他の異常な自然現象又は大規模な人為的原因による災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、町長が必要と認めたとき。</p>	<p>町関係職員は、すべて本部組織に従い、各実施部は、すべての防災活動に従事するものとする。</p>
--------------	--	--

3 勤員計画

災害応急対策を迅速かつ的確に実施するため、配備計画による配備体制に従って、次の勤員計画により勤員を行うものとする。

(1) 職員の勤員計画

課名	室名	第一配備		第二配備		第三配備
		課長等	室	課長等	室	
議会	事務局	0	0	1	0	
総務課	総務室	1	1	1	4	
企画課	経営企画室	0	0	1	1	全職員
	町づくり推進室				2	
産業課	商工観光室	1	0	1	1	
	農林室		1		2	
会計課	出納室	0	0	1	0	
住民課	税務室・地籍調査室	0	0	1	3	
健康対策課	健康増進室	0	0	1	2	
	生活相談室				2	
福祉課	福祉支援室	0	0	1	3	
地域整備課	環境整備室	1	1	1	2	
	上下水道室		0		2	
本庁舎計		3	3	9	24	
分庁総合窓口課		1	0	1	1	
教育委員会事務局	総務学事室	0	0	1	2	
	生涯学習室				1	
	人権政策室				1	
分庁舎計		1	0	2	5	
合計		4	3	11	29	

ア 連絡体制

連絡体制は課単位とし、課長級管理職を連絡責任者とする。

連絡責任者が不在又は連絡が取れない場合は、各課等の連絡責任者に次ぐ管理職とする。ただし、連絡責任者に次ぐ管理職がいない場合は、上位職位者とする。

連絡責任者は各課の関連機関及び職員に連絡の取れる体制を作るものとする。

イ 自主避難所又は避難場所の開設

自主避難所又は避難場所を開設する場合の動員計画は別に定める。

なお、第二配備の動員数を基本とし、災害状況等により追加の動員をするものとする。

ウ 動員数の増減

総務課長と各課長は、協議の上、必要と認める範囲内において動員数を適宜増減することができる。

なお、各課長は、あらかじめ職員の内から、配備要員を計画しておくものとする。

(2) 消防団の動員計画

消防団の動員については、消防団独自の判断で行うことを原則とする。ただし、災害の態様、災害応急対策状況等に応じて、本部長（町長）は消防団長に命令することがある。なお、出動の基準、招集の方法等は、本編第3章第35節「消防活動」による。

(3) 動員配備等の伝達系統及び方法

ア 勤務時間中

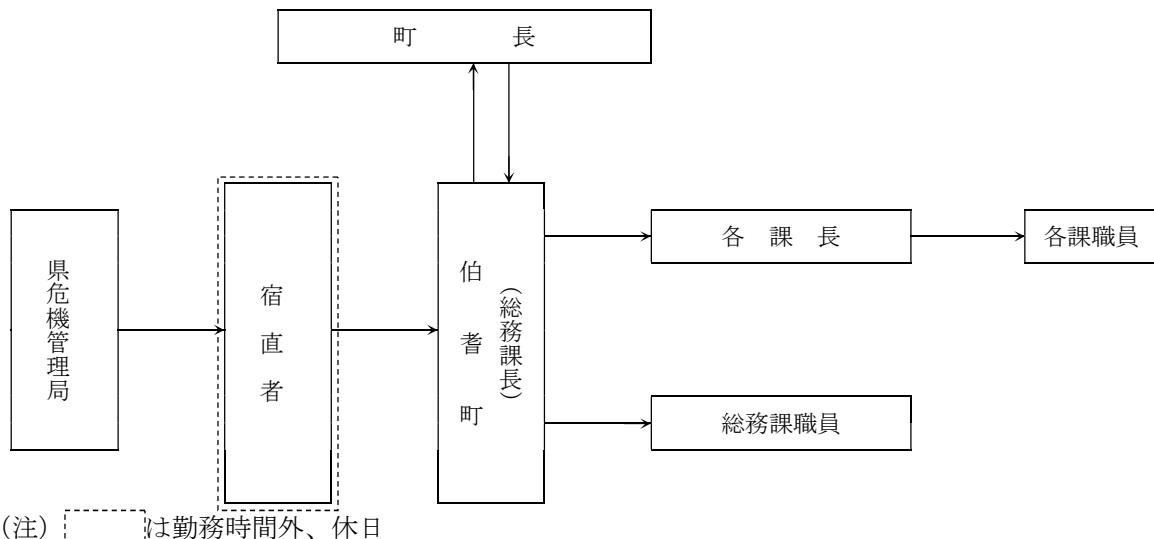
（ア）県防災行政無線、FAX等により気象情報等の通知を受けた場合、総務課長は関係各課（室・局）に非常配備を伝達するとともに庁内放送、電話、電子メール等により徹底する。

（イ）各課長は、関係職員に連絡し、あらかじめ定める応急対策業務に従事させる。

イ 勤務時間外、休日

（ア）本庁舎宿日直者は、非常配備に該当する気象情報が関係機関から通知され、又は災害発生が予想されるときは、直ちに電話、電子メール等により総務課長（不在のときは企画課長）及び総務室に連絡するものとする。（水防に関する警報（大雨洪水警報等）の場合は、地域整備課長（不在の場合は地域整備室長等）にも連絡すること。）

（イ）総務課長は、宿日直者から連絡を受けた場合は、町長に連絡するとともに、警戒体制への移行、関係職員の動員等必要な措置を講ずるものとする。



(4) 職員の登庁

登庁の基準、場所、留意事項等は「伯耆町職員初動マニュアル」に従うものとする。

(5) 職員の待機

職員は、常に気象情報等に注意し、その状況に応じ防災連絡責任者からの連絡を待たず、積極的に登庁するよう心がけるものとする。

(6) 標識

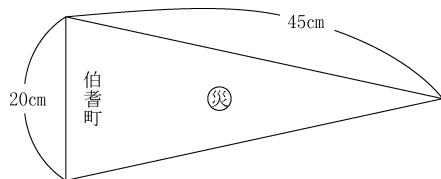
ア 腕章等

災害時において防災活動に従事するときは、規則等において別段の定めがある場合のほかは、次の腕章又はビブスを帶用するものとする。



イ 標旗

災害時において使用する町本部の車両には、規則等により別段の定めがある場合のほか次の標旗を帶用するものとする。



(備考) 1 地の色彩は黄色、文字は黒色とする。

2 災の直径は5cmとする。

(7) 災害対応が長期にわたる場合の動員計画

非常体制の場合、全職員が災害応急対策にあたることとされているため、各部長は職員の健康管理を十分に行い、適宜休憩時間を設けるなど職員の適切な交替に配慮するものとする。また、長期の対応が必要となると想定される場合は、早期にローテーション計画を作成し、計画的な職員動員を行い、職員の健康に配慮するものとする。

4 職員の派遣要請

町は、職員の状況を把握し、自らの職員の確保が困難場合は、県西部総合事務所、県又は他の市町村に対して必要職員の派遣又は応援を要請し、職員の確保を図るものとする。

(1) 要請に当たっては、次の事項を記載した文書をもって職員の派遣（応援）を要請するものとする。

ア 派遣を要請する理由

イ 派遣を要請する職員の職種別人員数

ウ 派遣を必要とする期間

エ 派遣される職員の給与その他の勤務条件

オ その他職員の派遣について必要な事項

(2) 派遣（応援）が決定・実行された場合、本部長（町長）、派遣（応援）職員の受入体制を整備する。

(3) 職員派遣に係る人件費、旅費等の費用については、原則応援を受けた者が負担するものとする。ただし、応援を受けた者と応援者が協議して定めた場合はこの限りでない。

5 県内市町村への応援

町長は、県内他市町村より直接応援要請を受けた場合、もしくは知事より県内他市町村への応援指示又は調整を受けた場合は、町が実施する応急措置との調整を図りながら、最大限協力するものとする。

第3節 情報収集伝達計画

1 目的

この計画は、災害が発生し、又は発生するおそれのある場合、気象、水防、消防等災害関係予報、警報を迅速、的確に伝達することで必要な注意を促し、被害の軽減及び防止を図ることを目的とする。

2 気象警報等の伝達計画

(1) 特別警報・警報・注意報の種類及び発表基準

ア 特別警報（大雨に関する50年に一度の値（値は令和元年5月8日現在））

大雨特別警報（50年に一度の値）		
雨量基準（mm）		土壌雨量指数基準
48時間降水量	3時間降水量	
352	120	212

※ 「50年に一度の値」の欄の値は、各市町村にかかる5km格子の50年に一度の値の平均値をとったものである。

※ 48時間降水量、3時間降水量、土壌雨量指数いずれについても、50年に一度の値は統計値であり、一位の大小まで厳密に評価する意味は無い。

※ 特別警報は、府県程度の広がりで50年に一度の値となる現象を対象。個々の市町村で50年に一度の値となることのみで特別警報となるわけではないことに留意。

イ 警報・注意報

（ア）大雨警報・注意報発表基準（値は令和2年8月6日現在）

大雨警報基準		大雨注意報基準	
表面雨量指数基準	土壌雨量指数基準	表面雨量指数基準	土壌雨量指数基準
15	117	9	94

※ 注意報・警報の発表は、二次細分区域（市町村等）の単位による。

※ 大雨警報については、表面雨量基準に到達することが予想される場合は「大雨警報（浸水害）」、土壌雨量指数基準に到達すると予想される場合は「大雨警報（土砂災害）」、両基準に到達すると予想される場合は「大雨警報（土砂災害、浸水害）」として発表する。

※ 土壌雨量指数基準値は1km四方毎に設定しているが、（ア）の表中の土壌雨量指数基準、表面雨量

指数基準には、伯耆町の地域内における基準値の最低値を示している。

1km四方毎の基準値については、気象庁ホームページ

(http://www.jma.go.jp/jma/kishou/know/kijun/index_shisu.html) を参照のこと。

(イ) 洪水警報・注意報発表基準（値は令和2年8月6日現在）

洪水警報基準			洪水注意報基準		
流域雨量指 数 基 準	複合基準	指定河川洪水 予報による基 準	流域雨量指 数 基 準	複合基準	指定河川洪水 予報による基 準
野上川流域=1 3.5	日野川流域=(1 1, 35.8), 野 上川流域=(7, 12.1)	日野川[溝口・ 車尾]	野上川流域=1 0.8	日野川流域=(7, 25.4), 野上川流域=(7, 8.6)	日野川[溝口・ 車尾]

- ※ 注意報・警報の発表は、二次細分区域(市町村等)の単位による。
- ※ 複合基準の括弧内は、(表面雨量指數、流域雨量指數)の組み合わせによる基準値を表している。
- ※ 洪水の欄中、「指定河川洪水予報による基準」の「〇〇川〔△△〕」は、洪水警報においては「指定河川である〇〇川に発表された洪水予報において、△△基準観測点で氾濫警戒情報、又は、氾濫危険情報の発表基準を満たしている場合に洪水警報を発表することを、洪水注意報においては、同じく「△△基準観測点で氾濫注意情報の発表基準を満たしている場合に洪水注意報を発表する」ことを意味する。

(ウ) (ア) (イ) 以外の特別警報・警報・注意報発表基準

特別 警報名	発表基準	警報名	発表基準	注意報名	発表基準
気象 特別 警報	数十年に一度の強度 の台風や同程度の温 帶低気圧により、暴風 が吹くと予想される 場合	気象 警報	暴風によって重大な災害が 起こるおそれがあると予想 される場合 平均風速が陸上で20m/s 以上、海上で25m/s以上と 予想される場合	気象 注 意 報	強風によって災害が起る おそれがあると予想される 場合 平均風速が陸上で12m/s 以上、海上で15m/s以上と 予想される場合
	数十年に一度の強度 の台風と同程度の温 帶低気圧により、雪を 伴う暴風が吹くと予 想される場合		暴風 雪警 報		雪を伴う強風によって災害 が起るおそれがあると予 想される場合 平均風速が陸上で12m/s 以上、海上で15m/s以上と 予想される場合（雪を伴う 。）
大雪 特別 警報	基準 数十年に一度の降雪 量となる大雪が予想 される場合 (50年に一度の積雪深) 米子 66cm 大山 347cm ※平成30年11月18日現 在 ※50年に一度の値は統 計値であり、一の位の大 小まで厳密に評価する 意味は無い。 ※特別警報は、府県程度	大雪 警報	大雪によって重大な災害が 起こるおそれがあると予想 される場合 12時間の降雪の深さが平地 で25cm以上、山地で40cm 以上と予想される場合	大雪 注意 報	大雪によって災害が起る おそれがあると予想される 場合 12時間の降雪の深さが平地 で15cm以上、山地で25cm 以上と予想される場合

		の広がりで50年に一度の積雪深となり、かつ、その後も警報級の降雪が丸一日程度以上続くと予想される場合に発表される。個々の地点で50年に一度の値となることのみで特別警報となるわけではないことに留意。			
なだれ注意報	なだれによって災害が起こるおそれがあると予想される場合 積雪が30cm以上あり、降雪の深さが40cm以上になると予想される場合又は山沿の積雪が60cm以上あり、次のいずれかになると予想される場合 1. 日最高気温 8℃以上(鳥取地方気象台の値) 2. かなりの降雨				
濃霧注意報	濃霧によって交通機関等に著しい支障が生じるおそれがある場合 視程が陸上100m以下、海上500m以下が予想される場合				
雷注意報	落雷等により災害が起こるおそれがあると予想される場合				
乾燥注意報	空気が乾燥し、火災の危険が大きいと予想される場合 最小湿度が40%以下で実効湿度が65%以下になると予想される場合				
着雪注意報	着雪によって、通信線や送電線等に被害を受けるおそれがあると予想される場合 気温-2℃～+2℃の条件下で12時間降雪の深さ平地15cm以上、山地25cm以上が予想される場合				
霜注意報	10月31日までの早霜及び4月1日以降の晩霜等により農作物に著しい被害を受けるおそれがあると予想される場合 最低気温3℃以下が予想される場合				

	低温注意報(最低気温)	低温によって農作物又は、水道管や道路の凍結等に著しい被害が予想される場合 -4℃以下
	融雪注意報	融雪により災害が発生するおそれがあると予想された場合
	着氷注意報	著しい着氷により災害が発生するおそれがあると予想された場合

特別警報名	発表基準	警報名	発表基準	注意報名	発表基準
(参考) 高潮特別警報	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により、高潮になると予想される場合	(参考) 高潮警報	台風等による海面の異常上昇によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合 対象地域の最高潮位が以下の数値以上と予想される場合	(参考) 高潮注意報	台風等による海面の異常上昇によって災害が起こるおそれがあると予想される場合 対象地域の最高潮位が以下の数値以上と予想される場合
(参考) 波浪特別警報	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により、高波になると予想される場合	(参考) 波浪警報	風浪・うねり等によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合 有義波高が6m以上と予想される場合	(参考) 波浪注意報	風浪・うねり等によって災害が起こるおそれがあると予想される場合 有義波高が3m以上と予想される場合

※ 基準の数値は、過去の災害発生頻度と気象条件との関係から決めたものであり、気象要素によって災害発生を予想する際の目安である。

ウ 気象情報

気象情報は、特別警報・警報・注意報と組み合わせて有機的に活用することによって、防災効果を格段に高める機能を有しており、その機能は次の2つの機能に大別される。

(ア) アラーム的機能

特別警報・警報・注意報を発表するには時期尚早であるが、特別警報・警報・注意報に相当する気象条件が起こる可能性を前もって防災機関・報道機関あるいは公衆に伝達することが防災上非常に有効であると判断される場合に発表する気象情報が有する機能（例：台風シナリオ等）。

(イ) 補完的機能

特別警報・警報・注意報文では十分に説明できなかった重要な気象現象の状態や防災上の注意事項等を具体的に説明するために発表する気象情報、あるいは特別警報・警報・注意報の解除に際し、後遺症的災害が発生する可能性の有無について言及する場合に発表する気象

情報が有する機能（例：台風情報、大雨情報等）。

エ 記録的短時間大雨情報

大雨警報を発表して警戒を呼びかけている最中に、数年に一度しか現れないような1時間雨量が観測されたとき、重大な災害に結びつく場合が多いことから、「ある地域で記録的な大雨が降っている」という趣旨で発表され、より一層の警戒を喚起するものである。

(ア) 発表官署 鳥取地方気象台

(イ) 発表基準 1時間雨量90mm以上

オ 指定河川洪水予報

第3章第13節「水防計画」に記載する。

カ 土砂災害警戒情報

(ア) 鳥取地方気象台及び県は、大雨警報（土砂災害）発表中において、大雨による土砂災害発生の危険度を降雨に基づいて判断し、土砂災害の危険度が高まり厳重な警戒を市町村長等へ呼びかける必要があると認められる場合には、両者協議の上、共同で土砂災害警戒情報を市町村単位で発表する。その際、町は、避難勧告等の判断に資するとともに、住民への情報の伝達について特に留意する。

(イ) また県は、土砂災害警戒情報を補足する危険度情報を、インターネット等で市町村や地域住民に迅速に提供する。

対象とする土砂災害	土石流及び集中的に発生する山崩れ、がけ崩れ
発表単位	市町村ごと（鳥取市は「鳥取市北部」と「鳥取市南部」に分割、伯耆町は「伯耆町岸本地域」と「伯耆町溝口地域」に分割）
発表	大雨警報発表中に実況値及び数時間先までの降雨予測を基に作成した指標（60分積算雨量と土壤雨量指数を組み合わせたもの）が発表基準に達した場合 ※なお、地震により地盤のゆるみが生じた場合等は、必要に応じ「鳥取県土砂災害警戒情報に関する実施要領」に基づき発表基準を引き下げるものとする。
解除	実況雨量が発表基準を下回りかつ短時間で再び発表基準を超過しないと予想される場合及び警戒基準を下回らないが無降雨状態が長時間続いている場合で土壤雨量指数の第2タンク貯留量が低下状況にあるとき。

キ 龍巻注意情報

鳥取地方気象台は、龍巻、ダウンバースト等の激しい突風をもたらすような発達した積乱雲が存在しうる気象状況にあるとき、雷注意報を補足する情報として、龍巻注意情報を発表する。

発表官署	鳥取地方気象台
発表単位	鳥取県
発表条件	観測結果及び指標による総合判断で、龍巻、ダウンバースト等の激しい突風をもたらすような発達した積乱雲が存在しうる気象状況と判断したとき
情報の有効期間	発表時刻から約1時間後（継続が必要な場合は、改めて情報を発表）

（2）特別警報・警報・注意報の発表・解除及び気象情報の発表

ア 特別警報・警報・注意報の発表・解除及び気象情報の発表は、鳥取地方気象台が行う。ただ

し、鳥取地方気象台が甚大な災害等により機能しない場合は、広島地方気象台が代行する。なお、気象情報のうち土砂災害警戒情報については、県（県土整備部）と鳥取地方気象台が共同して発表する。

イ 二種以上の特別警報・警報・注意報を行った後において、これらのうちの一部の特別警報事項、警報事項又は注意報事項を継続する必要がある場合は、その特別警報、警報、注意報を新たに行って切り替えるものとする。

ウ 一種又は二種以上の特別警報、警報、注意報を行った後において、これらの全部若しくは一部の特別警報事項、警報事項又は注意報事項を継続するとともに、新たに特別警報事項、警報事項又は注意報事項を追加する必要がある場合は、継続するものと追加するものをあわせて、二種以上の特別警報、警報、注意報を新たに行って切り替えるものとする。

(3) 特別警報・警報・注意報及び気象情報の地域細分

注意報・警報は市町村ごとに発表する。ただし、発表する情報量が多くなることから地域を簡潔に表示する目的で「府県予報」「一次細分区域」「市町村等をまとめた地域」を用いる場合がある。なお、気象情報は全県を対象として発表する。

本町は、一次細分区域は「中・西部」、市町村等をまとめた地域は「米子地区」、二次細分区域は「伯耆町」となる。

一次細分区域	市町村等をまとめた地域	二次細分区域（市町村等）
東部	鳥取地区	鳥取市北部、岩美町
	八頭地区	鳥取市南部（鳥取市のうち河原町、用瀬町及び佐治町）、若桜町、智頭町、八頭町
中・西部	倉吉地区	倉吉市、三朝町、湯梨浜町、琴浦町、北栄町
	米子地区	米子市、境港市、日吉津村、大山町、南部町、伯耆町
	日野地区	日南町、日野町、江府町

(4) 関係機関への伝達

町長は、関係機関から気象警報等の伝達を受けた時は、あらかじめ計画された組織を通じ、迅速・的確な方法によって町内の防災関係機関、住民等に周知するとともに防災体制確立のため必要な措置を講ずるものとする。

(5) 町における警報等の取扱い

ア 気象警報等は、勤務時間中は総務課で受信し、関係各機関に伝達するとともに庁内放送等によって職員全員に伝達し、関係各課はこれに伴う必要な措置を講ずるものとする。

イ 勤務時間外における通信は、当直職員が受信し、これを総務課長又はあらかじめ指名された職員に連絡するものとする。

ウ 当直職員から連絡を受けた者は、その状況を町長に連絡するとともに、関係職員の動員等必要な措置を講ずるものとする。

(6) 気象警報等の伝達及び方法

鳥取地方気象台から発表された警報等の伝達系統は、別表1、2のとおりである。

(7) 警報伝達先

町に伝達された気象警報及び重要な気象関係情報は、次の方法により関係機関に伝達するものとする。

対象機関	広報手段
府内各課	電話、電子メール、府内放送、町防災行政無線
各関係機関	電話、電子メール
自治会長	必要に応じて電話、町防災行政無線
消防団長	電話、町防災行政無線、電子メール

(8) 土砂災害発生の危険性に関する情報の伝達

- ア 県（西部総合事務所）は、住民から土砂災害の前兆現象（資料編参照）の発見情報について通報を受けた場合、直ちに市町村へ情報の伝達等を行う。
- イ 町は、県又は住民から土砂災害の前兆現象の発見情報について通報を受けた場合、直ちに周辺住民への情報伝達を行う。
- ウ 町又は西部総合事務所に情報が入った場合は、県及び町で情報共有を行い、状況に応じて共同で点検を実施する。
- エ 町は、必要に応じて避難勧告等を発令する。

(9) 異常現象発見時の措置

ア 異常現象の種類

種 別	内 容
竜巻	農作物、農作物、建造物に被害を与える程度以上のもの
強い降ひょう	農作物等に被害を与える程度以上のもの
なだれ	建造物又は交通等に被害を与える程度以上のもの
その他異常なもの	地すべり、山くずれ、火災等

イ 発見者の通報手続

- (ア) 異常現象を発見した者は、速やかに町長又は警察署に通報しなければならない。
- (イ) 通報を受けた警察署等は、速やかに町長通報するものとする。
- (ウ) (ア) 又は(イ)により通報を受けた町長は、直ちに次の機関に通報するとともに関係地域の住民に周知する等必要な措置をとるものとする。
- a 鳥取地方気象台
 - b 西部総合事務所
 - c 当該災害に関係する隣接市町

3 雨量、水位等の収集計画

雨量、水位等の情報については、国、県及びその出先機関、気象台、国土交通省河川情報あるいは隣接市町の協力を得て、観測記録の収集に努め、関係のある河川の状況を把握する。

4 火災気象通報・火災警報及び水防警報等

(1) 火災気象通報の伝達

鳥取県地域における火災気象通報は、鳥取地方気象台が県（危機管理局）に通報する。

県は、鳥取地方気象台からの通報を受けたときは、直ちにこれを各消防局及び各市町村に対し通報する。

火災気象通報の通報基準

種類	発表基準
火災気象通報	気象官署において、実効湿度60%以下で、最小湿度40%を下がり、最大風速が7m/sを超える見込みのとき。 平均風速10m/s以上の風が、1時間以上連続して吹く見込みのとき。 (ただし、降雨、降雪時は通報しないこともある。)

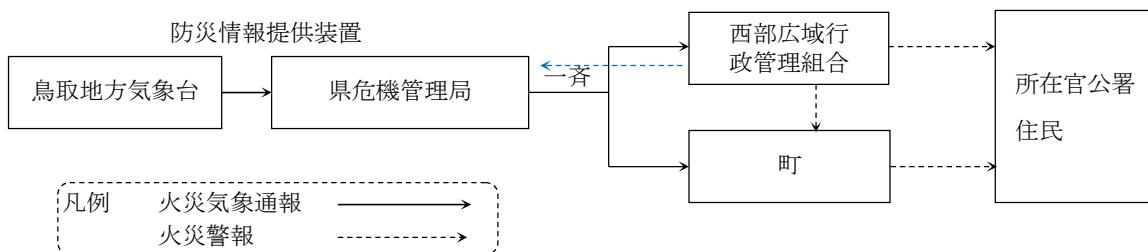
(2) 火災警報の発令

西部広域行政管理組合消防局は、火災気象通報を受けたとき又は気象の状況が火災の予防上危険であると認めるときは、火災に関する警報を発することができる。

火災警報の発令は、自ら又は町の防災行政無線等を通じて周知する。

(3) 火災気象通報及び火災警報等の伝達系統

火災気象通報及び火災警報等の伝達系統は、次のとおりである。



(4) 火災警報発令中の火の使用の制限

火災警報の発令中は、その区域にある者は、鳥取県西部広域行政管理組合火災予防条例（昭和51年4月条例第17号）に定めるところにより次のとおり火の使用を制限される。

- ア 山林、原野等において火入れをしないこと。
- イ 煙火を消費しないこと。
- ウ 屋外において火遊び又ははつき火をしないこと。
- エ 屋外においては、引火性又は爆発性の物品その他の可燃物の付近で喫煙をしないこと。
- オ 山林、原野等の場所で、火災が発生するおそれがあると認めて、消防局長が指定する区域において喫煙しないこと。
- カ 残火（たばこの吸い殻を含む。）、取灰又は火粉を始末すること。
- キ 屋内において裸火を使用するときは、窓、出入口等を閉じて行うこと。

(5) 水防警報、洪水予報等の取扱い

第3章第13節「水防計画」に記載する。

5 災害情報の報告

(1) 報告の種類

ア 町は、災害等が発生した場合、災害対策基本法第53条第1項の規定に基づき、被害状況及び応急措置状況等について、速やかに県に報告するものとする。（県に報告ができない場合は、直接、消防庁に報告。）報告に当たっては、災害報告取扱要領（昭和45年4月消防庁通知）及び火災・災害等即報要領（昭和59年10月消防庁長官通知）による報告と一体的に行うものとする。

（要領及び様式については、資料編参照）

（留意点）

特に、行方不明者の数については、捜索・救助体制の検討等に必要な情報であるため、町は、住民登録の有無にかかわらず、町の区域内で行方不明となった者について、県警察等関係機関の協力に基づき、状況を把握するよう努めるものとする。

また、行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村又は都道府県（外国人のうち、旅行者など住民登録の対象外の者は外務省）に連絡するものとする。

イ 町の一般被害等の報告については、県が指定する様式を使用し、県災害対策本部に行うものとする。

（ア）即報

「火災・災害等即報要領」に定める即報基準に該当する災害が発生したとき、又は発生後の状況について、被害の状況及びこれに対する措置の概要を判明次第直ちに、県本部事務局（危機管理局）及び西部支部（西部総合事務所（地域振興局））へ電子メール又はファクシミリ等により報告するものとする。

（イ）中間報告

被害状況及びこれに対する措置の概要を、おおむね3時間ごとに報告するものとする。

なお、報告の間隔等については、災害の状況に応じ変更することができる。

（ウ）確定報告

当該災害に係る被害等の最終調査をしたときは、速やかに文書をもって報告するものとする。

ウ 上記に限らず、町の各所掌事務に係る報告は、県の所轄各部課に対し西部総合事務所の所轄各部課を通じ、所定の様式により行うものとする。

（2）火災・災害等速報要領に基づく報告

ア 町、西部広域行政管理組合消防局から県（国）への報告

（ア）町及び西部広域行政管理組合消防局は、火災・災害等即報要領に基づき、当該要領に掲げる基準に該当する火災・災害等について、第一報を原則として覚知後30分以内に、県（本部事務局又は危機管理局）及び西部支部（西部総合事務所）に報告するものとする。この際、詳細について不明な場合は、分かる範囲で報告し、できるだけ早く報告するよう努める。

（県に報告できない場合は、直接消防庁に報告）

なお、基準に該当しない場合であっても、報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高いと認められる場合は報告するものとする。

（イ）大規模災害等により、119番へ通報が殺到する場合等においては、西部広域行政管理組合消防局は、県に加えて国（総務省消防庁）にも直接通報するものとする。

（ウ）火災・災害等即報要領において定める特に消防庁に直接報告すべき事故等については、消

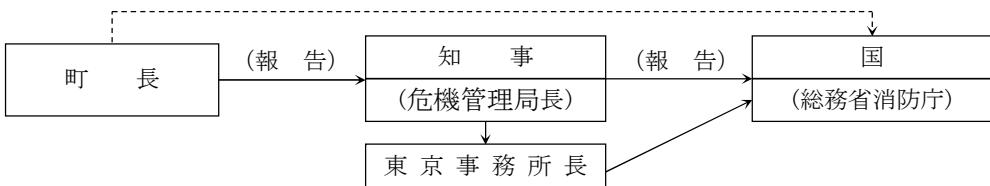
防庁に直接報告するものとする。 ((ア)により、併せて県に対して報告。)

火災・災害等即報要領の報告基準

種類 (報告者)	即報基準	直接即報基準(消防庁へ直接報告する事故等)※
災害 (町)	(1) 災害救助法の適用基準に合致するもの (2) 県対策本部又は町対策本部を設置したもの (3) 災害が2都道府県以上にまたがるもので1の都道府県における被害は軽微であっても、全国的に見た場合に同一災害で大きな被害を生じているもの (4) 地震(県内で震度4以上) (5) 風水害(崖崩れ、地すべり、土石流、河川の溢水、堤防の決壊、高潮、強風、竜巻などの突風等により人的被害・住家被害を生じたもの) (6) 雪害(雪崩等により人的被害・住家被害を生じたもの、道路の凍結・雪崩等により孤立集落を生じたもの) (7) その他報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高いと認められるもの	(1) 地震(県内で震度5強以上) (1) 左記(5)のうち、死者又は行方不明者が生じたもの
火災等 (西部広域行政管理組合消防局)	(1) 死者3人以上又は死者及び負傷者の合計が10人以上生じた火災・事故 (2) 火災(建物火災、林野火災、交通機関の火災等) (3) 危険物等に係る事故(高圧ガス、毒物、劇物、火薬等の運搬等に係る事故) (4) 原子力災害等(原子力施設の火災、放射性物質の輸送中の事故、原子力災害対策特別措置法第10条の特定事象等) (5) その他特定の事故(可燃性ガス等の爆発・漏えい等の事故で社会的影響度が高いと認められるもの)	(1) ホテル、病院において発生した火災 (2) 交通機関の火災(航空機、列車、トンネル内車両火災等) (3) 危険物等に係る事故(火災、爆発、漏えい事故等) (4) 原子力災害等 (5) 爆発、異臭等の事故であって、報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高いもの
救急・救助事故 (西部広域行政管理組合消防局)	(1) 死者5人以上の救急事故 (2) 死者及び負傷者の合計が15人以上の救急事故 (3) 要救助者が5人以上の救助事故 (4) 覚知から救助完了までの所要時間が5時間以上を要した救助事故 (5) その他報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高い救急・救助事故	15人以上の死傷者が発生した救急・助事故で次に掲げるもの (1) 列車、航空機、船舶の衝突、転覆等 (2) バスの転落等 (3) 不特定多数の者が集まる場所における事故 (4) その他報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高いもの
武力攻撃災害 (西部広域行政管理組合消防局)	武力攻撃・テロ等による死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害	武力攻撃・テロ等による死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出等その他の人的又は物的災害

※直接即報については、西部広域行政管理組合消防局が報告

(3) 報告(通報)系統



(参考) 国(総務省消防庁)への連絡先一覧

	N T T回線		防災無線		
平日 (9:30 ~18:15)	電話番号	03-5253-7527	電話番号	18-6-8090-5017	中央防災無線
				18-7-9049013	消防防災無線
				17-5-048-500-9049013	地域衛星電話
	ファクシ ミリ	03-5253-7537	ファクシ ミリ	18-6-8090-5043	中央防災無線
				18-7-9049033	消防防災無線
				17-5-048-500-9049033	地域衛星電話
上記以外 総務省消防庁 宿直室	電話番号	03-5253-7777	電話番号	18-6-8090-5010	中央防災無線
				18-7-9049102	消防防災無線
				17-5-048-500-9049102	地域衛星電話
	ファクシ ミリ	03-5253-7553	ファクシ ミリ	18-6-8090-5041, 5045	中央防災無線
				18-7-9049036	消防防災無線
				17-5-048-500-9049036	地域衛星電話

※宿直室の中央防災無線については、宿直室前にある「消防防災・危機管理センター」に設置のファクシミリを示す。

(4) 様式

即報については、資料編「被害報告様式」に掲げる第1号様式(火災)、第2号様式(特定の事故)、第3号様式(救急・救助事故等)、第4号様式(その1、その2)(風水害)とし、風水害に係る確定報告については、第1号様式(火災)、第2号様式(特定の事故)とする。ただし、緊急を要する場合にあっては、本様式にかかわらず最も迅速な方法により報告するものとし、事後速やかに文書で報告するものとする。

6 町における収集要領

町による被害情報の収集は、次により行うものとする。

町は、県、黒坂警察署、米子消防署その他の機関からも情報収集に努め、的確な初動活動を行うものとする。

(1) 一般被害等の情報収集

収集した次の一般被害等に関する情報については、速やかに県が定める様式により西部支部を通じて県(危機管理局)に報告を行う。

- ・人的被害　・住家被害　・非住家被害　・火災の状況　・罹災世帯数　・罹災者数
- ・避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、指示発令の状況　・避難所の設置状況
- ・消防団員出動状況　・災害対策（警戒）本部設置状況　・避難者の状況（自主避難を含む。）
- ・緊急要請があるときの被害状況及び要請内容等　・孤立集落関係
- ・その他、応急措置を行うにあたり県等の支援が必要となる状況（各種被災地ニーズ）

（2）実施部被害の情報収集

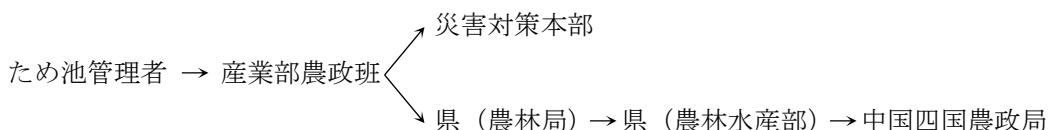
ア 災害が発生したときは、各班は所掌事務に関する被害の状況及び応急措置の概要を調査し、直ちに当該部の部長に報告するとともに、その後の状況についても、逐次報告を行うものとする。

イ 各部長は、総務部事務局に報告を行い、総務部事務局は報告を受けた被害の状況等をとりまとめ、本部長（町長）に報告するとともに、被害状況に応じ、県（危機管理局）に報告を行うものとする。

（3）その他関係施設被害の情報収集

ア ため池

ため池施設被害については、次の系統により被害収集を行う。

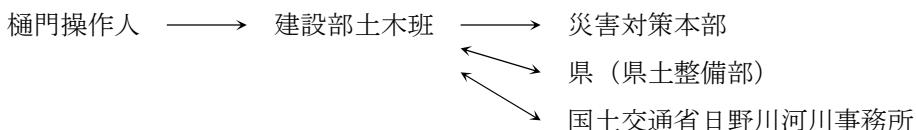


資料編　・町内防災重点ため池

P. 359

イ 橋門

橋門施設被害については、次の系統により被害収集を行う。



資料編　・町内重要排水橋門一覧

P. 358

ウ 公共交通機関

公共交通機関の運行状況（異常気象時の乗客の危険回避対策の状況を含む。）等について、テレビ、ラジオ、インターネット等から情報を収集する。また、必要に応じ、直接問い合わせを行う。

エ 学校

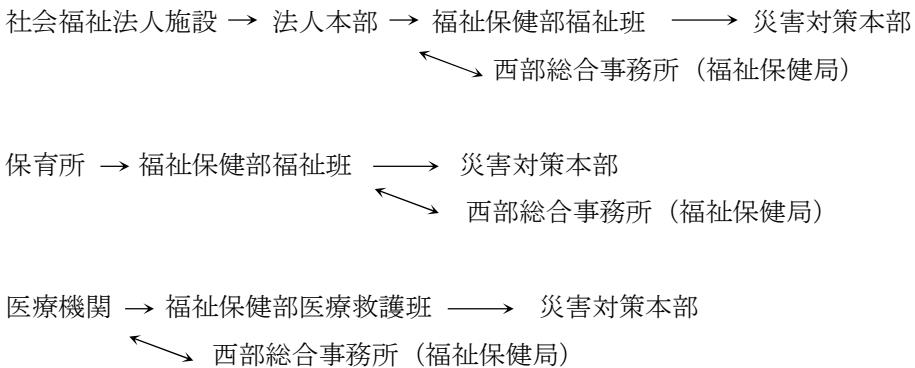
学校施設の被害状況、休校、授業打ち切り、避難情報等の応急対策実施状況等については、文教部学校教育班（町教育委員会）からの報告等により情報収集を行う。



オ 福祉保健施設

福祉保健施設の被害状況、避難情報等の応急対策実施状況等については、福祉保健部からの

報告等により情報収集を行う。



(4) 情報伝達・共有にあたっての留意事項

- ア 情報の報告にあたっては、スピードを最優先としてその手段を選択するものとする。
 - イ 情報の伝達は、電話、電子メール、FAX、町防災行政無線、町ホームページ等により行う。
 - ウ 災害現場の写真を可能な限り撮影し、情報の伝達、共有に活用するものとする。
 - エ 避難情報等の住民の身体の安全確保に係る情報の伝達に当たっては、人員の訪問による伝達等、確実かつ情報の重要性が伝わる伝達方法を選択するものとする。

7 個人情報の取扱い

(1) 個人情報の収集及び提供に係る方針

- ア 大規模災害等により多数の人的被害や行方不明者が発生した場合、町や県に対し、家族等からの安否確認の問い合わせや、報道機関からの取材が殺到することが想定される。また、多数の行方不明者が発生して捜索活動が行われている場合、行方不明者の氏名等を公表することで捜索対象を絞り込む効果が期待できる。このような災害時における個人情報をめぐる様々な課題に適時適切に対応するため、災害時に適した個人情報の取扱方針について平時から整理しておく必要がある。

イ 災害時における行方不明者等に関する個人情報の公表は、その公益性を踏まえ、災害の規模等に応じて個別具体的に可否を判断する。なお、安否情報等を公開することが公益に適合すると判断した場合、伯耆町個人情報保護条例第8条第1項第2号（法令の規定に基づくものであるとき）に該当するものとして、取り扱うものとする。

ウ 行方不明者等に関する個人情報の公表は原則的には家族等の近親者から同意を得るよう配慮するものとする。ただし、例えば行方不明者の捜索活動を効率化する場合等、迅速に公表する必要性がある場合には、同意を得る時間的猶予がない場合も想定されるため、その状況に置ける人命の保護と、個人情報の保護との優先順位を踏まえて同意の取得の必要性を判断するものとする。

エ 個人情報を公表する対象者に、配偶者からの暴力等を受け、加害者から追跡されて危害を受ける恐れがある者等が含まれる場合は、その加害者等に居所が知られることのないよう配慮に努める。

オ 公表を行う場合であっても、個人情報保護法等の趣旨に反するがないよう個人情報を適切に取り扱い、最低限の情報の公表に止めるものとする。また、死者に関する情報については、

遺族の感情等に十分に配慮して取り扱うことに努める。

(2) 町の災害時における個人情報の取扱方針

町は、災害時における個人情報の取扱いについて、当面以下のとおり運用するものとする。

なお、今後運用を行う中で問題点を明らかにしながら、適宜見直しを行っていくものとする。

ア 収集

災害対応の業務に必要と考えられる範囲で収集し、得られた情報は適切に管理する。

イ 提供

(ア) 原則個人が特定される情報は提供しない。

(イ) 報道及び第三者に対しては、町が収集した情報に個人を特定するものが含まれていても、個人が特定されない範囲のみで提供する。

(ウ) 大規模災害においては、個人情報の保護の利益よりも公益が上回る場合は、報道及び第三者に対しても、個人が特定される情報を提供するものとするが、その場合であっても、個人情報の保護に十分に配慮し、必要最低限の情報を提供するものとする。

(個人情報の保護よりも公益が上回る例)

大規模災害により、死者又は意識不明者で身元の確認ができない者が発生した場合に、本人の安否を家族等の関係者に迅速に伝えることにより、家族等の安心や本人の生命、身体及び財産の保護に資する場合

ウ 平成20年に県が作成した「災害時における個人情報の取り扱いに係る運用方針」において定めている、災害時の個人情報の提供に係る具体的項目は次のとおりである。この項目を判断の目安とし、状況に応じて公表の可否や範囲を判断するものとする。

(○：全部提供、△：一部提供、×：提供しない)

(ア) 人的被害

災害の規模	小規模災害・中規模災害		大規模災害
町の災害応急への関与	不要（A）	要（B）	要（C）
発生日時	○	○	○
住所等	△ 住所及び発生場所 (大字まで)	△ 住所及び発生場所 (大字まで)	△ 住所及び発生場所 (大字まで)
性別	○	○	○
年齢	△ 年代まで	△ 年代まで	△ 年代まで
氏名	△ 死亡の場合に限る。	△ 死亡の場合に限る	△ 死亡の場合に限る
被災状況	△ 死亡・行方不明・重症・軽傷の別まで	△ 死亡・行方不明・重症・軽傷の別まで	△ 死亡・行方不明・重症・軽傷の別まで
発生原因	○	○	○

災害の規模	小規模災害・中規模災害		大規模災害
搬送先病院	×	×	○
その他	×	×	○ 被災者について説明する内容（持ち物や服装、身体的特徴など）

(イ) 住家被害

災害の規模	小規模災害・中規模災害		大規模災害
町の災害応急への関与	不要（A）	要（B）	要（C）
発生日時	○	○	○
発生場所	△ 大字まで	△ 大字まで	△ 大字まで
所有者	×	×	×
破損状況	○ 全壊・半壊・一部破損	○ 全壊・半壊・一部破損	○ 全壊・半壊・一部破損
氏名	△ 死亡の場合に限る。	△ 死亡の場合に限る	△ 死亡の場合に限る
被災状況	△ 死亡・行方不明・重症・軽傷の別まで	△ 死亡・行方不明・重症・軽傷の別まで	△ 死亡・行方不明・重症・軽傷の別まで
浸水	○ 床上・床下	○ 床上・床下	○ 床上・床下
被害概要	×	×	○

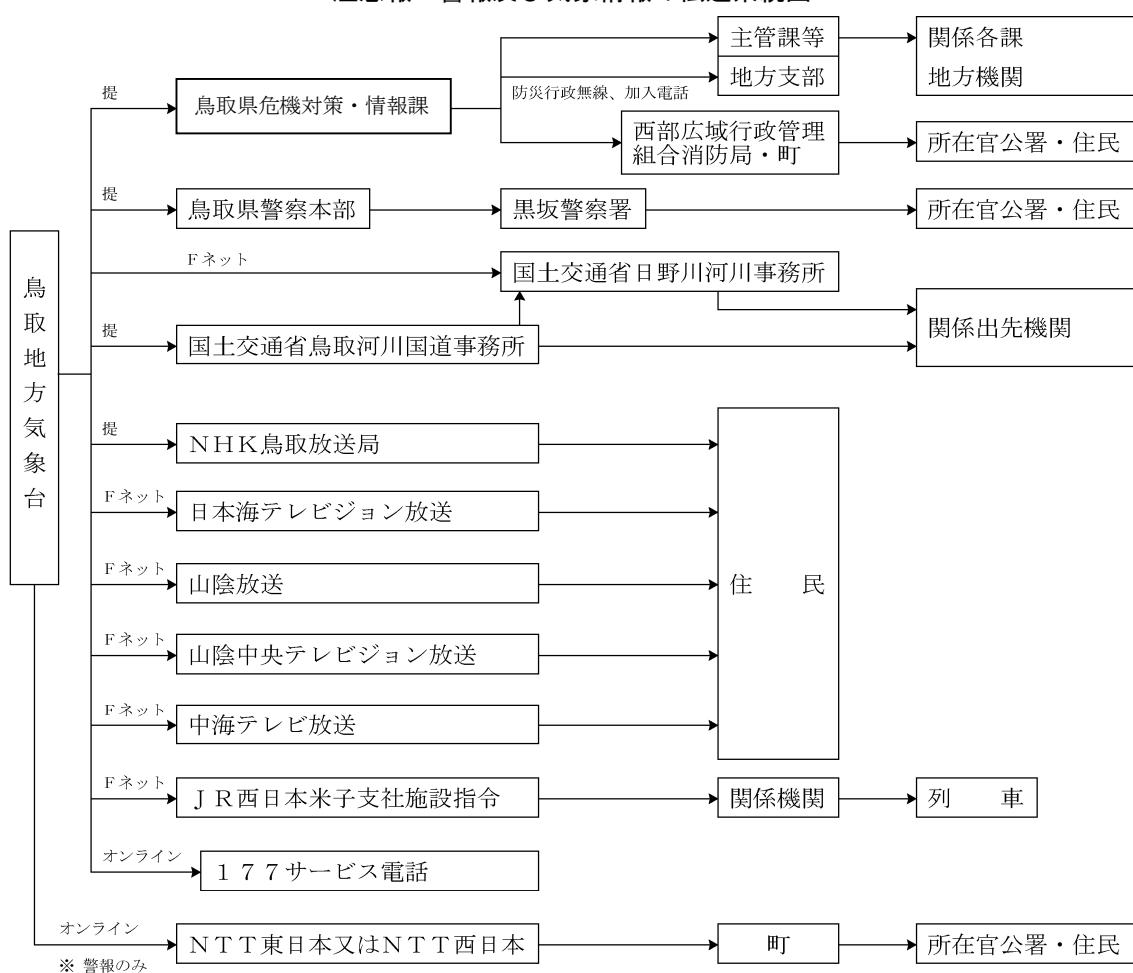
(ウ) 避難状況

災害の規模	小規模災害・中規模災害		大規模災害
町の災害応急への関与	不要（A）	要（B）	要（C）
避難地域	○	○	○
世帯数	○	○	○

人数 (総数及び要配慮者区分別人数)	<input type="checkbox"/>	△ 総数に限る	<input type="radio"/>		<input type="radio"/>
避難先 (場所、施設名)	<input type="radio"/>		<input type="radio"/>		<input type="radio"/>
避難時刻	<input type="radio"/>		<input type="radio"/>		<input type="radio"/>

別表 1

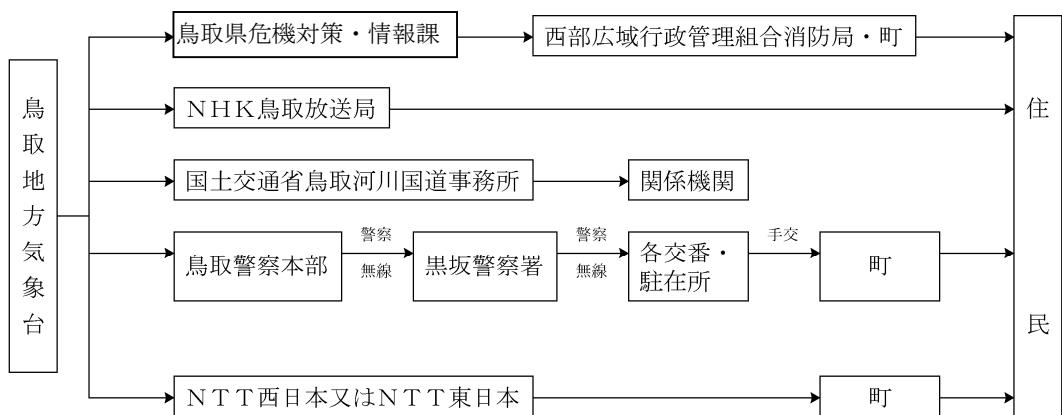
注意報・警報及び気象情報の伝達系統図



- 2 「NTT東日本又はNTT西日本」とは、「東日本電信電話株式会社又は西日本電信電話株式会社」を意味する。

別表2

気象警報の伝達系統図（通常の伝達が行えない場合の住民への伝達）



(備考) 1 通常の伝達が行えない場合は、加入FAX、防災行政無線、手交等適切な手段により通知する。

2 「NTT東日本又はNTT西日本」とは、「東日本電信電話株式会社又は西日本電信電話株式会社」を意味する。

第4節 通信計画

1 災害時における通信の方法

町は、災害時における通信連絡を的確に実施するため、必要な通信手段を確保するとともに、情報の内容に応じてそれらの通信手段の機能を生かした適切な利用方法で情報連絡を行うものとする。

本町の通信施設としては、次の施設が整備されている。町は適切な通信施設を用い、必要な情報や被害状況等を伝達又は報告するものとする。

(1) 一般加入電話（災害時優先電話、携帯電話を含む。）

町職員への連絡手段とし、また関係機関や団体等との連絡手段として一般加入電話、携帯電話を活用する。

(2) 町防災行政無線

町は、各地区住民等への広報、町内関係機関及び町本部と災害現場等との通信連絡を行うため、町防災行政無線を活用し、通信の確保を行う。

(3) 県防災行政無線

県防災行政無線は、県と総合事務所、市町村、消防局、自衛隊等とを有機的に結んでいる。

町は県防災行政無線を活用し、県と情報連絡、被害報告等を行うとともに、総合事務所、近隣市町等との連絡に活用する。

資料編・伯耆町防災行政無線一覧

P. 361

(4) 衛星携帯電話

一般加入電話及び携帯電話は、災害時において回線の輻輳や停波等により利用に制限がかかる可能性があるので、孤立地域や関係機関、団体等との連絡手段として衛星携帯電話を活用する。

2 通信手段の確保

町が行う予報、警報及び情報の伝達若しくは被害の状況の収集報告、その他の災害応急対策に必要な指示、命令等は防災行政無線、加入電話等により速やかに行うものとする。

また、被災地へ向かう安否確認のための通話等が増加し、被災地へ向けての電話がつながりにくい状況（輻輳）になっている場合には、西日本電信電話株式会社は「災害用伝言ダイヤル」を提供するので、町は平素からその利用方法等について周知に努めるものとする。

(1) 災害時優先電話の利用

町は、災害時における非常通話等の運用の迅速性及び電話の輻輳回避のため、町役場、小中学校等施設の電話をあらかじめ災害時優先電話として登録している。

資料編・災害時優先電話指定状況一覧

P. 362

(2) 電報の利用

「非常電報」、「緊急電報」を利用する。

(3) 防災行政無線の利用

次の通信優先順位により防災行政無線を利用する。

ア 災害対策本部指令及び指示

- イ 被害状況報告
- ウ その他災害に関する連絡

3 通信途絶時における措置

人命の救助、災害の救援等のため、若しくは防災行政無線、有線電話等が使用不能又は著しく使用が困難である場合は、電波法第52条の規定による非常通信の利用を図る。

運用要領は、以下のとおりである。

ア 非常通信の内容

- (ア) 人命の救助に関すること。
- (イ) 天災の予報及び天災その他の災害の状況に関すること。
- (ウ) 緊急を要する気象、地震等の観測資料に関すること。
- (エ) 電波法第74条実施の指令及びその他の指令に関すること。
- (オ) 非常事態に際しての事態の収拾、復旧、交通制限その他秩序の維持又は非常事態に伴う緊急措置に関すること。
- (カ) 暴動に関する情報連絡及びその緊急措置に関すること。
- (キ) 非常災害時における緊急措置を要する犯罪に関すること。
- (ク) 非常事態発生の場合における列車運転、鉄道輸送に関すること。
- (ケ) 鉄道線路、道路、電力設備、電信電話回線の破壊又は障害の状況及び修理復旧のための資材の手配及び運搬、要員の確保、その他緊急措置に関すること。
- (コ) 災害対策基本法第57条の規定により、知事又は町長が発受する通知、要請、伝達又は警告で特に必要があると認めたもの。
- (サ) 災害対策基本法第79条の規定により指定地方行政機関の長、都道府県知事又は町長が災害の応急措置を実施するために必要な緊急通信に関するもの。
- (シ) 防災関係機関相互間発受する災害救援その他緊急措置に要する労務、施設、設備、物資及び資金の調達、配分等に関するもの。
- (ス) 災害救助法第24条及び第71条第1項の規定により、都道府県知事から医療、土木、建築工事又は輸送関係者に対して発する従事命令に関するもの。
- (セ) 民生の安定上必要と認められる緊急を要するニュース

イ 非常通信の依頼事項

発信を希望する者は、次の事項を明記して最寄りの無線局に依頼する。

- (ア) あて先の住所、氏名（かっこをもって電話番号を付記する。）
- (イ) 本文（字数は、1通200字以内とし、末尾に発信者の名称を記入すること。）
- (ウ) 発信者の住所、氏名（電話番号を付記する。）

4 衛星携帯電話・無線電話等の活用

(1) 情報孤立の解消

災害により、通信手段が使用できなくなった地域が発生した場合には、町は当該地域の住民と協力して衛星携帯電話の配備等により、情報の孤立の解消に努める。

(2) 災害対策用移動通信機器等及び移動電源車の借受等

町は必要に応じ、移動無線機、移動電源車、携帯電話の借受け申請を総務省（中国総合通信局経由）に対して行い、貸与を受けるものとする。

なお、各機関が所有する災害対策用機器の種類及び貸与条件等は、次のとおりである。

機関名	種類	貸与条件等	台数	備考
中国総合通信局	移動通信機(衛星携帯電話・M C A・簡易無線)	機器貸与:無償 新規加入料:不要 基本料・通話料:不要	約1, 500台	・中国総合通信局を経由し貸出要請を行い、全国にある備蓄基地から搬入
	移動電源車	車両貸与:無償 運用経費:要	中型電源車1台 (発電容量100kVA)	・他の総合通信局に配備されている移動電源車についても、貸与可能である
KDDI中国総支社	携帯電話		約100台	・申請書(郵送又はFAX)による要請で調達可能。 ・広島市からの発送。
	衛星携帯電話		約10台	
NTTドコモ中国支社	携帯電話		280台	・電話による要請で調達可能 ・広島市からの発送。
	衛星携帯電話		40台	
ソフトバンク中国技術部	携帯電話		40台	
	衛星携帯電話		40台	

(3) 放送機関に対する放送要請

町長は、災害対策基本法第57条の規定に基づき災害が発生し、又は発生するおそれのある場合について、その通信のため特別の必要があるときは、知事を通じ放送機関に対し放送を行うことを求めるものとする。

第5節 災害広報・広聴計画

1 目的

この計画は、災害が発生し、又は発生するおそれのある場合において、報道機関及び一般住民に対し、災害情報、災害応急対策の実施状況等を迅速かつ的確に周知し、人心の安定と社会秩序の維持を図り、また住民の協力を得てさらに被害の拡大防止を図るために適切かつ迅速な広報活動及び適切な広聴活動を行うことを目的とする。

2 広報の方法

事務局は、各部から報告のあった被害状況等を中心に公報資料を収集するほか、必要に応じ他の関係機関、各種団体及び施設等にも情報の提供を求め、次の関係機関に対し広報活動を行うものとする。

(1) 庁内各部

災害情報及び被害状況等を一般職員にも周知させるとともに、必要に応じ各部に対して措置すべき事項及び伝達事項についても連絡するものとする。

(2) 各関係機関に対するもの

特に必要がある場合、地域内の公共的機関、各種団体及び重要な施設の管理者等に対し災害情報を連絡する。

(3) 一般住民、被災者に対するもの

人心の安定を図るため、被害の状況（停電、断水及び交通機関の運行等の状況）とその対策の実施状況並びに注意事項及び協力要請について、具体的にわかりやすくまとめて防災行政無線、CATV網等の伝達方法を用いて広報する。

(4) 報道関係に対するもの

報道機関への発表に際しては報道する事項について本部会議に諮ったうえ、本部長（町長）、副本部長（副町長）あるいは総務部長又は本部長から特に指名された者が発表するものとする。

発表の時期については適宜行うこととするが、時期等についてはあらかじめ報道機関と協議し、協力を得て行うものとする。

対象機関	広報手段
庁内各課	電話、電子メール、庁内放送、町防災行政無線
各関係機関	電話、電子メール、広報車、町ホームページ、町防災行政無線、CATV
一般住民、被災者	町防災行政無線、広報車、町ホームページ、メール配信システム（あんしんトリピーメール）、緊急速報（エリア）メール、CATV
報道機関	電話、電子メール、FAX、ビデオ記憶媒体

3 広報資料の収集

(1) 災害資料

通常は、本章第3節「情報収集伝達計画」によるが、必要により被災現地に調査員を派遣し収集に努めるほか、各関係機関等においても積極的に協力するものとする。

(2) 災害写真

大規模又は特異な災害若しくは長期間にわたり日常生活に影響する災害が発生した場合等の写真は、各関係機関で積極的に収集するとともに、住民の撮影した写真にも留意する。

(3) 伯耆町有線テレビジョンセンターの職員は可能な限り、取材活動を行ない、その状況をビデオ記憶媒体に収録する。

(4) 県への要請

必要に応じ、報道機関への資料提供等について県災害対策本部事務局（本部未設置の場合は県危機管理局）に要請するものとする。

4 広報事項

各機関に発表する事項は、次のとおりである。

(1) 気象の状況に関すること。

(2) 災害の状況に関すること。

(3) 避難に関すること。

ア 避難勧告等に関すること。

イ 避難所等に関すること。

(4) 応急対策活動の状況に関すること。

ア 救護所の開設に関すること。

イ 交通機関、道路の復旧に関すること。

- ウ 電気、水道等の復旧に関すること。
 - エ 電話の利用と復旧に関すること。
- (5) その他住民生活に関すること（二次災害防止情報を含む。）。
- ア 給水、給食に関すること。
 - イ 電気、ガス、水道による二次災害防止に関すること。
 - ウ 防疫に関すること。
 - エ 臨時災害相談所の開設に関すること。
 - オ 医療に関する情報
 - カ 安否情報
 - キ 風評被害防止のための安心・安全情報

5 災害発生前の広報

災害が発生するおそれがある場合、災害の規模、程度、動向等を予測、検討し、事前にこれに対処するため、被害の防止等に必要な注意事項をとりまとめ、各種伝達方法を用いて住民及び関係機関に周知するものとする。

6 広聴活動

災害時には、被災状況や被災者の安否の確認をはじめ、ライフラインの復旧状況、生活必需品や住居の確保、生活支援制度等に関する多様な問い合わせ、相談、要望、苦情が寄せられる。これに速やかに対応するため、町は、次により広聴活動を実施する。

(1) 被災者相談窓口の設置

- ア 町は、必要に応じ被災者のための相談窓口を設け、質問・要望事項や苦情を聴取・把握し、その解決を図るものとする。
- イ 避難所開設時には、避難所における広聴活動に努めるものとする。

(2) 十分な情報がないもの及び他機関の対応が求められるものについては、必要に応じ関係機関に連絡し、即時対応に努めるものとする。

(3) 問合せを受けた内容については、記録、類型化し、情報の共有に努めるとともに、被災者のニーズ把握に努めるものとする。

(4) 個人情報の取扱い

災害時の安否情報等、個人情報の提供・公開については、本編第3章第3節「情報収集伝達計画」による。

第6節 事前措置計画

1 目的

この計画は、災害が発生し、又は発生するおそれのある場合において、その災害を拡大させるおそれがあると認められる設備・物件等について、必要な限度において事前に予防措置を指示し、又は必要な対策を施すことにより災害の拡大を未然に防ぐことを目的とする。

2 指示者

設備又は物件の占有者・所有者又は管理者に対し事前措置の指示は町長が行う。なお、町長の要

求に基づいて黒坂警察署長はこの事前措置の指示ができる。

3 事前措置の対象

災害を拡大させるおそれがあると認められる設備又は物件は、次のとおりである。

(1) 設備

危険物貯蔵所、火薬庫、高圧線、ネオン看板等広告物、がけくずれのおそれのある土地、農業用ため池その他不動産的なもの

(2) 物件

木材、石油、ガス等の危険物その他の設備以外の動産的なもの

資料編	・町内防災重点ため池	P. 359
	・危険施設の現況	P. 356

4 事前措置の内容

災害の拡大を防止するため必要な限度において当該設備又は物件の除去、補強及び保安その他必要な措置を行うものである。

(1) 設備

補修、補強、移転、除去、使用の停止等

(2) 物件

処理、整理、移動、撤去等

5 事前措置の指示基準

(1) 時期

事前措置の指示を行う時期は、予警報発表中及び具体的に災害の発生が予想される場合並びに被害が拡大しつつある場合に限る。

なお、事前措置の指示を行う場合は、平素からその実態を把握し、対象の設備、物件の所有者等に対してあらかじめ予告又は警告を行うなどして注意を喚起しておき、災害に際して自主的に措置を行い得るよう事前の指導を行うものとする。

(2) 実施方法

原則として別表の通知をもってあらかじめ指示の予告をしておくものとするが、緊急やむを得ないときは口頭による指示も行うことができる。

なお、事前措置の措置結果については必要に応じ報告の提出あるいは現地調査により確認する。

別表

第 号
年 月 日

殿

伯耆町長

事前措置の予告について（通知）

貴所有（占有）の施設及び物件は、災害が発生した場合、現状では災害対策基本法第59条に基づく事前の措置に対象となり得るので、下記事項に留意のうえ、災害時には適切な措置をとられるよう通知します。

設備又は 物件の名称	所 在 地	数 量	措 置 の 方 法	備 考

第7節 避難計画

1 目的

この計画は、災害時における町長等が行う避難の指示、勧告等の基準及び要領を定めて危険区域内の住民及び滞在者等を適切に避難させ、人的被害の軽減を図ることを目的とする。

2 実施責任者

災害による避難の勧告、指示等についてはそれぞれの法律に基づき次の者が行うが、町長は関係機関と連絡を密にし、住民・滞在者の避難の的確な措置を実施するものとする。

なお、小中学校の児童生徒の集団避難は、町長等の避難措置によるほか、町教育委員会の教育長（以下「教育長」という。）の指示により、校長が実施するものとする。ただし、緊急を要する場合、校長は、教育長の指示を待つことなく実施できるものとする。

3 避難勧告等の発出及び伝達方法

（1）避難勧告等の類型

ア 立ち退き避難型の安全確保行動

情報の種類	発令時の状況	住民に求める行動
避難準備・高齢者等避難開始	避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階。人的被害の発生する可能性が高まった状況	<ul style="list-style-type: none">・避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する者は、計画された避難場所への立ち退き避難を開始（支援員は支援行動を開始）・その他の人は立退き避難の準備、以後の防災気象情報、水位情報等により自発的に避難開始。
避難勧告	通常の避難行動ができる者が避難行動を開始しなければならない段階。人的被害の発生する可能性が明らかに高まった状況	<ul style="list-style-type: none">・指定緊急避難場所へ速やかに立ち退き避難・指定緊急避難場所への立退き避難は、かえって命に危険を及ぼしかねないと自ら判断する場合には、「近隣の安全な場所」への避難や、少しでも命が助かる可能性の高い避難行動として、「屋内安全確保」
避難指示（緊急）	<ul style="list-style-type: none">・前兆現象の発生や現在の切迫した状況・人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況・堤防の隣接地等、地域の特性等から人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況・人的被害の発生した状況	<ul style="list-style-type: none">・指定緊急避難場所へ緊急に避難 未だ立ち退き避難していない対象住民は、直ちに立ち退き避難を行う。・避難勧告等の発令後で立ち退き避難中の住民は、確実な立ち退き避難を直ちに完了・指定緊急避難場所への立退き避難はかえって命に危険を及ぼしかねないと自ら判断する場合には、「近隣の安全な場所」への避難や、少しでも命が助かる可能性の高い避難行動として「屋内安全確保」（下表イ参照）

イ 屋内待避型の安全確保行動

情報の種類	発令時の状況	住民に求める行動
屋内での待避等の安全確保措置	災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、避難のための立退き	自宅等の屋内に留まる、建物の2階以上や屋上などの上階への移動（垂直避難）

	を行うことによりかえって人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあると認めるとき
--	--

(2) 避難準備・高齢者等避難開始の発出

町は、避難が必要となるおそれがある場合は、避難行動要支援者の避難に要する時間を考慮し、早めのタイミングで避難行動要支援者及び支援者並びに危険箇所にある要配慮者利用施設に対して避難を呼びかけるとともに必要な対策を実施するものとする。

(3) 河川の氾濫等に係る避難勧告等の参考情報

河川の氾濫等については、国土交通省や県がホームページ等で提供している洪水予報河川、水位情報周知河川の水位等を参考情報として、町が避難勧告等を発出するものとし、具体的な発出に当たっては、実際の水位の上昇速度、降雨や雨域の変化の状況等の河川状況や気象状況等も含めて総合的に判断するものとする。

河川名	観測所名	所在地	レベル1 (水防団待機 水位)	レベル2 (氾濫注意 水位)	レベル3 (避難判断 水位)	レベル4 (氾濫危険 水位)
日野川	溝口	伯耆町溝口	2.0m	2.6m	3.4m	3.8m

観測所名	溝口水位観測所（氾濫危険水位：3.8m）
対象地区	上細見、立岩、木戸口、吉定、岸本、駅前、押口、吉長、遠藤、リバータウン、遠藤団地、大寺、殿河内、みどり、中祖、宇代、溝口一、溝口文教区、溝口二、溝口三、溝口四、溝口五、大江
避難準備・高齢者等避難開始	【洪水予報】 ・氾濫警戒情報が発表されたとき 【水位】 ・避難判断水位を超え、なおも水位の上昇が見込まれるとき
避難勧告	【洪水予報】 ・氾濫危険情報が発表されたとき 【水位】 ・氾濫危険水位を超え、なおも水位の上昇が見込まれるとき 【巡視】 ・河川管理施設の異常（漏水等破堤につながるおそれのある被災等）を確認したとき
避難指示（緊急）	【巡視】 ・破堤を確認したとき ・河川管理施設の大規模異常（堤防本体の亀裂、大規模漏水等）を確認したとき
避難勧告等の解除	解除については、関係する河川の水防警報、洪水予報が全て解除となり、河川の水位がピークを過ぎ氾濫注意水位を下回り、気象情報などから水位が再上昇するおそれがなくなった場合に河川状況の現地調査を行い安全を確認した上で総合的に判断する。

(4) 土砂災害に係る避難勧告等の参考情報

土砂災害については、県が県ホームページ等で提供している土砂災害警戒情報（土砂災害警戒判定図）を参考情報として、町が避難勧告等を発出するものとし、具体的な発出に当たっては、溪

流・斜面の状況や気象状況等も含めて総合的に判断するものとする。

区分	土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域						
避難準備 (避難行動要支援者避難)情報	<ul style="list-style-type: none"> ・近隣で前兆現象を発見したとき ・大雨警報(土砂災害)が発表され、更に降雨が予想されるとき 						
避難勧告	<p>■以下の状況時において、地区・集落等の個別情報等より判断して実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・近隣で前兆現象を発見したとき ・2時間後にCLに達すると予測される場合で、更に降雨が予想されるとき ・気象庁から記録的短時間雨量情報が発表され、引き続き強い降雨が予想されるとき 						
避難指示(緊急)	<p>■以下の状況時において、地区・集落等の個別情報等より判断して実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・近隣で土砂災害が発生したとき ・自宅裏山などの特に隣接した場所で前兆現象を発見したとき ・1時間後にCLに達すると予測される場合で、引き続き強い降雨が予想されるとき 						
避難勧告等の解除	解除については、土砂災害警戒情報の解除、今後の気象状況、土砂災害の発生状況等を総合的に判断して行う。但し、土砂災害が発生した箇所、前兆現象が確認された箇所及びこれらに隣接する箇所については、現地調査を行い安全が確認されたときとする。						
雨量観測局	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 33%;">・小林字下ノ原</td> <td style="width: 33%;">・溝口宿字古市場下</td> <td style="width: 33%;">・大坂字上浅尾</td> </tr> <tr> <td>・大内</td> <td>・二部字長政馬場</td> <td></td> </tr> </table>	・小林字下ノ原	・溝口宿字古市場下	・大坂字上浅尾	・大内	・二部字長政馬場	
・小林字下ノ原	・溝口宿字古市場下	・大坂字上浅尾					
・大内	・二部字長政馬場						
注意事項	<ul style="list-style-type: none"> ・避難勧告等の発令にあたっては、町内雨量観測所の各種気象情報を含め総合的に判断する。 ・土砂災害警戒情報を避難情報との区分に整理するかについては、避難に要する時間等を考慮し設定する必要がある。 ・本表は土砂災害のうち、土石流や集中的に発生するがけ崩れを想定しているが、地すべりについても、斜面の勾配等を考慮し、これに準ずる。 ・上記の情報のほか、気象予警報、近隣の雨量などを関連づける方向で検討する必要がある。 						

※CL(Critical Line)：土砂災害警戒判定図における土砂災害警戒情報の基準となる土砂災害発生危険基準線

(5) 避難勧告等の発出

ア 町は、迅速・的確な避難実施が行えるよう次の事項についてあらかじめ体制を整備する。

(ア) 町長不在時の発令代行順位(発令代行順位は災害対策本部長職務代理者を準用する)

(イ) 発令の判断に必要となる情報の確実な入手体制の整備

(ウ) 災害種別に応じた避難場所・経路の事前選定

イ 町長は、あらかじめ作成した避難勧告等の判断・伝達マニュアル等に基づき、避難勧告等を発令。ただし、基準に達しない場合にあっても、災害による危険が明白かつ切迫している場合は、直ちに避難勧告等を発出する。

ウ 夜間の避難は危険を伴うため、極力日没前に避難が完了できるよう早期の発出に努めるものとする。また、切迫した状況で避難を行うことで生命の危機が高まる可能性があると判断された場合には、住家の2階に避難するなど、住民が適切な避難行動が行えるよう情報の発出を行うように努める。

エ 町は、災害の発生が予測されるときのダム・ため池の状況やダム・ため池に関する操作、措置等の情報について危害防止のために必要があるときは、住民に対して注意喚起や、避難勧告等を行う(第2章第1節「水害予防計画」参照)。

オ 避難指示（緊急）に従わない住民に対しては、警察官の措置（警察官職務執行法第4条）により対応する。

カ 避難勧告等を発令した場合は、災害対策基本法第60条第3項の規定に基づき、速やかに県（危機対策・情報課）に報告するものとする。

(6) 避難勧告等の発出範囲

ア 避難準備・高齢者等避難開始については、町が把握している避難行動要支援者のうち土砂災害特別警戒などの危険な地域に居住又は滞在する者及び福祉保健施設等

イ 避難勧告等の判断・伝達マニュアルに定められた土砂災害危険度情報のメッシュ図に応じた土砂災害特別警戒区域などにある地域に居住又は滞在する者及び福祉保健施設等

ウ 避難勧告等の発出基準等を定めていない場合にあっては、土砂災害危険度情報のメッシュ図とその周辺内の土砂災害特別警戒区域などにある地域に居住又は滞在する者及び福祉保健施設

エ 土砂災害の前兆現象を発見した場合にあっては、該当する前兆現象の発見箇所の土砂災害特別警戒区域などある地域に居住又は滞在する者及び福祉保健施設

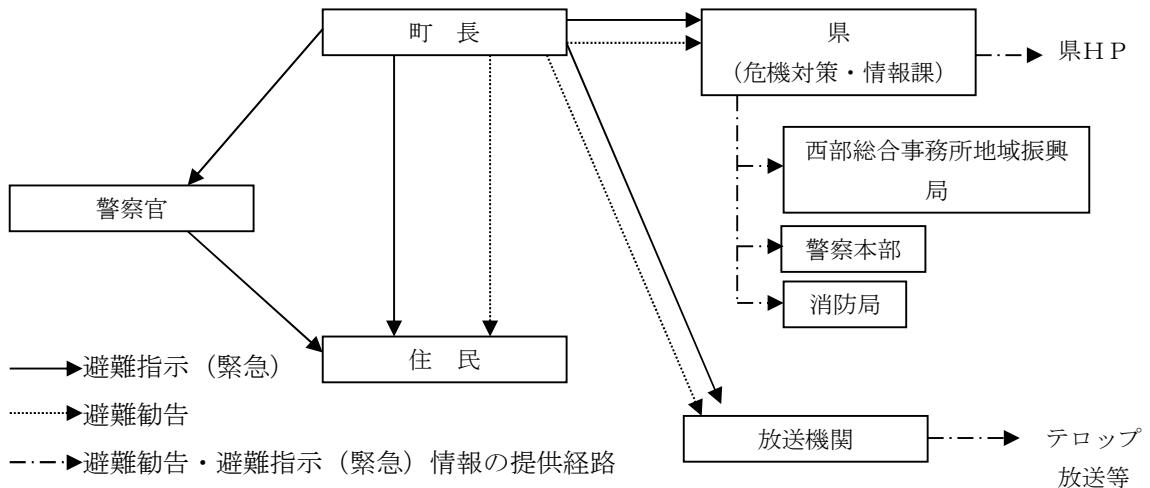
(7) 避難勧告等の伝達

町は、避難勧告等を発出したときは、あらかじめ定めた方法により住民へ情報伝達を行う。

その際、放送機関（NHK鳥取・日本海テレビ・山陰放送・山陰中央テレビ・エフエム山陰、株式会社中海テレビ放送）等との申し合わせに基づき、町は当該情報を放送機関及び県危機管理局に直接ファクシミリ送信及び電話による連絡をおこなうことで、各放送機関にはテロップ放送やアナウンス、県危機管理局には県ホームページにより住民に避難情報を伝達するよう依頼するものとする。

なお、避難行動要支援者に対する情報伝達は特に配慮して行うものとし、詳細については第2章第29節「要配慮者（避難）対策の強化」に定めるところによる。

避難勧告等の伝達フロー



(8) 避難の勧告、指示その他立入制限等一覧

指示等 の区分	実施 責任者	根拠 法令	災害の 種類	措置する場合	措置内容
勧告	町長	災害対策 基本法第 60条	災害全般 について	災害が発生し、又は発生するおそれがあり、人の生命又は身体を保護し、災害の拡大を防止するため特に必要があると認めたとき。	避難のための立ち退き、立ち退き先の勧告(知事に報告)
指示	町長	災害対策 基本法第 60条	災害全般 について	災害が発生し、又は発生するおそれがあり、人の生命又は身体を保護し、災害の拡大を防止するため特に必要があり、急を要すると認めたとき。	避難のための立ち退き、立ち退き先の指示(知事に報告)
	知事	災害対策 基本法第 60条	災害全般 について	上記の場合において町長がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき(事務の代行)。	避難のための立ち退き、立ち退き先の指示(公示し、町長に事務を引き継ぐとともに、事務代行終了を町長に通知)
	警察官	災害対策 基本法第 61条	災害全般 について	1 同上において町長が指示できないと認めたとき。 2 同上において町長から要求があったとき。	避難のための立ち退き、立ち退き先の指示(町長に通知)
知事(その命を受けた県職員、水防管理者(町長))	水防法 (昭和24年法律第139号) 第29条	洪水について	洪水により危険が切迫していると認められるとき。	必要と認める区域内の居住者に避難のための立ち退きを指示(水防管理者(町長)のときは、当該区域を所轄する警察署長に通知)	
知事(その命を受けた職員)	地すべり等防止法 第25条	地すべりについて	地すべりにより危険が切迫していると認められるとき。	同上(当該区域を所轄する警察署長に通知)	
	警察官	警察官職務執行法 (昭和23年法律第136号) 第4条	災害全般について	人の生命、身体に危険を及ぼすおそれがある災害時において特に急を要する場合	関係者に警告を発し、引き留め、避難させ、又は危害防止のための措置を命ずる(公安委員会に報告)。
	自衛官	自衛隊法 (昭和29年法律第165号) 第94条	災害全般について	同上の場合において警察官がその場にいないときに限り、災害派遣を命ぜられた自衛官について警察官職務執行法第4条の規定が準用されるとき。	同上(公安委員会に報告)
立入制限退去命令	町長	災害対策 基本法第 63条第1項	災害全般について	災害が発生し、又は発生しようとしている場合、人の生命又は身体に対する危険を防止するため警戒区域を設定したとき。	災害応急対策従事者以外の者の立入制限禁止、警戒区域からの退去命令

指示等の区分	実施責任者	根拠法令	災害の種類	措置する場合	措置内容
出入口制限退去命令	警察官	災害対策基本法第63条第2項	災害全般について	同上の場合において 1 町長又は委任を受けた町の吏員が現場にいないとき。 2 町長が要求したとき。	同上(町長に通知)
	災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官	災害対策基本法第63条第3項	災害全般について	町長その他災害対策基本法第63条第1項に規定する町長の職権を行うことができる者がその場にいない場合	同上(町長に通知)
	水防団長 水防団員 消防機関に属する者	水防法第21条第1項	洪水について	水防上緊急の必要があるため警戒区域を設定したとき。	区域への立入禁止、制限又は区域からの退去命令
	警察官	水防法第21条第2項	洪水について	同上の場合において水防団長等が現場にいないとき、又は水防団長等の要求があったとき。	同上
出入制限退去命令火気使用禁止	消防吏員 消防団員	消防法第28条第1項	火災について	火災について消防警戒区域を設定したとき。	区域への出入禁止、制限又は区域からの退去命令
	警察官	消防法第28条第2項	火災について	同上の場合において、消防吏員等が現場にいないとき、又は消防吏員等の要求があったとき。	同上
出入制限退去命令火気使用禁止	消防長又は消防署長	消防法第23条の2第1項	ガス、火薬危険物の漏えい飛散、流出について	火災の発生のおそれ、かつ発生した場合に人命又は財産に対する被害を防止するため、火災警戒区域を設定したとき。	区域への出入禁止、制限又は区域内からの退去命令及び区域内の火気使用禁止
	警察署長	消防法第23条の2第2項	ガス、火薬危険物の漏えい飛散、流出について	同上の場合において、消防吏員等が現場にいないとき、又は消防吏員等の要求があったとき。	同上 消防署長への通知

4 避難の勧告、指示の伝達及び報告

(1) 関係住民への伝達

ア 伝達方法

町長は避難の勧告、指示を迅速かつ確実に次の最も適当な方法により関係住民に対しその旨伝達するものとする。

(ア) ラジオ、テレビ放送の利用

日本放送協会その他民間放送局に対して避難の勧告、指示を行った旨を通報し、関係住民に伝達すべき事項を提示し、放送等協力を依頼する。

(イ) C A T Vの利用

(ウ) 町防災行政無線の利用

(エ) 広報車の利用

町、黒坂警察署、消防機関等の広報車により巡回を行う。

(オ) 伝達員により戸別訪問

緊急避難を要する異常事態の場合に避難の勧告、指示の関係世帯に対して完全に周知徹底を図るため、必要により消防団員等をして戸別訪問により伝達するものとする。

(カ) 警鐘、サイレン等

その他警鐘、サイレン等をならして伝達、周知させる。

(キ) メール配信システム（あんしんトリピーメール）、緊急速報（エリア）メールの利用

(ク) Lアラート（公共情報コモンズ）の利用

イ 伝達事項

(ア) 区域の範囲

(イ) 想定される危険の種類

(ウ) 避難場所

(エ) 避難場所に至る避難路

(オ) 避難の勧告、指示等の伝達方法

(カ) 避難場所にある設備、物資等及び避難場所において行われる救護の措置等

(キ) 避難に際しての注意事項

a 戸締り及び火の始末

b 家屋の補強、家財道具の安全場所への移動

c 食料、水筒、タオル、チリ紙、簡単な着替え、救急用品、懐中電灯、携帯ラジオ等、必要最小限度の物品の携行

d 服装は軽装とし、帽子、頭巾、雨合羽、防寒用具の携行

(2) 避難の指示等についての留意すべき事項

町長は、町における災害の発生状況、危険箇所等の調査を行い、避難の勧告及び指示を発する場合の伝達方法等をあらかじめ講じておくものとする。

(3) 関係機関への連絡

町長は避難の勧告、指示を行ったとき、又は警察官等からの勧告、指示を行った旨の通報を受けたときは、必要に応じ次の関係機関に連絡し協力を求めるものとする。

ア 西部総合事務所県民局

イ 黒坂警察署、町内駐在所等

ウ 避難予定の施設の管理者等

エ 隣接市町

オ 米子消防署伯耆出張所、町消防団

5 避難の勧告、指示の解除

町長は避難の勧告、指示のあった後、当該災害によるその地域の危険状態が完全に終了したと判断したとき、避難の勧告、指示の解除を行うものとする。解除の伝達方法については避難の勧告、指示に準じて行う。

なお、町長以外の者が実施したものについては、勧告等の状況をあらかじめ察知するよう努める

とともに、その解除についてもよく協議するものとする。

6 住民による適切な避難行動の実施

住民は、災害が発生するまでに計画された避難場所への避難を終えることが原則であるが、自然災害においては不測の事態も想定されることから、計画された避難場所に避難することが常に適切とは限らない。災害の状況等に応じて別の場所（自宅又は近隣家屋の上階、近くの高台など）に退避する方が適当な場合もある。事態の進行や災害の状況に応じて適切な避難行動を取ることが必要となる。

このことについて、避難行動時には下記の点に留意するよう、住民に対してあらかじめ十分に周知を図るものとする。

- (1) 道路冠水、台風、夜間など、危険な状況下で避難を強行するようなことにならないよう、避難行動をとる際には、余裕を持って十分安全を確保すること。
- (2) 切迫した状況下では、無理をせず生命を守る最低限の行動（自宅や施設内の安全な部屋への移動、最寄りのより安全な場所への避難など）を選択すること。

7 避難者誘導方法

(1) 避難経路

避難経路については、災害時の道路状況、安全度等確認のうえ、安全な経路を選び誘導するものとする。

(2) 避難の誘導

避難の誘導は福祉保健部福祉班等町職員、警察官及び消防団員その他自治会の長等が行う。

(3) 避難の順位及び移送の方法

ア 避難の順位

(ア) 避難させる場合は高齢者、乳幼児、妊娠婦、子ども、傷病者、障がい者等避難行動要支援者を優先し、次いで、一般青壮年女子、一般青壮年男子の順で避難するものとする。

(イ) 災害の種別、災害発生の時期等を考慮し、客観的に判断して、先に災害が発生すると認められる地域内の居住者の避難を優先するよう努めるものとする。

イ 移送の方法

自力での避難、立退きが不可能な場合又は避難途中の危険が予想される場合、あるいは病院等の患者その他施設の老人、子供の避難については車両、ロープ等の資機材を利用する。

ウ 高齢者等避難行動要支援者への対応措置

町は、「避難支援プラン」に基づき、避難行動要支援者の安否を確認し、避難支援を迅速・的確に実施する。

独居高齢者などの避難行動要支援者名簿掲載者については区長、民生児童委員等が訪問し、自家用車又は人力等で避難地へ誘導するものとする。

エ 避難上の留意事項

- (ア) 携行品は、必要最小限度にとどめるものとする。
- (イ) 自動車（自家用車）による避難は、極力自粛するものとする。
- (ウ) 指定避難所等が比較的遠距離にある場合又は危険を伴う場合等は、避難のための集合場所、誘導責任者を定め、できるだけ集団で避難するものとする。
- (エ) 避難先の選定にあたっては関係機関と連携し、障害物の除去等を行って、必要に応じて、交通規制、障害物の除去等を行って避難路及び避難者の安全を確保する。

オ 知事及び隣接市町への応援要請

被災地が広域で大規模な立ち退き移送を要し、町において処置できないときは、町長は、知事に避難者移送の要請をするものとする。

なお、事態が緊迫しているときは、町は隣接市町、黒坂警察署等と連絡して実施するものとする。

8 指定避難所及び緊急避難場所

避難所は以下により開設し、避難者の収容を行うものとする。

なお、事態の切迫した状況下では、計画された避難所等に避難することが適切でなく、自宅や近隣建物の2階等に緊急的に避難することが適当な場合があることに留意すること。

(1) 実施責任者

避難所の開設及び収容並びに収容者の保護は、災害救助法が適用された場合にあっては知事が行うが、権限を委任された場合あるいは災害救助法が適用されない場合は本部長（町長）が行う。

(2) 指定避難所の選定

ア 発生又は発生するおそれのある災害の種類に応じて、次の事項に留意して適切な指定避難所を順次決定する。

(ア) 被災地等に比較的近く、多人数収容できる公共施設を優先する。

(イ) 浸水想定区域や堤防決壊等の状況及び土砂災害の危険性等を勘案し、指定避難所を選定する。

(ウ) 野外仮設はできるだけ避ける。

(エ) 中・長期的な避難生活を行う上で、最低限必要となる条件を満たしているか確認する。

イ 適当な避難所が確保できない場合、自衛隊等に応援を求め天幕設置を行うなど、仮収容施設を確保し、その他の施設を避難所として開設する。

ウ 避難場所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合、避難所の設置・一時について適否を検討する。

(3) 指定緊急避難場所の選定

ア 発生又は発生するおそれのある災害の種類に応じて、次の事項に留意して適切な指定緊急避難場所を順次決定する。

(ア) 被災地等に近い既存建築物（集落の公民館等）を優先する。

(イ) 浸水想定区域や土砂災害の危険性等を勘案し選定する。

(ウ) 短期的な避難生活を行う上で、最低限必要となる条件を満たしているか確認する。

(4) 避難所の開設及び収容保護

ア 町は、避難勧告等を発出したとき（自主避難の場合を含む。）は、避難所を開設し、避難者を収容保護するものとする。

イ 町は、夜間等に施錠されている施設を避難所として使用するときには、施設管理者とあらかじめ定めた手順により、速やかに避難所の開設を行う。

(5) 避難所の運営

避難所の運営は福祉保健部福祉班が自主防災組織（地域住民等）の協力を得て実施する。その際、町は、避難所の運営に関し、役割を明確化し、被災者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、自主防災組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援するものとする。ただし、指定緊急避難場所については、一時的な利用を想定しているため、食糧の

供給など必要最低限の支援とし、基本的な運営は避難者が主体的に行うものとする。

ア 町は、自主防災組織（地域住民等）の協力を得て避難所を運営する。（あらかじめ運営組織及び役割分担が定められている場合、当該分担に従い当該運営組織による運営を支援する。）

イ 避難所を開設し、避難住民を収容したときは福祉保健部長は、直ちに各避難所ごとに連絡員として所属職員を配置する。その際、乳幼児や高齢者等の要配慮者のニーズを的確に把握するため、育児や介護経験のある職員の配置を検討するものとする。また、男女のニーズの違いを踏まえ、男女両性の視点から運営状況がチェックできるよう、避難所運営における女性の参画を推進し、男女共同による運営ができるよう配慮するものとする。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品・女性用下着の女性による配布、安全確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努めるものとする。また、周囲の理解不足により不安を抱えていたり、周囲に話せない状況である可能性があることにも留意する。具体的には、相談できる窓口、男女共用スペースやユニバーサルトイレ（最低1基）の設置、風呂等を個別利用できる時間設定、男女別の救援物資を人目に触れず支給できるよう配慮するとともに、周囲へ理解を求めるよう努める。

加えて、男女別だけでなくLGBT等の性的少数者への配慮も必要であることに留意する。

また、必要と認めるときは避難所の開設、管理、その他について消防団と協議のうえ連絡員に団員を委嘱することができる。

ウ 連絡員は、避難住民の実態を把握し、絶えず本部と情報連絡を行うものとする。

エ 必要に応じ、避難所の安全確保と秩序の維持のため、警察官を配置する。

オ 自主防災組織は、避難所の運営に関して町に協力するとともに、役割分担を確立し、相互扶助の精神により自動的に秩序ある避難生活を送るように努める。また、日本語の意思疎通ができる外国人を運営要員として加えるなど多様な主体で運営組織を構築することに努める。

カ 避難所の運営に当たっては、避難者の心のケアやプライバシーの確保、要配慮者に配慮した生活環境を念頭に置きつつ実施するものとする。また、老若男女のニーズの違い等を踏まえ、各々に配慮するものとする。

キ 避難所生活で子どもの心の健康が損なわれないように、子どものためのプレイスペースを設置したり、親やボランティアが子どもの遊び相手となりながら子どもをケアする。

ク 避難所における生活環境に注意を払い、常に良好なものとするよう努めるものとする。そのため、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じるものとする。また、避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、簡易ベッド等の活用状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師、保健師・看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の確保、配食等の状況、ごみ処理の状況など、避難者の健康状態や避難場所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じるよう努めるものとする。

ケ 災害の規模、被災者の避難及び収容状況、避難の長期化等にかんがみ、必要に応じて、旅館やホテル等への移動を避難者に促すものとする。また、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅、民間賃貸住宅及び空家等利用可能な既存住宅のあっせん及び活用により、避難所の早期解消に努める。

コ 新型コロナウイルスなどの感染症が流行している状況においては、町は第2章「災害予防計画」第41節「避難所に係る感染症対策の強化」により、感染症対策を講じるよう努めるもの

とする。

サ 県及び町は、新型コロナウイルスなどの感染症患者等への差別やデマなどによる人権問題の発生防止等に努めるものとする。

シ 町は、指定緊急避難場所や避難所に避難した住民以外の避難者について、住民票の有無等関わらず、適切に受け入れることとする。

(6) 避難行動要支援者対策

本編第3章第29節「要配慮者（避難）対策の強化」による。

(7) 所要物資の確保

避難所開設及び収容保護のための所要物資は、町長が確保するものとする。ただし、現地において確保できないときは、町長は物資の確保について知事に要請するものとする。県は、これを確保のうえ輸送するものとする。

(8) 報告及び記録

避難所を開設したときは、町長は次の事項について速やかに県（本部事務局又は防災危機管理局）に報告を行う。

なお、報告事項に変更があった場合は、その都度報告するものとする。

- ア 避難所開設の日時及び場所
- イ 避難所開設数及び収容人員
- ウ 開設期間の見込み

(9) 避難所開設に伴う記録

避難所を開設した場合、連絡員はその維持、管理等のための災害救助法で定める様式による正確な記録をするものとする。

資料編　・指定緊急避難場所一覧	P. 333
・指定避難所一覧	P. 333

9 避難所外等での避難生活者への対応

(1) 町は、やむを得ず避難所に滞在することができない被災者に対しても、食料等必要な物資の配布、保健師、災害時福祉支援チーム（D C A T）等による巡回健康相談の実施等保健医療福祉サービスの提供、正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努めるものとする。

(2) 町は、被災した住居内にいる在宅の被災者や車中避難している被災者など避難所以外で避難生活を送っている者の把握に努め、必要な支援を行うとともに、必要に応じ避難所への移動を促すものとする。

また、避難所で生活せず食事のみ受け取りに来ている被災者等に係る情報の把握に努め、県（本部事務局又は危機管理局）への報告を行うものとする。特に食事のみを受け取りに来ている者については、食事を渡す機会を活用して現状把握に努める。

(3) また、車内生活等送っている者に対しては、いわゆるエコノミークラス症候群の恐れがあるため、予防用リーフレット等を配布するなどして、早急に避難所への移動を促すとともに、必要に応じて健康診断等を受診させるものとする。

(4) 対応に当たっては、必要に応じて県・警察の協力を要請するものとする。

10 事業所、社会福祉施設、病院等における避難対策

社会福祉施設、病院、事業所等多数の者が出入りし、勤務し、又は居住している施設の設置者又は管理者は、施設内にいる者の避難を迅速、確実かつ安全に行うため、具体的な避難計画を樹立し、

町長、消防機関、警察等と緊密な連絡を取り、災害に対処する体制を常に確立し、関係者に周知せしめるとともに、出入者の避難のための行動を円滑、迅速に行わしめるよう措置しておくものとする。

また、各施設ごとに次の事項を定め対策の万全を図るとともに最低年1回は、避難訓練を実施するものとする。

- (1) 避難実施責任者
- (2) 避難の順位
- (3) 避難の指示等の伝達方法
- (4) 避難誘導責任者及び補助者
- (5) 避難誘導の要領及び措置
- (6) 避難に際しての携行品

11 学校等における避難計画

保育所及び学校における乳幼児、児童、生徒（以下「児童生徒等」という。）の集団避難については、次の避難計画のとおりとし、何よりも児童生徒等の生命、身体、心の安全、健康の保持に重点をおいて実施するものとする。

- (1) 実施責任者

保育所においては福祉保健部長、小、中学校においては文教部長が管内児童生徒等の集団避難計画を作成するとともに、各校長、保育所長に対し、各学校、保育所の実情に適した具体的な避難計画を作成させるものとする。

- (2) 実施要領

ア 文教部長及び福祉保健部長の避難の指示は、町長等の指示によるほか、安全性を考え早期に実施するものとする。

イ 避難の指示等に際しては、災害の種別、災害発生の時期等を考慮し、危険の迫っている学校（保育所）から順次指示するものとする。

ウ 児童生徒等の避難順位は、低学年、障がい児等を優先して行うものとする。

エ 校長は、非常時の登下校時には、登下校経路の主要な地点に教職員を派遣し、安全を確保する。

オ 避難が比較的長期にわたると判断されるときは、避難勧告の段階において、児童生徒等をその保護者のもとに誘導し、引き渡すものとする。実施に当たっては、保護者に連絡を取り、迎えに来てもらい引き渡すこととなるが、迎えに来られない場合については、学校で保護を行うものとする。

カ 集団避難が必要なときは、町等と連携して速やかに避難行動を開始する。

なお、児童生徒等が帰宅困難な場合に学校や避難所で待機させるときは、「教育関係機関の災害情報収集要領」により、県教育委員会へ報告を行う。

キ 町は、夜間・休日等に地震が発生したときは、発生した地震の程度に応じて、児童・生徒の安否確認を行うとともに、県教育委員会へ報告を行う。

- (3) 留意すべき事項

ア 文教部長教育長及び福祉保健部長の各学校（保育所）への通報、連絡は、迅速確実に行われるよう連絡網を整備しておくものとする。

イ 校長（保育所長）は、おおむね次の事項を計画しておくものとする。

- (ア) 災害の種別、程度、場所に応じた避難指示（緊急）等の伝達方法
- (イ) 避難所の選定
- (ウ) 誘導責任者、通報連絡責任者、救護責任者、搬出責任者、整備責任者等
- (エ) 災害種別に応じた児童生徒等の携行品

(4) 校長は、災害が発生するおそれのある場合は、児童生徒等の安全確保の観点から、以下の点に留意するものとする。

- ア 予想される災害の種別、時期、程度等についての情報等を常に把握する。
- イ 必要に応じて臨時休校や授業打ち切り等の措置を講じる。

(ア) 「教育関係機関の災害情報収集要領」に定める次の報告系統により、直ちに報告を行う。

校長→町教育委員会→県西部教育局→県教育委員会（小中学校課）

(イ) 措置の内容を速やかに児童生徒等及び保護者に連絡

(ウ) 児童生徒等の下校を伴う場合には、安全確保に努める。

なお、対応困難時は町等の関係機関に応援要請を行う。また、帰宅困難な場合に学校で待機させる児童生徒等がいるときは、職員の待機等の措置を講じるものとする。

(エ) 登下校と台風等の襲来が重ならないよう、適切な時期に判断を下す。

ウ 校舎については、特に非常口を確認し、いつでも使用できるよう整備しておくものとする。

エ 児童生徒等が家庭にある場合における連絡網を整備するものとする。

オ 校長（保育所長）は、災害種別に応じた避難訓練を毎年2回以上実施するとともに、応急処置の方法、連絡の体制につき平素から全教職員へ理解を深めておくものとする。

(5) 保育所の避難措置

ア 保育所については早期の避難準備が必要となることから、町は通常の避難勧告等の発出よりも早い段階での避難情報等の発出に努めるものとする。

イ また、災害の発生が予期される場合には、早い段階での児童の保護者への引き渡しについて、保育所に指示するものとする。

12 広域一時滞在

(1) 県内における広域一時滞在

ア 町（広域一時滞在の受入れを要請する場合）

(ア) 住民の生命・身体を保護し、又は居住の場所を確保するため、県内他市町村域における広域一時滞在の必要があると認めるときは、県に報告の上、具体的な被災状況、受入れを希望する被災住民の数その他必要な事項を示して、県内他市町村に被災住民の受入れについて協議することができる。

(イ) 県に対し、広域一時滞在の協議先とすべき市町村及び当該市町村の受入れ能力（施設数、施設概要等）その他広域一時滞在に関する事項について助言を求めることができる。

イ 町（広域一時滞在の受入れ要請をされた場合）

協議を受けた場合は、被災住民を受け入れないことについて正当な理由がある場合を除き、被災住民を受け入れ、避難所を提供する。

(2) 県外における広域一時滞在

被災住民の生命・身体を保護し、又は居住の場所を確保するため、県と協議の上、他の都道府県域における広域一時滞在の必要があると認めるときは、県に対し、具体的な被災状況、受入れを希望する被災住民の数その他必要な事項を示し、他の都道府県に被災住民の受入れについて協議する。

議するよう求めることができる。

13 災害救助法が適用された場合の避難所の開設

(1) 避難所収容対象者

災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者を収容する。

(2) 避難所

学校、公民館等の既存建物の利用を原則とする。ただし、これらの既存建物を得ることができないときは、野外に仮小屋を設置し、又は天幕の設営により実施する。

(3) 避難所設置の方法

ア 災害救助法による避難所は、原則として、学校、公民館、福祉センター等の公共施設等を利用することとされているが、これらの施設で適当な施設が確保できない場合、その他の既存の施設を利用する（公の施設については原則無償借り上げ）

イ 民営の旅館又はホテル等を借り上げて避難所を設置することも可能（緊急やむを得ない切迫した事情がある場合を除き、県（福祉保健部）は内閣府と連絡調整を図って実施）

ウ 既存の建物を確保できない場合、野外に応急仮設建築物の設置又はテント等の設営が可能

エ 災害の状況により、町で処理が困難なときは、隣接市町へ収容を委託する。

オ 公用令書により土地建物を強制的に使用するときもある。

(4) 開設期間

災害発生の日から7日以内とする。ただし、災害の状況により、この期間では救助の適切な実施が困難な場合は、知事が厚生労働大臣に協議し、その同意を得た上で必要最小限の期間を延長するものとする。

(5) 費用

ア 避難所設置のため支出することができる費用は、次のとおりとする。

（ア）避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費

（イ）消耗器材費

（ウ）建物の使用謝金

（エ）器物の使用謝金、借上費又は購入費

（オ）光熱水費

（カ）仮設便所等の設置費

イ アに掲げる費用は、次に掲げる額の範囲内とする。ただし、高齢者、障害者その他日常生活において特別な配慮を必要とする者（以下「高齢者等」という。）を収容する避難所にあっては、当該特別な配慮のために必要なその地域における通常の実費を次に掲げる額に加算した額の範囲内とする。

（ア）基本額

避難所設置費 1人1日当たり 330円以内

（イ）加算額

冬季（10月1日から翌年3月31日まで）の燃料費 知事が別に定める額

第8節 救出計画

1 目的

この計画は、災害発生時に、火災防御、救急、救助活動等により住民の生命、身体及び財産を早期に保護することを目的とする。

2 実施責任者

災害救助法が適用された場合にあっては、知事が行うが、権限を委任された場合あるいは災害救助法が適用されない場合は、本部長（町長）が行う。ただし、町で対処できないときは、他市町村又は県にこれの実施又は要員、資機材の応援を要請する。

3 活動内容

各実施機関の主な活動内容は次のとおりである。

(1) 町

町は、消防団を動員し、次の活動を行う。

- ア 情報収集伝達活動
- イ 火災防御活動
- ウ 救助活動
- エ 水防活動
- オ 住民の避難誘導

(2) 西部広域行政管理組合消防局

西部広域行政管理組合消防局は、人員、装備を動員し、次の活動を行う。

- ア 情報収集伝達活動
- イ 火災防御活動
- ウ 救助活動
- エ 救急活動
- オ 水防活動
- カ 住民の避難誘導

(3) 自主防災組織、事業所等地域の防災組織

自主防災組織及び事業所等地域の防災組織は、次により自主的に活動を行うものとする。

- ア 災害情報を収集し、地域住民や関係者への伝達を行う。
- イ 地域内の被害状況を調査し、被害の早期把握に努める。
- ウ 地域住民や関係者を、指定された避難所等の安全な場所へ誘導する。
- エ 保有資機材を活用し、被災者の救助活動を行う。
- オ 地域や事業所の被災状況、避難状況及び救助活動の状況等を町、消防局、警察等へ通報する。
- カ 活動を行うときは、可能な限り町、消防局、警察等の防災関係機関と連携を図る。

4 救出の方法

救出活動は、消防機関を主体にした救出班を編成し、救出に必要な車両その他の資機材を準備して、それぞれの状況に応じた救出作業を行う。

なお、救出に必要な機材等の状況は本編第3章第14節「資機材の調達・受援計画」のとおりである。

5 関係機関等への要請

災害が甚大であり、又は特殊災害のため消防機関又は一般協力者の動員のみでは救出困難な事態の場合は、県、警察、隣接市町に次の事項を明示し協力を要請するとともに必要に応じ自衛隊の派遣（本編第3章第10節「自衛隊災害派遣要請計画」）について知事に要請するものとする。

- (1) 協力日時
- (2) 集合場所
- (3) 協力人員
- (4) 捜索範囲
- (5) 捜索予定期間
- (6) 携行品
- (7) その他必要となる事項

6 災害現場における各機関の連携

災害現場においては、町、消防団、消防機関、警察等関係各機関が十分な連携を図り、協力して作業を実施する必要があるため、二次災害の防止に配慮のうえ、救出活動上必要な事項（相互の体制、活動区域及び活動内容）についての情報を相互確認のうえ被災者の救出にあたるものとする。

7 救出活動に伴う記録

救出活動を実施した場合、その要した費用等について災害救助法施行細則で定める様式により正確に記録するものとする。

資料編　・被災者救出状況記録簿

P. 483

8 災害救助法が適用された場合における救出の実施

- (1) 救出を受ける者

災害のため現に生命及び身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者に対して行う。

- (2) 救出の実施期間

災害発生の日から3日以内とする。ただし、災害の状況により、知事に申請し厚生労働大臣の承認を得て救出期間を延長することができる。（特別基準）

- (3) 救出のための費用

舟艇その他救出のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費、燃料費とし、その地域における通常の実費とする。

資料編　・鳥取県災害救助法施行細則（別表）

P. 371

第9節 広域応援計画

1 目的

この計画は、大規模災害により著しい被害が発生した場合において、町の消防防災力をもってしてはこれに対処できない場合に、防災関係機関の応援を求め、災害応急対策の推進を図ることを目的とする。

2 県内自治体への相互応援

- (1) 町は、災害応急措置実施のため必要があるときは、災害対策基本法第67条、第68条の規定及び「災害時の相互応援に関する協定書」に基づき、県及び被災地外の県内他市町村に応援を要請する。
- (2) 応援の種類は次の通り。
 - ア 食料、飲料水、生活必需物資及びその供給に必要な資機材の提供
 - イ 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な物資及び資機材の提供
 - ウ 救援、消火、救急活動等に必要な車両、舟艇、航空機及び資機材の提供
 - エ 医療、救援、応急復旧等に必要な医療職、技術職、技能職等の職員の派遣
 - オ 被災者を一時収容するための施設の提供
 - カ その他特に要請のあった事項
- (3) 応援の要請にあたっては、次に掲げる事項を明らかにして応援要請を行う。
 - ア 応援要請は電話、FAXその他迅速な方法で行うこととし、事後に必ず文書による要請を行うものとする。
 - イ 応援要請に当たっては次の事項を明確にし、応援が確実迅速にできるようにする。
 - (ア) 被害の状況
 - (イ) 応援を必要とする物資、資機材の品名、数量等
 - (ウ) 応援を必要とする職種別人員
 - (エ) 応援を要する一時収容するための施設の規模
 - (オ) 応援場所及び応援場所への経路
 - (カ) 応援の期間
 - (キ) その他必要な事項
- (4) 連携備蓄の応援
 - ア 発災当初、避難者等が多数発生し物資の供給が必要となることが予想される場合、県（本部事務局又は危機管理局）に必要となる物資の種類及び数量について報告するものとする。
 - イ 被災市町村を応援する市町村は、原則として県が調整して決定するものとする。
 - ウ 一定以上の大規模な被害が想定される場合は、連携備蓄物資が災害発生当初において必要となることに鑑み、町の被害が軽微なもの以下と判明した後、県の調整を待たずして、自主的に被災市町村を応援するよう努めるものとする。
- (5) 応援費用の負担
応援に要した経費は、原則として応援を受けた市町村の負担とするが、応援を受けた市町村が経費を支弁するいとまがなく、かつ応援を受けた市町村から要請があった場合には、当該経費を

一時繰替支弁するものとする。

3 消防広域応援計画

(1) 広域消防相互応援

- ア 西部広域行政管理組合消防局は、保有する消防力だけでは十分な対応がとれないと判断したときは、速やかに相互応援協定に基づき県内の他の消防局等に対して応援を要請する。
- イ 応援費用は、各応援協定に定める負担区分により、受援消防局において負担する。
- ウ 大規模な火災等により、県内の消防応援だけでは十分な対応がとれない場合に備え、あらかじめ隣県等の消防機関とも消防相互応援協定を締結しておくものとする。

(2) 県への航空消防支援要請

- ア 西部広域行政管理組合消防局は、県消防防災ヘリコプターによる災害応急対策活動、火災防御活動、救急活動、救助活動のいずれかの活動が必要と判断したときは、県に対して支援の要請を行う。
消防防災ヘリコプターの運航基準、要請方法等は、本編第3章第11節「消防防災ヘリコプター活用計画」に定めるところによるものとする。
- イ 受入体制
支援要請をした消防局は、消防防災航空センターと緊密な連絡をとるとともに、必要に応じて次の受入体制を整えるものとする。

(ア) 離着陸場所の確保及び安全対策

- (イ) 傷病者等の搬送先の離着陸場所及び病院への搬送手配
- (ウ) その他必要な地上支援

ウ 県消防防災ヘリコプターの運航経費は、原則として県が負担する。

(3) 緊急消防援助隊による応援

ア 県への応援要請

西部広域行政管理組合消防局は、県内の消防応援だけでは十分な対応がとれないと判断したときは、速やかに県（危機管理局）に緊急消防援助隊の出動を要請する。

イ 緊急消防援助隊の活動内容

- (ア) 災害に関する情報の収集及び伝達
- (イ) 陸上部隊及び航空部隊による消火活動、要救助者の捜索・救助活動及び救急活動
- (ウ) 特殊な災害（毒劇物、大規模危険物災害等）に対応する消防活動及び特別な装備を用いた消防活動
- (エ) 緊急消防援助隊に係る指揮の支援活動
- (オ) その他必要な活動

ウ 緊急消防援助隊調整本部の設置

緊急消防援助隊の出動が決定したときは、西部広域行政管理組合消防局長は、直ちに緊急消防援助隊調整本部の設置準備を行うとともに、「鳥取県緊急消防援助隊受援計画」に基づき、受援の体制を整えるものとする。

調整本部の事務は、おおむね次のとおりである。

- (ア) 緊急消防援助隊の部隊配備（移動）に関すること。
- (イ) 自衛隊、警察等関係機関との連絡調整に関すること。
- (ウ) 緊急消防援助隊の消火、救助、救急活動及び後方支援の調整に関すること。
- (エ) 各種情報の集約、整理に関すること。
- (オ) その他必要な事項に関すること。

エ 応援費用の負担

- (ア) 県又は被災地消防局が消防庁に対し応援の要請をした場合は、被災地消防局において負担する。
- (イ) 消防庁長官が緊急消防援助隊の出動を指示した場合は、国がその一部を負担する。

4 自衛隊の災害派遣要請

大規模な災害が発生し、自衛隊による救援活動の実施が適切と判断した場合には、知事に対して自衛隊の派遣要請を依頼する。

自衛隊の派遣要請方法等については、本編第3章第10節「自衛隊災害派遣要請計画」に定めるところによるものとする。

5 応援受入体制の確保

(1) 応援窓口の明確化

町は、応援部隊等との連絡を的確に行うため、町役場に連絡窓口を設置する。

(2) 受入施設の確保

町は、応援部隊に対して町のヘリポート指定施設を連絡する。また、応援部隊の活動拠点となる施設を選定、確保し、提供する。

(3) 国土交通省中国地方整備局からの応援受入体制整備

町は、国土交通省中国整備局と、「災害時における情報交換に関する協定書」を締結しており、災害発生時には、現地情報連絡員の派遣や物資の提供があるため、応援受入れの体制を整えておく。

資料編　・ヘリコプター離着陸可能場所一覧

P. 365

第10節　自衛隊災害派遣要請計画

1 目的

この計画は、災害に際し、人命又は財産の保護のため自衛隊法第83条の規定に基づく自衛隊の部隊又は機関（以下「部隊等」という。）の派遣を要請する場合、その手続等を定め円滑なる実施を図ることを目的とする。

2 実施責任者

災害派遣の要請は、本部長（町長）が知事に対して行う。ただし、緊急時若しくは知事への連絡が不能な場合、本部長は直接部隊へ災害の状況を報告し、事後知事へ報告するものとする。

町長が不在等の場合には、次の順位で災害派遣の要請を行う。

第1位 副町長

第2位 総務課長

第3位 その場における課長級職員

第4位 その場における最高責任者

3 災害派遣要請基準

部隊等の災害派遣要請にあたっては、人命救助及び財産の保護のため行うものとし、おおむね次の基準によるものとする。

- (1) 人命救助のための応援を必要とするとき。
- (2) 町内で大規模な災害が発生し、応急措置のため応援を必要とするとき。
- (3) 救援物資の輸送のため応援を必要とするとき。
- (4) 主要道路の応急復旧に応援を必要とするとき。
- (5) 応急措置のための医療、防疫、給水及び通信支援などの応援を必要とするとき。

なお、災害に際し被害がまさに発生しようとしている場合においても予防派遣として、その要請を行うことができる。また、自衛隊は、災害に際して特に緊急を要し、災害派遣要請を待ついたまがないと認めるとき（通信等の途絶により自衛隊の部隊等が知事等と連絡が不能である場合に、町から災害に関する通報を受け、直ちに救援の措置を取る必要があると認められる場合を含む）は、自衛隊法第83条第2項ただし書きの規定により知事の要請を待たないで部隊を派遣することがある。

4 災害派遣の要請手続き

(1) 本部長（町長）は、部隊等の派遣を必要とするときは、部隊等の災害派遣要請申請書（様式は資料編のとおり）に次の事項を記載し、知事（県危機管理局）に部隊等の派遣要請を要求するものとする。ただし、事態が緊迫し、文書で申請することができないときは、電話等で通知し、事後速やかに申請書を提出する。この際、要請事項が未定の場合であっても、時機を失すことなく県に要請を求めるよう努めるものとする。

ア 災害の状況及び派遣を要請する理由

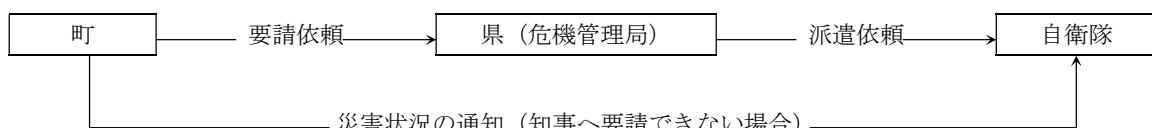
イ 派遣を希望する期間

ウ 派遣を希望する区域及び活動内容

エ その他参考となるべき事項

(2) 町は、(1) の要求ができない場合は、その旨及び町域に係る災害の状況を自衛隊に通知することができる。

なお、町はその通知をした時は、速やかにその旨を知事に通知しなければならない。



- (3) 要請先（連絡窓口）については、次表のとおりである。

整理番号	機関名	所在地	NTT回線	地域衛星電話
			電話番号／ ファクシミリ	電話番号／ ファクシミリ
1	鳥取県危機管理局	鳥取県鳥取市 東町1-271	電話 0857-26-7878 FAX 0857-26-8137	
2	陸上自衛隊第8普通科連隊 (第3科)	鳥取県米子市 両三柳2603	0859-29-2161 内線235 (当直302) ----- 17-5600-11 17-5600-12 (当直) 17-5600-19	
3	海上自衛隊舞鶴地方総監部 (防衛部第3幕僚室)	京都府舞鶴市 字余部下1190	0773-62-2250/0773-64-3609 内線2222または2223	
4	航空自衛隊第3輸送航空隊 (防衛部運用班)	鳥取県境港市 小篠津町2258	0859-45-0211 内線231 (当直225)	
5	自衛隊鳥取地方連絡部	鳥取市 富安2丁目89-4	電話 0857-23-2251 FAX 0857-23-2253	

(注意事項)

- ・派遣要請の連絡は、陸上自衛隊第8普通科連隊（第3科）に対して行うことで足る。
- ・整理番号5に対し、上記の連絡を依頼することができる。
- ・整理番号は、便宜上付したものである。

資料編　・部隊等の災害派遣要請申請書

P. 484

5 部隊等の活動内容

派遣された部隊等は、主として人命又は財産の保護のため本部長（町長）と緊密に連絡、協力して、支援にあたる。

(1) 災害派遣の3原則（公共性・緊急性・非代替性）

- ア 公共の秩序を維持するため、人命又は財産を社会的に保護しなければならない必要性があること。
- イ 差し迫った必要性があること。
- ウ 自衛隊が派遣される以外に他の手段がないこと。

(2) 災害派遣の活動基準

- ア 部隊等の活動は、人命救助を第一義的に行うものとする。
- イ 部隊等は、緊急度の高い施設等の最少限の応急復旧のみを行い、その後の一般的な復旧は行わないものとする。
- ウ 部隊等の活動は、公共的な施設などの応急復旧作業に従事し、個人的な整理、復旧作業は行わないものとする。

(3) 災害派遣の活動内容等

災害派遣時における救援活動区分及びその内容は主に次表のとおりである。なお、既往の災害では天幕設営（宿営用天幕の場合、1張が6人用）や入浴支援を行った実績がある。

災害派遣時に実施する救援活動の一例

分類	救援活動区分	救援活動の内容
救急	避難の援助	避難の命令等が発令され、避難、立退き等が行われる場合で必要があるときは、避

救助		難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助する。
	遭難者等の搜索救助	行方不明者、負傷者等が発生した場合は、通常他の救援活動に優先して捜索救助を行う。
応急対策	被害状況の把握	車両、航空機等状況に適した手段によって情報収集活動を行って被害の状況を把握する。
	水防活動	堤防、護岸等の決壊に対しては、土のう作成、運搬、積込み等の水防活動を行う。
	消防活動	火災に対しては、利用可能な消防車その他の防火用具（空中消火が必要な場合は航空機）をもって、消防機関に協力し消火に当たるが、消火薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用するものとする。
	道路又は水路の啓開	道路若しくは水路が損壊し、又は障害物がある場合は、それらの啓開又は除去に当たる。
	応急医療、救護及び防疫	被災者に対し、応急医療、救護及び防疫を行うが、薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用するものとする。
	人員及び物資の緊急輸送	緊急患者、医師その他救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送を実施する。この場合において航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについて行う。
	危険物の保安及び除去	能力上可能なものについて火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去を実施する。
避難者支援	炊飯及び給水	被災者に対し、炊飯及び給水を実施する。
	物資の無償貸与又は譲与	「防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令」に基づき、被災者に対し生活必需品等を無償貸し付けし、又は救じゅつ品を譲与する。
その他	その他	その他臨機の必要に対し、自衛隊の能力で対処可能なものについては、所要の措置をとる。
	(予防派遣)	災害に際して被害がまさに発生しようとしている場合、災害派遣の要請を受け、事情やむを得ないと認めるときは、部隊等を派遣する。

6 部隊等の受入れ措置

(1) 受入れ体制の整備

知事から災害派遣の通知を受けたときは、次により措置する。

ア 宿泊所等の準備

派遣部隊等の宿泊所あるいは野営施設、車両、器材等の保管場所の準備

イ 連絡責任者の指名

本部長（町長）は連絡責任者を指名し、派遣部隊等及び県から派遣された職員との連絡にあたらせ、情報の共有に努め、部隊等の活動に支障をきたさないようにする。

ウ 作業計画の樹立

応援を求める作業の内容、所要人員、応急措置に必要な資機材の確保その他必要事項について作業計画をたて、派遣部隊等到着後速やかに作業開始ができる体制を整えておく。

(2) 派遣部隊等到着後の措置

派遣部隊等が到着した場合、連絡責任者は派遣部隊等を目的地に誘導するとともに、派遣部隊等の責任者と応援作業計画について協議し、調整のうえ必要な措置をとる。

なお、作業にあたっては、地元住民が積極的に協力するよう指導する。

また、部隊等は災害応急措置を行うものであって、本格的な災害復旧工事は行わないものであることに留意する。

7 費用の負担区分

災害派遣に際し要した経費の負担区分は、次のとおりとする。ただし、その区分を定めがたいものについては、県、町及び自衛隊が協議して、その都度決定し協定するものとする。

(1) 自衛隊の救援活動に要した経費は、原則として、要請した県が負担するものとする。

(2) 県が負担する経費は、以下のとおりである。

ア 派遣部隊が救援活動を実施するために必要な資機材等（自衛隊装備に係るもの）の購入費、借上料及び修繕費

イ 派遣部隊の宿営に必要な土地・建物等の使用料、借上料、入浴料及びその他付帯する経費

ウ 派遣部隊の救援活動に伴う光熱水料及び電話料等

(3) 自衛隊が負担する経費は、以下のとおりである。

ア 派遣部隊の食料費、被服維持費、医療費、車両等の燃料及び修理費

イ 写真用消耗品費

ウ 派遣部隊の救援活動中に発生した損害に対する賠償費

8 派遣部隊等の撤収

本部長（町長）は派遣の必要がなくなったと認めるときは、資料編に定める部隊等の撤収要請申請書により知事に派遣部隊等の撤収要請を申請する。ただし、文書による報告に日時を要するときは電話等で要請し、その後文書を提出する。なお、知事あるいは部隊自らの判断で派遣の必要がなくなったと認める場合は撤収することがある。

資料編　・部隊等の撤収要請申請書

P. 484

9 派遣部隊等に関する報告

本部長（町長）は派遣部隊等到着後、次の事項について知事あて報告するとともにその後についても部隊等の活動状況を逐次知事に報告する。また、部隊等が撤収した後速やかに資料編に定める部隊等に関する報告書によって知事に報告するものとする。

(1) 派遣部隊等の長の官職氏名

(2) 隊員数

(3) 到着日時

(4) 従事している作業の内容及び進捗状況

(5) その他参考となる事項

資料編　・部隊等に関する報告書

P. 485

10 災害対応への平素からの取組み

町は、派遣部隊が円滑に救援活動が実施できるよう、平素から次の施設を選定しておくものとする。なお、施設選定の際にはできるだけ避難所指定施設と重複しないよう考慮するものとする。

(1) 本部事務室

(2) 宿泊可能な施設

(3) 車両、資機材等置場

(4) ヘリポート

11 自衛隊航空機の行う災害活動に対する諸準備

(1) 災害地における空中偵察機に対する信号

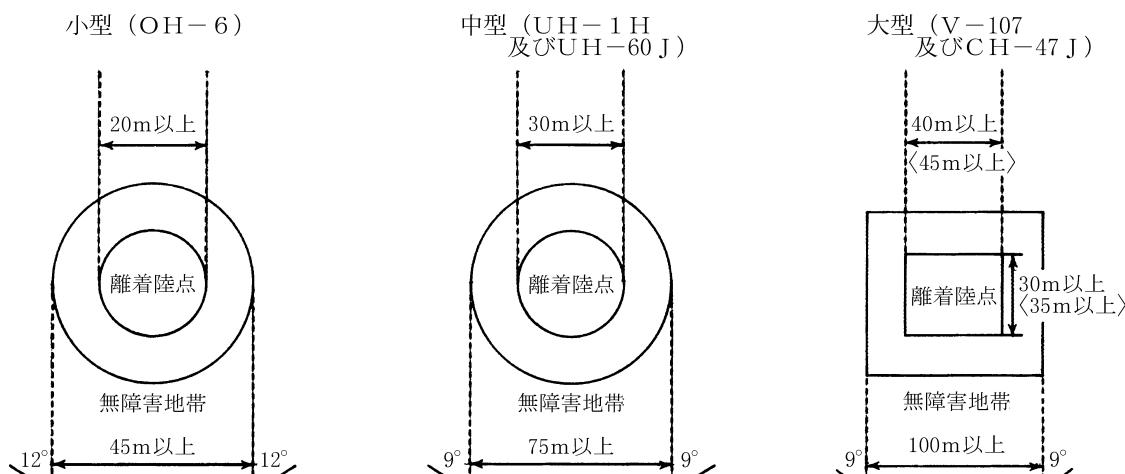
要請者は、自衛隊航空機が空中偵察をしていることを発見した場合は、1m四方（基準）の旗を左右に振り連絡する。

- ア 病人が発生し救助を必要とする場合 赤旗
- イ 食料が欠乏し救助を必要とする場合 黄旗
- ウ 孤立・倒壊家屋のため救助を必要とする場合 白旗

(2) ヘリコプター発着場の設定

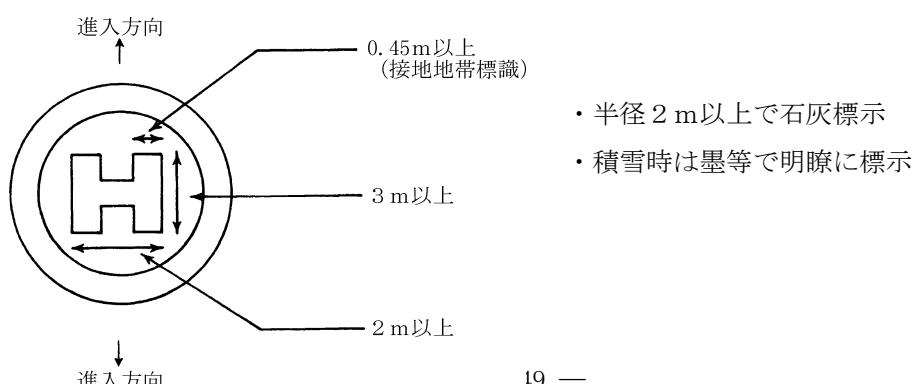
ヘリコプターの離着陸のための適地としては次のとおりである。

- ア 地盤が堅固で平坦地（こう配 $4^{\circ} \sim 5^{\circ}$ 以下）であること。
- イ 無障害地帯（基準カ項）
- ウ 回転翼の回転によってあまり砂じん等が舞い上がらない場所
- エ 大型（CH-47）離着陸場の設定地は、コンクリート・芝地で、250m以内に天幕等飛ばされる物がないこと。
- オ 積雪のある場合は、無障害地帯（基準の倍）の除雪又は、踏み固める等の準備が必要
- カ 単機着陸のために必要な広さ

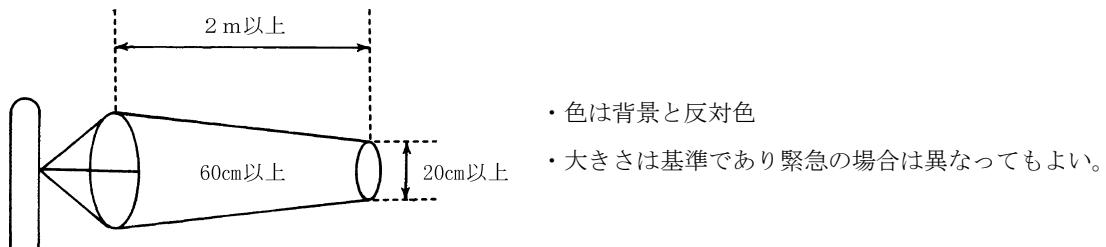


- ・離着陸点とは、安全容易に接地できるように準備された地点
- ・無障害地帯とは離着陸に障害とならない地域

キ 標識



ク 吹き流し（風向指示器）



(3) 危険防止の留意事項

ア 離着陸時は、風圧等による危険防止のため、子供等を接近させないこと。

イ 着陸点付近に物品等異物を放置しないこと。

ウ 現地に自衛隊員が不在の場合、できれば安全上の監視員を配置すること。

(4) 飛行機による物料投下

飛行場間の空輸を原則とするが、真にやむを得ない場合は、天候、地形等を考慮して次の要領により物料投下することができる。

ア 投下地点の設定

なるべく障害物のない平坦地が望ましいが、次のような場所でも利用できる。投下地点を中心として半径約5kmの円内に、中心点を高度0として、約1.6kmの円周上に300m以上の山又は障害物、約3kmの円周上に400m、約5kmの円周上に500m以上の障害物がなく投下地点附近約300m以内に人家等が存在しないことが必要である。

そのほか、幅300m以上の渓谷、谷地、下図のような地形においても投下地点に使用できるが、極めて高度の技術を必要とし、そのまま投下地点と判断できないので、あらかじめ部隊に連絡し空中偵察等を実施した後、投下地点として決定することになる。



イ 投下地点と標示方法

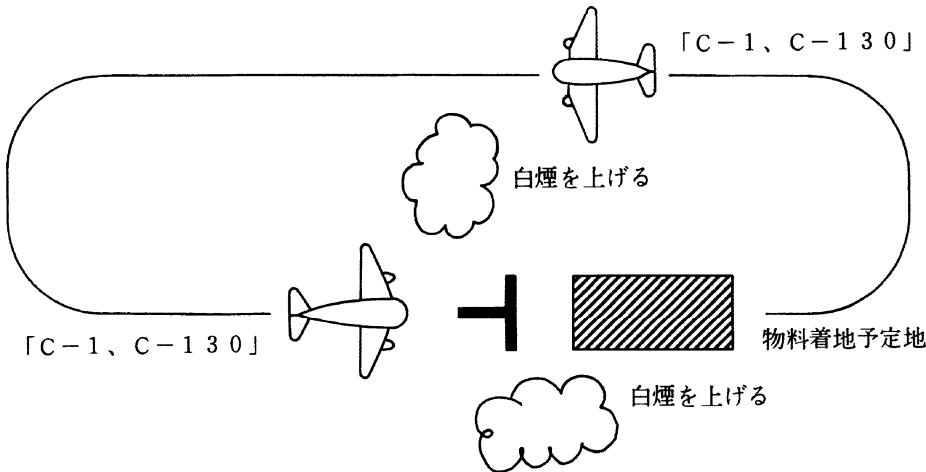
(ア) 投下地点を決定したら「ムシロ」20枚程度（できうれば赤又は黒に染めてあると冬期夏期を通じて利用できる。）を用意し、風上に対してT字型に並べる。

(イ) T字板の左右100mの地点で、発煙筒若しくはたき火等により白煙を上げる。

(5) 飛行経路

ア 投下高度 普通200m～300mである。

イ 飛行経路



(6) 空投物資のこん包

ア 「C-1、C-130」等の輸送機からの物料投下は落下傘をつけて行う。

輸送航空隊で使用する物料投下用落下傘の重量制限は、1個10kgから1,000kgまでの範囲である。

イ 梱包は、着陸時の衝撃に耐えるようできるだけ丈夫にすることが必要である。ただし、ヘリコプターの場合には、状況によっては、簡易なものでもよい。

ウ ヘリコプターの輸送量は約400kg程度であり、1個の容積は1m³以内で1人で持てる程度に梱包する。

エ 落下傘で投下する物資は、必ずしも地上標識の位置に正確に着地せず、また降下速度も速いため、投下目標は人家等から離れていることが必要であり、地上の人員も上空に注意し危害防止に努めること。

なお、標準の投下地点以外の場所でも状況によっては投下可能の場合もあるため、事前に周囲の人家、障害物等の状況を部隊に連絡しておかねばならない。

(7) 落下傘の回収

物料投下に使用した落下傘は、後日回収して再使用するので、速やかに部隊に返送する。傘の洗たくは禁じられているので乾燥した後付着した泥を布でぬぐい取っておく。

第11節 消防防災ヘリコプター活用計画

1 目的

この計画は、災害が発生した場合、消防防災ヘリコプターを有効に活用して被災状況調査、救援物資搬送等の災害応急対策を実施し、住民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする。

2 運航体制

消防防災ヘリコプターは、「鳥取県消防防災ヘリコプター運行管理要綱」及び「鳥取県消防防災ヘリコプターの緊急運航に関する取扱要領」の定めるところにより運航する。

なお、消防防災ヘリコプターの主な活動内容は、次表のとおりである。

活動種別	内容	対応可能期間
情報収集活動	ヘリコプターテレビ電送システム等を活用し、被災	消防防災・警察・海上保安庁・自衛

	地の状況等、災害情報の収集	隊・民間
救助活動	ホイスト装置等を活用し、地上部隊が接近困難な場所等での救助、救出	消防防災・警察・海上保安庁・自衛隊
救急活動	交通遠隔地からの患者搬送、高度医療機関への緊急搬送	消防防災・海上保安庁・自衛隊・ドクターへリ
消火活動	消火バケット等を活用した空中消火	消防防災・自衛隊
人員、物資輸送	医師、看護師、救助隊等の人員輸送及び飲料水、食料、医薬品等の救援物資輸送	消防防災・警察・海上保安庁・自衛隊・民間
その他	ヘリコプターの活用が有効な活動	

3 緊急運航の基準

消防防災ヘリコプターは、「公共性」、「緊急性」及び「非代替性」の要件を満たし、かつ、次のいずれかに該当する活動等で、ヘリコプターの特性を十分活用することができ、かつ、その必要性が認められる場合に運航する。

- (1) 被災状況等の調査及び情報収集活動
- (2) 生活関連及び救援物資並びに人員等の搬送
- (3) 災害に関する情報等の伝達広報活動
- (4) その他、特に消防防災ヘリコプターによる災害応急対策活動が有効と運航管理責任者（県危機管理局消防防災航空室）が認める場合

4 応援要請

町域に災害が発生した場合、町長又は西部広域行政管理組合消防局長（以下この節において「町長等」という。）は、県に対して消防防災ヘリコプターの緊急運航を要請することができる。

(1) 応援要請の原則

町長等は、次のいずれかに該当し、消防防災ヘリコプターの活動が必要と判断する場合に応援を要請するものとする。

- ア 災害が、町と隣接する市町に拡大し、又は影響を与えるおそれのある場合
- イ 災害が町及び消防局の消防力等によっては、防御が著しく困難な場合
- ウ その他災害応急対策活動において、緊急性があり、かつ、消防防災ヘリコプターによる活動が最も有効な場合

(2) 応援要請先

機 関 名	所 在 地	電 話 番 号	F A X 番号
鳥取県危機管理局消防防災航空室 (消防防災航空センター)	鳥取市湖山町北4丁目344-2	0857-38-8119	0857-38-8127

(3) 受入体制

応援要請を行った場合、町長等は県消防防災航空センターと緊密な連絡をとるとともに、町長等の定める災害現場等の最高指揮者に消防防災ヘリコプターの運航指揮者と緊密な連絡をとらせるものとする。

また、町長等は、必要に応じ、次の受入体制を整えるものとする。

- ア 離着陸場所の確保及び安全対策
- イ 傷病者等の搬送先の離着陸場所及び病院等への搬送手配
- ウ その他必要な地上支援等

第12節 労働力供給計画

1 目的

この計画は、災害応急対策を迅速的確に実施するため必要な労務者、技術者及び職員の動員を円滑に行い、もって災害対策の万全を図ることを目的とする。

2 労務者雇用計画

(1) 実施責任者

町が実施する災害応急対策に必要な労務者等の動員については本部長（町長）が行う。

(2) 労務者等の確保

災害応急対策を実施するために必要な労務者の確保については、次の措置により行うものとする。

- ア 各部の常備労務者及び関係業者等の労務者の動員
- イ 公共職業安定所等のあっせん供給による労務者の動員
- ウ 関係機関の応援派遣による技術者等の動員
- エ 緊急時等における従事命令等による労務者等の強制動員

(3) 労務者が行う業務の例

- ア 罹災者の避難誘導
- イ 医療、助産のための移送
- ウ 罹災者の救出
- エ 飲料水の供給
- オ 救済用物資の整理、輸送
- カ 遺体の搜索、処理（埋葬を除く）

(4) 労務者等の雇用

町関係者のみでは人員が不足し、又は特殊作業のため労働力が必要なときは、労務者を雇用し災害応急対策にあたるものとする。

ア 雇用手続

各部が労務者を必要とする場合、次の事項を明示し住民環境部環境班を通じて、関係機関に依頼し雇用するものとする。

- (ア) 雇用の理由
- (イ) 所要職種別人員
- (ウ) 作業内容
- (エ) 雇用期間

- (オ) 就労場所
- (カ) 賃金の額
- (キ) 労務者の輸送方法
- (ク) その他必要な事項

イ 賃金の支払い

賃金の基準については、原則として同地域における同種の職種に支払われる額を基準として災害の特殊事情を考慮のうえ本部長（町長）が決定する。

その支払いについては各対策部が負担し、日々作業終了後現地で支払うものとする。

(5) 労務者等の応援要請

町内での動員では労務者が不足する場合は、次の事項を明示し、県あるいは隣接市町に応援の要請を行うものとする。

ア 応援を必要とする理由

イ 所要職種別人員数

ウ 作業内容

エ 作業期間

オ 就労場所

カ 賃金の額

キ その他必要な事項

3 職員動員計画

(1) 派遣（応援）の要請決定

町は、職員の状況を把握し、必要な職種別人員数に対して自ら職員の確保が困難な場合は、指定地方行政機関、県又は他の市町村に対し、必要職員の派遣（応援）を要請し、職員の確保を図るものとする。

なお、派遣（応援）の要請を迅速かつ円滑に実施するため、町が締結する様々な災害時応援協定に基づき派遣（応援）を要請するものとする。

ア 災害対策を実施する各部は、職員の確保状況について状況の把握に努め、職員が不足している場合には総務部事務局に報告するものとする。

イ 総務部事務局は、職員の派遣（応援）の要請が必要と認められる場合は、災害の規模、必要となる応急措置の状況及び緊急性から総合的に判断し、派遣（応援）の要請先及び要請内容を決定するものとする。

ウ 派遣（応援）の要請先との連絡調整は、主として総務部事務局において行う。

(2) 指定地方行政機関の長に対する職員派遣要請手続き

本部長（町長）が、指定地方行政機関に対し職員の派遣を要請する場合は、次の事項を記載した文書をもって要請するものとする。

ア 派遣を要請する理由

イ 派遣を要請する職員の職種別人員数

ウ 派遣を必要とする期間

エ 派遣される職員の給与その他の勤務条件

オ その他職員の派遣について必要な事項

(3) 知事に対する職員のあっせん要求手続き

本部長（町長）が、知事に対して指定地方行政機関、他の市町村の職員派遣の派遣あっせん要求をする場合は、次の事項を記載した文書をもって要求するものとする。

- ア 派遣のあっせんを求める理由
- イ 派遣のあっせんを求める職員の職種別人員数
- ウ 派遣を必要とする期間
- エ 派遣される職員の給与その他の勤務条件
- オ その他職員の派遣のあっせんについて必要な事項

4 従事命令等による応急措置計画

(1) 災害応急対策のための緊急に必要がある場合には、各法律に基づき応急業務を行う。

各法律に基づく命令の種類、執行者等は次のとおりである。

命令区分	執行者	根拠法律	対象作業	対象者
従事命令	知事	災対法第71条第1項		1 災対法及び災害救助法による知事の従事命令（災害応急対策及び救助作業） (1) 医師、歯科医師又は薬剤師
"	町長	" 第2項	災害応急対策事業 (災害救助法に基づく救助を除く応急措置)	(2) 保健師、助産師又は看護師
協力命令	知事	災対法第71条第1項		(3) 土木技術者又は建築技術者 (4) 大工、左官、とび職 (5) 土木業者、建築業者及びこれらの従業者 (6) 地方鉄道業者及びその従業者 (7) 軌道業者及びその従業者 (8) 自動車運送業者及びその従業者 (9) 船舶運送業者及びその従業者
協力命令	町長	災対法第71条第2項		2 災対法及び災害救助法による知事の協力命令（災害応急対策及び救助作業）救助を要する者及び近隣の者
従事命令	知事	災害救助法第24条	災害救助作業	
協力命令	"	災害救助法第25条	(災害救助法に基づく救助)	
従事命令	町長	災対法第65条第1項	災害応急対策作業（全般）	町の区域内の住民又は当該応急措置を実施すべき現場にある者
"	警察官	" 第2項		
従事命令	消防吏員	消防法第29条第5項	消防作業	火災の現場付近にある者
"	消防団員			
従事命令	水防管理者 (町長)			区域内に居住する者又は水防の現場にある者
"	水防団長			
"	消防機関の長	水防法第24条	水防作業	

(注) 災対法とは災害対策基本法の略称である。

(2) 従事命令等の執行

ア 従事命令等の執行については、災害救助法が適用された場合の救助に関するものは、災害救助法に基づく従事命令等を発令し、災害救助法が適用されない場合の災害応急対策又は災害救助法に基づく救助以外の災害応急対策に関するものは、災害対策基本法に基づく従事命令を発令するものとする。

イ 従事命令等の執行に際しては、法令等に定める令書を交付するものとする。

(3) 損害補償

従事命令又は協力命令によって災害応急対策に従事し、そのことによって死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となった者又はその遺族等に対しては、「災害応急措置の業務に従事した者等に係る損害補償に関する条例」により損害を補償する。

その他の損害補償は、次の法律に基づき行われる。

ア 消防法 第36条の3

イ 災害救助法 第29条

ウ 水防法 第45条

エ 警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律（昭和27年法律第245号）

5 労務供給に伴う記録

労務者の動員、職員の派遣及び従事命令等により応急対策要員を確保したときは、資料編に定める様式により正確に記録するものとする。

第13節 水防計画

1 目的

この計画は、洪水等への水害への警戒及び防ぎよし、これによる被害を軽減するために必要な対策を定めることを目的にする。

2 実施責任者

町長を水防本部長とし必要な対策及び、情報収取等を行う。

3 実施体制

(1) 本部長（町長）

水防本部の事務を掌握する。

(2) 副本部長（副町長）

水防本部長を補佐し、本部長に事故ある時は、これに代わる。

(3) 情報連絡班

総務課長を班長とし、情報収集及び発信等を行う。

(4) 現地対策班

地域整備課長を班長とし、資機材の調達等の対策を行う。

(5) 災害対策本部への移行

災害対策本部が設置されたときは、その組織に統合される。

(6) 水防団（消防団）

風水害対策編 第2章第8節「消防計画」に準じる。

4 費用負担

水防法第41条の規定により、本町の水防に要する費用は伯耆町が負担するものとする。ただし、他の水防管理団体に対する応援のために要する費用の負担は、応援を求めた水防管理団体との間の協議によって定めるものとする。

5 公用負担権限

(1) 公用負担権限

水防法第28条の規定により、水防のため必要があるときは、水防管理者又は消防機関の長は次の権限を行使することができる。

- ア 必要な土地の一時使用
- イ 土地、土石、竹木その他資材の使用
- ウ 車両その他の運搬用機器の使用
- エ 工作物その他障害物の処分

(2) 公用負担権限委任証明書

水防法第28条の規定により、公用負担の権限を行使するものは水防管理者又は消防機関の長にあってはその身分を示す証明書を、その他これらの者の委任を受けたものにあっては委任を示す証明書を発行し、必要な場合にはこれを提示しなければならない。

(3) 公用負担の証票

水防法第28条の規定により、公用負担の権限を行使したときはこれを示す証票を2通作成して、その1通を目的物所有者管理者又はこれに準ずるべき者に手渡さねばならない。

(4) 損失補償

上記の権限行使によって損失を受けたものに対して、当該の水防管理団体は時価によりその損失を補償するものとする。

6 水防警報及び洪水予報（1）水防警報

ア 水防法第16条の規定により、国においては国土交通大臣、県においては知事が、経済上重大な損害を生ずるおそれがあると認められる河川に対して水防警報を行う。

イ 水防警報の段階

水防警報の段階は下表のとおりとする。ただし急を要する場合にはこの段階によらないことができる。また水防上必要な指示（情報の提供を含む。）は、各段階においてその都度発することができるものとする。

【水防警報河川（県内河川共通：洪水）】

段階の別	水防警報の意味・内容	水防警報の発令基準
1 待機	出水あるいは水位の再上昇が懸念される場合に、状況に応じて直ちに水防機関が出動できるように待機する必要がある旨を警告し、又は、水防機関の出動時間が長引くような場合に、出動人員を減らしても差し支えないが、水防活動をやめることはできない旨を警告するもの。	水防団待機水位に達し、流域内の雨量の状況から水位の増加が十分に認められる場合。
2 準備	水防に関する情報連絡、水防資機材の整備、水門機能等の点検、通信及び輸送の確保等に努めると共に、水防機関に出動の準備をさせる必要がある旨を警告するもの。	水位が氾濫注意水位に接近し、流域内の雨量の状況からなお水位上昇が予想される場合。

3	出動	水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの。	水位が氾濫注意水位を突破し、流域内の雨量の状況からなお水位上昇が予想される場合。
4	指示	増水状況及びその河川状況を示し、警戒が必要である旨を警告するとともに、水防活動上必要な越水・漏水・崩壊・亀裂等河川の状態を示し、その対応策を指示するもの。	水位上昇等により水防活動を必要とする状況、水防活動を必要とする箇所などを指示するもの。
5	解除	水防活動を必要とする出水状況が解消した旨を通知するとともに、一連の水防警報を解除する旨を通知するもの。	水位が氾濫注意水位以下となり、今後の降雨状況を踏まえさらなる水位上昇がないと予想され、水防活動の必要性がなくなったとき。

(2) 洪水予報

水防法第10条、第11条及び気象業務法第14条の2第2項の規定により、洪水予報河川においては、大雨により洪水のおそれがあると認められる場合に、国においては国土交通大臣が、県においては知事が気象庁と共同して、水位・流量の現況及び予想を示した洪水予報を発表する。

[洪水予報のレベル]

危険レベル	予報の種類	標題	水位の名称	市町村・住民に求める行動等
レベル5	洪水警報	氾濫発生情報	<氾濫発生 >	・住民の避難完了 ・逃げ遅れた住民の救助等 ・新たに氾濫が及ぶ区域の住民の避難誘導
レベル4		氾濫危険情報	氾濫危険水位	・避難勧告等の発令の目安 ・状況によっては、避難指示（緊急）の発令
レベル3		氾濫警戒情報	避難判断水位	・避難準備・高齢者等避難開始発令の目安 ・住民の早期避難行動
レベル2	洪水注意報	氾濫注意情報	氾濫注意水位	・水防団出動
レベル1	(発表なし)	(発表なし)	水防団待機水位	・水防団待機

7 情報の収集及び伝達 (1) 水防警報の通知

ア 日野川河川事務所及び県は、水防警報を発表した場合は、あらかじめ定められた通報系統図に従い、ファクシミリ等で迅速に情報伝達するものとする。

(2) 第3章第3節「情報収集伝達計画」を準用する

8 監視及び警戒

監視及び警戒を行う際は、過去の被害箇所、その他特に重要な危険個所を重点をおき、異常を発見した場合は直ちに本部長に連絡するとともに、県及び国に連絡を行う

9 水防作業

(1) 作業の留意事項

ア 水防工法は、その選定を誤らない限り1種類の工法を施行するだけで十分効果を挙げ得る場合が多い。しかし、時には数種の工法を施し初めてその目的を達成することができるから、当初施行の工法で成果が認められないときはこれに代わるべき工法を次々と行き極力被害の防止に努めなければならない。

イ 特に堤防に異常の起こる時期は、滞水時間にもよるが大体最大時か又はその前後である。堤防斜面のくずれ、陥没等は通常減水時に生ずる場合が最も多いため、最大時を過ぎても警戒を解いてはならない。

(2) 安全配慮

ア 洪水、津波又は高潮のいずれにおいても、水防団員自身の安全確保に留意して水防活動を実施するものとする。

イ 避難誘導や水防活動の際も、必要に応じて、ライフジャケットの着用や安否確認のための通信機器、最新の気象情報入手のためのラジオの携行等、水防団員自身の安全確保に配慮しなければならない。

10 応援の要請

- (1) 水防法第23条の規定により、他の水防管理者に対して応援を求めることができる。
- (2) 応援のために派遣される場合は、所用の資機材を携行し応援を求めた水防管理者のもとに出動する。

11 決壊時の通報並びに決壊後の処置

- (1) 水防法第25条の規定により堤防その他の施設が決壊したときは、直ちにその旨を日野川河川事務所長、西部総合事務所長及び氾濫する方向の隣接水防管理団体の管理者に通報しなければならない。
- (2) 水防法第26条の規定により堤防その他の施設が決壊したとき、決壊といえども氾濫による被害が拡大しないようできる限り努めなければならない。

12 避難のための立ち退き

洪水又は高潮の氾濫により著しい危険が切迫していると認められるときは、水防法第29条の規定により水防本部長（又はその命を受けた職員）若しくは水防管理者は、必要と認める区域の居住者に対し、準備又はその立退きを指示する。

(1) 立退き計画の作成等

水防管理者（市町村長）は、地元警察署長と協議の上、事前に立退き計画を作成し、予定立退き先並びに経路等を調査し万全の措置を講じておき、計画を所轄消防署長その他必要な所に通知するものとする。

(2) 水防管理者の立退きの指示

ア 洪水により危険が切迫し立退きの必要を認めた場合は、水防管理者が準備並びに立退きを指示する。ただし水防管理者が不在の場合は、地元警察署長がこれにかわって指示する。

イ 水防管理者が指示をする場合は、地元警察署長にその旨を通知しなければならない。

第14節 資機材の調達・受援計画

1 目的

この計画は、災害に際し必要な資機材の現況把握、緊急使用等について定め、応急対策を円滑に実施することを目的とする。

2 実施責任者

町及び町内の建設業者等が保有する建設機械等の現況把握及び調達は、本部長（町長）が行う。

3 現況把握

町及び町内の建設業者等が保有する建設機械等の現況は、資料編のとおりである。

資料編　・建設機械等保有状況

P. 363

4 緊急使用のための調達

一時的には町保有のものを利用するが、機械力が不足することが予想される場合は、建設業者等の保存する建設機械等の借上げを行う。

このため、あらかじめ借上げ順位、手段及び費用負担等についても建設業者等と協議しておくものとする。

5 応援要請

町だけで建設機械の充分なる確保が不充分な場合は、災害対策基本法第67条、68条及び「災害時の相互応援に関する協定書」に基づき県あるいは他の市町村に次の事項を明示し、応援の要請を行うものとする。

また、その状況によっては自衛隊の災害派遣要請（本編第3章第10節「自衛隊災害派遣要請計画」参照）も考慮する。

資料編　・災害時の相互応援に関する協定書

P. 379

なお、「災害時の相互応援に関する協定書」に基づく応援要請の手続等は、協定に定めるところによるものとする。

- (1) 応援を必要とする理由
- (2) 機械の種別、性能、台数
- (3) 作業内容
- (4) 就労予定期間（時間）
- (5) 運転操作員の有無
- (6) その他必要な事項

第15節 災害救助法の適用計画

1 災害救助法の適用

町は、同一の原因による災害により、被災者が現に救助を要する状態にある場合で、2に掲げる適用基準のいずれかに該当するときは、速やかに災害救助法の適用申請を県に対して行うものとする。

2 災害救助法の適用基準等

災害救助法及び災害救助法施行令の定めるところによるが、本町における適用基準はおおむね次のとおりである。

- (1) 規模

一定規模以上の災害（災害の規模が個人の基本的生活権と全体的な社会秩序に影響を与える程度のもの（町で十分な救助等が行えない場合））について、災害救助法による救助が行われる。

- (2) 適用基準

災害救助法の適用基準は、以下のとおり。

適用条項 (災害救助法 施行令第1条 第1項各号)	基準	具体例等
第1号	住家の滅失した世帯数が市町村の人口に応じ基準 数以上あるとき	40世帯（10,757人：令和2年2月時点）
第2号	県下の滅失世帯数が1,000世帯以上であって、市町	20世帯（10,757人：平成2年2月時点）

適用条項 (災害救助法 施行令第1条 第1項各号)	基準	具体例等
	村内の滅失世帯数が基準数以上であるとき用基準表」の基準2号とのおり	
第3号前段	県下の滅失世帯数が5,000世帯以上であって、市町村内の滅失世帯数が多数であるとき	多数…5世帯以上
第3号後段	災害が隔絶した地域に発生したものである等災害にかかった者の救護を著しく困難とする内閣府令で定める特別の事情がある場合で、かつ多数の世帯の住家が滅失したものであるとき 【内閣府令で定める特別の事情】 災害にかかった者に対する食品若しくは生活必需品の給与等について特殊の補給方法を必要とし、又は災害にかかった者の救出について特殊の技術を必要とすること。	多数の世帯…5世帯以上 ・被害世帯を含む被害地域が他の集落から隔離又は孤立している等のため、生活必需品等の補給が極めて困難な場合で、被災者の救助に特殊の補給方法を必要とする場合。 ・有害ガスの発生、放射性物質の放出等のため、被災者の救助が極めて困難であり、そのために特殊の技術を必要とする場合。 ・水害により、被災者が孤立し救助が困難であるため、ボートによる救出等の特殊の技術を必要とする場合。
第4号	多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けたおそれが生じた場合として内閣府令で定める基準に該当するとき 【内閣府令で定める基準】 (1) 災害が発生し、又は発生するおそれのある地域に所在する多数の者が、避難して継続的に救助を必要とすること。 (2) 災害にかかった者に対する食品若しくは生活必需品の給与等について特殊の補給方法を必要とし、又は災害にかかった者の救出について特殊の技術を必要とすること。 特殊の補給方法：ヘリコプター、船艇等による生活必需品、食料等の補給等	・交通事故により多数の者が死傷した場合。 ・交通路の途絶のため多数の登山者等が放置すれば飢餓状態に陥る場合。 ・群衆の雑踏により多数の者が死傷した場合。 ・豪雪により多数の者が危険状態となる場合(平年に比して短期間の異常な降雪及び積雪による住家の倒壊等又は危険性の増大、平年孤立したことのない集落の交通途絶による孤立化、雪崩発生による人命及び住家被害の発生)。 ・山崩れ、崖崩れにより多数の住家に被害が生じ、かつ、多数の者が死傷した場合。

(3) 滅失世帯の算定基準

住家が滅失した世帯数の算定基準は、次のとおりである。

- ① 全壊（又は全焼・流失）住家1世帯で、住宅滅失1世帯として換算
- ② 半壊（又は半焼）住家2世帯で、住家滅失1世帯として換算
- ③ 床上浸水及び土砂のたい積等により、一時的に居住できない状態になった住家3世帯で、住宅滅失1世帯として換算

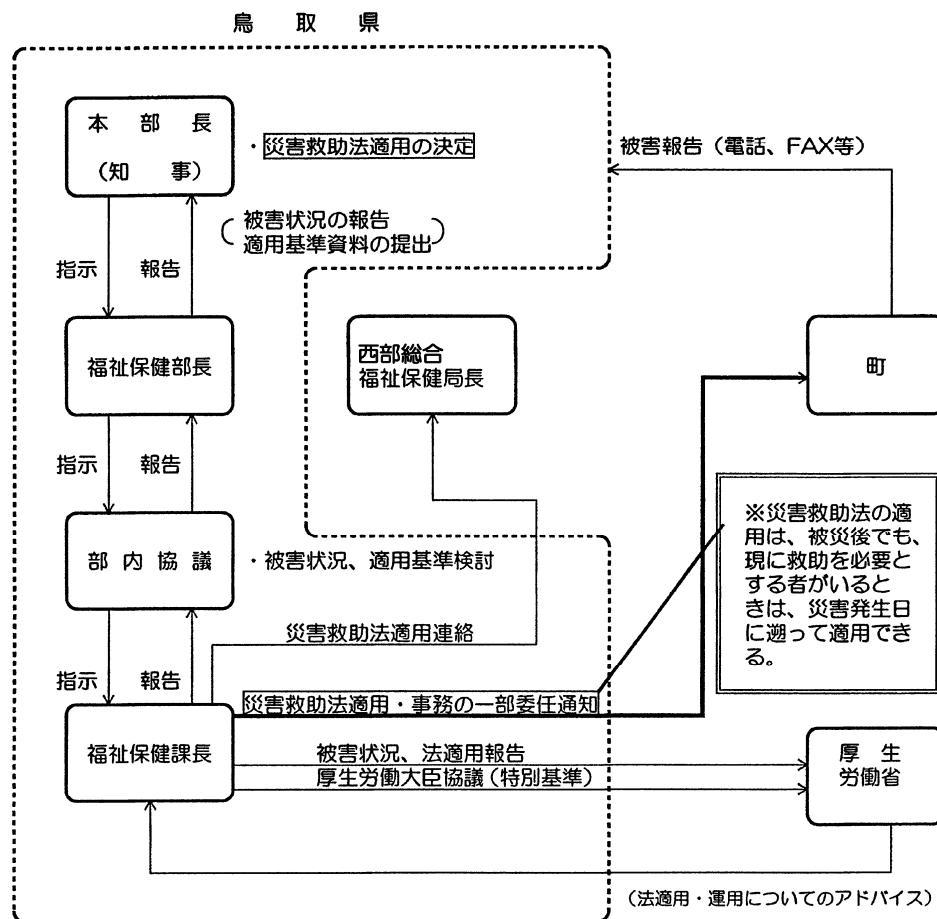
3 災害救助法の適用手続

(1) 災害に際し、町域における災害が前記「2 災害救助法の適用基準等」のいずれかに該当し、

又は該当する見込みがあるときは、町長は、直ちに知事に災害救助法の適用を要請するものとする。

(2) 災害の事態が急迫して、知事による救助の実施を待つことができないときは、町長は災害救助法による救助に着手し、その状況を直ちに知事に報告し、その後の処置に関して知事の指揮を受けなければならない。

災害救助法の適用手続



4 救助の実施

(1) 実施機関

災害救助法に基づく救助の実施は、県がこれを行い、町は県が行う救助を補助するものとする。

ただし、県は、次の事項に該当するときは、県の権限に属する災害救助法の救助の実施に関する事務の一部を町が実施する。また、町は、救助の委任を受けた場合は、救助の実施に関する事務を適正に実施する。

- ア 町が当該事務を行うことにより、救助の迅速化、的確化が図られること。
- イ 避難所の設置、炊き出しその他のによる食品の給与、災害に係った者の救出等緊急を要する救助及び学用品の給与等県において困難な救助の実施に関する事務であること。

(2) 救助の種類

- ア 避難所、応急仮設住宅の設置

- イ 食品、飲料水の給与
- ウ 被服、寝具等の給与又は貸与
- エ 医療、助産
- オ 被災者の救出
- カ 住宅の応急修理
- キ 学用品の給与
- ク 埋葬
- ケ 遺体の搜索及び処理
- コ 住居又はその周辺の土石等の障害物の除去

5 災害救助法による救助

災害救助法による救助の種類、対象、費用の限度額及び期間は、資料編のとおりとする。

なお、この基準により救助を適切に実施することが困難な場合は、県は内閣府に協議等し、その同意を得て県が定める基準により実施するものとする。

資料編　・鳥取県災害救助法施行細則（別表）

P. 371

第16節 食料供給計画

1 目的

この計画は、被災地における被災者及び災害応急対策従事者等のため炊き出し又は現物で給与し若しくは供給する食料について、必要な食料の確保とその確実な供給を期することを目的とする。

2 実施責任者

食料供給の実施は本部長（町長）が行う。ただし、町で対処できないときは町長は、他市町村又は県に応援を要請する。なお、災害救助法が適用された場合は、炊き出し又は食品の供与については知事が行うが、権限を委任された場合又は災害救助法が適用されない場合にあっては本部長（町長）が行う。また、発災直後から町の食料供給が開始されるまでの間は、住民自らの備蓄食料による対応に努める。

3 備蓄食料の供出

町は、備蓄倉庫等に備蓄している食料を被災者に対して供給、配分するものとする。

資料編　・連携備蓄現況一覧

P. 339

4 不足分に係る供給要請、調達

町は、備蓄食料だけでは対応できない場合には、次により供給要請の連絡調整を行うものとする。

（1）供給対象者数の確認

町は町内の被災者数、避難所への避難者数等に関する情報を収集、把握し供給対象者数を概算する。

（2）供給食料の品目及び数量の決定

町は、関係機関との連絡調整を行い、供給する食料の品目及び必要数を決定する。

供給する食料は、弁当、おにぎり、米穀、パン（調理パン）、インスタント食品、レトルト食品、

乾パンなどから被災地の実情に応じ選定する。この際、粉ミルク及び離乳食（アレルギー対応食品を含む）、お粥等のやわらかい食品など、要配慮者用の食料の供給に努める。

なお、時機を失すことなく初動期の食糧調達を行うためには、迅速に調達先及び必要数量を決定した上で発注を行う必要があるため、必要に応じて見込み数量により発注を行うものとする。

（3）供給に係る優先度決定

供給数量が必要数に満たない場合には、供給の緊急度、優先度を勘案しつつ、決定するものとする。

（4）供給食料の調達

ア 町内販売業者等から必要な食料の調達を行う。

イ アによっても必要量が得られない場合には、災害対策基本法第67条、第68条及び相互応援協定により県あるいは県内市町村に対して食料の供給を依頼する。

（ア）町長は、西部総合事務所農林局を通じ、県に米穀等の必要数量を報告する。

（イ）町長は、通信等の途絶により県と連絡できない場合は、直接農林水産省政策統括官付貿易業務課に供給を要請するものとし、事後速やかに県に報告するものとする。

〔政策統括官付貿易業務課の連絡先〕

電話番号 03-6744-1354／ファクシミリ 03-6744-1291

資料編・災害時の相互応援に関する協定書

P. 379

（5）一時集積（保管）場所の決定

供給物資の輸送先は、基本的には避難所とするが、避難所とは別に食料の一時的な引受場所を設けて供給を実施することが効果的であると判断した場合には、一時集積場所を定め、関係機関に周知する。

5 輸送

食料の輸送は、事情の許す限り当該食料を送り出す者に依頼するものとし、輸送にあたっては、町は、輸送実施者に対して輸送日時、輸送先、輸送航路や交通規制に係る情報、引受責任者を連絡し、円滑な実施を図る。

（1）引受要員の確保

町は、物資の輸送先に引受要員を配備する。町が配備できないときは、県に要員の確保を要請する。

（2）集積場所の確保

町は、食料の引受のためのスペースを確保する。

（3）一時保管

食料を避難所等に対し即時供給する必要がない場合又は中継のため一時保管しておく必要がある場合には、保管のための人員及び消費期限等を考慮しつつ保管するものとする。

（4）他の輸送物資との関係

必要な物資を効率的な輸送するために、食料と生活必需物資等をあわせて輸送することが適当と判断した場合には、合送を依頼するものとする。

6 配分、炊き出し

（1）配分に係る責任者の配置

町は、避難所等におけるそれぞれの配分責任者をあらかじめ定めておく。

(2) 炊き出し要員の確保

町は、炊き出しにあたっては、文教部学校教育班員、福祉保健部福祉班員・医療救護班員のほか、自主防災組織、ボランティアや日赤等の支援を考慮して当該炊き出しのための人員を確保して実施する。

(3) 配分、炊き出し等の住民への周知

町は、食料の配分や炊き出しを実施する場合には、あらかじめ対象住民に対して周知する。

食料の供給に当たっては、避難所以外の住民（在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者等）についても留意する。

(4) 要配慮者への優先配分

配分にあたっては、要配慮者に対し、当該食料が行き渡らないことがないよう特に留意するものとする。

(5) 食料の衛生管理体制

供給食料については、その衛生状態に十分留意して管理するものとする。

(6) 自衛隊への支援要請

自衛隊への炊き出し支援を要請する場合には、本編第3章第10節「自衛隊災害派遣要請計画」に定めるところによるものとする。

7 災害救助法が適用された場合における食糧の給与

(1) 給与を受ける者

炊き出しその他のによる食品の給与は、避難所に収容された者、住家に被害を受けて炊事のできない者及び住家に被害を受け、一時縁故地等へ避難する必要のある者(以下「被災者」という。)に対して行う。

(2) 実施期間の基準

災害発生の日から7日以内とする。被災者が一時縁故地等へ避難する場合においては、この期間内に3日分以内を現物により支給することができる。ただし、災害の状況により、この期間では救助の適切な実施が困難な場合は、知事又は厚生労働大臣に協議し、その同意を得たうえで必要最小限度の期間を延長することができる。

(3) 費用の種別及び内容の基準

ア 炊き出しその他のによる食品の給与は、被災者が直ちに食することができる現物による。

イ 炊き出しその他のによる食品の給与を実施するため支出することができる費用は、主食、副食及び燃料等の経費とし、1人1日当たり1,160円以内とする。

第17節 衣料生活必需物資供給計画

1 目的

この計画は、被災者に配給する衣料生活必需品の確保と供給を迅速確実に行うこととする。

2 實施責任者

災害救助法が適用された場合にあっては、知事が行うが、権限を委任された場合又は災害救助法が適用されない場合にあっては本部長（町長）が行う。ただし、町で対処できないときは、他市町村又は県にこれの実施又は生活必需品の応援を要請する。また、災害発生直後から救助物資の供給

が開始されるまでの間は、住民自らの備蓄物資による対応に努める。

3 備蓄物資の供出

町は、備蓄倉庫等に備蓄している救助物資を被災者に対して供給、配分するものとする。

資料編・連携備蓄現況一覧

P. 339

4 不足分に係る供給要請、調達

町は、備蓄物資だけでは対応できない場合には、次により供給要請の連絡調整を行うものとする。

(1) 供給対象者数の確認

町は町内の被災者数、避難所への避難者数等に関する情報を収集、把握し供給対象者数を概算する。

(2) 供給食料の品目及び数量の決定

町は、関係機関との連絡調整を行い、供給する被服、寝具、その他生活必需品の品目及び必要数を決定する。

(3) 供給に係る優先度決定

供給数量が必要数に満たない場合には、供給の緊急度、優先度を勘案しつつ、決定するものとする。

(4) 供給物資の調達

ア 町内販売業者等から必要な物資の調達を行う。

イ アによっても必要量が得られない場合には、災害対策基本法第67条、第68条及び相互応援協定により県あるいは県内市町村に対して物資の供給を依頼する。

資料編・災害時の相互応援に関する協定書

P. 379

(5) 一時集積（保管）場所の決定

避難所とは別に物資の一時的な引受場所を設けて供給を実施することが効果的であると判断した場合には、一時集積場所を定め、関係機関に周知する。

5 輸送

救助物資の輸送は、事情の許す限り当該物資を送り出す者に依頼するものとし、輸送にあたっては、町は、輸送実施者に対して輸送日時、輸送先、輸送航路や交通規制に係る情報、引受責任者を連絡し、円滑な実施を図る。

(1) 引受要員の確保

町は、物資の輸送先に引受要員を配備する。町が配備できないときは、県に要員の確保を要請する。

(2) 集積場所の確保

町は、物資の引受のための町役場本庁舎、溝口分庁舎、備蓄倉庫内にスペースを確保し、受け渡しがスムーズに行えるよう体制を整備する。

(3) 他の輸送物資との関係

必要な物資を効率的に輸送するために、生活必需物資と食料等をあわせて輸送することが適當と判断した場合には、合送を依頼するものとする。

6 配分、保管上の留意事項

(1) 物資を避難所等に対し即時供給する必要がない場合、又は中継のため必要がある場合には、一時保管するものとする。

(2) 町長は、救助物資の引継ぎを受け、配分するまでの間は、保管場所の選定、警備等十分な配意をするものとする。

(3) 被災者に対して配分した後の残余救助物資についても前記(1)、(2)と同様とし、県の指示によって処置するものとする。

7 緊急調査及び監視

町は、災害時の便乗値上げ等の価格高騰を防止するため、町内商工会等の協力を得て、呼びかけを行う。

災害時の物資ニーズの目安

必要時期	需要	必要物資（共通）	地震災害	風水害	その他
発災当日	高	非常食（乾パン、アルファ化米）、粉ミルク、ほ乳瓶、飲料水、ろ水機、医薬品、生理用品、紙おむつ、ティッシュペーパー、タオル、毛布、ラジオ、懐中電灯、乾電池、ろうそく、ライター、携帯トイレ、仮設トイレ、トイレットペーパー、ゴミ袋、カセットコンロ	テント、発電機、投光器		*冬季 暖房機器、燃料
	中	暖房機器、燃料、石油ポンプ		土のう	
	低	筆記用具			
2～3日目	高	食料品（弁当、おにぎり、柔らかい食事）、粉ミルク、飲料水、医薬品、生理用品、紙おむつ、ティッシュペーパー、タオル、雑巾、毛布、携帯トイレ、仮設トイレ、トイレットペーパー、ガムテープ、ロープ、ゴミ袋、軍手、ゴム手袋	防水シート、運搬機器（リヤカー、乳母車、一輪車）、懐中電灯、乾電池、ろうそく、ライター、衣類、靴	雨具、長靴、清掃用具、水切り、用具、スコップ、ポリバケツ、寝具	*冬季 暖房機器、燃料 *夏季 冷房機器、反射シート *出水季 防水シート
	中	暖房機器、燃料、石油ポンプ、洗面具（洗面器、歯ブラシ）、防塵マスク	食器類、貯水容器	消毒剤、消臭剤	
	低	筆記用具	住宅地図		
4日目以降	高	食料品（炊き出し、弁当、おにぎり、柔らかい食事）、粉ミルク、飲料水、医薬品、生理用品、紙おむつ、ティッシュペーパー、タオル、雑巾、トイレットペーパー、ガムテープ、ゴミ袋、軍手、ゴム手袋	防水シート、運搬機器（リヤカー、乳母車、一輪車）、仮設トイレ、携帯トイレ、ロープ	携帯トイレ、清掃用具、水切り用具、スコップ、ポリバケツ、寝具	
	中	洗面具（洗面器、歯ブラシ）、防塵マスク、燃料	食器類、貯水容器	消毒剤、消臭剤	
	低	衛生用品（石けん、シャンプー）	調味料、調理器		

		一、爪切り、洗剤)、筆記用具	具、衣類、靴、毛布、扇風機		
--	--	----------------	---------------	--	--

- ※ 季節や天候等の条件によって、ニーズが異なるため注意すること。
- ※ 要配慮者等のニーズや男女のニーズの違いにも配慮すること。
- ※ 地震時にはがれき処理、風水害時には汚泥処理等、住居の復旧のために必要な物資に留意すること。

8 LPガスの応急供給

県は県LPガス協会と県内において、地震、暴風、洪水その他の自然災害による災害が発生した場合のLPガスの応急供給について「緊急用LPガスの調達に関する協定」を締結している、また、伯耆町はLPガス協会西部支部と「緊急用LPガスの調達に関する協定」を締結しているので、応急供給の必要性を認めたときは、県及びLPガス協会西部支部に対しLPガスのあっせん依頼を行うものとする。

9 災害救助法が適用された場合における救助物資の供給の実施基準

(1) 給与を受ける者

住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水(土砂のたい積等により一時的に居住することができない状態となったものを含む。以下同じ。)、生活上必要な被服、寝具その他日用品等を喪失又はき損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者に対して行う。

(2) 救助物資給貸与の期間

災害発生の日から10日以内とする。ただし、災害の状況により、この期間では救助の適切な実施が困難な場合は、知事は厚生労働大臣に協議し、その同意を得た上で必要最小限度の期間を延長するものとする。

(3) 品目

被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において現物をもって行う。

- ア 被服、寝具及び身のまわり品
- イ 日用品
- ウ 炊事用具及び食器
- エ 光熱材料

(4) 基準額

季別及び世帯区分により1世帯当たり次の額の範囲内とする。

ア 住家の全壊、全焼又は流失により被害を受けた世帯

季別	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	世帯員数が6人以上 1人を増すごとに加 算する額
夏季[4月1日から 9月30日まで]	18,800円	24,200円	35,800円	42,800円	54,200円	7,900円
冬季[10月1日か ら翌年3月31日ま	31,200円	40,400円	56,200円	65,700円	82,700円	11,400円

で]						
----	--	--	--	--	--	--

備考 季別は、災害発生の日をもって決定する。

イ 住家の半壊、半焼又は床上浸水により被害を受けた世帯

季別	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	世帯員数が6人以上 1人を増すごとに加 算する額
夏季[4月1日から9 月30日まで]	6,100円	8,300円	12,400円	15,100円	19,000円	2,600円
冬季[10月1日から 翌年3月31日まで]	10,000円	13,000円	18,400円	21,900円	27,600円	3,600円

備考 季別は、災害発生の日をもって決定する。

第18節 給 水 計 画

1 目的

この計画は、災害のため飲料水等が枯渇し、又は汚染して現に飲料に適する水を得ることができない者に対し、飲料水等の供給を図ることを目的とする。

2 実施責任者

災害救助法が適用された場合にあっては、知事が行うが、権限を委任された場合又は災害救助法が適用されない場合にあっては本部長（町長）が行う。ただし、町で対処できないときは、他市町村又は県にこれの実施又は要員、給水資機材の応援を要請する。また、災害発生直後から飲料水等の供給が開始されるまでの間は、住民自らの備蓄物資による対応に努める。

3 飲料水の確保、調達及び配分の措置

（1）飲料水の確保

町は、おおむね次の方法によって飲料水を供給し、又は確保するものとする。

ただし、一時的な断水や給水制限があった場合を除いては、長期的かつ大量の飲料水の供給が必要となり、自己調達のみでは対応が困難であることが予想されるため、早急に応援要請の是非を検討し、応援要請から応援実施までに要する時間を勘案の上、必要に応じて早期に応援要請を行うものとする。

- ア 備蓄倉庫等に備蓄している飲料水を速やかに供給する。
- イ 飲料水が汚染されたと認められるときは、浄水装置等により浄水して供給する。
- ウ 飲料水に防疫その他衛生上浄水の必要があるときは、消毒剤により適切に処理する。
- エ 溝口小学校前耐震性貯水槽又は被災地に近い水源地から、給水車又は給水タンク等により運搬供給する。
- オ ポトルウォーター又は可搬式浄水器の浄水等により、飲料水を確保する。
- カ 住民に対して節水の励行を呼びかける。

- キ 災害用給水袋を配布する。（備蓄品又は調達品）
- ク 県と連携し、上水道の早期復旧を図る。詳細については本章第32節「ライフライン施設応急対策」に定めるところによるものとする。

(2) 給水の方法

給水は県、保健所等の指示に基づき消防機関、自治会長等の協力を求めて建設部上下水道班が実施する。

(3) 供給に係る優先度決定

給水は、医療機関、給食施設、社会福祉施設等緊急性の高いところから実施する。

(4) 給水のための応援要請

町内で飲料水の供給が困難な場合には、災害対策基本法第67条、第68条及び「災害時の相互応援に関する協定書」及び「災害時における水道及び工業用水道の応急対策事務等に関する基本協定書」に基づき県又は隣接市町等に対して次の事項を明示し、応援要請を行うものとする。

「災害時の相互応援に関する協定書」及び「災害時における水道及び工業用水道の応急対策事務等に関する基本協定書」に基づく応援要請の手続等は、協定に定めるところによるものとする。

なお、鳥取県とコカ・コーラウエスト㈱が協定締結している「災害等発生時における水の供給及び施設の使用に関する細目協定」により、伯耆町内にあるコカ・コーラウエスト大山プロダクツ㈱大山工場の貯水槽の使用が可能となっており、災害時における活用を図るものとする。

ア 給水対象地区、人口

イ 1日の必要量

ウ 水源の要請

(ア) 水源からの給水、運搬について

(イ) 取水日時及び機関

エ 給水機材の要請

(ア) 品目別必要数量

(イ) 必要とする日時及び時間

(ウ) 機材の運搬について

(エ) 集積場所

オ 給水全般に対する要請

(ア) 給水日時

(イ) 給水場所

(ウ) 地区の給水受入体制について

(エ) その他

カ その他必要な事項

資料編	・災害時の相互応援に関する協定書	P. 379
	・災害時における水道及び工業用水道の応急対策業務等に関する 基本協定書	P. 382

(5) 給水用資機材の調達及び技術者の確保

ア 交通途絶等により、給水が困難となることを想定し、搬送路の確保を検討しておくものとす

る。

イ 給水の早期実施体制確立のため、給水に必要な資機材及び配管工等技術者の確保に努める。

(6) 給水実施に伴う記録

給水を実施した場合、災害救助法に基づく資料編の様式により正確に記録する。

資料編・飲料水の供給簿

P. 486

(7) 給水施設の現況

本町における給水施設の現況は、次のとおりである。

(令和2年4月1日現在)

区分	施設の名称	給水区域	給水人口	1日最大給水量
上水道	伯耆町水道	伯耆町の区域のうち水道法（昭和32年法律第17号）第10条第1項の認可を受けた区域	人 10,666円	m ³ 5,040
専用水道	丸山地区専用水道	大山ロイヤルホテル、別荘地	—	—

(8) 応急給水用資機材の保有状況

本町における応急給水用資機材の保有状況は、資料編のとおりである。

資料編・応急給水用資機材保有状況

P. 340

4 その他の水の供給

飲料に供しない水の供給については、その用途に応じ、飲料水の供給方法を準用して行う。

（用途の例）清拭、洗顔、洗濯、トイレ排水等

5 入浴の支援

町は、公衆浴場（使用可能な公衆浴場をいう。以下同じ。）に対する浴場用水の供給及び仮設入浴施設の供給の実施を行うものとする。

実施の方法はおむね次のとおりである。

(1) 浴場用水の給水

浴場用水を被災地において確保することが困難なときは、被災地に近い取水可能な場所（温泉も含む。）から給水車等により運搬給水する。

(2) 仮設入浴施設の供給

町は町内又は県内業者等からユニットバス等をレンタル等により調達し、必要とする施設に運搬、設置する。

(3) 近隣浴場施設への移送

近隣公衆浴場及び道路が利用可能な場合にあっては、当該公衆浴場へ被災住民の輸送を行い、入浴を支援する。

(4) 応援要請

町では（1）から（3）の入浴支援の実施が困難な場合には、県又は自衛隊に対して応援を要請する。

6 災害救助法が適用された場合における飲料水の供給の実施基準

(1) 供給を受ける者

災害のため現に飲料水を得ることができない者に対して行う。

(2) 救助物資給貸与の期間

災害発生の日から7日以内とする。

ただし、災害の状況により、この期間では救助の適切な実施が困難な場合は、知事は厚生労働大臣に協議し、その同意を得た上で必要最小限度の期間を延長するものとする。

(3) 品目

飲料水の供給量は、1人1日3リットル以上を目安とする。

(4) 基準額

飲料水の供給を実施するため支出することができる費用は、水の購入費、給水及び浄水に必要な機械及び器具の借上費、修繕費及び燃料費並びに薬品及び資材費とし、その地域における通常の実費とする。

第19節 応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理計画

1 目的

この計画は、災害により住宅を失い、又は破損等のため居住することができなくなった世帯に対し、応急住宅の建設及び応急修理をほどこし、生活再建の場を確保することを目的とする。

2 実施責任者

災害救助法が適用された場合にあっては、知事が行うが、権限を委任された場合あるいは、災害救助法が適用されない場合にあっては本部長（町長）が行う。ただし、町で対処できないときは、他市町村又は県にこれの実施又は要員、建築資機材について応援を要請する。

3 応急仮設住宅

(1) 建設戸数

知事が町長の意見を聴いて決定する（町長に権限を委任した場合は、町長が行う。）。

(2) 対象者

ア 住家が全壊、全焼又は流失した者

イ 居住する住家がない者

ウ 自らの資力をもってしても、住宅を得ることができない者

(3) 建設戸数及び入居者の決定

災害救助法が適用された場合にあっては、知事が行うが、権限を委任された場合又は災害救助法が適用されない場合にあっては本部長（町長）が行う。

本部長（町長）は、民生児童委員その他関係者の意見を聴き、対象者順位を定め、知事に入居選定のための調査書を提出する。

なお、町営住宅への入居については、伯耆町営住宅条例（平成17年条例第151号）の規定に基づき、災害により住宅が滅失した者には、公募を問わず、優先的に入居させるものとする。

(4) 建設用地の選定

ア 用地の選定・確保は町が行う。候補地は総合スポーツ公園敷地内とし、必要に応じて適宜選

定を行う。

イ 用地の選定にあたっては、できる限り集団的に建築できる場所として公共用地等から優先して選定し確保する。

ウ 被災者が相当期間居住することを考慮して飲料水が得やすく、かつ保健衛生上適切な場所を選定する。ただし、私有地の場合には、後日問題がおこらないよう十分協議のうえ選定する。

エ 相当数の世帯が集団的に居住するときは、交通の便、教育の問題、被災者の生業の見通し等についても考慮する。

(5) 福祉仮設住宅の建設

応急仮設住宅は、高齢者等を複数人収容し、老人介護等事業その他これに類する事業を利用しやすい構造及び設備を有する施設（以下「福祉仮設住宅」という。）とすることができます。

(6) 応急仮設住宅の規模及び費用の限度

応急仮設住宅を設置するために支出することができる費用は、1戸当たり5,714,000円以内とする。

(7) 建設期間

災害発生の日から20日以内に着工することを原則とする。ただし、20日以内に着工できないときは、知事に申請し、厚生労働大臣の承認を得て、必要最小限度の期間を延長するものとする。

(8) 管理及び供与期間

管理は本部長（町長）が行い、災害救助法適用の際も知事の委託を受け本部長（町長）が行う。被災者に供与できる期間は、その工事が完了した日から2年以内を原則とするが、特殊事情により存続する場合は、必要に応じ一般の低賃貸住宅としての措置を講ずる。供与にあたっては、本部長は入居者から入居期間等を記入した入居誓約書を提出させたのち入居させるものとする。入居中も住宅のあっせん等を積極的に行い、早期に他の住宅へ転居するよう措置する。

(9) 応急仮設住宅建設に伴う記録

応急仮設住宅を建設した場合には、災害救助法施行細則に定める資料編の様式によりその記録を正確に行う。

資料編・応急仮設住宅台帳

P. 487

(10) 応急仮設住宅建設の留意事項

ア 被災集落ごとに仮設住宅を設ける等、既存の地域コミュニティの確保に配慮する。

イ 一定規模以上の仮設住宅の集落ごとに集会場を整備し、巡回相談や健康相談等の拠点とともに、仮設住宅におけるコミュニティの維持増進を図るものとする。

ウ 応急仮設住宅を同一敷地内又は近接する地域内におおむね50戸以上設置した場合は、居住者の集会等に利用するための施設を設置することができる。

エ ウの施設の1施設当たりの規模及び設置のため支出することができる費用は、知事が別に定める。

オ 応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもり防止のための心のケア、入居者のコミュニティの形成及び促進に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性を始めとする生活者の意見を反映できるよう配慮するものとする。

ケ 応急仮設住宅の設置に代えて、賃貸住宅の居室の借上げを実施し、これらに収容することができる。

4 住宅の応急修理

(1) 対象者

災害により住家が破損し、居住することができない者のうち、特に必要と認められる者に対して行う。

ア 住宅が半壊又は半焼し、そのままでは当面の日常生活を営むことができない者

イ 自らの資力では応急修理のできない者

(2) 実施方法

ア 災害救助法が適用された場合にあっては、知事が行うが、権限を委任された場合又は災害救助法が適用されない場合にあっては本部長（町長）が行う。

本部長（町長）は、民生児童委員その他関係者の意見を聞き、対象家屋の順位を定めて、調査書を知事に提出する。

イ 修理箇所は、居室、炊事場、便所等日常生活に欠くことのできないものを対象とする。

(3) 対象戸数

災害の規模によりその都度決定する。

(4) 費用の限度

住宅の応急修理は現物をもって行うものとし、その修理のため支出できる費用は、1世帯当たり次に掲げる額以内とする。なお、同一住宅に2つ以上の世帯が居住している場合は1世帯みなす。

ア 半壊又は半焼により被害を受けた世帯 595,000円

イ 半壊又は半焼に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯 300,000円

(5) 応急修理の期間

災害発生の日から1箇月以内に完成するものとする。なお、災害救助法が適用され、この期間中に実施困難な場合には、この期間内に知事に延長を申請する。

(6) 住宅の応急修理に伴う記録

住宅の応急修理を行った場合、災害救助法に定める資料編の様式により正確に記録する。

5 災害公営住宅の建設

(1) 町は、災害により滅失した住宅に居住していた低所得者に貸借するため、必要に応じて公営住宅を建設するものとする。

(2) なお、以下に該当する場合においては、災害により滅失した住宅の戸数の3割以内について、3分の2の国の補助を得ることができる（公営住宅法第8条）。

ア 地震、暴風雨等の異常な天然現象による滅失戸数が以下に該当するとき

(ア) 被災地全域で500戸以上

(イ) 一市町村の区域内で200戸以上

(ウ) 区域内の住宅戸数の1割以上

イ 火災による住宅滅失戸数が以下に該当するとき

(ア) 被災地全域で200戸以上

(イ) 一市町村の区域内の住宅戸数の1割以上

6 建設資機材及び建設業者

町が保有する建設機械等は資料編のとおりであるが、不足する場合に備えて応急復旧に要する資機材の調達方法及び建設業者を事前に把握しておくとともに、災害発生時には対応が可能な業者を再度確認するものとする。

また、建設業者が不足するときは、県又は他市町村に協力を求める。

資料編　・建設業者一覧

P. 493

　・建設機械等保有状況

P. 493

第20節 医療（助産）救護計画

1 目的

この計画は、災害のため医療機構が混乱し、被災地の住民が医療及び助産の途を失った場合、応急的に医療及び分べんの介助等を実施し、被災者の保護を図ることを目的とする。

2 実施責任者

災害救助法が適用された場合にあっては、知事が行うが、権限を委任された場合又は災害救助法が適用されない場合にあっては本部長（町長）が行う。ただし、町で対処できないときは、他市町村、県又は鳥取県西部医師会等にこれの実施又は必要な要員、資機材の応援を要請する。

3 救護活動の実施

- (1) 町はあらかじめ指定した施設等（学校、地区公民館、その他の避難所、災害現場等）に救護所を設置し、町内医療機関又は鳥取県西部医師会に対し救護班の派遣要請を行う。
- (2) 町は災害の程度により必要と認めたときは、県（医療救護対策支部）に対して救護班及び保健師の派遣等救護活動につき協力要請する。
- (3) 町は、救護所における初期治療では対応しきれない中等症患者及び重症患者を、後方医療機関へ搬送する。
- (4) 町は、医療救護活動等の調整を図るため、医療救護班等の派遣調整を担う組織へ参加するものとする。

資料編　・病院一覧

P. 331

4 救護班の概要

救護班の業務内容及び構成基準はおおむね次のとおりである。

(1) 救護班の業務内容

- ア 診療（分娩の介助及び分娩前後の処置を含む。）
- イ 処置、手術、その他の治療及び施術
- ウ 薬剤、又は治療材料の支給
- エ 看護
- オ 後方医療機関への患者の収容

(2) 救護班の構成基準

- ア 医師 1人
- イ 看護師 2人
- ウ 薬剤師 1人

エ 業務調整員 1人

(3) 薬剤師会による薬剤師の派遣

救護班等に薬剤師が不足する場合には薬剤師会所属薬剤師の派遣を受けることとする。

5 傷病者等の搬送

町は、救護所における初期治療では対応しきれない中等傷患者及び重症患者を後方医療機関へ搬送する。

(1) 搬送は原則として、西部広域行政管理組合消防局が行うものとするが、消防局の救急車が確保できない場合は、町及び救護班等で確保した車両により行うものとする。

(2) 次の場合には、ヘリコプター等を活用して搬送を行うほか、状況に応じて県に対して自衛隊の派遣要請依頼等を行う。輸送の方法等の詳細については、本編第3章第26節「輸送計画」に定めるところによるものとする。

ア 道路の損傷、集落・施設の孤立化等により陸路の搬送が困難な場合

イ 傷病者等を遠隔地の施設へ搬送する必要がある場合

ウ 病院等の被災により多数の傷病者等を移送する必要がある場合

エ 傷病者等について、直ちに搬送する必要がある場合

オ その他、ヘリコプターによる傷病者の搬送が有効と認められる場合

(3) 重症患者についてはできる限り分散搬送を行うものとする。

6 西部広域行政管理組合消防局の救急隊の役割

救護班や医師等の到着に先立ち現場への到着が見込まれる消防局の救急隊（救急救命士）は、災害の規模や傷病者の状況、傷病者搬送との優先度等を勘案しつつ、救護班が到着するまでの間の応急的な措置として、必要かつ可能な範囲で現場での救命措置や、初期のトリアージを実施するものとする。

7 医療、助産活動に必要な医療品等資材の調達

医療、助産の実施に必要な医薬品及び衛生資材の確保について町内で調達不可能な場合には、次の事項を明示し、県、現地医療救護センター（西部総合事務所福祉保健局）及び隣接市町に要請するものとする。

(1) 品目別必要数量

(2) 必要日時

(3) 運搬方法について

(4) 集積場所

8 住民に対する健康相談等の活動内容

町は、被災者が心身ともに健康を保つことができるよう努めるものとする。また、巡回相談の実施等により被災者と接する場を設け、心身の手当てが必要な者を早期発見し、その回復に万全を期するものとする。

(1) 巡回健康相談等の実施

ア 町は、医師・保健師による避難所等への巡回健康相談及び家庭訪問を行う。

イ 応援が必要と判断した場合には、県に対して巡回健康相談チームの派遣を要請する。

ウ 医師・保健師が不足する状況においては、介護ヘルパーの協力を得るなどにより、必要な体制の確保に努めるものとする。

エ 町は、巡回健康相談を行うにあたり、重点的に訪問することが必要な者の状況の把握に努め

る。

オ インフルエンザ等の流行予防のため、避難所において予防リーフレット等の配付を行う。

(2) こころのケアに関する情報提供

町は、県（精神保健福祉センター、西部総合事務所福祉保健局等）と連携してこころのケアに関する情報の提供や知識の普及を行う。

また、日本赤十字社の「こころのケアチーム」の派遣への協力及び情報の提供を行う。

(3) 児童生徒への対応

町は災害時における児童生徒への対応として、次の措置をとるものとする。

ア 学校における健康相談活動の実施

イ 被災児童に対するメンタルケアの実施

ウ 状況に応じて専門家を派遣

(4) 子どものこころのケアチームの派遣要請

町は、必要に応じ、県（児童相談所等）が編成する子どものこころのケアチームの派遣を要請し、避難所や保育所・幼稚園の巡回、避難所に相談室の常設、相談電話を開設するなどにより、子どもの相談に対応する。また、避難所において「遊び」や「読み聞かせ」などを取り入れたこころのケアを実施する。

9 救護活動に伴う記録

救護活動を実施した場合は、災害救助法に定める資料編の様式により正確な記録を行うものとする。

資料編	・救護班活動状況	P. 488
	・病院診療所医療実施状況	P. 488
	・助産台帳	P. 488

10 災害救助法が適用された場合における医療及び助産の実施基準

(1) 対象者

ア 医療を必要とする状態にあるにもかかわらず災害のため医療の途を失った者

イ 災害発生の日の以前又は以後7日以内に分べんした者で助産の途を失った者

(2) 医療及び助産の範囲

ア 医療の範囲

(ア) 診察

(イ) 薬剤又は治療材料の支給

(ウ) 処置、手術その他の治療及び施術

(エ) 病院又は診療所への収容

(オ) 看護

イ 助産の範囲

(ア) 分べんの介助

(イ) 分べん前後の処置

(ウ) 脱脂綿、ガーゼその他の衛生材料の支給

(3) 実施期間

医療については、災害発生の日から14日以内（助産にあっては災害発生の日の以前又は以後7日以内に分べんした者に対して、分べんした日から7日以内を原則とする。）

なお、災害救助法が適用され、この期間内に完了することができない場合には、この期間内に知事あてに期間の延長を申請し、厚生労働大臣の承認を得る。

(4) 基準額

ア 医療

救護班による場合は使用した薬剤、治療材料、破損した医療器具の修繕費等の実費とし、病院又は診療所(施術者を除く。)による場合は国民健康保険の診療報酬の額以内とし、施術者による場合は協定料金の額以内とする。

イ 助産

救護班等による場合は使用した衛生材料等の実費とし、助産師による場合は慣行料金の100分の80以内の額とする。

第21節 防 疫 計 画

1 目的

この計画は、災害時における生活環境の悪化、被災者の病原菌に対する抵抗力の低下等による感染症の流行等を未然に防止するとともに、食品の衛生、家畜の防疫に関する対策を講ずることを目的とする。

2 実施責任者

- (1) 災害時における防疫は本部長（町長）が実施する。ただし、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。）又は予防接種法（昭和23年法律第68号）の規定による代執行は知事が行う。
- (2) 被害が甚大で町のみで対処できない場合は、他市町村又は県（西部総合事務所）にこれの実施又は要員、資機材の応援を要請する。

3 一般防疫

(1) 町の防災措置

災害対策本部未設置の場合にあっては、町防疫対策本部を設置し、これに次の各係を設けるものとする。なお、災害対策本部が設けられた場合は、これを本部に吸収するものとするが、この場合にあっても未設置の場合に準じて実施する。

ア 総務記録係

イ 情報連絡係

ウ 資材係

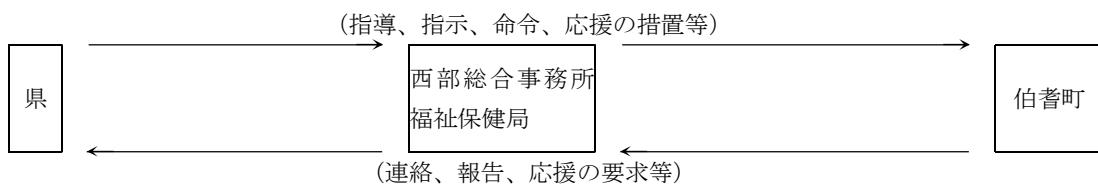
エ 消毒係

オ 給水係

カ 検疫調査係

(備考) 係の編成にあたっては、業務の重複を避けるため適宜兼務とすることができる。

対策系統図



(2) 防疫の種類と方法

ア 物件に係る措置の方法

知事の指示に基づき、被災地地域及びその周辺の地域について物件に係る措置の方法を実施する。この場合、溝きょ、公園等の公共の場所を中心として感染症予防のための衛生的処理を実施するものとし、被災家屋及びその周辺は住民等において実施するものとする。

実施要領は、感染症法施行規則第16条に定めるところにより実施する。

イ 避難所の防疫指導

多数の者が避難した避難所は衛生状態が悪くなりがちで感染症発生の原因となることが多いため、次の事項に重点をおいて防疫活動を実施するものとする。

(ア) 感染症等発生状況調査

(イ) 物件に係る措置の方法、消毒の実施

(ウ) 集団給食の衛生管理

(エ) 飲料水の管理

(オ) その他施設内の衛生管理

ウ 患者等に対する措置

(ア) 被災地において、感染症患者又は無症状病原体保有者の発生が予測されるため、県と連携し県内の感染症指定医療機関等の確保と患者又は無症状病原体保有者の搬送体制の確立を図り、県が行う入院の勧告又は措置が速やかに実施できるようする。

(イ) 交通途絶等のため感染症指定医療機関に入院させることができないとき又は困難なときは、県と連携し臨時の医療施設を設けて入院させるものとする。

(ウ) やむを得ない理由により医療機関に入院させることができない患者に対しては、自宅治療とし、排泄物等の衛生処理について厳重に指導し、必要に応じて治療を行うものとする。

エ 消毒方法

(ア) 知事の指示に基づき、速やかに消毒方法を実施するものとし、実施要領は感染症予防法施行規則第14条に定めるところによるものとする。

(イ) 消毒の実施にあたっては、速やかに消毒薬剤等の手持量を確認のうえ、不足分を補い、使用便利のよい場所に配置する。

オ ねずみ属、昆虫等の駆除

(ア) 県の定めた地域内で県の命令に基づき、ねずみ属、昆虫等の駆除を実施するものとし、その実施要領は感染症法施行規則第15条に定めるところによるものとする。

(イ) ねずみ属、昆虫等の駆除の実施にあたっては、器材及び薬剤の現状確認を速やかに行うとともに、不足器材等の調達に万全を図る。

カ 生活の用に供される水の供給

県は防疫上必要があると認める場合には、特定被災地について期間を定めて生活の用に供される水の使用停止の指示を行うが、この場合においてはその期間中、生活の用に供される水の供給を行うものとする。

4 食品衛生

災害に際しての食中毒の発生を防止するため、県から派遣される食品衛生監視員等と協力し、その指導にあたる。主な指導事項は次のとおりである。

(1) 避難所に対するもの

- ア 手洗いの励行、食器の消毒など一般的注意事項の喚起を行う。
- イ 被災者の手持食品、見舞食品について衛生指導を行う。

(2) 炊き出し施設に対するもの

- ア 給食用施設の点検
- イ 給食に用いる原材料、食品の検査

(3) 営業施設に対するもの

被災地における営業施設全般の実情を適確に把握するとともに在庫食品の検査、製造施設の点検等を厳重に行い、不良食品の供給を防止する。

また、浸水、倒壊、焼失など直接被災した営業施設の再開については、食品衛生監視員の検査を受けた後、開業するよう指導する。

(4) 避難所で食中毒が発生した場合の対応

- ア 避難場所を管轄する保健所は、食中毒の原因等について調査する。
- イ 食事を提供している施設が原因施設と判明したときは、当該製造者に対し、必要な期間、食事の提供を中止させる。

この場合、食料の調達担当たる県本部へその旨を通知するとともに、県内又は近県の他の業者に依頼し調達するか、それでも不足する場合は、自衛隊に応援要請する等の措置をとる。

ウ 食中毒調査が終了し、再発防止措置が取られた後、業務の再開が可能となった場合は、県本部へその旨を通知する。

5 家畜防疫

(1) 災害発生に伴う家畜伝染病の発生予防及びまん延防止については、家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）の規定に基づき、西部家畜保健衛生所に協力し検査、注射、薬浴又は投薬等の処置を行う。

(2) 町長は、患畜が発生したときは、家畜伝染病予防法に基づき、患畜の隔離、通行しゃ断、殺処分等の方法により伝染病のまん延防止に努めるものとする。

第22節 清掃及び死亡獣畜処理計画

1 目的

この計画は、災害発生地におけるごみ等の効率的な収集処分の方法を定め、被災地の環境浄化を図ることを目的とする。

2 清掃計画

(1) 実施責任者

被災地における清掃業務は、本部長（町長）が実施する。ただし、町で対処できないときは、他市町村又は県にこれの実施又は必要な要員及び資機材について応援を要請する。ただし、道路・河川等の施設内の障害物は、施設の管理者が実施するものとする。詳細については、本章第25節「障害物の除去計画」に定めるところによるものとする。

廃棄物別の整理表

廃棄物の種類	処理実施者	備考
生活ごみ	町	本節により処理 ・一般的な可燃ごみ、不燃ごみ 等
災害廃棄物	町	本節により処理 ・損壊家屋、損壊家具 等
災害廃棄物（土砂等）	町	第25節「障害物の除去計画」参照 ・家屋等に流入した土砂等
し尿	町	第23節「トイレ対策計画」参照 ・便槽に蓄積したし尿等
道路、河川の障害物	道路管理者 河川管理者	第25節「障害物の除去計画」参照 ・道路上に転落した岩石等

（2）清掃班の編成

廃棄物の収集等を行うため、次の基準に従い清掃班を編成する。

なお、廃棄物の収集等に当たっては、ボランティア等の活用を考慮すること。

- ア ごみ運搬車 1台
- イ 運転手 1名
- ウ 作業員 5～8名
- エ 所要器具 スコップ、フォーク、トビロ等

（3）県及び隣接市町に対する応援要請

本部長（町長）は、町の能力のみで実施困難と認められるときは、県あるいは他の市町村に次の事項を明示し応援を要請するものとする。

- ア 清掃所要地域
- イ 清掃期間
- ウ 応援を求める人員、機材
- エ 応援を求める業務の範囲
- オ その他参考事項

（4）ごみ処理の方法

ア 生活ごみの処理

（ア）ごみの処理は可燃物、不燃物に区分し、可燃物については原則としてごみ焼却場で焼却するものとするが、やむを得ない場合はその他の環境衛生上支障のない方法で行うものとする。

（イ）町は、処理方法及び予定場所、防疫用薬品の調達計画をあらかじめ定めておくものとする。

自らの処理能力を超える状況となったときは、県又は他市町村等の応援機関に対し、ごみ

処理場への搬送及び処理を依頼する。

(参考：廃棄物の処理及び清掃に関する法律、同施行令)

野外での廃棄物の焼却は原則として禁じられているが、震災、風水害等の災害の予防、応急対策、復旧に必要な最低限の焼却は例外とする。

イ 災害廃棄物の処理

災害廃棄物の処理は、上記ア及び災害廃棄物対策指針（平成26年3月、環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部）「2－6 災害廃棄物処理」を踏まえて実施する。

(参考) 災害廃棄物対策指針指針（項目抜粋）

1－3－4

○対象とする災害廃棄物

<地震や津波等の災害によって発生する廃棄物>

木くず、コンクリートがら等、金属くず、可燃物、不燃物、腐敗性廃棄物、津波堆積物、廃家電ほか

<被災者や避難所の生活に伴い発生する廃棄物>

生活ごみ、避難所ごみ、し尿

2－2－6 災害廃棄物処理

○発生量・処理可能量・処理見込み量

○処理スケジュール

○処理フロー

○収集運搬

○仮置場

○損壊家屋等の解体・撤去

○分別・処理・再資源化

○有害廃棄物・適正が困難な廃棄物の対策

○津波堆積物

○災害廃棄物処理事業

ウ 災害廃棄物処理の留意事項

町及び鳥取県西部広域行政管理組合が実施した以下の事業等については、環境省が定めた「災害廃棄物処理事業費国庫補助金交付要綱」により、国庫補助の対象となるものがあるので留意すること。

(ア) 災害のために実施した生活環境の保全上特に必要とされる廃棄物の収集、運搬及び処分に係る事業

(イ) 特に必要と認めた仮設便所、集団避難所より排出されたし尿の収集、運搬及び処分に係る事業であって、災害救助法に基づく避難所の開設期間内のもの。

3 死亡獣畜の処理計画

災害時における死亡獣畜（牛、馬、豚、めん羊、山羊）の処理について、平時の処理によりがたい場合には以下のとおり取り扱うものとする。

(1) 実施責任者

ア 死亡獣畜の処理は、所有者が町の許可を受けて行うものとする。

イ 所有者が判明しないとき、又は所有者が実施することができないときは町が実施するものとする。

(2) 処理の方法

- ア 移動し得るものは適当な場所に集め、埋設、焼却等の方法で処理する。
- イ 移動し得ないものは、環境衛生上支障のない方法で適宜処理するものとする。

4 清掃設備の状況

町内における清掃関係の施設は、次のとおりである。

区分	施設名	所在地	処理能力
可燃ごみ	南部クリーンセンター	西伯郡南部町法勝寺22-1	16t/日
不燃ごみ	リサイクルプラザ	伯耆町口別所630	—

第23節 トイレ対策計画

1 目的

この計画は、災害発生時における被災者のトイレを確保するため定める。

なお、この計画で使用するトイレの定義は次のとおりである。

仮設トイレ：設置工事を伴うトイレ（又は比較的大型の可搬式のトイレ）で、バキュームカーによる汲み取りの必要があるもの（例えば、イベント用レンタルトイレ等）

携帯トイレ：小型の据え置きトイレで、バキュームカーによる汲み取りの必要がないもの（例えば、医療用ポータブルトイレ等）又は、携帯可能な蓄便袋の類（例えば、カー用品の蓄便袋等）

既存トイレ：災害発生前から住居、公共用施設等に設置されているトイレ設備

2 実施責任者

被災地のし尿の収集及び処理並びに携帯トイレの調達及び配布は町が行うものとする。また、仮設トイレの設置は、県保有のものは県が、それ以外のものについては、町で行うものとする。これらの実施にあたって、町のみで処理することが困難な場合には、県又は他市町村に応援を求めるものとする。

3 トイレ対策の留意点

トイレ対策の実施責任者は、次の点に留意して対策を講じるものとする。

(1) 迅速な初動対応

トイレの確保は、被災直後から直ちに必要になるため、被災状況を見極め、早急に応急対策を行うものとする。

(2) 対応窓口の一本化

トイレの対策は多岐にわたり、状況に応じてとるべき対応が異なる。

また、複数の手段を複合的に行うため、対策の総合調整を行う窓口を建設部上下水道班に設けるものとする。

(3) 予見に基づく準備

物資の調達や、応援の要請を行う場合、相当の日数を要する可能性があるため、今後必要となる措置をあらかじめ想定し、早期にその対策を講じるものとする。

特に仮設トイレや携帯トイレについては、風水害等による浸水予測や震災対策編第1部第2章

「被害想定」等を踏まえた必要数量を平時から把握し、その調達体制を整えておくものとする。その際、避難所に避難する者以外の被災者が必要とするトイレの数量についても勘案する必要がある。

また、し尿収集を計画的に行うことができるよう、現地の状況や処理場の処理能力等を十分に把握し、必要な応援要請を早期に講ずるものとする。

(4) 複数手段の活用

特に初動の段階では、物資等が不足して十分な対応をとることが困難である。

隙間のない対策を行うため、複数の手段を補完的に行い、その効果を高めるものとする。

(5) 既存トイレの早期復旧

使用不能な状態にある既存トイレの機能を回復させることで、トイレ対策は順次解決していくため、できる限り早急に既存トイレを復旧させるものとする（水引き後間もなくの汲み取り収集等）。

(6) 利用者への配慮

非常時ではあるが、できる限り利用者のプライバシーを尊重した対策を行うものとする。

ア 男女別のトイレの確保及び設置

イ 高齢者や障がい者等要配慮者への対応や、夜間に安心して利用できる周辺整備等にもできる限り配慮するものとする。

4 応援を求める手続き

(1) し尿処理の応援

町がし尿処理の応援を求めるときは、次の事項を明らかにするものとする。

ア 処理が所要な地域

イ 期間

ウ 応援を求める人員、機材

エ 応援を求める業務の範囲

オ その他参考事項

(2) 仮設トイレ、携帯トイレ調達の応援

ア 町が仮設トイレ設置の応援を求めるときは、次の事項を明らかにするものとする。

(ア) 設置予定地域

(イ) 設置予定期間

(ウ) 必要な台数又は使用する人数

(エ) その他参考事項

イ 町が携帯トイレ調達の応援を求めるときは、次の事項を明らかにするものとする。

(ア) 配付予定地域

(イ) 配付予定期間

(ウ) 必要な個数又は必要な人数

(エ) その他参考事項

5 し尿処理の実施方法

(1) 実施機関

町は、し尿の処理を要する地域、数量等に応じ、民間処理業者への委託又は雇上げ等により、し尿処理班を編成するものとする。

(2) 収集及び処理の方法

- ア し尿の処理は、原則としてし尿処理場で行うものとする。
- イ し尿処理場が機能しないとき等、やむを得ない場合は、町は環境衛生上支障のない方法でし尿処理を行うものとする。
- ウ 町は、前記ア及びイの場合に備えて、下水道管理者等の関係者と協議のうえ、これらの処理方法、予定場所、防疫用薬品の調達計画をあらかじめ定めておくものとする。
- エ 町は、水道や下水道の被害状況、避難所の開設状況及び仮設トイレの設置状況等を把握し、できる限り効率的かつ衛生的な収集及び処理を行う。

6 仮設トイレの設置及び維持管理の方法

仮設トイレの設置にあたっては、避難所の規模、立地条件、上水道等の環境に対する影響等を勘案のうえ、被災地のニーズに応じて設置場所を定めるものとする。

また、し尿収集等、設置後の維持管理に支障が生じない場所を選定するものとする。

設置後の簡易な清掃等の日常的な維持管理については、できる限り避難所の生活者が自ら管理を行い、円滑なトイレの使用ができるよう、協力を求めるものとする。

(1) 町が行う応急対策

- ア 町は、避難所開設等に伴う仮設トイレの設置を避難所の立地条件等を考慮して行うものとする。
- イ 町は、仮設トイレを地下水等が汚染しないような場所を選定して設計し、閉鎖にあたっては消毒実施後に埋没するものとする。
- ウ 町は、被災地のニーズに応じ仮設トイレを借り上げ、避難所に配置する。
- エ 町は、仮設トイレに必要となる消耗品の配付を行う。
- オ 町は、平素から仮設トイレの借り上げルートを確保しておくものとする。

(2) 設置の基準

- ア 町は、避難所の生活者数、ライフラインの支障の程度、下水道普及等に応じた仮設トイレの需要数量を平素から定め、把握しておくものとする。
- イ 仮設トイレの設置の必要性が生じた場合、町はアで定めた需要数量をもとに、仮設トイレの設置計画を決定する。

7 携帯トイレの配付及び調達の方法

- (1) 被災の状況に応じ、避難所等において携帯トイレの配付を行うものとする。
- (2) 被災の状況に応じ、既存トイレが使用不能な住民に対しても携帯トイレの配付を行うものとする。
- (3) 町は、携帯トイレに必要となる消耗品の配付を行う。
- (4) 町は、平素から携帯トイレの備蓄を行うとともに、非常時の調達ルートを確保しておくものとする。
- (5) 収集した蓄便袋等については、各市町村の分別の区分に従い、町が処理する。

第24節 遺体の搜索、遺体の処理及び埋葬計画

1 目的

この計画は、災害により死亡又は行方不明となった者の搜索、遺体の処理及び埋葬を行うことを目的とする。

2 実施責任者

災害救助法が適用された場合にあっては知事が行うが、権限を委任された場合又は災害救助法が適用されない場合は本部長（町長）が行う。ただし、町で対処できないときは、他市町村又は県にこれの実施又はこれに要する要員及び資機材の応援を要請する。

3 遺体の搜索

実施の方法及び実施基準等については、災害救助法の適用のある場合においては同法により、同法の適用がない場合においては同法に準じて行う。

（1）搜索の方法

ア 組織

遺体の搜索は、警察官、消防機関等の協力を得て搜索班を編成し搜索にあたるものとするが、被災の程度、搜索の状況により地域住民の応援を得るものとする。

イ 搜索の対象

災害により現に行方不明の状態にあり、かつ周囲の事情によりすでに死亡していると推定されるものに対して行うものとする。

（2）応援の要請

町の搜索のみでは搜索の実施が困難であり、隣接市町の応援を必要とする場合は、次の事項を明示し県及び関係市町村に対し、搜索の応援を要請する。

ア 町内での搜索

（ア）応援のための人員及び必要資材並びに集合、集積場所

（イ）搜索予定地域

（ウ）応援を要請する期間

（エ）その他必要な事項

イ 他市町村内の搜索

（ア）遺体が埋没していると予想される場所

（イ）遺体数及び氏名、性別、容ぼう、特徴、着衣等

（ウ）その他必要な事項

4 遺体の収容処理

（1）実施者

搜索班が実施することを原則とするが、必要に応じ町内の住民等の協力を求めて実施する。

（2）遺体の届出

遺体を発見した者は、直ちに本部長（町長）に届出するものとする。

届出を受けた本部長は、直ちに警察官に届出するものとする。

（3）遺体の処理

ア 遺体の洗浄、縫合、消毒等の処置

遺体の識別等のための処置として遺体の洗浄、縫合、消毒等の措置を行う。

イ 遺体安置所の確保

町は、遺体の検視についてはあらかじめ検視場所及び遺体安置所を定めるなどにより、医療救護施設における医療救護活動が阻害されないよう対策を講じる。遺体安置にあたって納棺用の棺、納棺時の供花、ドライアイス等が不足する場合は、県災害対策本部を通じて調達を図る。

ウ 遺体の一時保存

遺体の身元識別のため相当の期間を必要とし、又は死亡者が多数のため短時日の間に埋葬ができない場合は、遺体を特定の場所（寺院等の施設の利用又は寺院、学校等の敷地に仮設）に集めて埋葬の処理をするまで保存する。

エ 検案

遺体については、県あるいは町の救護班又は一般開業医の医学的検査を受け死因その他について明らかにする。

オ 遺体の引渡し

遺体の身元が判明した場合は、原則として遺族、親族等に連絡のうえ検案後引渡しするものとする。

カ 変死体あるいはその疑いがある場合にあっては、黒坂警察署による遺体検視後処理を行うものとする。

キ 災害救助法適用地域の遺体が、同法の適用されない地域に漂着した場合の遺体の処理

本町に災害救助法が適用されていない状況で、同法適用地域より遺体が漂着したときは、同法適用地域が社会的混乱のため遺体の引取りができない場合に限り、次の措置を講ずるものとする。

(ア) 遺体の身元が判明している場合

- a 町長は、知事の補助機関として遺体処理を実施するものとし、その費用は県が負担する。
- b 遺体は、漂着地の市町村（本町）において処理されるものとし、その費用については、災害救助法第35条の規定により求償を受けるものとする。

(イ) 遺体の身元が判明していない場合

- a 遺体の身元が判明していない場合であっても、遺体が被災地から漂着したものであると推定できる場合は、（ア）と同様に取り扱うものとする。
- b 遺体の身元が判明せず、かつ、被災地から漂着したものであるとの推定ができない場合は、本部長（町長）が行旅病人及行旅死亡人取扱法（明治32年法律第93号）の規定により処理するものとする。

5 遺体の埋葬

災害の際、死亡した者で本部長（町長）が必要と認めた場合、応急的に埋葬を行うものとする。

(1) 埋葬を行う場合

遺体の応急的な埋葬を実施する場合は、次のとおりである。

ア 災害の混乱時に死亡した場合（災害発生前に死亡した者で葬祭が終わっていないものを含む。）

イ 災害のため次のような理由で埋葬を行うことが困難な場合

- (ア) 緊急に避難を要するため、時間的、労力的に埋葬を行うことが困難であること。
- (イ) 墓地又は火葬場が浸水又は流失し、個人の力では埋葬を行うことが困難であること。
- (ウ) 経済的機構の一時的混乱のため、棺、骨つぼ等が入手できること。

(エ) 埋葬すべき遺族がいないか、又はいても老齢者、幼年者等で埋葬を行うことが困難であること。

(2) 埋葬の方法

埋葬は原則として遺体を火葬に付し、遺骨等を家族に引き渡すこととする。なお、埋葬に当たっては、次の事項に留意するものとする。

ア 事故等による遺体については、黒坂警察署から引継ぎを受けた後埋葬するものとする。

イ 身元不明の遺体については、黒坂警察署と連絡し、その調査に当たる。

ウ 身元不明の遺体の取扱いについては、遺品の保管、遺体の撮影及び性別、年齢、容ぼう、特徴等を記録する。

(3) 棺の調達

町は、葬祭業者等から棺の調達を行うものとするが、不足する場合には、県に対して県葬祭業協同組合との協定に基づく棺の調達を要請する。

棺の輸送にあたっては、事情の許す限り当該物資調達先に依頼するものとするが、依頼できないときは、本編第3章第26節「輸送計画」に定めるところにより輸送する。

(4) 緊急火葬支援体制

本部長は遺体多数のため、西部広域行政管理組合の火葬場のみで対応できないときは、県に連絡し、他市町村に応援を要請する。

本部長は遺体の搬送について、町のみで対応できないときは、県に応援を要請する。

6 遺体の火葬埋葬等のための施設の状況

(1) 火葬場の所在地及び処理能力

名称	所在地	電話番号	構造		1日の処理能力	燃料の種類
			座棺	寝棺		
鳥取県西部広域行政管理組合「桜の苑」	米子市長砂1066	0859-35-3344	0基	7基	30体	L Pガス

(2) 墓地の所在地

名称	所在地	電話番号
町営公園墓地	伯耆町久古1537番地	0859-68-5539

7 埋葬及び遺体の処理の実施に伴う記録

遺体の埋葬及び遺体の処理を実施した場合は、災害救助法に定める資料編の様式により正確に記録するものとする。

資料編　・埋葬台帳	P. 489
・遺体処理台帳	P. 489

8 災害救助法が適用された場合の遺体の搜索、処理、埋葬の基準

(1) 遺体の搜索

ア 捜索を受ける者

行方不明の状態にあるもので、周囲の事情により既に死亡していると推定される者に対して行う。

イ 捜索期間

災害発生の日から10日以内

ウ 費用

舟艇その他の搜索のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費、燃料費とし、その地域における通常の実費とする。

資料編・鳥取県災害救助法施行細則（別表）

P. 371

(2) 遺体の処理

ア 処理を行う場合

災害の際死亡した者について死体に関する処理(埋葬を除く。)を行う。

イ 処理の方法

(ア) 死体の処理は、次に掲げる事項の範囲内において行う。

- a 死体の洗浄、縫合、消毒等の処置
- b 死体の一時保存
- c 検案

(イ) 検案は、原則として救護班によって行うものとする。

ウ 処理期間

災害発生の日から10日以内

エ 遺体処理に要する費用の限度

遺体の処理のため支出することができる費用は、次に掲げる額の範囲内とする。

(ア) 遺体の洗浄、縫合、消毒等の処置のための費用は、1体当たり3,500円

(イ) 遺体の一時保存のための費用は、死体を一時収容するために既存建物を利用する場合は当該施設等の借上についての通常の実費、既存建物を利用することができない場合は1体当たり5,400円(ドライアイスの購入費等の経費が必要な場合は、その地域における通常の実費を加算した額)

(ウ) 検案が救護班によることができない場合は、その地域の慣行料金の額

(3) 遺体の埋葬

ア 遺体の埋葬を行うとき

埋葬は、災害の際死亡した者について、死体の応急的処理程度のものを行う。

イ 埋葬の方法

埋葬は、次に掲げる事項及び品目の範囲内において原則として現物をもって実際に埋葬を実施する者に支給する。

(ア) 棺(附属品を含む。)

(イ) 埋葬又は火葬(賃金職員雇上費を含む。)

(ウ) 骨つぼ及び骨箱

ウ 埋葬の期間

災害発生の日から10日以内

エ 費用の限度額

埋葬のため支出することができる費用は、1体当たり大人215,200円以内、小人172,000円以内とする。

第25節 障害物の除去計画

1 目的

この計画は、山くずれ、河川の崩壊等によって道路、住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木及び被災工作物等の障害物を除去し、災害の拡大防止と交通路の確保等を図るとともに被災者の保護と生活の安定を図ることを目的とする。

2 実施責任者

災害救助法が適用された場合にあっては知事が行うが、権限を委任された場合又は災害救助法が適用されない場合は本部長（町長）が行う。ただし、障害物が道路上又は河川にある場合は、道路又は河川の維持管理者がそれぞれ必要に応じ除去するものとする。

また、町で対処できないときは、他市町村又は県にこれの実施又は必要な要員、資機材の応援を要請する。

3 障害物除去の方法

- (1) 除去は消防機関の協力を得て行うか、又は業者に請け負わせて実施するが、町長が行うことができない場合は、警察官の協力を得るものとする。
- (2) 除去は原状回復でなく応急的な除去に限る。
- (3) 道路上又は河川にある障害物については、当該道路又は河川の維持管理者がそれぞれ除去するものとする。

4 除去に必要な機械器具の確保

障害物除去に必要なロープ、スコップその他機械器具について、常に必要数量は確保しておくものとする。

5 除去した障害物の集積場所

障害物の集積場所については、それぞれの実施者において考慮するものとするが、おおむね次の場所に集積廃棄又は保管する。

なお、この集積場所については、関係用地管理者等と協議し、あらかじめ選定した場所とする。

ただし、災害の状況によっては、河川敷、緑地帯等を一時使用する。

- (1) 廃棄するものについては、実施者の管理に属する遊休地及び空地その他に適当な場所
- (2) 保管するものについては、その保管する工作物等に対応する適当な場所
- (3) 除去した障害物が二次災害の原因にならないような場所
- (4) 広域避難地として指定された場所以外の場所

6 被災車両の撤去

道路上等に被災車両があり災害応急対策の実施に当たり妨げとなる場合には、「災害時における被災車両の撤去等に関する協定」に基づき社団法人日本自動車連盟中国本部鳥取支部に対して被災車両の撤去、移動等の実施を要請するものとする。

7 障害物の売却及び処分方針

保管した工作物等が滅失し、又は破損するおそれがあるとき、あるいはその保管に不相当な費用又は手数を要するときは、その工作物を売却し代金を保管するものとする。

売却の方法及び手続は、競争入札又は随意契約により行うものとする。

8 障害物除去に伴う記録

障害物の除去を行った場合は、災害救助法に定める資料編の様式により正確に記録するものとする。

資料編・障害物の除去計画

P. 490

9 災害救助法が適用された場合における障害物の除去

(1) 障害物除去の対象

障害物の除去は、居室、炊事場等生活に欠くことのできない部分又は玄関に障害物が運び込まれているため一時的に居住できない状態にあり、かつ、自らの資力をもってしては、当該障害物を除去することができない者に対して行う。

(2) 障害物除去の期間及び費用

ア 期間

障害物除去の期間は、災害発生の日から10日以内を原則とする。

なお、災害救助法が適用され、この期間内に実施することが困難な場合には、この期間内に知事あてに期間の延長を申請し、厚生労働大臣の承認を得る。

イ 費用

障害物の除去のため支出することができる費用は、ロープ、スコップその他除去のため必要な機械、器具等の借上費又は購入費、輸送費、賃金職員等雇上費等とし、1世帯当たり137,900円以内とする。

資料編・鳥取県災害救助法施行細則（別表）

P. 371

第26節 輸送計画

1 目的

この計画は、災害時における被災者の避難、傷病者の収容及び隔離、救援物資の輸送、応急対策実施に必要な人員、資材の輸送等を円滑に処理するため、輸送体制の確立を図ることを目的とする。

2 実施責任者

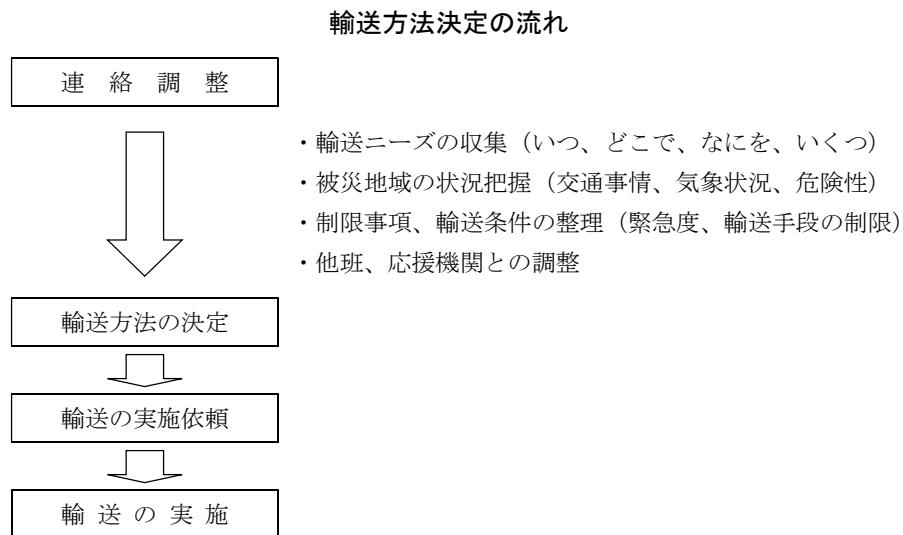
災害時における輸送は、町長の指示により災害応急対策を行う各部が行う。ただし、配車等総合調整は総務部事務局が行う。

また、町で対処できないときは、他市町村又は県にこれの実施又は自動車等の確保につき、応援を要請する。

3 輸送の方法

輸送の方法は、災害の程度、輸送物資の種類、数量、緊急度並びに現地の交通施設等の状況を勘

案して、自動車、人力、鉄道等のうち最も適切な方法により行うものとする。



4 人員、物資の優先輸送

(1) 人員の輸送

災害時において、優先輸送する人員は、災害対策本部員、消防機関の職（団）員、公共施設の応急復旧作業員、災害応急措置を行う要員、救出された被災者等とする。

(2) 物資の輸送

物資輸送については、災害の範囲、実態を勘案し、県及び関係機関と密接な連絡、調整を行い決定するものとするが、緊急物資として優先輸送するものは食料及び飲料水、医薬品並びに防疫物資、生活必需品、災害復旧資材、車両用燃料等とする。

5 輸送力の確保

輸送の方法は災害の程度、輸送物資の種類、数量、緊急度並びに災害時の交通施設の状況を総合的に勘案し、次のうち最も適当な輸送方法により実施する。

(1) 自動車による輸送

道路が交通不能の場合以外は、自動車による迅速、確実な輸送を行う。そのため自動車の確保を次のとおり行う。

ア 町有のもの

(ア) 総務部事務局が稼働可能数の掌握、配車を行う。

(イ) 配車については、各部が自動車を必要とするとき、総務部事務局に要請を行う。

イ その他のもの

各部からの要請により、町有のものだけでは不足する場合又は不足が予想される場合は、総務部事務局は直ちに他の公共団体に属する自動車、営業用あるいは自家用の自動車の確保を図るものとする。

ウ 応援の要請

本部長（町長）は、本町内で自動車の確保が困難な場合又は輸送上他の市町村で自動車を確保することが効率的な場合は、当該市町村又は県に対し、次の事項を明示し応援を要請するも

のとする。

(ア) 輸送区間及び借上げ期間

(イ) 輸送人員又は輸送量

(ウ) 自動車の種類及び台数

(エ) 集合場所及び日時

(オ) その他必要な事項

(2) 鉄道による輸送

道路の被害により自動車輸送ができないとき、又は遠隔地において物資、資材等を確保した場合等で列車による輸送が適当であるときは、総務部事務局はJR西日本㈱の伯耆溝口駅、岸本駅等に要請を行う。

(3) 人力による輸送

災害のため車両等機動力による輸送が不可能な場合は、労務者による人力輸送を行うものとする。労務者の確保は、本章第12節「労働力供給計画」によるものとする。

6 緊急輸送について

災害規模の拡大に伴い、輸送を行う自動車の車両について、県公安委員会は通行の禁止又は制限措置を講ずることがあるため、緊急輸送を行う場合には、次の手続きにより黒坂警察署から「緊急通行車両を証明する標章」及び「緊急通行車両確認証明書」の交付を受けるものとする。

(1) 明示事項

交付を受ける場合は、次の事項を明示した申請書を提出するものとする。

ア 番号標に標示されている番号

イ 車両の用途（緊急輸送を行う車両にあっては、輸送人員又は品名）

ウ 使用者住所、氏名

エ 通行日時

オ 通行経路（出発地、目的地）

カ その他必要な事項

(2) 掲示箇所

緊急通行車両の使用者は、「緊急通行車両を証明する標章」を当該緊急通行車両の前面の見やすい箇所に掲示するとともに「緊急通行車両確認証明書」を携帯するものとする。

資料編　・緊急通行車両の標章

P. 366

　・緊急通行車両確認証明書

P. 367

7 輸送拠点の設置及び管理

(1) 県及び町は、各施設の管理者と協力して、県外等からの物資の受入れ・保管のための輸送拠点（物資等の仮集積場）を町役場本庁舎、溝口分庁舎、備蓄倉庫に設置する。

ア 上流の拠点・・・県外等からの物資受入れ（港湾、漁港、空港等）

イ 下流の拠点・・・町配布前の物資仮置き（農協施設、公有施設等）

(2) 輸送拠点の管理

県及び町は、以下の点に留意して、輸送拠点を管理する。

ア 輸送拠点において物資在庫管理等を行うため、物流専門家の配置を検討・要請する。

イ 輸送の実施に当たって、配送者は、荷下ろし・荷さばき等の人員の確保・配備に留意する。

ウ 物資の受入集配、対策本部との連絡調整、物資の在庫管理、警備等を担当する職員を確保す

る。

8 輸送実施に伴う記録

前記の輸送を行った場合には、災害救助法に定める資料編の様式により正確に記録するものとする。

9 災害救助法による輸送基準

災害輸送のうち災害救助法による救助実施のための輸送の基準は、次によるものとする。

(1) 輸送の範囲

ア 被災者の避難

- (ア) 被災者自身を避難させるための輸送
- (イ) 被災者を誘導するための人員、資材等の輸送

イ 医療及び助産

- (ア) 救護班において処置できないもの等の移送
- (イ) 救護班の仮設する診療所への患者輸送
- (ウ) 救護班関係者の輸送等

ウ 被災者の救出

- (ア) 救出された被災者の輸送
- (イ) 救出のための必要な人員、資材等の輸送

エ 飲料水の供給

飲料水を確保するための必要な人員、機械、器具、資材等の輸送（飲料水の直接輸送を含む）

オ 救済用物資

- (ア) 被災者に給与する生活必需品、食料の輸送
- (イ) 被災児童生徒に支給する学用品の輸送
- (ウ) 救助に必要な医薬品、義援物資等の輸送

カ 遺体等の搜索

搜索のため必要な人員、資材等の輸送

キ 遺体の処理

- (ア) 遺体の処理、検案のための人員の輸送
- (イ) 遺体の処置のための衛生材料等の輸送
- (ウ) 遺体の輸送
- (エ) 遺体を移送するための人員の輸送

(2) 輸送期間

輸送の期間は、それぞれの救助の実施が認められている期間とする。

(3) 輸送の費用

輸送の費用は、当該地域における通常の実費とする。

(4) 費用の範囲

輸送の費用は、輸送費（運賃）、借上料、燃料費、消耗品材料費及び修繕費とする。

(5) 輸送の特例（特別基準）

輸送の範囲、輸送の期間に示す基準以外の輸送を必要と認めたときは、知事にその旨を申請し、

第27節 文教対策計画

1 目的

この計画は、災害により文教施設が被災し、又は児童生徒等の被災により通常の教育を行うことができない場合、応急対策を実施し、就学に支障をきたさないよう措置することを目的とする。

2 実施責任者

文教施設の被災は、直接児童生徒に重大な影響を及ぼすので、応急措置については第一次的には校長が、第二次的には町教育委員会が実施するものとする。

3 災害に関する予報、警報及び警告等の把握、伝達

災害が発生するおそれのある場合は、関係機関との連絡を密にするとともに、ラジオ、テレビ等の放送に留意し、災害に関する情報の把握に努める。

4 避難措置について

学校において災害が発生し、又はそのおそれがある場合には、本編第3章第8節「救出計画」に定める避難計画に基づいて、速やかに避難する。

また、町から避難所等の開設の要請を受けた学校にあっては、町と緊密な連絡をとるとともに、これに積極的に協力するものとする。

5 応急教育対策

(1) 休校措置

ア 授業開始後の措置

災害が発生し、又は発生が予想される場合、各校長は教育委員会と協議し、必要に応じ休校措置をとるものとする。帰宅させる場合は、必要な注意事項を充分に徹底させるとともに次の安全措置をとるものとする。

(ア) 地区別の班編成等によって上級生の引率等による集団下校を行う。

なお、必要に応じ教職員がこれに付き添うなどの措置をとる。

(イ) 危険箇所の明示及び下校路の指定等の措置

イ 登校前の措置

休校措置を登校前に決定したときは、直ちにその旨を防災行政無線、CATV網、電話連絡網、電子メール等確実な方法で各児童生徒等に徹底させるものとする。

(2) 文教施設の応急復旧対策

文教施設が被害を受けたときは、速やかに被害状況を調査把握し、次の措置を講ずるものとする。

ア 校長は、所管する施設が被災したときは、災害の拡大防止のための応急措置を実施するとともに、速やかに町教育委員会に報告し、必要な指示を受けるものとする。

イ 町教育委員会は、災害の状況に応じ、応急復旧の実施計画を樹立し、速やかに応急復旧を行うものとする。

(3) 応急教育の実施場所

授業実施のための校舎等の確保は、災害の規模、被害の程度によっておおむね次の方法によるものとする。

ア 校舎の一部が利用できない場合

簡単な修理で使用可能な教室は、速やかに応急修理を行うとともに、被災のため使用できない教室に代えて特別教室、体育館等を利用し、応急教育を行う。

イ 校舎の全部又は大部分が使用不能の場合

被害が甚大で教育施設が使用できない場合は、収容人員を考慮のうえ、公民館等公共施設を利用するほか、隣接学校の校舎等の利用又は民有施設の借上げを行う。

ウ 激甚な災害の場合

広範囲にわたる激甚な災害によりア又はイの措置がとれない場合にあっては、応急仮校舎を建設するものとする。

エ 教育施設のあっせん依頼

町に、適当な施設がない場合は次の事項を明示し、県又は隣接市町に対してあっせん要請するものとする。

(ア) 通学範囲

(イ) 生徒数

(ウ) 就学期間

(4) 応急教育の方法

被災状況に応じて短縮授業、二部授業、分散授業等の措置を講ずるとともに、極力規定授業時間数の確保に努めるものとする。

(5) 教職員の確保

町教育委員会は、災害により通常の教育を実施することが不可能となった場合の応急対策として、次により教職員を把握し、確保する。

ア 臨時参集

教員は、原則として各所属の学校に参集するものとする。

ただし、交通途絶で登校不能な場合は、最寄りの学校に参集する。

(ア) 参集教員の確保

各学校においては、責任者を定め、参集した教員の学校名、職、氏名を確認し、人員を掌握する。

(イ) 参集教員の報告

学校で掌握した参集教員の人員等については、あらかじめ定める報告系統により県教育委員会に報告する。

(ウ) 県教育委員会からの指示

県教育委員会においては、(イ)で報告された人数、その他の情報を総合判断し、町教育委員会に対し、教員の配置等適宜指示連絡を行うので、これらの指示を受けた場合には、町教育委員会は、速やかに各校長へ連絡する。

(エ) 児童生徒への臨時の対応

通信の途絶又は交通機関の回復が著しく遅れた場合には、各学校において参集した教職員をもって児童生徒の安否確認、生活指導にあたらせ、状況に応じて臨時授業を実施する。

イ 退職職員の活用

災害により教職員の確保が困難で、平常授業に支障をきたす場合は、退職職員を臨時に雇用するなど対策をたてる。

6 登下校時の措置

登下校時の措置については、本編第3章第7節「避難計画」に定めるところによる。

7 学校給食対策

給食施設が被災したときは、次の事項に留意し適切な措置を行うとともに早期の開始に努力するものとする。

- (1) 被害状況（調理関係職員、給食施設設備、給食用保管物資等）を早期調査し、把握とともにその対策を行うこと。
- (2) 災害地に対する学校給食用物資の補給調整
- (3) 衛生管理、特に食中毒等の事故防止を厳重にする。
- (4) 状況によっては給食の一時中止の措置をとることも考慮する。

8 児童生徒等、教職員の健康管理

学校の保健衛生については次の事項に留意し、適切な措置を行う。

- (1) 校舎内外の清掃、消毒
- (2) 飲料水の使用
- (3) 児童生徒等の保健管理及び保健指導
- (4) 児童生徒等の精神面に係る配慮（こころのケア）

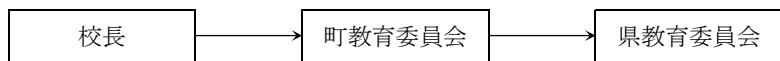
9 学用品の給与

- (1) 教科用図書の供給あっせん

ア 教科用図書被災状況の報告

（ア）小中学校においては、校長は、児童生徒の教科用図書の被災状況を調査の上、町教育委員会に報告するものとする。

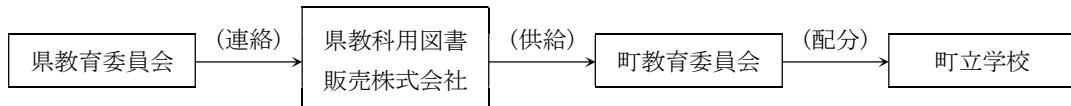
（イ）町教育委員会は、町内の教科用図書の被災状況をとりまとめ、県教育委員会に報告するものとする。



イ 教科用図書の調達

（ア）県教育委員会は、県内の教科用図書の被災状況をとりまとめ、教科用図書販売会社に対し、県教育委員会及び町教育委員会への教科用図書の供給について連絡するものとする。

（イ）県教育委員会及び町教育委員会は、供給を受けた教科用図書を、それぞれが所管する学校に配分する。



- (2) 学用品の給与に伴う記録

学用品の給与を行った場合には、災害救助法に定める資料編の様式により正確に記録するもの

とする。

10 災害救助法の適用の場合の学用品の給与

(1) 支給対象者

住家の全焼、全壊、流失、半焼、半壊及び床上浸水により教科書及び学用品を喪失又はき損し、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒及び高等学校等生徒に対して支給する。

(2) 支給品目

学用品の給与は、被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において現物をもって行う。

ア 教科書

イ 文房具

ウ 通学用品

(3) 学用品給与の期間

災害発生の日から教科書については1か月以内、文房具及び通学用品については15日以内とする。ただし、災害の状況により、この期間では救助の適切な実施が困難な場合は、知事は厚生労働大臣に協議し、その同意を得た上で、必要最小限度の期間を延長することができる。

(4) 費用の限度

学用品の給与のため支出することができる費用は、次の額の範囲内とする。

ア 教科書代

(ア) 小学校児童及び中学校生徒

教科書の発行に関する臨時措置法(昭和23年法律第132号)第2条第1項に規定する教科書及び教科書以外の教材で、教育委員会に届け出、又はその承認を受けて使用するものを給与するための実費

(イ) 高等学校等生徒

正規の授業で使用する教材を給与するための実費

イ 文房具及び通学用品費

小学校児童 1人当たり 4,500円

中学校生徒 1人当たり 4,800円

高等学校等生徒 1人当たり 5,200円

第28節 民間団体、ボランティアの活用計画

1 目的

この計画は、災害応急対策の支援を行うにあたり日赤奉仕団やその他の民間団体の活動要請・活用方法等を定めることを目的とする。

また、被災地域におけるボランティア活動について、関係団体と相互に協力し、ボランティアが円滑に活動できる環境を整えることを目的とする。

2 実施責任者

被災地における民間団体、民間企業への協力要請は本部長（町長）が実施し、生活支援ボランティアの受入・活用については町社会福祉協議会が実施するものとする。ただし、町で要請実施できない場合は、県又は県社会福祉協議会に必要な措置を要請する。

3 民間団体の活用基準

(1) 対象団体

対象となる民間団体は、次のとおりである。

ア 青年団

イ 自治会

ウ その他の民間団体

(2) 協力要請

ア 災害応急対策の実施について民間団体の協力を必要とする場合は、被災していない管内の民間団体に協力を求め、更に多数の者の協力を必要とする場合は、他の市町村の民間団体に応援協力を求めるものとする。

イ 各民間団体に協力を要請する場合には、次の事項を明示し行う。

(ア) 応援を必要とする理由

(イ) 作業内容

(ウ) 従事場所及び就労予定時間

(エ) 所要人員

(オ) 集合場所

(カ) 携行品等

(キ) その他必要な事項

(3) 協力活動の内容

災害の規模等により異なるが、おおむね次のとおりである。

ア 被災者及び災害応急対策作業員等に対する炊き出し

イ 被災幼児の託児、保育

ウ 被災者の救出

エ 救援物資の輸送、被災者に対する配給

オ 清掃、防疫活動の応援

カ 避難所の応援

キ その他災害応急措置の応援

4 民間企業との協働

(1) 対象団体

ア 県及び町との応援協定締結事業所

イ その他、災害時に県、町の防災活動に協力可能な事業所

(2) 協力要請等の順序

ア 町は、各種災害応急対策の実施について、民間企業の協力を必要とする場合は被災していない管内の民間企業に協力を求め、更に多数の者の協力を必要とする場合は、他の市町村の民間企業に応援協力を求めるものとする。

イ 町は、民間企業の協力を求めるときは、あらかじめ協定等で定めている場合を除き、次の事

項を示して要請するものとする。

- (ア) 応援を必要とする理由
- (イ) 作業内容
- (ウ) 従事場所及び就労予定時間
- (エ) 所要人員
- (オ) 集合場所
- (カ) その他必要事項

(3) 協力活動の基準

災害の規模等により異なるが、概ね次のとおりとする。

- ア 初期消火や人命救出・救護活動
- イ 救援活動に必要な資機材・車両などの提供
- ウ 避難者への水や食料、生活関連物資の提供
- エ 避難場所等の提供
- オ その他応急対策に必要な事項

5 ボランティアの受入及び派遣

(1) 町

- ア 町社会福祉協議会と連携し、町ボランティアセンターの設置、運営（ボランティアの受付、派遣）を支援する。
- イ 必要に応じ、県に対してボランティアに関する広域的な調整を要請する。
- ウ 赤十字奉仕団の協力を必要とする場合は、日赤鳥取県支部に次の事項を示して応援協力の要請を行う。
 - (ア) 応援を必要とする理由
 - (イ) 作業内容
 - (ウ) 従事場所及び就労予定時間
 - (エ) 所要人員
 - (オ) 集合場所
 - (カ) その他必要事項

日赤鳥取県支部連絡先

連絡先	電話番号	FAX番号
日本赤十字社鳥取県支部 事業推進課	0857-22-4466 0857-26-8367 (夜間・休日) 090-7998-9372 (緊急携帯電話)	0857-29-3090

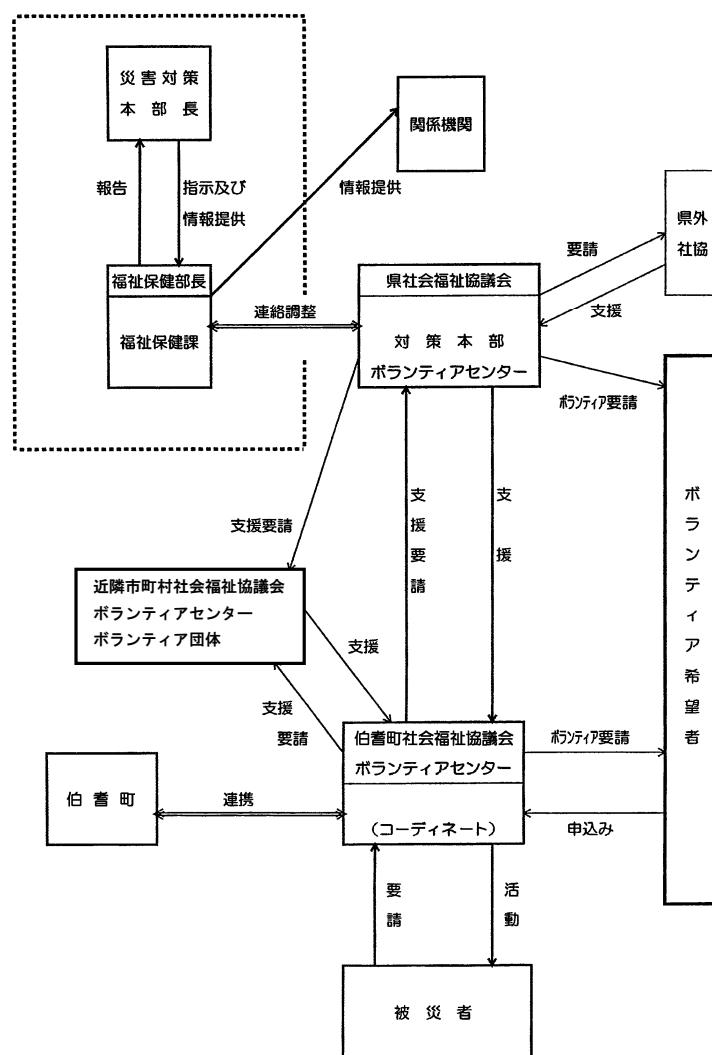
(2) 町社会福祉協議会

- ア 被災地となった場合
 - (ア) 町及び県社会福祉協議会と連絡調整の上、町ボランティアセンターを立ち上げ、ボランティアの募集、受付及び派遣を行う。この際、円滑なボランティア活動のため、町内の交通、ライフライン等に関する情報をボランティアに提供する。
 - (イ) ボランティアが不足する場合は、近隣の市町村社会福祉協議会や県社会福祉協議会に派遣要請を行う。

イ 被災地外の場合

被災市町村の社会福祉協議会、あるいは県社会福祉協議会からの派遣要請を受け、ボランティアを募集、派遣する。

生活支援ボランティア受入体制図



6 医療救護関係ボランティアの受入・活用

町は、町の医療救護活動の実施状況、救護所の設置状況等を速やかに西部総合事務所福祉保健局等関係機関に報告を行うとともに、医師等が不足する場合には、鳥取県西部医師会等に対してあらかじめ登録している医療救護関係ボランティア及び随時受付けたボランティアの派遣を要請するものとする。

第29節 要配慮者対策の強化

1 目的

この計画は、要配慮者に対し、災害時に迅速、的確な対応を行うことを目的とし、町は、「避難支援プラン」、第2章第20節「要配慮者（避難）対策の強化」等に基づき、要配慮者の安否確認及び避難支援等を迅速・的確に実施する。

2 避難準備・高齢者等避難開始の発出

町は、避難することが必要となるおそれがある場合は、避難行動要支援者への避難に要する時間を考慮し、早めのタイミングで避難行動要支援者及び支援員に対して避難を呼びかけるとともに必要な対策を実施する。

なお、避難準備・高齢者等避難開始の目安については、本編第3章第7節「避難計画」に定めるところによるものとする。

3 避難先での対策

町は、鳥取県避難所機能・運営基準（平成19年2月鳥取県災害対策研究会策定）等に基づき、要配慮者の避難生活の支援を的確に実施する。

また、要配慮者について、一般的な避難所では生活に支障を来たす場合は、福祉避難所への収容を行うものとする。

(1) 避難先での対策

町は、避難所において、次の事項について十分配慮する。

- ア 要配慮者用窓口の設置
- イ 条件に適した避難所の提供や社会福祉施設への緊急入所等
- ウ 要配慮者に配慮したスペースの確保（畳等の設置、乳幼児専用居室の確保、高齢者・障がい者等はトイレに近い場所に専用居室を設定、専用居室が確保できない場合の間仕切り等によるプライバシーへの配慮、介護者を考慮して広くスペースを確保など）
- エ 避難所等における要配慮者の把握と要望調査
- オ 避難所のバリアフリー化への配慮
- カ おむつ、簡易トイレ、補装具等生活必需品の配慮
- キ 粉ミルク、やわらかい食品等食事内容の配慮
- ク 手話通訳者、外国語通訳者、ボランティア等の協力による避難所での生活支援

(2) その他災害時に配慮すべき事項

- ア 巡回健康相談や栄養指導等の重点実施
- イ 仮設住宅の構造、仕様についての配慮
- ウ 仮設住宅の優先的入居
- エ 仮設住宅入居者等からの相談、当該者への訪問、安否確認
- オ ケースワーカーの配置や継続的な精神面での支援
- カ 福祉相談窓口の設置
- キ 風邪等の感染症対策
- ク 避難所に要配慮者担当を配置（女性や乳幼児のニーズを的確に把握するため、女性の配置を検討）
- ケ 学校教室・保健室の活用、段差の解消、手すりの設置等を検討
- コ 介護者の有無や障がいの種類・程度等に応じて優先順位を付けて対応

第30節 義援金・義援物資の受入・配分計画

1 目的

この計画は、災害に際し支援者から送られた義援金・義援物資を被災者に配分し、災害により被害を受けた被災者の生活を支援することを目的とする。

2 義援金の受入れ及び配分

(1) 義援金の募集

災害救助法が適用された場合または被災者に対する義援金の受入れを必要とする場合は、日赤鳥取県支部、鳥取県共同募金会、NHK鳥取放送局、県（福祉保健部）等関係機関は必要に応じて協力して募集方法、期間等を定めて募集を行うものとする。

(2) 義援金の配分

県内外各地の支援者から送られた義援金を適正に配分するため、日赤鳥取県支部、鳥取県共同募金会、県社会福祉協議会、NHK鳥取放送局、県等関係機関で構成する災害義援金配分委員会を開催し、義援金の配分について協議・決定するものとする。その際、あらかじめ基本的な配分方法を決定しておくなど迅速な配分に努めるものとする。

協議・決定事項はおおむね次のとおりである。

- ア 義援金の保管
- イ 義援金の配分方法、配分基準、配分時期
- ウ 義援金の使途
- エ その他必要な事項

(3) 義援金受入れの広報

関係機関は、円滑な義援金の受入れを行うため、相互に連携してホームページや報道機関を通じた住民広報に努める。

3 義援物資の受入れ及び配分

町は、本編第3章第16節「食料供給計画」第17節「医療生活必需物資供給計画」の調達体制に準じて、義援物資の受入れ及び配分を行う。

なお、その際、次の事項に留意するものとする。

(1) 物資受入れの基本方針

- ア 原則として、企業・団体等からの大口受入れを基本とする。
- イ 腐敗・変質するおそれのある物資は受け付けないものとする。
- ウ 物資の梱包は、単一の物資について行うものとする。規格や種類等の異なる複数の物資等を一括して梱包すると、仕分け等の余分な手間が必要となるため、そうした梱包をされた物資は、善意の品といえども受け付けないものとする。

(2) 少量提供物資（個人提供等）の取扱い

ア 災害時においては、物資配分の観点から、同一物資を一ヵ所に大量に集約することが効率的である。しかし、多品種少量の義援物資については集約が困難であり、各避難所への配分の支障となるおそれがある。また、ニーズがない物資は、各避難所へ配分されないおそれがある。

そのため、個人等の善意の効果的な発揮及び物資の効率的な調達・配分の観点から、提供者に対して異なる種類の物資を少量提供するのではなく、極力、单品大量の提供か義援金としての協力を依頼する。

イ なお、個人等からの義援物資の申し出については、提供物資及び提供者の連絡先などを記録

し、必要に応じて提供を依頼するものとし、一方的な送り出しは控えるよう依頼するものとする。

(3) 受入体制の広報

町は、円滑な義援物資の受入れのため、次の事項についてホームページや報道機関を通じて広報に努める。

- ア 必要としている物資とその数量
- イ 義援物資の受付窓口
- ウ 義援物資の送付先、送付方法
- エ 個人からは、原則義援金として受付
- オ 一方的な義援物資の送り出しは、受け入れ側の支障となるため行わないこと

(4) 報道機関との連携

テレビや新聞等の報道によって過剰な義援物資が送付される場合があるため、町は、報道機関に対して適宜適切な情報提供に努め、ニーズに沿った義援物資の受入れに努める。

第31節 交通施設災害応急対策計画

1 道路

(1) 目的

この計画は、災害時における交通の混乱を防止し、交通路の確保を図り、応急措置の迅速化、危険箇所の通行による二次災害の防止に資することを目的とする。

(2) 実施責任者

ア 本部長（町長）は、自ら管理する道路、橋梁の応急措置を行い、県警察と協力して交通規制を実施する。ただし、町で対処することができないときは、県に要員の確保について応援を要請する。

イ 交通の規制は、次の区分により行う。

実施者	規制種別	規制理由等	規制対象	根拠法令
公安委員会	通行の禁止及び制限	災害による道路の損壊等危険な状態が発生した場合において、その危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため必要があるとき。	歩行者 車両等	道路交通法(昭和35年法律第105号)第4条第1項
		周辺地域を含め、災害が発生した場合又はまさに発生しようとしている場合に災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようするため緊急の必要があるとき。	緊急通行車両 以外の車両	災害対策基本法第76条
警察署長	同上	上掲の措置の場合、他の警察署の管轄区域に及ぼないもので期間が1か月未満のものについて実施する。	歩行者 車両等	道路交通法第5条第1項
警察官	同上	災害発生時等において、交通の危険を防止するため緊急措置の必要があると認めるとき一時的に行う。	同上	道路交通法第6条第4項
道路管理者	同上	道路の破損、欠壊その他の事由により、交通が	同上	道路法第46条第

実施者	規制種別	規制理由等	規制対象	根拠法令
		危険であると認めるとき。		1項

ウ 町は、必要に応じ、その所管する地域内における道路等の被害状況について警察本部に情報提供する。

エ 町は、道路等の状況について、関係機関に連絡し、情報を共有する。

(3) 応急措置

ア 町の管理する道路

本部長（町長）は、町道が破損、決壊、橋梁損失その他交通に支障を及ぼすおそれがある場合又はその通報を受けた場合は、直ちに通行の禁止、制限等の規制措置をとるとともに、応急復旧に努め、さらに適当なう回路のある場合には、その指示を行う等交通の確保を図る。

なお、通行の禁止、制限等の規制措置を実施する場合においては、その内容等を黒坂警察署長に通知するものとする。

イ 国及び県が管理する道路

本部長（町長）は、国及び県が管理する道路に発生した災害を発見した場合又はその通報を受けた場合は、直ちに西部総合事務所県土整備局長に報告するものとする。

ウ 緊急輸送道路等の情報収集及び連絡調整

災害により被災した交通施設は、それぞれ当該施設の管理者において、その重要度、緊急度及び公共性に応じ、関係機関の協力を求めて、迅速な応急措置を実施し、努めて交通の確保を図るものとする。

（ア）町は町域に係る緊急輸送道路について、道路管理パトロール実施要領に基づく「異常時パトロール」を速やかに実施し、管理する施設の被災の有無及び程度、使用の可否、応急復旧の可否などの情報を収集し、西部総合事務所県土整備局長に報告する。

（イ）県、本部長（町長）及び防災関係機関は、収集した情報を共有し、速やかに緊急輸送道路等の使用、交通規制、応急復旧等について連絡調整を行う。

（ウ）県及び本部長（町長）は、速やかに管理する施設の応急復旧、代替路決定などを行う。

（エ）道路管理者は放置車両や立ち往生車両が発生している場合で、緊急通行車両の通行を確保するための緊急の必要があるときは、災害対策基本法に基づき、運転者等に対し車両の移動等の命令を行うものとする。運転者がいない場合等においては、自ら車両の移動等を行うものとする。

エ 車両の運転者の義務

（ア）道路の区間に係る通行禁止等が行われたときは、車両の運転者は速やかに、当該車両を当該道路の区間以外の場所へ移動すること等をしなければならない。

（イ）区域に係る通行禁止等が行われたときは、車両の運転者は速やかに、当該車両を道路外の場所へ移動すること等をしなければならない。

（ウ）（ア）及び（イ）にかかるわらず、車両の運転者は警察官の指示を受けたときは、その指示に従って車両を移動し、又は駐車しなければならない。

オ 警察官、自衛官及び消防吏員による措置命令等

（ア）警察官は、通行禁止区域等において、車両その他の物件が緊急通行車両の妨害となることにより災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあると認めるときは、当該車両そ

の他の物件の占有者、所有者、管理者に対し、当該車両その他の物件の移動等の措置をとることを命ずることができる。

(イ) (ア)による措置を命ぜられたものが当該措置をとらないとき、又はその命令の相手方が現場にいないために当該措置をとることを命ずることができないときは、警察官は自らその措置をとることができる。この場合において、警察官は、当該措置をとるためやむを得ない限度において車両その他の物件を破損することができる。

(ウ) (ア)及び(イ)の規定は警察官がその場にいない場合に限り、災害派遣の自衛官の職務の執行について準用し、当該自衛官は、自衛隊用緊急通行車両の円滑な通行を確保するため必要な措置をとることを命じ、又は自ら当該措置をとることができる。

(エ) (ア)及び(イ)の規定は警察官がその場にいない場合に限り、消防吏員の職務の執行について準用し、消防吏員は、消防機関が使用する消防用緊急通行車両の円滑な通行を確保するため必要な措置をとることを命じ、又は自ら当該措置をとることができます。

(オ) 自衛官又は消防吏員は、(ウ)又は(エ)の命令をし、または措置を取ったときは、直ちにその旨を、当該命令をし、又は措置をとった場所を管轄する警察署長に通知しなければならない。

(カ) 自衛官又は消防吏員が行った処分等に係る損失補償については、県において負担する。

カ 標識等の設置

(ア) 道路交通法第4条第1項の規定に基づく規制（公安委員会実施）

「道路標識、区画線および道路標示に関する命令」に定める標識を設置する。

緊急を要するときは、警察官の現場における指示により、道路標識等に相当する交通規制を行うものとする。

(イ) 災害対策基本法第76条の規定に基づく規制（公安委員会実施）

同法施行規則（昭和37年総理府令第52号）第2条に定める標識を設置する。

(ウ) 道路交通法第5条第1項の規定に基づく規制（警察署長実施）

同法施行令（昭和30年政令第270号）第3条の2に定める標識を設置する。

(エ) 道路法第46条の規定に基づく規制（道路管理者実施）

同法第48条第1項及び第2項の規定による道路標識を設置する。

キ 応急工事実施要領

(ア) 被害が小規模で、通常の道路維持修繕費の範囲内で処理できる場合は、建設部長の判断で適宜工事実施を行うものとする。

(イ) 被害が中程度で、早急に対策を要すると認められるときは、建設部長は総務部長と協議のうえ財政措置の確認を得たうえ実施する。

(ウ) 被害の規模が、復旧工事費1,100,000円を超える場合であって公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法が適用されない場合の応急対策は、(イ)により実施し、適用される場合にあっては、事前に知事を経て国土交通大臣の内諾を得て、仮工事を実施するものとする。

ク 応急対策実施順位

(ア) 救助実施に緊急を要する路線

(イ) 定期バス路線又は定期自動車路線であるもの

(ウ) 官公署、学校、病院、郵便局、停車場等の公共的施設と通じているもの

(エ) その他民生の安定上必要があるもの

(4) 応援の要請

災害の状況により応急措置が不可能な場合あるいは大規模な対策を必要とするときは、県あるいは他の市町村に次の事項を明示し、応援の要請を行うものとする。(本編第3章第9節「広域応援計画」参照)

なお、その状況によっては自衛隊の災害派遣要請(本編第3章第10節「自衛隊災害派遣要請計画」参照)も考慮する。

ア 作業員について

- (ア) 応援を必要とする理由
- (イ) 作業内容
- (ウ) 従事場所
- (エ) 就労予定期間(時間)
- (オ) 集合場所
- (カ) 携行品等
- (キ) その他必要な事項

イ 機械等について

本編第3章第14節「資機材の調達・受援計画」に定めるところによるものとする。

(5) 応急対策用資機材の確保

ア 応急対策用資機材の確保は、建設部土木班が行う。

イ 業者の負担に付して工事を行うときは、支給材料を除きすべて請負業者に確保させるものとする。

(6) 孤立状況の早期把握

ア 災害の発生によりあらかじめ特定した孤立予想集落への道路が不通となる等、孤立が予想される場合、町は、当該集落への孤立状況を早急に確認・把握とともに、代替道路等の確保に努める。

イ その他、孤立集落発生時の応急対策については、本編第3章第37節「孤立発生時の応急対策計画」による。

2 鉄道

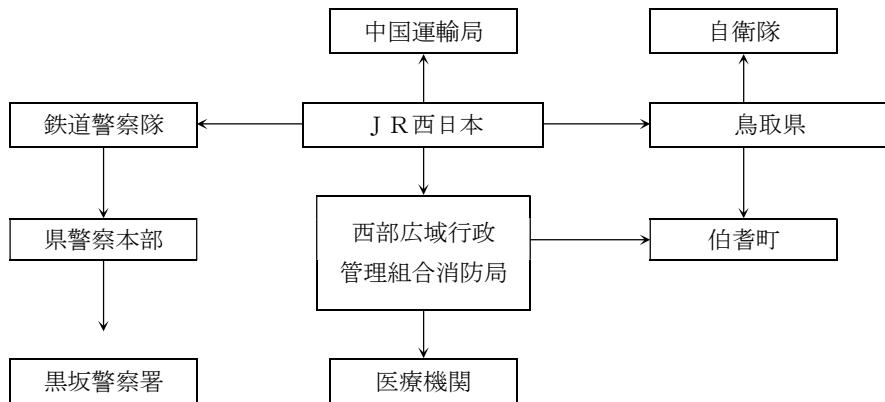
(1) 目的

この計画は、鉄道事故により災害が発生した場合、被害の拡大を防止し被害の軽減を図るため、迅速・的確な応急対策を実施することを目的とする。

(2) 応急対策

ア 災害情報の連絡

鉄道災害が発生した場合の関係機関への通信連絡系統は、次のとおりとする。



イ 関係列車の非常停止等

鉄道災害が発生した場合、鉄道事業者（JR西日本）は速やかに関係列車の非常停止、乗客の避難等の必要な措置を講じるものとする。

ウ 救出救助活動

県警察は、大規模な鉄道災害が発生した場合においては、事故発生地を管轄する警察署員、広域緊急援助隊等を直ちに出動させ、乗客、乗務員等の救出救助活動を迅速に行うものとする。

エ 避難誘導等

脱線した鉄道車両が高架から転落するなど被害が拡大するおそれがある場合は、地域住民に対する避難誘導や立入禁止区域の設定等を的確に行うものとする。

オ 医療活動

死傷者が発生した場合、医療機関及び関係機関が協力し、救護等の措置に当たるものとする。

カ 消火措置

列車火災が発生した場合、西部広域行政管理組合消防局は、速やかに消火活動を実施するものとする。

キ 交通規制及び立入禁止区域の設定

(ア) 道路管理者又は公安委員会は、災害対策上必要があると認めるときは、災害現場の通行を禁止又は制限する。

(イ) 道路の通行を禁止又は制限したときは、その内容を交通関係者及び地域住民に広報し協力を求める。

ク 広報活動

鉄道事業者（JR西日本）は、鉄道施設の被害状況及び復旧見込みに係る情報を、速やかに県及び関係機関に対して提供するとともに、適宜報道機関やホームページ等を通じて広報に努めるものとする。

第32節 ライフライン施設応急対策計画

1 電力施設（中国電力ネットワーク株式会社米子ネットワークセンター）

(1) 目的

この計画は、電力施設の現況を把握し、災害時に際して電力施設の防護及び復旧の迅速化を図

り、電力の供給を確保することを目的とする。

(2) 災害対策室の設置

中国電力ネットワーク株式会社米子ネットワークセンターは、非常災害の発生が予想されるとき又は発生したときは災害対策室を設置し、必要な体制を整えるものとする。

(3) 応急対策要員の確保

応急対策に従事可能な人員をあらかじめ調査し、把握しておくとともに、速やかに対応できるようにしておくものとする。

ア 人員の動員体制を確立すると同時に連絡方法を明確にしておくものとする。

イ 協力会社（請負者等）及び他支社等へ応援を求める場合の連絡体制を確立するものとする。

(4) 情報の収集、連絡

災害時における情報の収集・連絡は、「中国電力ネットワーク株式会社非常災害対策規程」に定める組織により実施するものとする。

また、情報の連絡、指示、報告等のため、次の施設を利用するものとする。

ア 保安用通信設備

イ 移動無線設備

ウ 携帯用無線設備

(5) 災害時における危険予防措置

災害時において送電を行うことが危険であると認められる地域に対しては、送電の遮断等、適切な危険予防措置を講ずるものとする。

(6) 被害状況の早期把握

全般的被害状況の把握の遅延は復旧計画策定に大きく影響するので、あらゆる方法をもって被害状況の早期把握に努めるものとする。

(7) 災害時における復旧資材の確保

ア 発電機車、復旧資材等を常に把握しておくとともに、調達を必要とする資材は可及的速やかに確保するものとする。

イ 復旧資材の輸送は、あらゆる輸送会社の協力を得て輸送力の確保を図るものとする。

(8) 応急送電

災害復旧の実施にあたっては、原則として人命にかかる施設、官公署、報道機関、避難場所等を優先的に送電するものとする。

(9) 災害時における広報活動

送電による人災、火災の防止及び電力施設の被害状況、復旧見込み等について、停電アプリの活用、テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関や広報車を通して広報するとともに、中国電力株式会社鳥取支社を通じて県に対しても速やかな情報提供をするものとする。

町は、被害状況及び復旧見込みに係る情報を収集し、町防災行政無線、広報車、町ホームページ、CATV等で広報するものとする。

2 LPガス施設（県LPガス協会）

(1) 目的

この計画は、災害時におけるLPガスの供給確保及びLPガス施設の早期復旧を図ることを目的とする。

(2) 実施責任者

県L Pガス協会は、その必要度、緊急度及び公共性に応じ迅速な復旧活動を実施して、L Pガス供給の確保を図る。

(3) 復旧対策

- ア 県L Pガス協会は、緊急出動体制の充実に努める。
- イ 県L Pガス協会、警察及び消防署は、L Pガスの事故を知ったときは、被災地の防災事業所（鳥取県高圧ガス地域防災協会が指定する事業所）に通報し緊急出動体制を整えるとともに、鳥取県L Pガス協会災害対策本部を設置し、災害を受けていない支部・地区に対して緊急応援を求める。
- ウ 県L Pガス協会は、災害発生直後のL Pガスの二次災害を防止するために、災害発生後速やかに緊急措置点検を行うものとする。
- エ 県L Pガス協会は、災害発生後にL Pガスの二次災害を防止するために、緊急措置点検終了後から2週間程度を目処として応急措置を行うものとする。
- オ 町は、L Pガスの二次災害を防止するために必要な情報を、町防災行政無線、広報車、町ホームページ、CATV等を通して広報するものとする。

(4) 応急供給

- ア 県は県L Pガス協会と、県内において地震、暴風、洪水その他の自然現象による災害が発生した場合のL Pガスの応急供給について、「緊急用L Pガスの調達に関する協定」を締結する。
- イ L Pガスの応急供給における緊急用L Pガスとは、L Pガスのほかに容器、燃焼器具、その他のL Pガスを燃料として使用するために必要な器具を含んだものをいう。
- ウ 町は、L Pガスの応急供給の必要性を認めたときは、県に対しL Pガスのあっせん依頼を行うものとする。
- エ 県は、「緊急用L Pガスの調達に関する協定」に基づき、県L Pガス協会にL Pガスの供給要請を行うものとする。
- オ 県L Pガス協会は、県からの要請に基づき製造事業所（充填所）応急供給の指示を出し、供給物資の搬送を行わせるものとする。
- カ 県L Pガス協会は、平常時からL Pガス応急体制の整備を行うものとする。

3 水道施設（町）

(1) 目的

この計画は、風水害等により水道施設が被害を被った場合において、迅速な応急措置を実施して、水道施設の早期復旧により飲料水等生活用水の確保を図ることを目的とする。

(2) 実施責任者

水道管理者（建設部上下水道班）は、災害により水道施設が被害を被った場合、直ちに被害状況の調査、施設の点検を実施し、応急復旧を行うものとする。
また、町で対処できないときは、「災害時における水道及び工業用水道の応急対策業務等に関する基本協定書」に基づき他市町村又は県等に応援を要請する。

(3) 応急対策

- 水道管理者（建設部上下水道班）は、速やかに次の措置をとるものとする。
- ア あらかじめ定めた計画に基づく非常時の配備体制により要員を確保する。
- イ 直ちに水源地、浄水場、配水池、管路の被害状況の調査、点検を実施する。
- ウ 応急復旧に必要な資材の確保に努め、必要に応じ関連業者に協力を依頼する。

- エ 緊急度に応じ速やかな応急復旧工事を実施するとともに、自ら実施することが困難な場合、県及び他の水道事業者に応援を要請する。
- オ 施設の被害状況及び復旧見込み等を広報し、住民の不安解消に努めるものとする。また、水道施設の復旧には相当の期間を要する可能性が高いことから、各家庭での節水協力などについても併せて広報を行う。

資料 編災害時における水道及び工業用水道の応急対策業務等に関する基本協定書 P. 382

4 下水道施設（町）

（1）目的

この計画は、風水害等により下水道施設が被害を被った場合において、迅速な応急措置を実施して下水道施設の早期復旧を図るとともに、二次災害の発生を防止することを目的とする。

（2）実施責任者

下水道管理者（建設部上下水道班）は、災害により下水道施設が被害を被った場合、直ちに被害状況の調査、施設の点検を実施し、排水機能の支障及び二次災害のおそれのあるものについては応急復旧を行うものとする。

（3）応急対策

下水道管理者（建設部上下水道班）は、速やかに次の措置をとるものとする。

- ア あらかじめ定めた計画に基づく非常時の配備体制による要員を確保する。
- イ 直ちに管きょ・ポンプ場・終末処理場の被害状況の調査、点検を実施する。
- ウ 応急復旧に必要な資材の確保に努め、必要に応じ関連業者に協力を依頼する。
- エ 緊急度に応じ速やかに応急復旧工事を実施するとともに、自ら実施することが困難な場合、県及び他の下水道管理者に応援を要請する。
- オ 施設復旧に際しては相当の期間を要する可能性が高いが、下水道施設台帳等の活用により可能な限り早期の復旧に努めるものとする。
- カ 施設の被害状況及び復旧見込み等を広報し、住民の不安解消に努めるものとする。

5 電信電話施設（N T T西日本）

（1）目的

この計画は、災害発生時に町、県及びその他指定行政機関等と連携して、重要通信の確保はもとより、被災地域における通信の孤立化を防ぎ、一般の通信も最大限確保することを目的とする。

（2）災害対策本部の設置

N T T西日本は、災害が発生した場合に被災状況等の情報連絡、通信確保、被害設備の復旧、広報活動等の業務を迅速かつ的確に実施するため、被災規模に応じて、鳥取支店及び本社に対策本部を設置し、これに対処する。

（3）通信の確保と措置

ア 通信の確保

- （ア）超短波可搬型無線機、通信衛星を使用した臨時回線の作成及び臨時公衆電話の設置
- （イ）応急用市内・光ケーブル等による回線の応急措置
- （ウ）移動電源車又は携帯用発動発電機により、広域停電・長時間停電における通信電源の確保
- イ 一般通信の利用制限と輻輳緩和

通信設備の被災や輻輳により、通信が著しく困難となり、非常通信等を確保するため必要が

あるときは、電気通信事業法の定めるところにより、臨機に利用制限等の措置を行うが、被災地への安否確認等については、「災害用伝言ダイヤル(171)」、「災害用ブロードバンド伝言板(W e b 1 7 1)」の提供により、輻輳の緩和を図る。

ウ 非常通話、非常電報の優先

非常・緊急電報は、電話サービス契約約款、電報サービス契約約款の定めるところにより、一般の通話又は電報に優先して取り扱う。

エ 公衆電話の無料化

災害による停電時には、テレホンカードが使用できないとともに、コイン詰まりが発生し公衆電話が利用できなくなることから、広域災害時（災害救助法発動時）には、公衆電話の無料化を行う。

(4) 設備の応急復旧

被災した電気通信設備等の応急復旧工事は、被災規模により、復旧に要する要員、資材等を確保し実施する。

(5) 応急復旧等に関する広報

ア NTT西日本における措置

(ア) 電気通信設備等の被災状況・応急復旧の状況、通信及び利用制限措置の状況など利用者の利便に関する事項について、広報車又は報道機関を通じ、広報を行う。

(イ) 町、県に対して被害状況・復旧状況等の情報連絡を行う。

イ 町における措置

被害状況及び復旧見込みに係る情報を適宜収集し、町防災行政無線、広報車、町ホームページ、CATV等を用いて広報する。

(6) 災害復旧

災害復旧工事は応急復旧に引き続き、町、県、指定公共機関及びライフライン関係機関と連携して、対策本部との指揮により実施する。

6 携帯電話施設（KDDI、NTTドコモ、ソフトバンク）

(1) 目的

この計画は、災害発生時に町、県及びその他関係機関が連携し、被災地における携帯電話通信を確保することを目的とする。

(2) 災害対策の体制

ア KDDI・NTTドコモ・ソフトバンク

災害の規模に応じて、必要と認める場合は本社に対策本部等を設置するほか、必要な体制をとって県と連絡調整を行い、以下の対策を実施する。

(ア) 被災状況等の情報連絡

(イ) 通信の利用制限、重要通信の確保

(ウ) 被害設備の復旧

(エ) 広報活動

イ 県

必要に応じ、その他の携帯電話サービス事業者の体制を確認し、連絡調整を図るものとする。

(3) 応急対策

ア 最小限の通信確保

- (ア) 災害により通信が途絶する最悪の場合でも、最小限の通信を確保。
- a 被災地の主要場所における携帯電話又は衛星携帯電話の貸し出し
 - b 町、県等の災害対策本部への携帯電話又は衛星携帯電話の貸し出し
- (イ) 移動基地局車等を使用し、暫定的な通信の確保
- イ 通信コントロール等の実施
- (ア) 携帯電話用災害用伝言板サービスの提供
- a 被災者の安否情報等の登録
 - b 災害用災害伝言板への登録をメールで通知
 - c E z W e b 、 i モードサービスやインターネットによる登録情報の確認
- (イ) 音声通話とパケット通信の独立ネットワークコントロール
- 音声通話とパケット通信のそれぞれの通信量に応じた柔軟なネットワークコントロールを実施
- (ウ) 災害用音声トーキガイダンス
- 災害用災害伝言板サービスの利用呼びかけによる音声通話の集中を回避
- (4) 応急復旧等に関する広報
- ア K D D I ・ N T T ドコモ・ソフトバンクにおける措置
- テレビ・ラジオ放送・新聞への情報提供及びホームページ等を用いて広報。
- (ア) 通信のそ通状況
- (イ) 通話の利用制限の措置状況
- (ウ) 携帯電話用災害伝言板サービスの提供
- (エ) 被災した設備の応急復旧の状況
- (オ) 特設携帯電話の設置場所を周知するとき
- イ 県における措置
- 被害状況及び復旧見込みに係る情報を適宜収集し、県ホームページ等を用いて広報。
- (5) 災害復旧
- 災害復旧工事は応急復旧に引き続き、町、県、指定公共機関及びライフライン関係機関と連携して、対策本部との指揮により実施。

第33節 損害補償

1 目的

人的公用負担等に係る損害補償を規定し、損害を受けた者等を補償することを目的とする。

2 災害応急対策活動従事者の損害補償

損害補償は関係法令の規定に従うものとし、関係法令の補償の一例については、次表のとおりである。公用負担等に依らない場合は、労働者災害補償保険、地方公務員災害補償基金等による。

なお、応援協定に基づく従事者については、公用負担とは認められないため、協定条文に盛り込まれた基準等によるものとする。

公用負担等根拠法令	権利者	負担義務者等	負担内容等	補償根拠法令	補償負担者
-----------	-----	--------	-------	--------	-------

災害対策基本法第65条第1項、同条第2項、同条第3項	町長ほか	町民又は現場にある者(自然人のみ)	応急措置に従事	災害対策基本法第84条第1項	町
災害対策基本法第71条	県知事	土木技術者、土木業者及びこれらの者の従業者ほか	従事命令、協力命令、保管命令による応急措置に従事	災害対策基本法第84条第2項	県
消防法第29条第5項	消防吏員又は消防団員	現場付近にある者	消防作業に従事	消防法第36条の3	町
消防法第25条第2項			消火、延焼防止、人命救助に協力		
消防法第35条の10第1項	救急隊員		救急業務に協力		
水防法第24条	水防管理者、水防団長、消防機関の長	水防管理団体の区域内に居住する者又は現場にある者	水防に従事	水防法第45条	水防管理団体
災害救助法第7条第1項	県知事	医療、土木建築工事又は輸送関係者	救助に関する業務に従事	災害救助法第12条	県(一定額を超える場合は一部国負担)
災害救助法第7条第2項	地方運輸局長(運輸監理部長を含む)	輸送関係者			
災害救助法第25条	県知事	救助を要する者、その近隣にある者			

3 民事の損害補償

強風等の災害により住家が破損し、その影響で隣家に被害を生じたような私人間の財産トラブルについては、町は介入しないものとし、簡易裁判所の民事調停等により解決を図るよう勧めるものとする。

第34節 激甚災害の適用

1 激甚災害制度の概要

(1) 激甚災害制度とは、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」(以下「激甚災害法」という。)に基づく制度である。

区分	概要
法における定義	国民経済に著しい影響を及ぼし、かつ、当該災害による地方財政の負担を緩和し、又は被災者に対する特別の助成措置を行うことが特に必要と認められる災害
指定の手続き	<ul style="list-style-type: none"> ・中央防災会議の意見を聴いた上で、政令でその災害を「激甚災害」として指定 ・当該激甚災害に対し適用すべき措置を併せて指定(局激については災害対象区域も併せて指定) ・事業所管庁の大臣により、具体的に措置が適用される地域が告示により指定
種類	<ul style="list-style-type: none"> ・「本激」…地域を特定せず、災害そのものを指定(対象災害・適用措置を指定) ・「局激」…市町村単位での災害指定(対象災害・適用措置・災害対象区域を指定):県に対する財政援助措置はないことに留意

指定の基準	中央防災会議が定めている次の基準による。 ・激甚災害指定基準（本激の基準） ・局地激甚災害指定基準（局激の基準）
-------	--

(2) 激甚災害に指定されると、地方公共団体の行う災害復旧事業等への国庫補助の嵩上げや中小企業に対する低利融資など、特別の財政助成措置が講じられる。ただし、激甚災害に指定されても、被害を受けた地方公共団体等のすべてが特例措置を受けられる訳ではなく、被害の大きさが一定規模以上の地方公共団体等に限って特例措置が適用される。

(3) 激甚災害法に基づく主要な適用措置は、次のとおりである。

区分	条 号	対象事業	関係法令
1 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助	第3条	公共土木施設災害復旧事業	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法
		公共土木施設災害関連事業	公立学校施設災害復旧費国庫負担法
		公立学校施設災害復旧事業	
		公営住宅施設災害復旧事業	公営住宅法
		生活保護施設災害復旧事業	生活保護法
		児童福祉施設災害復旧事業	児童福祉法
		老人福祉施設災害復旧事業	老人福祉法
		身体障害者社会参加支援施設災害復旧事業	身体障害者福祉法
		障害者支援施設等災害復旧事業	障害者自立支援法
		婦人保護施設災害復旧事業	売春防止法
		感染症指定医療機関災害復旧事業	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律
		感染症予防事業	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律
		堆積土砂排除事業（公共的施設の区域内）	河川法、道路法、都市公園法、下水道法、漁業法
		堆積土砂排除事業（公共的施設の区域外）	
		湛水排除事業	
2 農林水産業に関する特別の助成	第5条	・農地、農業用施設又は林道の災害復旧事業 ・農業用施設又は林道の新設又は改良の災害関連事業	
	第6条	・農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例	
	第7条	・開拓者等の施設の災害復旧事業に対する補助	
	第8条	・天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例	天災融資法
	第9条	・森林組合等の行う堆積土砂の排除事業に対する補助	
	第10条	・土地改良区等の行う湛水排除事業に対する補助	
	第11条	・共同利用小型漁船の建造費の補助	
	第11条の2	・森林災害復旧事業に対する補助	
3 中小企	第12条	・中小企業信用保険法による災害関係保証の特例	中小企業信用保険法

区分	条	号	対象事業	関係法令
業に関する特別の助成	第13条		・小規模企業者等設備導入資金助成法による貸付金の償還期間等の特例	小規模企業者等設備導入資金助成法
	第14条		・事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助	
4 その他特別の財政援助及び助成	第16条		・公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助	
	第17条		・私立学校施設災害復旧事業に対する補助	
	第19条		・市町村が施行する感染症予防事業に関する負担の特例	
	第20条		・母子及び寡婦福祉法による国の貸付けの特例	母子及び寡婦福祉法
	第21条		・水防資材費の補助の特例	
	第22条		・罹災者公営住宅建設等事業に対する補助の特例	
	第24条		・小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等	
	第25条		・雇用保険法による求職者給付の支給に関する特例	雇用保険法

2 激甚災害の指定に係る手続き

(1) 調査の実施

町は、県が実施する、激甚災害及び局地激甚災害の指定を受ける必要があると考えられる事業についての被害状況等調査に協力する。

(2) 指定の促進

激甚災害の指定を早急に受けることにより、災害復旧への安心感を住民に与えることに鑑み、県は、激甚災害の指定を早急に受ける必要があると認めるときは、国の機関と密接に連絡調整を行い、指定の促進を図る。

(3) 特別財政援助額の交付手続

ア 町は、激甚災害の指定を受けたときは、速やかに関係調書等を作成し、県の各部局に提出する。

イ 県の各部局は、激甚災害の指定を受けたときは、激甚災害法及び算定の基礎となる法令に基づき、負担を受けるための手続等を実施する。（年度末に精算）

第35節 消防活動

1 目的

この計画は、消防施設及び人員を活用して住民の生命、身体及び財産を風水害その他の災害から保護するとともに、これらの災害による被害の軽減を図ることを目的とする。

2 消防活動

西部広域行政管理組合消防局、町は、災害発生時に、住民の生命、身体及び財産を早期に保護するため、火災防御、救急、救助活動等を実施する。

(1) 実施機関及び活動内容

ア 西部広域行政管理組合消防局

消防局は、人員、装備を動員し、次の活動を行う。

(ア) 情報収集伝達活動

(イ) 火災防御活動

(ウ) 救助活動

- (エ) 救急活動
- (オ) 水防活動
- (カ) 住民の避難誘導

イ 町

(ア) 町は、消防団を動員し、次の活動を行う。

- a 情報収集伝達活動
- b 火災防御活動
- c 救助活動
- d 水防活動
- e 住民の避難誘導

(イ) 消防団は、大規模な災害が発生し、常備消防の到着が遅れている等の場合、町と併せて県災害対策本部事務局（本部を設置していない場合、県防災危機管理局）又は消防局に対して被害情報の提供を行う。

(ウ) また、町は、自主防災組織と連携し、自主防災組織の実施する救助、救援活動を支援するものとする。

ウ 自主防災組織、事業所等地域の防災組織

自主防災組織及び事業所等地域の防災組織は、次により自主的に活動を行うものとする。

- (ア) 災害情報を収集し、地域住民や関係者への伝達を行う。
- (イ) 地域内の被害状況を調査し、被害の早期把握に努める。
- (ウ) 地域住民や関係者を、指定された避難所等の安全な場所へ誘導する。
- (エ) 保有資機材を活用し、被災者の救助活動を行う。
- (オ) 地域や事業所の被災状況、避難状況及び救助活動の状況等を町、消防局、警察等へ通報する。
- (カ) 活動を行うときは、可能な限り町、消防局、警察等の防災関係機関と連携を図る。

3 消防広域応援計画

本編第3章第9節「広域応援計画」による。

4 惨事ストレス対策

救助・救急又は消火活動を実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努めるものとする。また、消防機関は、必要に応じて、消防庁等に精神科医等の専門家の派遣を要請するものとする。

第36節 災害警備の実施

1 目的

この計画は、町内において災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合の警察活動及び災害発生に備えて平素から実施すべき警察活動について必要な事項を定め、もって災害警備の適切な実施を図ることを目的とする。

2 警備実施計画

災害警備活動については、県警察本部の定める「鳥取県警察災害警備計画」による。その災害警備活動の基本的事項は次のとおりである。

(1) 災害警備本部等の設置

警備体制を発令した場合は、警察本部及び黒坂警察署に次の警備本部等を設置する。

- ア 第一次体制（準備体制）の場合は、災害警備連絡室
- イ 第二次体制（警戒体制1）の場合は、総合災害警備本部（本部長：県警察本部警備部長）及び現地災害警備本部
- ウ 第三次体制（警戒体制2）の場合は、特別災害警備本部（本部長：県警察本部長）及び現地災害警備本部
- エ 第四次体制（非常体制）の場合は、非常災害警備本部（本部長：県警察本部長）及び現地災害警備本部

(2) 災害応急対策

災害応急対策は、事案に応じて概ね次の各号に掲げる活動を行う。

ア 災害に備えての措置

- (ア) 災害警備計画の策定
- (イ) 災害危険箇所等の把握
- (ウ) 災害警備用装備資機材の整備
- (エ) 災害警備用物資の備蓄等
- (オ) 警察施設等の災害対策
- (カ) 教養訓練
- (キ) 情報通信の確保
- (ク) 業務継続性の確保
- (ケ) 交通の確保等に関する体制及び施設の整備
- (コ) 避難誘導体制の整備
- (サ) 関係機関との相互連携
- (シ) ボランティア受け入れのための体制整備

イ 災害発生時における措置

- (ア) 初動態勢の確立
- (イ) 情報の収集・伝達
- (ウ) 救出救助活動等
- (エ) 警戒区域の設定
- (オ) 避難誘導等
- (カ) 緊急交通路の確保
- (キ) 行方不明者の調査及び捜索
- (ク) 検視・死体見分、身元確認等
- (ケ) 社会秩序の維持

3 警察による広域応援

公安委員会は、災害の規模、態様等から判断して、県内警察力だけでは警備が困難と認めるときは、警察法第60条の規定に基づき、他の都道府県警察に対して警察災害派遣隊及び装備資機材等の援助要請を行う。

第37節 孤立発生時の応急対策計画

1 目的

この計画は、水害や地震による土砂崩落や積雪等により孤立が発生した場合の支援及び復旧対策等について定めることを目的とする。

2 孤立状況の把握

(1) 交通状況の把握

水害等による土砂崩落等や、積雪、雪崩等により交通が途絶した地域、特に山間へき地の集落等においては、食料、医薬品の不足あるいは急病患者の搬送等について著しい支障が生じることが予想されるため、町は、次に掲げる災害等が発生した場合、当該災害により孤立集落が発生していないか点検するものとする。

ア 道路の崩壊

イ 道路への土砂崩れや雪崩の流入

ウ 大雨、大雪に伴う事前通行止め等

(2) 通信設備の状況の把握

町は、交通の途絶による孤立が発生した場合、当該孤立地域との通信設備の状況を確認する。
(電話、携帯電話、防災行政無線等)

(3) 電気、水道等ライフラインの状況の把握

町は、交通の途絶による孤立が発生した場合、当該孤立地域のライフライン等の状況について確認する。(電気、水道、食料の有無等)

(4) 孤立集落に所在する者の状況把握

町は、交通の途絶による孤立が発生した場合、当該孤立地域にある者の状況について確認する。
(傷病者の有無、要通院患者の有無、定期的な通院の必要な者の有無等)

(5) 孤立状況の共有

町は、孤立集落の発生について把握した場合、県指定の様式に入力し、電子メール、電話等にて鳥取県災害対策本部に報告するものとする。

3 物理的な孤立の解消

(1) 交通の復旧

道路等の途絶により孤立が発生した場合、各施設の管理者は、早急の復旧に努める。

(2) 代替交通の確保

孤立が発生した場合、町は、ヘリコプターの手配・林道等の代替道路の確保等、代替手段となる交通を確保する。

(3) 物資の供給

町は、物理的に孤立した場合、物資の供給体制について調整を図り、物資の供給体制を確立するものとする。

(4) 帰宅困難者の支援

町は、通勤者、通学者等で自宅に帰ることができない人達について、情報の提供、避難所の開

設等により支援を行うものとする。

なお、滞在場所の確保に当たっては、男女のニーズの違いや、要配慮者の多様なニーズに配慮した滞在場所の運営に努めるものとする。

(5) ヘリコプターによる緊急輸送

孤立時に急病人が発生し、緊急な医療が必要となる等、緊急の輸送が必要な場合、町及び消防局は、県（防災危機管理局）にヘリコプターによる緊急輸送の要請、調整及び実施を依頼する。

4 情報孤立の解消

町は、孤立集落との連絡を確保し、住民の不安を除くよう努めるものとする。

- (1) 災害により、通信手段が使用できなくなった地域が発生した場合には、町は、外部との通信を確保するためにあらかじめ配備した災害に強い情報通信設備（衛星携帯電話、移動系防災行政無線等）を用いて、孤立している集落と連絡をとるものとする。
- (2) 集落にあらかじめ災害に強い情報通信設備が配備されていない場合、町は当該地域の住民と協力して衛星携帯電話等の確保・配備により、情報の孤立の解消に努める。

第38節 入浴支援

1 目的

この計画は、災害のため入浴施設を使用できなくなった被災者等のために、仮設入浴設備の供給など入浴設備を提供し、被災した住民の衛生確保を図ることを目的とする。

2 実施方法

(1) 実施機関

- ア 町は、公衆浴場（使用可能な公衆浴場をいう。以下同じ。）に対する浴場用水の給水及び仮設入浴設備の供給を実施する。
- イ 被害が甚大で町のみで対処できない場合は、県（西部総合事務所）に入浴対策の支援を要請する。

(2) 実施の方法

町は以下の方法により、入浴支援を行う。

- ア 自衛隊の災害派遣による入浴支援が可能であるため、必要に応じて県を通じて要請を求めるものとする。
- イ 鳥取県公衆浴場業生活衛生同業組合との協定に基づく浴場の開放や、社会福祉協議会、観光協会等の業種団体による入浴支援に関するボランティアを派遣するものとする。
- ウ 公衆浴場の浴場用水の給水及び仮設入浴設備の供給は、おおむね次の方法によって行う。
 - (ア) 浴場用水を被災地において確保することが困難なときは、被災地に近い取水可能な場所（温泉も含む。）から給水車等により運搬供給する。
 - (イ) 仮設入浴設備は、必要とする被災地に運搬供給する。
 - (ウ) 浴場用水が不足する場合は、給水車等を所有する機関に要請して給水を確保する。また町は、被災地近傍の公衆浴場及び道路が利用可能な場合にあっては、当該公衆浴場へ避難住民の輸送を行い、入浴を支援する。

3 広報

公衆浴場の営業状況や仮設入浴設備の設置場所等については、町、県及びその他関係機関が連携して住民への広報を実施するものとする。

第39節 動物の管理

1 目的

この計画は、災害時における動物の適切な管理体制を定め、住民の心身の安全及び安定を図ることを目的とする。

ペット：愛玩動物としての飼い主のある動物で、ほ乳類、鳥類及び虫類に属するもの等、鳥取県動物の愛護及び管理に関する条例の適用を受ける動物をいう。

特定動物：ニホンザル、ニシキヘビその他の人の生命、身体又は財産を侵害するおそれのある動物で、動物の愛護及び管理に関する法律施行令に定めるものをいう。

2 危険動物等の管理対策

(1) 特定動物の実態把握

町は、特定動物や危険な逸走動物による人の生命、身体又は財産を侵害を防止するため、県と協力のもと、被災地において飼育されていることを掌握している特定動物について、逸走の事実又はそのおそれがないか速やかに調査し、飼育実態を把握するものとする。また、マイクロチップの確認により飼養等許可者を把握するものとする。

(2) 危険な動物の収容

被災地において逸走した特定動物や、住民に危害を与えるおそれがある放浪犬等について、人畜への被害発生の防止のために必要な措置を講じるものとする。

(3) 収容施設の確保

西部総合事務所の犬管理所を使用するが、収容することができない場合は、県に仮設収容施設の設置を要請する。

3 ペットの管理対策

(1) ペットの管理指導

保護収容時には、保護個体に挿入されたマイクロチップや装着された首輪等の確認による飼い主の把握・返還に努める。必要に応じ、飼い主に対しペットの健康管理、適正なしつけ、飼い主による家庭動物へのマイクロチップ挿入や首輪等の装着などの飼育方法等を指導することにより、人畜への被害発生の防止を図る。また、飼い主が不明の場合には、町は、マイクロチップの確認による飼い主の確認及び飼い主を探すための広報活動を行うものとする。

(2) 動物の引き取り

被災者がやむを得ず犬猫を継続して飼養することができず、適正に飼養することのできる者に当該犬猫を譲渡する等、新たに飼養者を見いだすことができない場合には、被災者からの求めにより、当該犬猫を引き取り、収容するものとする。収容後の犬猫の取り扱いは、平時の取り扱いに準じて行う。

(3) 収容施設の確保

西部総合事務所の犬管理所を使用するが、収容することができない場合は、県に仮設収容施設の設置を要請する。

(4) 避難に伴うペット対策

避難所への避難を余儀なくされた場合におけるペットの取扱いについては、おおむね次により行う。

ア 町は、当該避難所へのペット同伴が可能と判断した場合には、受入体制を整備する。

イ 避難所へのペットの同伴ができない場合には、県が整備する仮設収容施設を案内する。

ウ 町は、県、取扱い業者等からペットフード、ケージ、衛生処理袋等の調達に努める。また、使用済みの衛生処理袋については、町において処理も行うものとする。

(5) その他

業として取り扱っている動物については、特定動物であって公益上の対策の必要性がある場合を除き、原則として特段の応急対策を講じないものとする。(各々の業者自らが対応することを原則とする。)

第40節 被害認定及び罹災証明の発行

1 目的

この計画は、災害により被災した住家の被害程度（全壊、半壊等）を判定する「被害認定（罹災証明）」を実施することで、災害による被害規模を速やかに把握し、被災者生活再建支援法及び鳥取県被災者住宅再建支援条例の適用の可否並びに被災者が各種の支援策を受ける際に必要となる罹災証明の発行を、迅速確実に遅滞なく実施することを目的とする。

2 被害認定の実施

(1) 実施主体

被害認定に係る現地調査及び罹災証明の交付は、町が実施する。

(2) 実施体制

ア 住宅の被害認定業務に係る住家の調査を行うため、建築士の派遣を必要とするときは、県生活環境部に派遣要請を行う。

イ 建築士の派遣を受けるに当たっては、一般社団法人鳥取県建築士事務所協会と委託契約を締結する。

ウ 現地調査に基づく被害認定の結果を、住民からの求めに応じて罹災証明として交付する。

(3) 調査基準等

ア 罹災証明により証明される被害程度の認定基準は、「災害の被害認定基準について（平成13年6月28日付府政防第518号内閣府政策統括官（防災担当）通知）（以下「被害認定基準」という。）」等に従って判断することとする。

イ 被害認定を円滑かつ迅速に行うため、標準的な調査方法及び判定方法を示した「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」によって判定を行うものとする。運用指針において判定する住家の被害の程度は、「全壊」、「大規模半壊」、「半壊」又は「半壊に至らない」の4区分となる（「全壊」、「大規模半壊」及び「半壊」の認定基準は、下表のとおり）。

なお、半壊に至らないもののうち、鳥取県被災者住宅再建等支援条例では住家の損害割合が10%以上20%未満を「一部損壊」としている。

被害の程度	認定基準
全壊	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、または住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、消失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものとする。
大規模半壊	居住する住宅が半壊し、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の50%以上70%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が40%以上50%未満のものとする。
半壊	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものとする。

※全壊、半壊：被害認定基準による

※大規模半壊：「被災者生活再建支援法の一部を改正する法律の施行について（平成19年12月14日付府政防第880号内閣府政策統括官（防災担当）通知）」による

3 罹災証明の発行

罹災証明は、台風などの被害にあった方が保険金の請求や税の減免などで罹災事実の証明が必要なときに、町が被害状況を調査・確認の上、発行する。

第41節 農林業災害応急対策

1 目的

この計画は、災害時に農作物等に関する被害が発生し、又は発生したおそれがある場合の対策を定め、農林業被害を最小限に留め、その安定生産に寄与することを目的とする。

2 農作物等の一般的な応急対策

（1）事前予防措置

台風その他の災害が予想される場合、各作物については、事前措置の徹底を図り、被害を最小限にとどめる。

（2）被害状況の把握

農作物等に災害が発生したおそれがある場合、産業部農政班は速やかに被害情報の収集及び状況把握に努め、応急対策及び復旧復興対策の必要性を検討するものとする。（被害情報の収集については、本編第3章第3節「情報収集伝達計画」を参照）

（3）資機材の確保

農作物等に災害が発生又は発生したおそれのある場合で、応急措置が必要と認められるときは、関係機関と協議の上、応急対策機材や資材が確保されるよう連絡調整を行い、被害防止に努める。

3 再作付対策

町は、被害によって再作付を必要とする場合には、県に種子の配布等応急対策の実施を要請する。

4 耕地等災害

町、県、その他農林業関係機関は、災害により耕地の地盤や農業用水路、林道等に被害が生じた場合、応急的な復旧や被害の拡大防止措置を講じるものとする。その際、恒久的な復旧の必要性や、転作の可能性も勘案し、耕作者・林業者の意思を尊重しつつ、適切な対策の実施に努めるものとする。

5 病害虫防除対策

災害によって病害虫の発生が予想される場合には、次による対策を講ずるものとする。

(1) 実態の早期把握

町及び農業団体等の防除関係者は、区域内の農作物の災害及び病害虫の発生状況等を早期に把握するとともに、県（病害虫防除所）に緊急報告するものとする。

(2) 防除の指示及び実施

町は、県から具体的な防除の実施方法の指示を受け、緊急防除班を編成して短期防除を実施するものとする。

(3) 防除の指導

町は、特に必要と認める場合には、県に現地の特別指導・救援防除を要請する。

(4) 農薬の確保

町は、必要に応じ、県に農薬の確保を要請する。

(5) 防除機具の確保

町及び農業団体等は、区域内の防除機具を整備、把握し、必要に応じて緊急防除の実施に当たり、集中的に防除機具の使用ができるよう努めるものとする。

第42節 生活再建対策

災害により被災した住民のために町、県等が行う生活確保対策、及び事業経営安定のための措置の概要は、次のとおりである。

町、県及び関係機関は、これらの措置・制度の住民への速やかな広報・周知を積極的に行うものとする。なお、被災者生活支援に関する情報については、避難場所にいる被災者は情報を得る手段が限られていることから、紙媒体でも情報提供を行うなど、適切に情報提供がなされるよう努めるとともに、町外に避難した被災者に対しても、町と避難先の市町村等が協力することにより、必要な情報や支援、サービスを提供するものとする。

1 被災者台帳の整備

(1) 必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳の作成を必要に応じて行い、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努める。

(2) 県は、災害救助法に基づき被災者の救助を行ったときは、被災者台帳を作成する町からの要請に応じて、被災者に関する情報を提供する。

2 生活再建対策

(1) 被災者生活再建支援法の適用

自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して被災者生活再建支援金を支給するための措置を定めることにより、その生活の再建を支援し、もって住民の生活の安定と被災地の速やかな復興に資する。

ア 対象となる自然災害

伯耆町被災者住宅再建支援事業助成条例により、以下の自然災害を対象とする。

- (ア) 町内において1以上の世帯の住宅が半壊、大規模半壊又は全壊する被害が発生した自然災害

イ 支給対象世帯、支援金の交付等

支給対象世帯（全壊世帯、大規模半壊世帯、半壊世帯）、支援金の交付、支援金の額については、伯耆町被災者住宅再建支援事業助成条例による。

ウ 被災者生活再建支援法の適用事務

(ア) 県

被災者生活再建支援法が適用となる災害の内閣府等への報告や、市町村から取りまとめた支給申請書の被災者生活再建支援法人への提出等を行う。

(イ) 町

住宅の被害認定、罹災証明等被災者の申請に必要となる書類の発行や支給申請書のとりまとめと県への提出等を行う。

(ウ) 申請期間

- a 住宅建設・購入等を行う世帯への支援金・・・災害発生後37月以内
b その他の経費 ・・・災害発生後13月以内

※ ただし、都道府県は、やむを得ない事情により被災世帯の世帯主が上記の申請期間中に申請できないやむを得ない事情があると認めるとときは申請期間を延長することができる。)

(2) その他の生活支援対策

ア 生活支援対策

名称	措置等の概要	窓口、問い合わせ先
災害見舞金の支給	住家が全壊若しくは半壊した世帯主に対して見舞金を支給（同一原因による災害により、10世帯又は40人以上が被害を受けた場合） <見舞金上限額> 5万円	県（福祉保健課）
災害弔慰金の支給	災害により死亡した者の遺族に支給（住所地の市町村から支給） <受給遺族>配偶者、子、父母、孫、祖父母 <支給額> 生計維持者が死亡した場合500万円 その他の者が死亡した場合250万円 <対象災害>自然災害 ・ 1市町村で住居が5世帯以上滅失 ・ 3以上の市町村で住居が5世帯以上滅失（県全域で支給） ・ 県内で災害救助法適用（県全域で支給） ・ 2以上の都道府県で災害救助法を適用（国	住所地の市町村 県（福祉保健課）

	内全域で適用)	
災害障害見舞金の支給	<p>災害により精神又は身体に障がいを受けた者に支給 (住所地の市町村から支給)</p> <p><受給者> 重度の障害を受けた者(両眼失明、要常時介護、両上肢ひじ間接以上切断等)</p> <p><支給額> 生計維持者250万円その他の者125万円</p> <p><対象災害>自然災害(災害弔慰金に同じ)</p>	住所地の市町村 県(福祉保健課)
災害援護資金の貸付	<p>災害救助法の適用の場合において、災害により被害を受けた世帯の世帯主に貸付(市町村から貸付)</p> <p><受給者> 災害により負傷又は住居、家財に被害を受けた者</p> <p><限度額> 350万円</p> <p><対象災害>県内で災害救助法が適用された災害</p>	住所地の市町村 県(福祉保健課)
生活福祉資金の貸付	<p>低所得世帯、障がい者世帯、高齢者世帯の方が、災害により被害を受けたことにより臨時に必要となる資金を貸与</p> <p><貸付限度額の目安></p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害を受けたことにより臨時に必要となる経費 150万円 ・住宅の補修等に必要な経費 250万円 	県社会福祉協議会 住所地の市町村社会福祉協議会 県(福祉保健課)
被災地の高齢者等の生活支援(※)	<p>被災されたひとり暮らし高齢者、障がい者、母子家庭の母などで自宅の清掃、小修繕等が困難なため、市町村が自宅での生活が可能となるよう支援する場合に、その一部を県費助成</p> <p><上限助成額> 1世帯あたり10万円(特認20万円) ボランティア活用して実施した場合 1世帯あたり5万円(特認10万円)</p>	県(長寿社会課(福祉保健課))
生活福祉資金 (緊急小口貸付)の貸付	<p>低所得世帯、障がい者世帯、高齢者世帯の方で、緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合に貸し付ける小額の費用(火災等被災によって生活費が必要なとき)</p> <p><貸付限度額> 10万円</p> <p>※災害の規模により、貸付対象要件が緩和される場合があります。</p>	県社会福祉協議会 住所地の市町村社会福祉協議会 県(福祉保健課)
母子父子寡婦福祉資金の貸付	<p>被災された母子家庭の母または父子家庭の父(母子家庭または父子家庭となって7年未満)に生活資金として貸与</p> <p><生活資金> 月額10.3万円(2年間限度、償還期限8年以内)</p>	県(家庭支援課)
「震災・心の健康ホットライン」	心身のストレスや精神的不安などで悩まれている方々に対してメンタルケア相談を実施	県(健康政策課)
医師・保健師による健康相談	要請のあった市町村で、医師、保健師による健康相談を実施	県(健康政策課)
子どもの心の相談窓口	心のケアを必要とする児童・生徒に対して、児童相談所の電話・訪問で心理判定員、臨床心理士等が相談実	県(家庭支援課)県教委(小学校課・体育保

	施	健課)
図書の貸し出し支援	被災地にある図書館へ図書館司書、事務員を派遣し、被災された方への図書貸し出しについて支援を実施	県教委（県立図書館）

(注) 表中(※)は、平成12年鳥取県西部地震における措置の概要

イ 授業料などの負担の軽減

名称	措置等の概要	窓口、問い合わせ先
県税の免除	不動産取得税、個人事業税の減免措置を実施	県（税務課）
県立学校及び私立高等学校の授業料の減免	被災によって資産が著しく損なわれ、かつ所得が一定の基準以下にある世帯に属する生徒の授業料を免除 <全壊・半壊> 全額免除 <上記以外の被害> 半額免除	県教委（高等学校課）県（総合教育推進課）県（医療政策課）
奨学資金等の返還猶予	奨学資金等の貸与を受けた方が、被災により奨学資金等を返還することが著しく困難になったと認められるときに返還を猶予	県教委（人権教育課）県（人権・同和対策課、長寿社会課、子育て王国課、医療政策課）
高等学校定時制及び通信制課程における教科書学習書の支給	罹災により経済的に修学が困難な方に対して、教科書等を支給	県教委（高等学校課）

ウ 農林水産業金融

- (ア) 農業協同組合、信用農業協同組合連合会、漁業協同組合、信用漁業協同組合連合会又はその他の金融機関が被害を受けた農林漁業者又はその団体に対して行う経営資金等のつなぎ融資の指導あっせん
- (イ) 天災融資法による経営資金等の融資措置の促進並びに利子補給及び損失補償の実施
- (ウ) 株式会社日本政策金融公庫法に基づく災害復旧等資金の融資あっせん
- (エ) 株式会社日本政策金融公庫資金、農業改良資金、農業近代化資金、漁業近代化資金の既往貸付資金に係る貸付期限の延期等の措置
- (オ) その他（平成12年鳥取県西部地震における主な措置）

名称	措置等の概要	窓口、問い合わせ先
鳥取県西部地震被害農業者対策特別資金の貸付	被災された農業者が経営の安定維持のために必要な資金を借り入れた場合に、借り入れ後6年間に限り金利負担と保証料負担をゼロ	県（経営支援課）
水産業復興支援緊急対策資金の利子補給等	漁業者、水産加工業者、漁協等に復旧に係る経費を融通した金融機関に利子補給を行うとともに、信用保証協会等に助成を行うことにより、加工業者、漁協などの金利負担と信用保証料負担の軽減を図る。	県（水産課）
林業改善資金の貸付	被災された森林所有者の方に対して貸与する被害森林の整備に必要な資金について無利子 <貸付限度額> 120万円／ha（貸付期間5年）	県（林政企画課）

エ 商工業金融

- (ア) 中小企業関係の被害状況、再建のための資金需要等について速やかに把握し、政府及び政府系金融機関並びに一般市中金融機関に対し、協力融資について依頼する。
- (イ) 金融機関に対し、貸付条件の緩和、貸付手続きの簡易迅速化等について要請する。
- (ウ) 市町村、商工団体を通じ、国、県及び政府系金融機関が行う金融の特別措置について中小企業者に周知徹底を図る。
- (エ) 鳥取県災害等緊急対策資金中小企業経営健全化資金等の貸付けを優先的に行う。
- (オ) 平成12年鳥取県西部地震における主な措置

名称	措置等の概要	窓口、問い合わせ先
特別資金の貸付 ・利子補給金 ・信用保証料軽減補助金	被害を受けた企業を支援するための特別資金を貸付。(利子及び信用保証料を6年間0%とする) <貸付限度額> 5,000万円 (償還期限10年)	県(企業支援課)
県商工制度融資の償還猶予	被災を受けた中小企業が災害の前に県制度融資を利用し、約定どおり返済している場合、必要に応じて償還猶予を実施	県(企業支援課)
中小企業経営健全化資金の貸付	手形決済や商品仕入れに要する経費に対して、運転資金を貸与 <貸付限度額> 5,000万円 (償還期限7年)	県(企業支援課)
中小企業設備資金の貸付	設備の更新・修繕等に要する経費に対して、設備資金を貸与 <貸付限度額> 5,000万円 (償還期限12年)	県(企業支援課)
小口無担保保証融資	従業員20名以下の企業を対象に融資を実施 <貸付限度額> 1,500万円 (信用保証0.6%)	県(企業支援課)
同和地区中小企業特別融	従業員20名以下の企業を対象に融資を実施 <貸付限度額> 1,500万円 (信用保証0.5%)	県(企業支援課)
小規模企業者等設備資金の貸付	従業員20名以下の企業を対象に経営基盤の強化を図るために設備導入にかかる経費を貸与 <貸付限度額> 4,000万円 (償還期限7年)	県(企業支援課)
小規模企業者等設備貸与	従業員20名以下の企業を対象に経営基盤の強化を図るために設備の割賦販売及びリースを実施 <貸付限度額> 6,000万円 (割賦払期間7年、リースは3～7年)	県(企業支援課)
中小企業ハイテク設備貸与	中小企業を対象に経営基盤の強化又は経営革新を行うための設備の割賦販売を実施 <貸付限度額> 8,000万円 (割賦払期間7年)	県(企業支援課)

3 その他の生活確保対策

町、県及び関係機関は、災害を受けた地域の民生を安定させるため、上記のほか被災者に対して次の対策を講ずるものとする。

- (1) 被災者に対する職業のあっせん(職業安定法)
- (2) 簡易保険、郵便年金契約者に対する非常貸付け、郵便貯金等預金者に対する非常払渡し、郵便はがき等の無償交付(保険事務の非常取扱要綱、為替貯金非常取扱規程、災害地の被災者に対する郵便はがき等の無償交付に関する省令)
- (3) 小災害被災者に対する見舞金の給与(小災害被災者に対する見舞金給与要綱)

(4) 大規模災害発生時に、私人間の紛争が多発する場合に、必要に応じて法律・土地家屋の専門家による調停について専門家団体に要請（弁護士、司法書士、土地家屋調査士、税理士、不動産鑑定士、建築士等）

(5) 被災児童、災害等への援護

ア 県（福祉保健部）による災害により父母や保護者を失い孤児となった児童の児童養護施設、乳児院等の児童福祉施設への入所措置を実施

イ 県（福祉保健部、教育委員会）、市町村による福祉相談等の児童や保護者のメンタルケア対策の実施

ウ 市町村による父子家庭・母子家庭になった世帯等の児童保育の支援（緊急入所枠の活用、入所手続きの簡素化等）

4 日本銀行による応急金融対策

(1) 通貨の円滑な供給の確保

ア 日本銀行は、被災地における金融機関の現金保有状況の把握に努め、その確保のため必要な措置を講ずる。

イ 日本銀行は、被災金融機関の早期の営業開始やその継続性確保に関し、鳥取財務事務所等関係機関と協議の上、金融機関に対し、必要な要請を行う。

(2) 金融特別措置の実施

日本銀行は、被災者の便宜を図るため、鳥取財務事務所等関係機関と協議の上、金融機関に対し、次のような金融上の措置を適切に講じるように要請する。

ア 預金証書、通帳を紛失した場合でも預金者であることを確認して払戻しに応ずること。

イ 届出の印鑑のない場合には、捺印にて応ずること。

ウ 事情によっては、定期預金、定期積金等の期限前払戻しに応ずること。また、これを担保とする貸付けにも応ずること。

エ 災害による障害のため、支払期日が経過した手形については関係金融機関と適宜話し合いの上、取立てができるようにすること。

オ 災害時における手形の不渡処分について配慮すること。

カ 汚れた紙幣の引換えに応ずること。

キ 国債を紛失した場合の相談に応ずること。

ク 災害の状況、応急資金の需要等を勘案して融資相談所の開設、審査手続きの簡便化、貸出しの迅速化、貸出金の返済猶予等被災者の便宜を考慮した適時的確な措置を講ずること。

ケ 休日営業又は平常時間外の営業について適宜配慮すること。また、窓口における営業ができない場合であっても、顧客及び従業員の安全に十分配慮した上で現金自動預払機等において預金の払戻しを行う等被災者の便宜を考慮した措置を講ずること。

コ ア～ケにかかる措置について実施店舗にて店頭掲示を行うこと。

サ 営業停止等の措置を講じた営業店舗名等、及び継続して現金自動預払機等を稼働させる営業店舗名等を、速やかにポスターの店頭掲示等の手段を用いて告示するとともに、その旨を新聞やインターネットのホームページに掲載し、取引者に周知徹底すること。

(3) 金融特別措置に対する広報

日本銀行は、金融特別措置の実施についての要請を行うほか、報道機関等と協力して速やかにその周知徹底を図る。

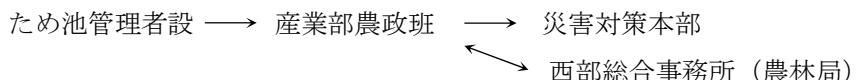
第43節 ため池・樋門の応急対策

1 目的

この計画は、台風等に伴って洪水等が発生したとき、又は発生するおそれがあるときに、ため池や樋門の管理を適正に実施することでその被害を最小限に抑制し、ため池や流域付近の住民の生命、身体、財産を保護することを目的とする。

2 情報収集及び情報伝達

(1) ため池の情報収集



(2) ため池管理の連絡体制

ため池の管理者は、下記の場合において、ため池の状況及びため池に関して行う措置等について、町、県、関係機関、住民に対する周知ができるよう、あらかじめ定めた方法により情報伝達及び注意喚起を行う。

- ア 災害の発生が予測される場合に、危害防止のために必要があるとき
 - イ 余水吐が計画溢流水深に達したとき
 - ウ 計画溢流水深以上に水位が上昇する等、ため池が決壊する恐れがあるとき、及び決壊したとき

(3) 樋門の情報収集



連絡は電話連絡とする

3 非常時のため池・樋門の管理

ため池、樋門等の管理者（操作担当者を含む。）は、気象状況の通報を受けたとき、又は出水のおそれを察知した場合は、絶えず水位の変動を監視し、必要に応じ水こう門を閉じ、下記の要領に従い必要な措置をとるものとする。

(1) 非常時のため池の管理

- ア ため池の管理者は、監視人を部署につかせる。

イ 時間雨量30mm以上の降雨に際しては、監視人はため池に行き次の事項に注意する。

(ア) ひ管を抜くこと。（取水口のひを閉塞し得る場合は閉めること）

(イ) 流域の状況に注意する。山崩れの起こりやすい箇所は特に注意する。

(ウ) 流入する水に注意する。浮遊物に樹木が混じったり水が急激に濁ったりした場合は流域に山崩れなど発生したことがあるので余水の水位上昇に注意する。

(エ) 監視人は余水吐が計画溢流水深に達した場合には関係集落、消防団等に急報し、流心の方に向に当たる集落に避難の準備をさせる。なお、計画溢流水深以上に水位が上昇し決壊のおそれ

れのある場合は仮余水吐を切開すると同時に避難命令を伝達する。

(才) 放水路に注意して堤体が洗われないか注意する。

(カ) 水位の上昇度を15分ごとに調べる。

(キ) その他急変の場合は早急に連絡する。

ウ 監視人からの急報を受けた場合、関係集落、消防団は土ひょう、むしろ、かます、なわ、くい等あらかじめ用意した応急資材を持ち現地に急行する。

エ 洪水が減少し、又は豪雨が止んだ後も監視人は待機する。

水こう門、用排水ひ門、ため池、貯水池等は資料編一覧表を参照のこと。

オ 西部総合事務所（農林局）は、町・ため池管理者に、決壊の恐れのある場合の応急措置の助言指導を行う。

（2）非常時の樋門の管理

ア 警戒体制

樋門の管理者は、洪水等により被害が生ずるおそれがあるときは、速やかに準備体制に入るものとする。

イ 警戒体制における措置

樋門の管理者は、警戒体制に入った場合は、次の各号に掲げる措置をとるものとする。

(ア) 操作員の配置

(イ) 樋門の操作のための点検

(ウ) その他樋門の管理上必要な措置

ウ 操作の方法

(ア) 操作員は、排水樋門について、洪水等の逆流を防止し、内水の排除を図るように操作しなければならない。

(イ) 操作員は、用水等の樋門について、洪水時の流水を防止し、堤内地の氾濫を防止するよう操作しなければならない。

エ 警戒体制の解除

洪水等による被害のおそれがなくなったときは、警戒体制を解除するものとする。

4 地震後のため池の点検

ため池管理者等は、ため池地点周辺の気象台で発表された気象庁震度階が4（堤高が15m未満のため池にあっては5弱）以上の地震の場合、防災重点ため池等の点検を行うものとする。

ア 管理者等は、目視による外観点検により被害の有無、程度、緊急度を把握することとする。

イ 管理者等は、ため池の安全管理上必要がある場合、緊急放流、応急対策及び安全対策を実施するとともに、速やかに市町村、関係集落、消防団等に急報し、決壊のおそれのある場合は、避難命令を伝達する。

ウ ため池の情報伝達は、風水害対策編第2部第3章「ため池・樋門の応急対策」による。

第4章 災害復旧・復興計画

災害復旧・復興計画は、災害発生後被災した施設の原形復旧にあわせて、再度災害の発生を防止するため必要な施設の新設又は改良を行う等将来の災害に備える事業対策の計画とし、災害応急対策計画に基づき応急復旧終了後、被害の程度を充分検討して作成し、早期実施を図るものとする。

第1節 公共施設災害復旧計画

災害復旧対策として町で実施するものは、おおむね次の計画によるものとする。

1 公共土木施設災害復旧事業計画

(公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法(昭和26年法律第97号))

- (1) 河川災害復旧事業計画
- (2) 砂防設備災害復旧事業計画
- (3) 林地荒廃防止施設災害復旧事業計画
- (4) 地すべり防止施設災害復旧事業計画
- (5) 急傾斜地崩壊防止施設災害復旧事業計画
- (6) 道路災害復旧事業計画
- (7) 下水道災害復旧事業計画
- (8) 公園災害復旧事業計画

2 農林水産業施設災害復旧事業計画

(農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律(昭和25年法律第169号))

3 都市災害復旧事業計画

(都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針及び都市災害復旧事業費事務取扱方針)

4 水道施設並びに清掃施設等災害復旧事業計画

(水道法(昭和32年法律第177号)、下水道法(昭和33年法律第79号)、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号))

5 社会福祉施設災害復旧事業計画

(生活保護法(昭和25年法律第144号)、児童福祉法(昭和22年法律第164号)、身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)、知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)、老人福祉法(昭和38年法律第133号)、売春防止法(昭和31年法律第118号))

6 公立学校施設災害復旧事業計画

(公立学校施設災害復旧費国庫負担法(昭和28年法律第247号))

7 公営住宅災害復旧事業計画

(公営住宅法(昭和26年法律第193号))

8 公立医療施設災害復旧事業計画

(医療法(昭和23年法律第205号)、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号))

9 その他の災害復旧事業計画

第2節 災害復興計画

1 目的

この計画は、速やかな復興計画の策定と円滑な事業実施により、円滑な社会経済活動及び被災者の生活安定を一刻も早く推進することを目的とする。

2 災害復興の進め方

災害復興においては、町の再建は都市構造や地域産業基盤の改変を要し、住民や多数の機関が関係する高度かつ複雑な事業となることから、応急対策の段階から復興計画の策定に着手するものとし、これを迅速かつ効果的に実施するために、おおむね次の手順で行うものとする。

(1) 復興対策組織・体制の整備

ア 被災直後の救助救出、応急復旧中心の体制から災害復興の体制へ円滑に移行できるよう、町は必要に応じて災害復興本部等の総合的な組織体制を整備するものとする。

イ 災害復興本部の組織・運営は、災害の規模、被害状況等を勘案し、決定することとする。

ウ 災害復興本部の運営に当たっては、災害対策本部が実施する事務との整合性を図ることとする。

(2) 復興基本方針の決定

町は、災害復興に係る基本方針を災害復興本部会議等の審議を経て、できるだけ早期に策定し、公表するものとする。

(3) 復興計画の策定

ア 町は、事業を速やかに実施するための復興計画を作成し、速やかに公表するとともに、計画的に復興を進めるものとする。

イ 計画作成にあたっては、関係機関と調整を図りながら、既存の計画・事業等との整合性を図りつつ実施するものとする。なお、復興計画の作成に際しては、地域のコミュニティが被災者の心の健康の維持を含め、被災地の物心両面にわたる復興に大きな役割を果たすことに鑑み、その維持・回復や再構築に十分配慮するものとする。

ウ 復興計画の策定準備段階に当たっては、多様な価値観を持った様々な行動主体からの参画を得るため、必要に応じて次の取り組みを実施する。

(ア) 被災者、各分野にわたる有識者、住民団体等への意見募集

(イ) 有識者、各種団体からなる委員会や各分野別の委員会の設置

(ウ) 様々な分野におけるシンポジウム、フォーラムの開催等

(4) 復興事業の実施

町は、復興事業の実施にあたり、住民の合意を得つつ、県、国等関係機関と密接な連携・調整のもと、円滑な事業遂行に努めるものとする。

(5) 復興事業の点検

復興事業の推進は長期にわたることから、町は、復興事業の実施中又は実施後において、定期的に住民生活の復興状況やニーズとの乖離等について有識者等による点検を行い、必要に応じて事業変更又は支援事業の実施を行うものとする。

(6) 分野別緊急復興計画の策定

上記に記載する復興計画のほか、災害の規模や社会情勢等の状況により特に重要かつ緊急の対

応が必要な分野があると認める場合は、復興計画の策定と平行して、当該分野に係る緊急復興計画を策定することとする。

3 留意事項

町は、計画的な復興を進めるために、次の事項に留意するものとする。

(1) 事前復興対策（復興手順の明確化、基礎データの整備）

災害復興にあたっては、限られた時間内に復興に関する意思決定、都市計画決定や人材の確保等膨大な作業を処理する必要があるため、復興対策の手順の明確化、復興に関する基礎データの整備等事前に確認、対応が可能なものについてはあらかじめ把握しておくものとする。

(2) 住民の合意形成

地域復興の主体はその地域の住民であることから、早期にまちづくりに関する協議会等を設置する等、地域住民の意見等を反映させながら、復興計画のあり方から復興事業、施策の展開に至る災害復興のあらゆる段階において、地域住民の参加と協力を得て行うものとする。この際、女性や高齢者の視点等、多様な視点が反映されるよう、意見反映の方法に配意する必要がある。

また、決定事項については速やかに公表し、周知徹底を図るものとする。

(3) 技術的、財政的支援の要請

町は、復興対策を進めるにあたり、必要に応じて県に対して技術的、財政的支援等を要請するものとする。

4 資金計画

町は、災害復旧についての資金需要を迅速に把握し、適切かつ効果的な資金の融資、調達を行うため、必要な措置を講ずるものとする。措置の概要は次のとおりである。

(1) 災害関係経費に係る資金需要を迅速、的確に把握する。

(2) 一時借入金及び起債の前借等により、災害関係経費を確保する。

(3) 地方交付税の繰上げ交付を国へ要請する。

(4) 歳入欠陥債、災害対策債、災害復旧事業債について調査し、事業執行計画に万全を期する。

5 暴力団の復旧・復興事業への参入の実態把握と排除

町は、復旧・復興事業への暴力団等の参入・介入を防ぐため、平素から公共工事等における暴力団排除規定を整備するとともに、災害時応援協定における暴力団排除条項の規定整備に努めるものとする。

